

295

達用御省内宮



東  
 京  
 ゴ  
 ル  
 エ  
 ム  
 ゴ  
 ル  
 サ  
 ホ  
 ゴ  
 ル  
 ア  
 セ  
 ビ  
 ル

大日本麥酒株式會社

# 歐米化粧品卸商



弊商會ハ歐  
 米石鹼香水  
 齒磨チツク  
 其他化粧品  
 一切直輸入  
 專賣トシテ  
 時世ノ流行  
 品ヲ撰ミ粗  
 惡品ハ一切  
 販賣セズ總  
 テ現金取引  
 チ以テ價格  
 一定薄利誠  
 實ヲ旨トシ  
 永久ノ御取  
 引ヲ期ス

大阪南區鰻谷御堂筋南

協田レイトツト商會  
會社名

(番千五座口金貯替振)(番十二百七千三東長話電)

日本社會研究會編纂

日本社會年鑑

發兌元

東京

株式會社

隆文館



最近受領賞牌

於東京勸業博覽會

名譽銀牌

於第九回關西府縣聯合  
共進會

壹等賞金牌

於凱旋紀念五二共進會

名譽金牌

於第四回全國五品評會

名譽金牌

弊所最近の發明に係る  
特製品新田式調革は明  
治四十年七月十二日附  
査定書の通り特許第一  
二五〇二號を以て專賣  
特許を得たり

大阪市南區難波

商標註冊



新田帶革製造所

電話(特西七四八)  
西七六八)

新田帶革

東京市京橋區加賀町

商標註冊



新田出張所

電話(新橋一八七)

(御一報次定價表送呈可仕候)



豈  
錄  
商標

懷中良劑  
清快丸

紳士淑女の必携樂  
清快丸は清胃鎮痙を目的とし最新最良の藥  
劑を選んで煉製せるを以て効驗最も著大な  
るのみならず芳香馥郁一たび口に含めば容易に忘れ難き  
の快味ありて是に於て弊堂は世の紳士淑女が常に本劑を  
懷中し給はば猶り自己のみならず他人の急患に施用して  
多くの不幸を救ひ給はんことを熱望して已まざる處なり

効能  
氣痛 腹痛 嘔吐 泄瀉 霍亂 船車暈 宿醉  
頭痛 喉痛 胃痛 腹痛 腹痛 腹痛 腹痛 腹痛  
金五錢 金拾錢 金廿錢 (藥味添付) 金壹圓  
(市着添付) 拾市中着入金貳拾錢 意匠城入金廿五錢  
大阪市堂島蛸橋南詰  
電話東三五四番

高橋盛大堂藥局

### 序

百年の興亡を覬ふものに歴史あり、一日の社會事情を語るものに新聞紙あり、均しく、社會の變化發展を開陳して、吾人の向ふべき歸趣を知らしむ、されど、歴史は簡潔に過ぎ、新聞紙は煩雜に過ぎ、是に依りて急激なる社會の變化發展を學ぶに不便なるは同一也、而して斯く變化發展を學ぶに不便なるの結果は、動もすれば其の觀察を誤り、看過す可からざる大事を逸して、處世の急潮に、溺死する者を出ださんとす、されば、新聞よりも簡潔なる、歴史よりも明細なる指針を呼ぶは、現社會の要求に非ずや、我が日本社會年鑑は、斯の如き要求の下に生れたる也、されば、我が日本社會年鑑は、一面より之を見れば一定の理論的排列によりて統一せられたる一年間の新聞紙也、又一面より之を見れば、短期間の事情を明かにせる完全なる歴史也、以て、新聞紙に煩ひ、歴史に失望せる社會の各員を導いて、各自諸般の事業を經營處理する上に、一大光明たるを得んか。

翻つて歐米の出版界を見るに、各國各州に於て、殆んど「社會年鑑」の發行を見ざるの地なく、其の發行部數の多大なるは、如何に此の種の著述の必要に視せられ歓迎せらるゝかを證し得て餘あり。然るに、我が國に於て、未だ之に指を染めたる者なきは、決して、必要の感ぜられざるに非ずして、編纂に要する資力と勞力との甚大なる而已ならず、特殊の識見に俟つべき者多ければ也。

本書豈特殊の識見を以て編纂せられたりと云はんや。只、吾等は、社會研究の事に従ふ者、聊か自ら得たる處を以て編纂に従へるのみ、之を日本に於ける社會の各員に提供す、一は以て現在の處世經營の資となし、一は以て子孫に傳へて百年回顧の料となすを得んか。

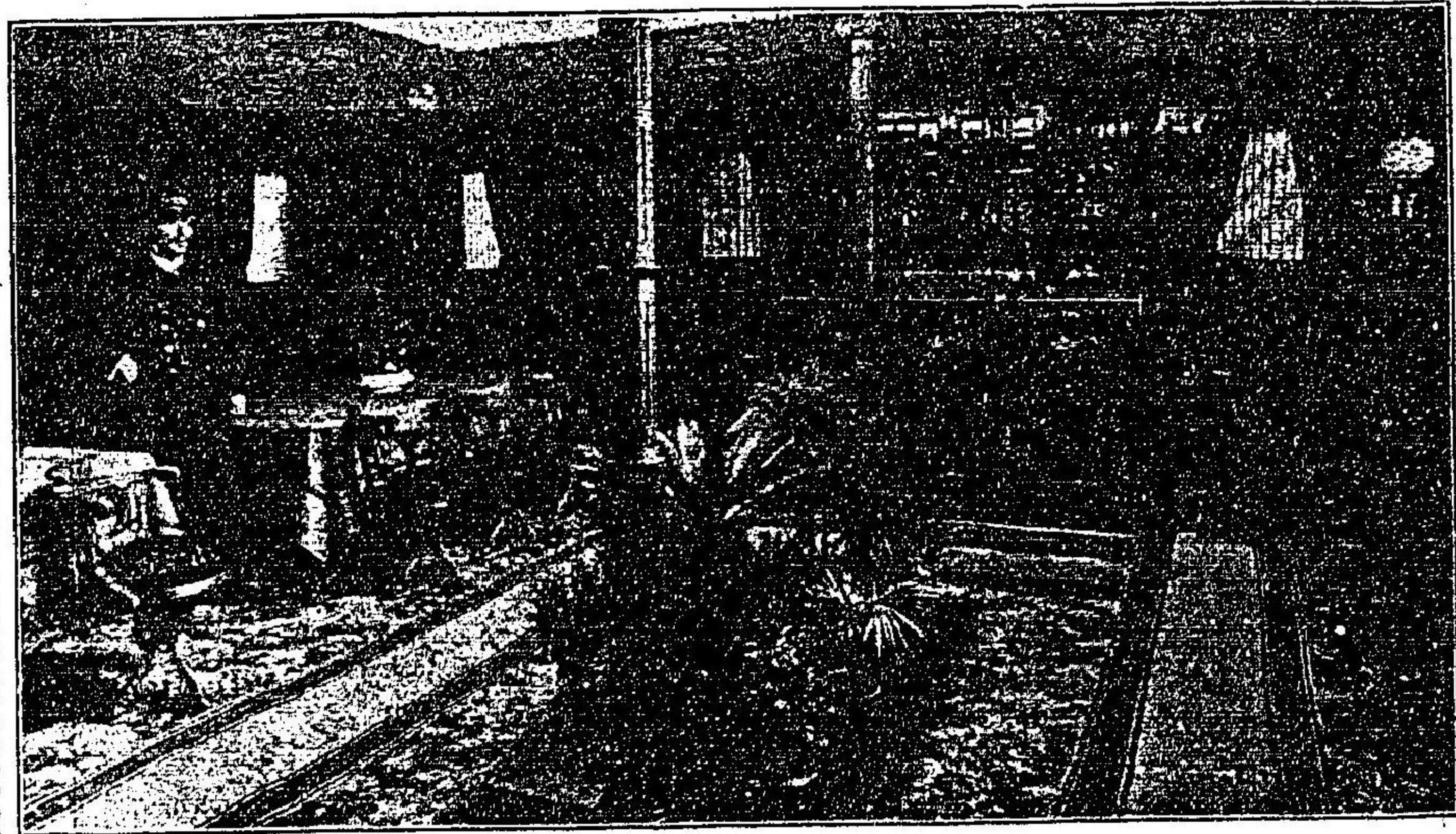
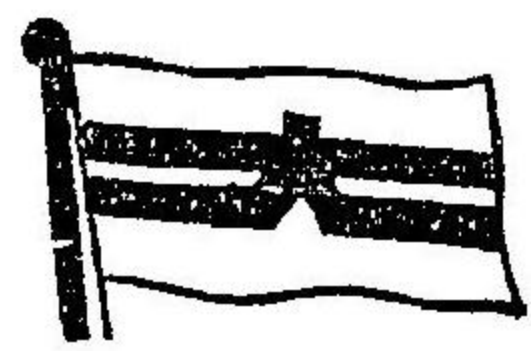
#### 凡例

- 一、本書は、社會研究會の事業として發行する『日本社會年鑑』の第一輯也、爾後毎年繼續して發行することを期す。
- 一、本書は明治三十九年中に現はれたる有らゆる社會事象を網羅せり。
- 一、本書は、本會の全力を盡して編纂せしものなるも、最初の事業のことゝて、已に剞劂に附して、之を見れば、意に満たざる所多し、次輯以下は、進歩せる編纂法によりて、遺漏なからんことを期す。
- 一、本書に挿入せる統計表は概ね昨年度のに依りたれども、昨年度のもの、得られざる分は最近の統計表に依れり。

明治四十年八月上旬

社會研究會

大阪商船株式會社



臺灣航路使用船中會食堂

△使用船は總て設備完全、速力、快駿。

- ◎大阪沖繩線 每月四回 大阪發、神戸、鹿兒島、大島、沖繩行
- ◎大阪鹿兒島線 隔日一回 大阪發、神戸、細島、浦律、鹿兒島行
- ◎大阪下關線 每日一回 大阪發、中國沿岸各港ヲ經テ門司下關行
- ◎大阪安東縣線 每月三回 大阪發、神戸、門司、仁川、鎮南浦、新義州、安東縣行
- ◎大阪元山線 每日一回 大阪發、神戸、門司、釜山、元山行
- ◎大阪仁川線 每週二回 大阪發、神戸、門司、釜山、木浦、群山、仁川行
- ◎大阪大連線 每週二回 大阪發、神戸、門司、大連行
- ◎大阪天津線 每月三回 大阪發、神戸、門司、芝罘、天津行
- ◎神戸基隆線 每月四回 神戸發、門司、基隆行
- ◎橫濱打狗線 每月四回 橫濱發、神戸、宇品、門司、長崎、基隆、澎湖、島、安平、打狗行
- ◎敦賀浦鹽線 每週一回 敦賀發、浦鹽直航

△此外定期航路内外を通じ十餘あり

(1)

# 日本社會年鑑細目

(明治四十年發行)

## 總論

### 第一 政治

一 政治……………一七—二七

内閣の更迭—樞密顧問官親任—内閣交代一覽—各内閣の壽命—小村大使着演—書記官長の任免—大使以下任命—駐佛大使親任—官中杖被差許—外務大臣親任式—樞密顧問官親任—文部大臣親任式—首相の訓示—事務簡捷の訓令—書記官親任式—警視總監の訓令—大使親任式—馬政長官親任—警察事務簡易取扱—樞密顧問官親任—大審院長更迭—馬匹改良の訓令—全國六馬政管區—墨奇駐劄公使更迭—和蘭駐劄公使更迭—後藤男爵辭職—滿鐵總裁任命—兩總督の顧問—臺灣民政長官—歷代道廳長官—道府縣歲出總額—各府縣課稅額—四十年年度豫算概算—重なる事業費……………二九

二 議會……………二九

衆議院議長の選舉—全院委員長選舉—警視廳廢止建議案—京釜鐵道買収法案—減債基金法案—非常特別稅法案—鐵道國有法案—鐵道國有案賛否—郡制廢止法案—議會開院式—三十九年度追加額—臨時軍費の收支—二十二議會の成績—貴族院成績—衆議院成績……………三九

目次

### 三 政黨

政黨宣言書—憲政本黨宣言書—西園寺侯の招待會—大隈伯の演說—政友會議員總會—憲政本黨院內總理—大同俱樂部役員—大同派査定方針—早稻田會談—政友進歩兩黨交渉斷絶—各部黨派別—貴族院議員現在數—進歩黨改黨問題—政黨の勢力範圍—貴族院の異動……………三七

### 四 外交

大使館設置告示—獨逸公使の引揚—公館撤退の訓令—米國々務卿と韓國—米國と日韓人—米國大統領の敎書—清國皇族御着京—日伊條約付屬外交書廢止—遺清大使への勅語—日英兩國の友誼—日清條約公布—勳章御贈進式—英國皇族隨員英大將祝賀辭—停廢條約調印—桑港震災と我帝室及國民—勳章御贈進—御親電—日米版權條約—露公使の總監訪問—獨逸勳章奉授式—桑港義捐金總高—親電御交換—露城子問題—日加條約公布—日加通商條約の由來—露國首相即座辭職—露國王對日意見—日米海底電信開始—獨逸皇帝と日本—日米間追加犯罪人引渡條約—日米海底線の成績—日本人の市民權拒絕—米國政府の回答—桑港の日韓人排斥—日加稅率適用—獨逸宰相の演說—林外相の言明—海牙會議準備委員—日智條約の發表—商務卿の報告—改正日尼瓦條約—湖南暴徒と日本軍艦—露國政府の謝意—露國皇后の御禮意……………四三

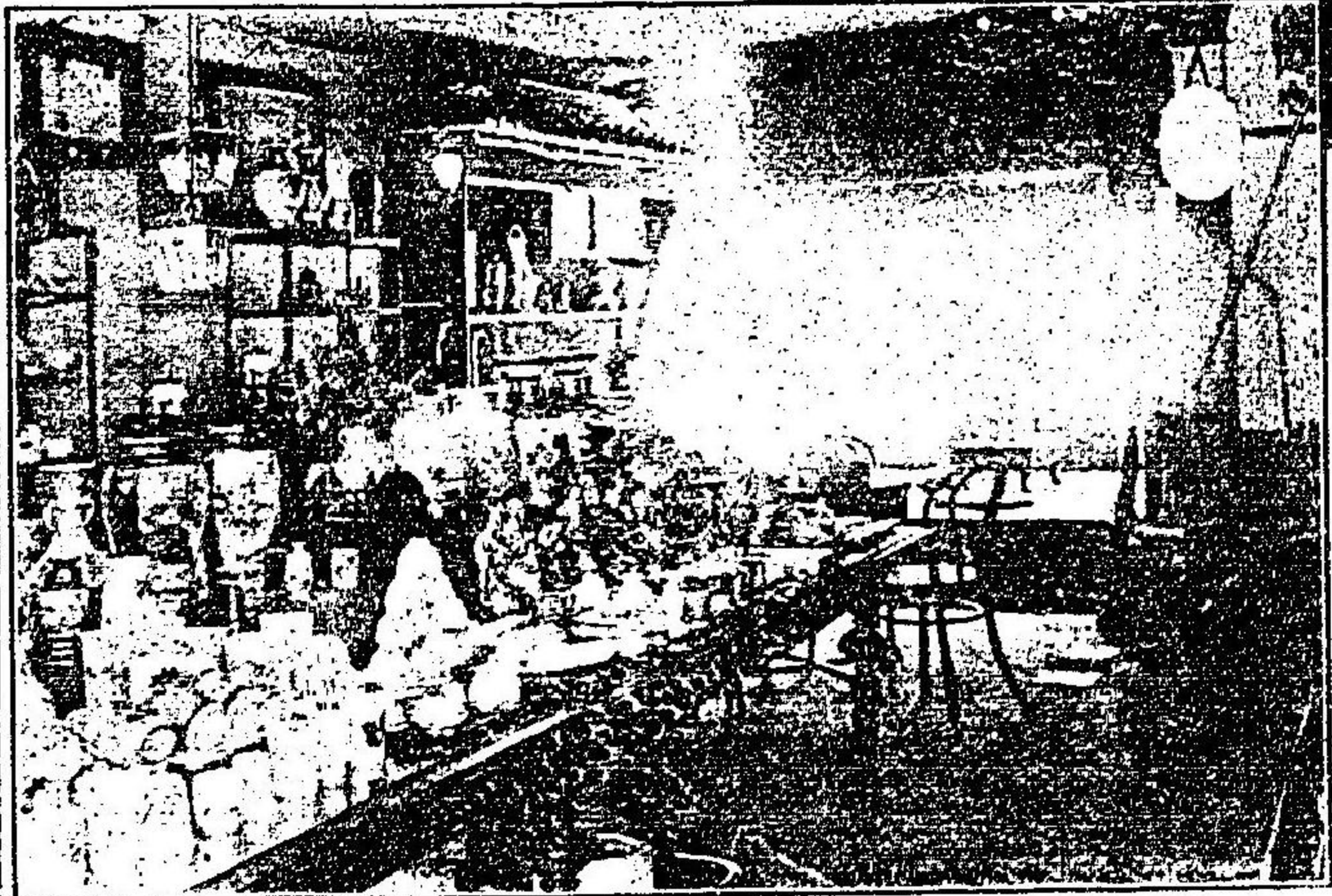
五 法制……………五六

勅令—法律……………七三

六 陸軍……………七三



大 阪 唯 一 の  
ハ イ カ ラ  
陶 器 舖



陶磁器界  
新意匠品  
創製の源泉

美 術 陶 器 商 店  
大 阪 市 西 横 堀 通  
泉 藤 本 店  
長 距 離 加 入 電 話 西 二 千 十 番  
振 替 貯 金 口 座 第 一 五 九 〇 番



# 日本社會年鑑細目

(明治四十年發行)

## 總論

### 第一 政治

一 政治……………一七—二七  
 内閣の更迭—樞密顧問官親任—内閣交迭一覽—各内閣の壽命—小村大使着演—書記官長の任免—大使以下任命—駐佛大使親任—宮中杖被差許—外務大臣親任式—樞密顧問官親任—文部大臣親任式—首相の訓示—事務簡捷の訓令—爵記奉授式—警視總監の訓令—大使親任式—馬政長官親任—警察事務簡易取扱—樞密顧問官親任—大審院長更迭—馬匹改良の訓令—全國六馬政管區—墨哥駐劄公使更迭—和蘭駐劄公使交迭—後藤男爵叙勳—滿鐵總裁任命—兩總督の顧問—臺灣民政長官—歷代道廳長官—道府縣議出總額—各府縣課稅額—四十年年度豫算概算—重なる事業費

### 二 議會

衆議院議長の選舉—全院委員長選舉—警視廳廢止建議案—京釜鐵道買収法案—減債基金法案—非常特別稅法案—鐵道國有法案—鐵道國有案賛否—郡制廢止法案—議會開院式—三十九年度追加額—臨時軍費の收支—二十二議會の成績—貴族院成績—衆議院成績

### 三 政黨

政友會宣言書—憲政本黨宣言書—西園寺侯の招待會—大隈伯の演說—政友會議員總會—憲政本黨院内總理—大同俱樂部役員—大同派查定方針—早稻田會會議—政友進歩兩黨交渉斷絶—各部黨派別—貴族院議員現在數—進歩黨改革問題—政黨の勢力範圍—貴族院の異動

### 四 外交

大使館設置告示—獨逸公使の引揚—公館撤退の訓令—米國々務卿と韓國—米國と日韓入—米國大統領の教書—清國皇族御着京—日伊條約付屬外交文書廢止—遺清大使への勅語—日英兩國の友誼—日清條約公布—勳章御贈進式—英國皇族隨員英大將祝賀辭—停條約調印—桑港震災と我帝室及國民—勳章御贈進—御親電—日米版權條約—露公使の總監訪問—獨逸勳章奉授式—桑港義捐金總高—親電御交換—京城子問題—日加條約公布—日加通商條約の由來—露國首相即慘劇—肅親王對日意見—日米海底電信開始—獨逸皇帝と日本—日米間追加犯罪人引渡條約—日米海底線の成績—日本人の市民權拒絕—米國政府の回答—桑港の日韓人排斥—日加稅率適用—獨逸宰相の演說—林外相の言明—海牙會議準備委員—日智條約の發表—商務卿の報告—改正日尼五條約—湖南暴徒と日本軍艦—露國政府の謝意—露國皇后の御禮意

### 五 法制

勅令—法律

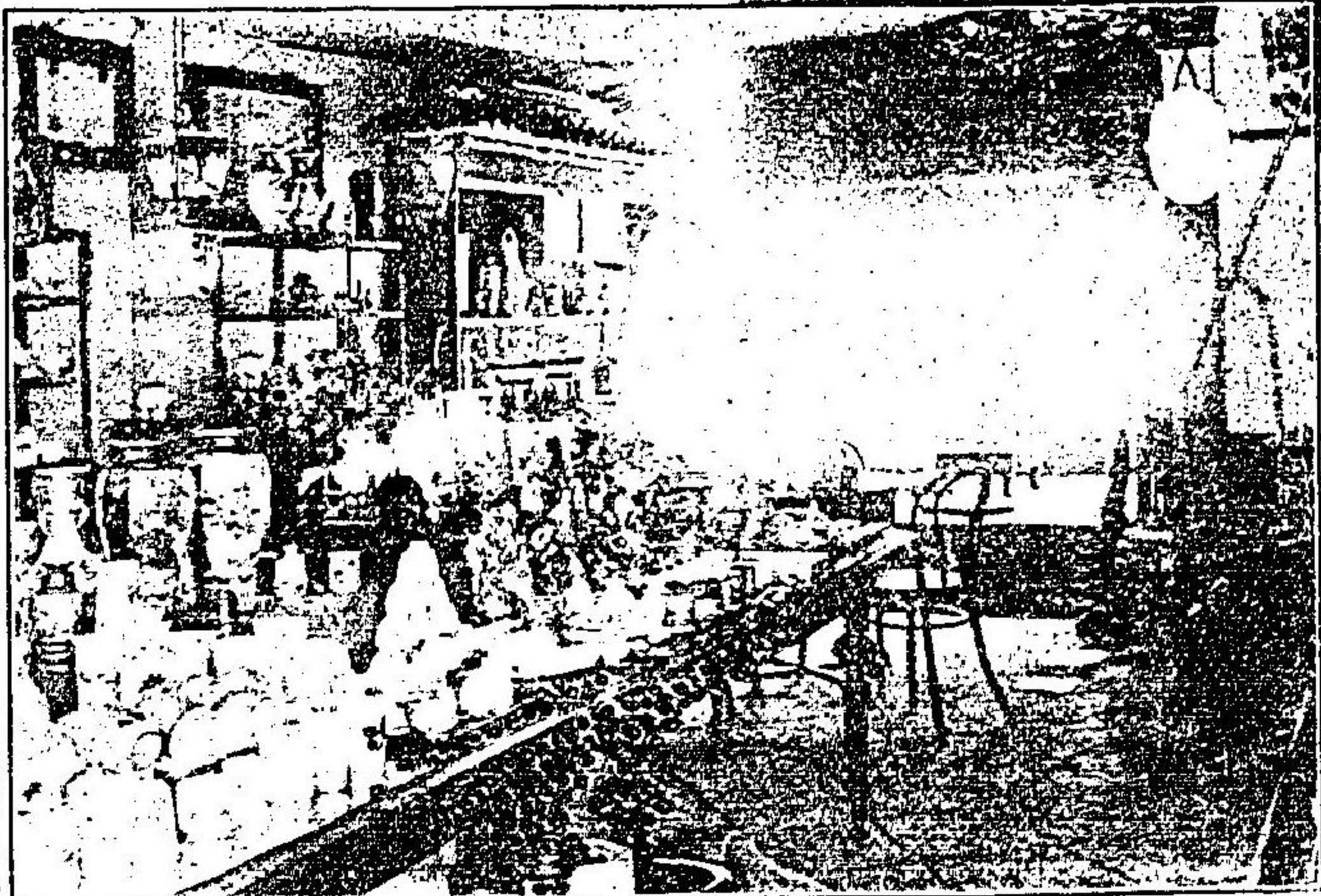
### 六 陸軍

……………七三

目次



大阪唯一の  
ハイカラ  
陶器舗



陶磁器界  
新意匠品  
創製の源泉

美 術 陶 器 商  
大 阪 市 西 横 堀 通  
泉 藤 本 店  
長 距 離 加 入 電 話 西 二 千 十 番  
替 貯 金 口 座 第 五 一 九 〇 番

目 次

大山總司令官の凱旋及復命書 大本營解散と勅語 野津大將の凱旋及復命書 勅語及命令 全國傷病患者 赤十字社救護 川村大將凱旋及復命書 皇后陛下の命令 市凱旋大將軍 元帥稱號授與式 陸軍恤兵金品 口需戰役の損傷 三大將親任式 參謀本部次長親補 親任親補式 凱旋歸還軍總員 凱旋大觀兵式 三大將親任 戰役と救護人員 陸軍々制調査委員 赤十字社役員選舉 赤十字社總會並追弔祭 赤十字總會 參謀總長親補式 陸軍將官昇任 特命檢閱使 師團長交迭 轉補其他事故 日本赤十字正副社長勅許 徵兵指揮の特典と取調 愛國婦人會の決議 陸軍大將親任式 長途騎乘の結果 陸軍戰病死者總數 軍旗親授式

七 海軍 聯合艦隊の解散 海軍將官轉補 軍事參議官親補 大臣禮遇 無線電話の成功 新造軍艦生駒 軍艦籍の編入替 驅逐艦疾風進水式 ノーヴキツク浮揚 姉妹艦の入港 軍艦香取の武力 金州丸の俘虜將校處分 伏見進水式 海軍將校の行賞 筑波艦の好成绩 筑波の武力と速力 軍艦薩摩の進水式 英國海相の祝電 齋藤海相返電 我國の軍艦薩摩と英國の「ドレッドノート」 最新式の戰艦 日本海軍力の増加 我國造船術の進歩 橫須賀進水軍艦 海軍内大異動 三笠沈没調査顛末

八 滿洲 滿洲要地の開放 秦皇島遼陽附屬約 滿洲に於ける赤十字事業 奉天の赤十字事業 奉天開放の實行 大連市上水道敷

設 關東州民政署十年計畫 關東州民政署豫算 昌圖軍政署撤廢 大連開放通告 軍政撤廢公報 關東都督府職員 四平街警署廢止 北滿洲と日本人 滿鐵職員任用 滿鐵副總裁 理事と秘書 長春の開放 瀋陽子委員の引揚 瀋陽子境界協定案 北滿洲の開放 營口還附終了 營口還附條件 滿國政府謝狀

九 韓國 統監開府演說 旅券下附と統監府 閣臣の改革意見 統監府の施設 產業借款内容 韓國電報料改正 韓國高官の捕縛 統監と内國官廳 韓國の司法事務 韓國に關する諸勅令 統監府法務院 巨文島郵便受取所 韓帝の勅語 釜山港橋樑竣工 韓國の畜産衛生 韓國新設郵便局 法典調査委員會任命 統監府職員の任命 退去命令 韓國駐軍司令官部條例 韓國新殖會社 統監の教育訓示 京釜鐵道買收價格 統監府の治績 韓國來年度の豫算概要 韓國及樺太行郵便物 關東都督府官制 民政部 郵便電信局 法院令 官等俸給令 特別任用令 法院判官檢察官任用令 秘書官任用令 關東州に於ける諸般の制規 陸軍部條例 奉天新民屯間鐵道 都督府各法院 都督府民政署 親書捧呈 韓國詔勅の全文

一〇 新領土 臺灣 樺太漁業同志會決議 境界測定委員屬員 露國の樺太境界測定委員 樺太の電報料 樺太電信線路工事 樺太島殖民 地測定 樺太鐵道全通 樺太漁業上の二軍令 樺太上半季波

目 次

船者 來年度樺太豫算 南樺の露國臣民 樺太南部の名稱 樺太所管の決定 樺太の殖民地區劃 樺太軍用鐵道 樺太漁業料沿革 震災被害數 臺灣再度の震災被害數 臺灣富鐵法の發布 臺灣の鐵道工事 臺灣の緊急律令 臺灣總督府令と官報

第二 經濟 一 財政 過去の財政 現時の財政 國債 一 一九一 二五七 二 貿易 外國貿易の發達 明治卅九年の貿易 輸出貿易 輸入貿易 國別貿易 一 三〇 三 陸運 我國鐵道の發展 官私鐵道の建設費 停車場及車輛 鐵道貨客輸送の増加 鐵道資金收入 鐵道營業收支 三十八年度の假免狀及免狀の付 鐵道國有法の公布 京釜鐵道の國有 電氣鐵道 馬車鐵道 馬車 人力車 荷車其他諸車 一 四四 四 海運 船舶の増加 汽船の激増 大汽船増加の傾向 船齡 汽船船買の進歩 帆船 内地新造船と外國購入船 海技免狀受有者の増加 一 四九 郵便 我國郵便の發達 郵便局 郵便線路 郵便物件取扱數 外國郵便 內國郵便爲替 外國郵便爲替 內國小包郵便 外國 一 五三

國小包郵便 日露戰爭と郵便 一 六〇 五 電信 電信線 電信使用の増加 一 六一 六 電話 電話加入者數の増加 電話線の延長 郵便及電信電話收入 一 六二 七 金融 戰後の金融 金融機關 通貨及物價 貯蓄額 新企業 手形交換 一 七三 八 商業 我國の商業 商業會議所 商業會社と資本金 商業會社の種類取引所 取引所の賣買高と物品 重要品相場品 外人設立の商業會社 一 八〇 九 工業 我國の工業 工場數と職工 動力の種類と馬力數 工業の種類 製絲場と產出高 織物戸數機數 織物種類と產額 紡績業 洋紙製造業 製紙會社數及資本金 其他各種製品 產額雜貨 工業會社資本金 諸關工廠 外人設立の工業會社 一 九〇 一〇 鑛業 我國の鑛業 試掘 採掘 稼業鑛山と休業鑛山 重要鑛物の產出及製出の消長 重要鑛產價額 銅の產額 石炭の產額と其輸出 最近石炭產地別 重要鑛物の輸出及輸入 重要鑛產の輸出 臺灣の產金 樺太の鑛產 鑛業收入

一 農業……………一三六

我國の農業 耕地 重要農産物 米作 米作の種類 粳米 糯米 陸米 米の需給と輸入米の激増 米産地別 粳作 大麥 裸麥 小麥 麥作の不振と輸入麥 麥作地別 大小豆及雜穀の生産 大小豆及雜穀類の作付反別 大小豆及雜穀の一反歩平均收穫 特用農産物の生産及耕作 春夏秋冬の地方別及生産價格 生絲の生産 生絲の輸出と内地消費高 生絲生産地別 桑畑反別 製茶の内地消費 製茶の産地別 茶畑反別 臺灣の糖業 漆の生産 種牛馬の増加 牛の種類 牛の産出及斃死 乳用牛 牛飼養地別 馬の種類 馬の産出及斃死 馬の地方別 養豚の現状 屠畜の状況

二 労働……………二二二

勞力の供給 勞力の現状 工場労働 工場及労働者の増加 職工の種類 官設工場と職工 労働者の分布 労働賃金の騰貴 各種労働賃金累年の比較

三 林業……………二二七

森林原野面積 森林地所屬別 原野所屬別 林種別 森林収入 森林植栽

四 水産……………二二二

漁獲及製造物の地方別 重要漁獲物 北海道の重要漁獲物 水産養殖場 養殖場漁獲高 漁獲高及水産製造物府縣別 遠洋漁業の現状 製鹽 製鹽の地方別 日露戦後に於ける水産業の發展

一五 移民……………二四〇

我國の移民 海外移民 海外移民の職業 在外邦人の歸來者 海外出入邦人の對照 海外在留本邦人總數 本邦人の海外在留國別 三十九年の布哇移民 布哇移民手續の改正 移民會社 海外移民の收得金 海外移民の増加と貿易の發達 布哇の各國移民と日本の地位 國內移民 北海道移民 北海道移民の職業別 北海道移民國別 北海道移民地別 北海道移民の歸來者 北海道移民と歸來者との對照 北海道移民の生産力 臺灣移民 臺灣移民者縣別 臺灣移民者地方別

一六 發明 特許……………二五二

發明特許 意匠登録の發達 商標登録 特許意匠及商標に關する審判 日露戦争と特許及意匠及商標登録 發明特許の種類別 意匠登録種類別 商標登録種類別

第三 教育 宗教……………二五八—三二二

一 教育……………二五八 卅九年度教育界の大勢 實業教育機關の不足 文部省の學校擴張方針 戦後實業教育の普及 高等水産教育 農業學校の新設 海外留學生 全國實業學校長會議 明年度に於ける文部省の計畫 新設三大學 女學校卒業生の相場 外國に於ける女流教育者 牧野文相の訓示 文相訓令の實行方法 下宿制度の調査 其他の風紀取締 學生徵兵忌避問題 男女共學說 未成年者の飲酒禁止法案 小學教育 各

府縣教育費細目表 義務教育年限の延長 小學教員優待問題 小學教員俸給問題 教員住宅問題 教育獎勵金 第一回全國教員會 東京市教育五年計畫 視學制度の改正 懸賞歌詞募集 現行普通文法の發行 大學の講座増設 帝國學士會院 高等學校と外國語教授 羅馬字ひろめ會 私立學校 私立學校許可の方針 不正學校の取締 私立大學校 私立大學校研究科の合併計畫 學位令の改正 清國留學生 總數調査雜誌 留學生と學校 速成科の弊害 放浪學生 大の習風 書籍雜誌 我學生の滿韓旅行 訖音矯正 貧民教育 万年學校 牛込慈善學校 大學獨立問題 第一高等學校の轉校問題 京都帝國大學文科大學文科新設 高等教育會議第十回 各學校卒業生一班

二 宗教……………二九八

本年宗教界の概観 基督教の活動 實業家と基督教 法曹と基督教 我國基督教の現状 日本基督教會傳道局の獻金 傳道局明年度豫算 主なる會合 日本基督教大會 福音同盟會大會 新設の教會 救世軍の近況 大日本宗教家協和會 神佛兩教 神道諸派と其教職 神道各派と神職試驗 神社佛閣合併の勅令 天理教獨立不認可 總持寺移轉問題 禪の勃興 宗教に關する出版物

三 感化事業……………三一〇

感化教育 出獄人保護事業 瀧の川學園 東嶺家庭學校 東嶺自營館 不良少年感化船

第四 學藝……………三三—三七八

一 科學……………三三一

思想界の概観 所謂狂教の衰退 所謂星輩觀念の減退 研究心の實際化 禪味の散逸 主意的思潮 無我死の閉鎖 見神の心理 眞面目の宗教論 哲學界 プラントマチズム 哲學的方法論 其他の問題 倫理學界 道德對自然 宗教對道德 男子對女子 史學界 心理學界 自然科學界 人類學 地質學 地文學 動物學 醫學 理科學 言語學 科學の普及 科學知の普及 所謂「辭書時代」婦人と讀書界 發明界一瞥

二 文學……………三二四

文藝界概観 新要求新精神 夏目漱石 島崎藤村 國木田獨步 多望の新進作家 小説界の新傾向 在來の作家 所謂家庭小説 一種の夢幻派 重なる作家と作物 小説の懸賞募集 西歐小説の翻譯 脚本の新作 詩界 民謡の蒐集 歌劇 詩集の出版 短歌 俳句 評論 文藝對社會的問題 二大見解 文藝獨立論 文藝非獨立論 文藝對宗教問題 他の重なる論議 少年文學 文學に關する出版物 新聞雜誌の文藝趣味 文學上の集合 二大新聞の革命 出版界概観 文學家の計

三 音樂……………三五二

音樂興隆の兆候 音樂會の流行 和洋折衷式 俗曲保存と民謡研究 歌樂劇の問題 洋樂界 和樂俗曲界 宮中の雅樂 國家の前途問題 音樂家の計

四 美術……………三六一

目次

美術趣味の普及—美術界の大問題—本年の畫界—建築—彫刻—其他の重なる事象—山本芳翠氏—久保田米穂氏  
三六八

五 劇  
東都劇壇—京阪の劇壇—俳優及び劇壇關係者の計—俳優の名題昇進及び改名—俳優投票—文士劇—劇場及び女優學校の設立—脚本—劇界の將來問題—俳優の計  
三六八

第五 社會  
一 風俗  
新年の時世粧—夫人向の式服—令嬢向の式服—花柳界の新粧—頭髮—履物—ネクタイ新形—頭髮飾品—東裝留針及袴—肩掛箕入と煙管—春の裝—婦人の紋服—學服—縞物—友誼襟—下着—丸帶—片側帶—此他—肩掛—半襟—シホン製頸卷—手套—ハンカチーフ—男子用の着物—同羽織—男帶—袴地—メレンスの流行—化粧品—夏の裝—婦人の晴衣—暑服—縞物—丸帶—單帶—長襦袢—男子向時着—縞物—帶—袴—實用向の品—セル及びフランネル—夏帽—避暑旅行攜帶品—秋の裝—裕地—流行の箕入—袋物—冬の裝—衣裳—下着—縞物—下着—羽織—長襦袢—肩掛—男子向の紋服—暑服—帶—袴—背廣—モノニンゴコート—フロッコ—ト—外套—冬帽子—懷中時計—造花の花簪—羽織の紐—裁縫の贈り品—室内裝飾品—流行の衣飾品—衣服の着かた—新式化粧品—女學生間の流行物—概観  
三九七

二 娛樂  
三九七

相撲—招魂祭餘興—五月場所—地方巡業の番附—高砂部屋と常陸山—相撲常設館—大阪相撲—歌曲舞踊—柳橋の御守殿踊—講武所の新曲—鹽岸島藝妓の彈初—赤坂の萬歲踊—本年二月—芳町の新曲—讀賣新聞のラッパ節募集—萬朝報の狸話正調—新橋の鹿子踊—鐵道五千哩の祝歌—藤間の大さうじ—新曲花の袖—芝浦音頭—富士山頂の舞踊—吉原俄—京都花街の新曲—名古屋の新曲—甚内祭と甚内節—秋田サ、ラ舞—玉取姫のサノサ節—歌澤の新曲—片山春子邊曆—落語及其他—文藝協會—浪花節の勃興—義大夫—長唄—歌留多會—能樂—狂言師の紛擾—古老の不振—金剛家の和歌—金春の後繼者—能樂俱樂部と養生—金剛善覺道善—能樂會の式能—園藝—正月の盆裁—春の花—夏の草花—秋の草花—冬の花—運動—野球—早稻田と一高—一高と慶應—第二回米艦ウ軍對早大—第三回米艦ウ軍對早大—學習院野球選手—野球優勝盃—第二回學習院對アメチユア—學習院—早大—早大とアメチユア—右の復讐試合—早大と學習院—右の第三回勝負—第三回學習院とアメチユア—早大と慶應の大マツチ—第二回大マツチ—早慶野球中止事件—庭球—神戸商業—早大に慶應—早慶第二回試合—早大對高師試合—慶應と高師—水戸中學上京—高商對早大—高師と慶應—高師と高商—兩大關の合戦—高師と早大—慶應高商—學習院と早大—右の復讐マツチ—駒場の大運動會—競馬—東京競馬場の新設—上野競馬會—橫濱根岸の競馬會池上の競馬—端艇—帝國大學端艇競漕—水泳—フートボ

目次

ル試合—自轉車—長距離競争—九州一週千哩—名古屋の自轉車會—全國聯合自轉車競走會—雜事  
四四〇

三 家庭  
家庭—家政—改良服の影響—衣服の仕立又は和洋洗濯—造花の新發明—保育器新發明—火熨斗—兩用膠卷—志麻帖—羽毛織物—常盤草履—小兒用の運動機—包厨—新案臺所—道具の發明—冷飯—日本料理の献立—婦人の職業  
四四九

四 衛生  
衛生—皮膚病の流行—婦人の秀髮—素人臨時藥—學校と兒童—夏の牛乳—白粉の鉛毒—トラホーム—腦脊髄膜炎の告諭—大人の麻疹—夏期飲料—混砂米—夏の衛生—夏の化粧—脚氣—淋疾に就て—甘藷に就て—豆腐の滋養分—秋の腦病—河豚の中毒—肺結核と豫防法—本年度諸般の衛生—腸室扶助—腦脊髄膜炎—ペスト—赤痢の新療法—英吉利病—市内の衛生  
四六〇

五 犯罪及自殺  
犯罪—本年の犯罪—殺人術の進歩—自殺—原因—河野廣中氏等の無罪宣告—電車賃値上事件—社會對個人問題と犯罪及自殺—男三郎の公判—袖屋殺時三郎—男三郎と時三郎—風紀  
四七七

六 風紀  
學生の徵兵忌避—女學生の厭世—女學生の希望—無賴書生—女學生の墜落—諸國留學生  
四八二

七 雜  
丙午の迷信一月の景況—九條公爵の薨去—歌御會始—第二  
四八二

社會年鑑細目(終)

附錄  
皇 室  
三十九年略史  
大臣 知事 局長  
貴族 院 議員  
衆議院 議員  
多額納稅者  
神道佛敎各派管長 族

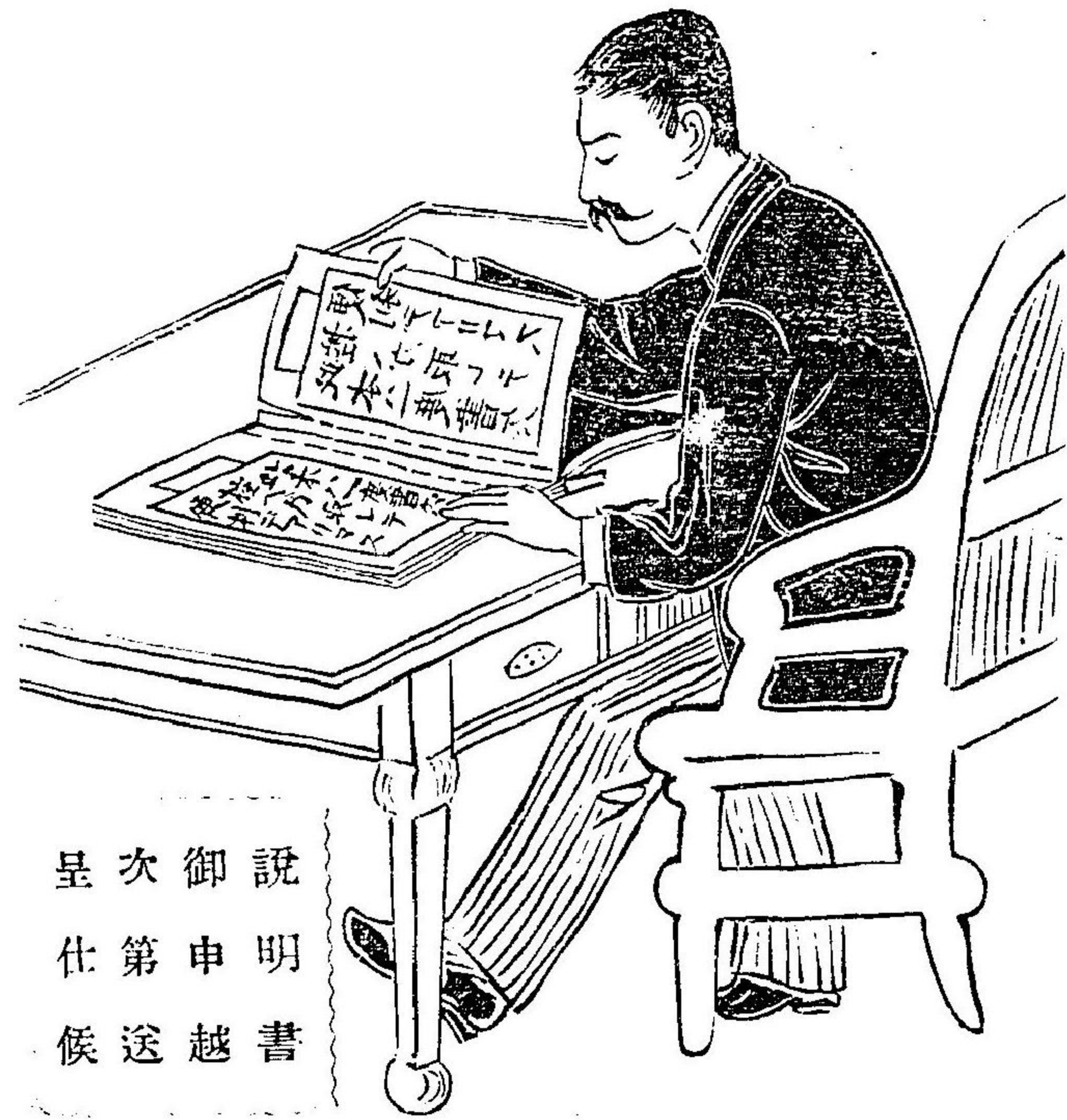
回陸軍歡迎會—英國皇甥殿下—第一招魂祭—電車賃上事件—帝國圖書館—伊國皇族—花見の八州—蒙古王來朝—大觀兵式—靖國神社大勲祭—凱旋軍大歡迎會—紀念圖書發出—鐵道五千哩祝賀會—兒玉大將逝く—富士登山の大流行—大阪毎日の高山生活—滿鐵巡航船—慰安旅行—汽車博覽會—臺灣彩票發賣—團子坂の菊—佳節の新宮—二臺商の祝賀—靖國神社例祭—西の市—薩摩進水式—年の市

# 實 用 新 案 登 錄

諸官衙 會社 銀行 及商工 業家 御用

## 輕 便 複 寫 簿

於各博覽會共進會銀銅牌受領



各地文房具店書肆紙商雜貨店にて販賣す

說 明 書 御 申 越 次 第 送 候 呈

### 製 造 發 賣 元 柳 瀨 商 店

大 阪 市 北 區 老 松 一 丁 目

# 日本社會年鑑

社會研究會編輯

## 序論

一、若し維新前後の故人を墳墓の裡より起して、日比谷原頭若しくは銀座街頭に立たしめ、その周囲の現象に眼を止めしめんか、彼等は果して如何なる感觸を以て之れを迎へ、これを享受せんとする乎。想ふに彼等の眼は、必ずや正に大なる驚愕と怪異の念とを以て眩惑せられずんば止まざるべし。彼の林の如き電柱、蛛網の如き電線、虚空に聳ゆる大厦高樓、縱横に布き詰められたる黒鐵の軌條、妖怪の如くに駛走停止自在なる幾百千となき車臺、疾風の如き自轉車、塵を揚げ風を切つて馳せ行く自働車、さては西に東に、北に南に、馬車飛び、電光輝き、而して人は此の間を肩摩蹴躑して行き交ふ。多忙の狀、雜沓の様、いづれか是

れ彼等の驚異に値せざるべき。何物かこれ彼等が怪訝の種ならざるべき。蓋し斯くの如きは、彼等が曾て夢寐にだも豫測し能はざる所のものなればなり。豈に昔に彼等のみといはんや。今人と雖も恐らくその今日あるを豫期せしもの殆んど稀なるべし。而もこれ僅かに最近四十年間の所産なりとせば、誰かまたわが明治文運の迅且つ大なる發展に一驚を喫せざるものあらんや。況んや、斯くの如きは僅かにその一部分の現象に過ぎざるをや。さらば、その是をして此處に到らしめたる史的動機は如何。その開歴過程は如何。乞ふ左に少しく明治文明史の一片を伺はん乎。

二、先づこれを國民思想發展の上より見むに、維新の當初にありては、舊事物、舊制度、舊信仰、舊習慣、若しくは舊思想、舊感情等のあらゆる舊きもの悉く破壊せられて、新事物、新制度、新信仰、

すつん人き  
血を増し肉を肥し  
身を強し力を増し

鶴  
歳  
龜  
齡  
の  
友



滋  
養  
強  
壯  
補  
血  
大  
王

滋養強壯 補血大王  
矢熊商會  
大阪  
元

新習慣、若くは新思想、新感情等の所謂新らしき者の未だこれに代はるべき確固不拔のものなく、世は擧げて渾沌の裡に漾ひつゝありき。されど、舊きを捨て、新しきを歡び迎ふるの傾向は、當時殆んど一般國民の風潮をなしたりければ、其の風潮を汲み、其の要請に應じて、新時代に處すべき道を示すものは、主義の如何、事の是非善惡を問はず、殆んど渾べてを擧げて一般に悦び迎へられたり。而して其の要請に應ずべき新事物新思想等の所謂新しき者は、所詮破壊されたる舊日本に見出さるべきものにあらざる。此は新に知られたる諸外國の内より見出されざるべからず。これ當時の如き破壊に伴う必然の結果にして、また實に新奇を好む新時代の人心に恰適すれば也。然り、斯くして先づ渾沌たる我が思想界に一道の光明を注入したるものは西洋趣味<sup>II</sup>或は西洋心醉主義<sup>II</sup>なりき。

西洋趣味の輸入は、當時萬般の舊物を破壊して、新物を渴仰する人心の缺陷に投じて一大功果を奏したり。而して其が鼓吹者も、朝に野に其の人趣なからざりしと雖も、三田翁福澤諭吉氏の如きは、

蓋しその尤なる第一人なるべし。氏は英國功利派の流れを汲むで、我國古來よりの風俗、習慣、道德等のあらゆる方面に涉つてを根底より覆へんと試み、熾に功利實益の學を唱導し、私塾を三田の高臺に設けて子弟を訓陶し、以て専心此の趣味の擴張に盡せり。其の著『學問のすゝめ』、『世界國づくし』等の如き、いづれも此の意義を含まざるなく、文體も極めて平易に、且つ解り易く書かれたれば、俗人と雖も尙ほ能く了解し得たりなり。されば、幼稚なる當時の思想界を裨益せしめて、また實に尠少ならざりし也。

福澤氏と相並んで、其の功また殆ど相均しき西洋趣味鼓吹者の一人は、敬字中村正直氏なり。氏は小石川臺六天町に同人社なる一家塾を興して、福澤氏と相均しく功利派の立脚地よりして盛に西洋道德の鼓吹に盡す所あり。其の著『西國立志編』、『西洋品行論』等の如きは、當時聖書に次ぐの經典として、一世の人心を風靡したること殆んど今日の豫測し能はざるほどなりき。

斯くして西洋趣味は、我國上下の階級を遙じて一大風潮となり、上は廟堂の政事より、下は衣食

住の微に到るまで、殆んど此の渦中に漂はされざるなき有様とはなれり。されば洋學を研究する者日を追うて盛になり、従つて譯書の刊行せらるゝものまた日に月に多きを加へ來りぬ。而して此等の刊行物は、皆いづれも喝采を以て迎へられざるはなかりき。中にも兆民中江篤介に依つて譯されたる『民約論』の一篇の如きは、過激を愛し、奇矯を喜ぶ當時の急進者流に競うて繕讀せられ、其の説は熾に鼓吹せられて、自由民權の聲、一世を風動するに到れり。また以て當時の社會が如何に新物を愛し、革新を愛し、奇激を愛せしかを窺知し得べきにあらざるや。

一代人心の風尙斯くなる時に當つて、一方にはまた新聞紙の相次で起るあり。而して其の記者はいづれも當代知名の士にして、大方は西洋思想の懷抱者ならざるはなかりき。勿論その説く所の主義にこそ漸急の差違はあれ、西洋趣味の鼓吹を以て一代の人心を導かんとするに到つては、いづれも同一根柢より來らざるはなかりき。されば音さへ西洋趣味に心酔したる我が思想界は、此等の有力なる新聞紙の助勢を得て、一段と其の氣勢を高

めつ、世は靡然として洋化し去らんとするの勢なりき。而して此の傾向の政治上に顯はれては、七年一月、副島、板垣、江藤、後藤等四參議の民選議院設立の建白となり、次いで愛國公黨の組織となるに及んで、殆んど其の全盛を極むるに到れり。其の建白書の要に曰く、『方今政權の歸する所を察するに、上帝室に在らず、下人民に在らずして、獨り有司に歸す、是れを以て政令百端朝令暮改、政刑情實に成り、賞罰愛憎に出で、言路壅塞、困苦告るに所なし。此くの如くにして因循改めずんば、國家土崩の勢を致さん。之れを振救するの道唯天下の公議を張るに在り。天下の公議を張るは民選議院を立つるにあるのみ。夫れ人民政府に對して納税の義務あるものは、理として當に其の政府の事に關與するの權利あるべし。これ天下の通論にして、民選議院の據て立つ所の原理なり』と此の建白の一たび世に出づるや、民選議院論は、天下を擧げて振撼せり。而して學者論客のこれを論議するもの、一時天下に騷然たりき。就中、加藤弘之、西岡、森有禮氏の如きは、民選議院尙早論を唱へて、盛に反對の氣勢を示せしと雖も、民

序 論

選議院論は、さる保守的一派の反動に耳をも籍さ  
で、國民的思想の大潮流に駕して驚進せり。而し  
て其の功果は、十四年國會開設の詔勅煥發するに  
及んで收得されたり、曰く

朕祖宗二千五百有餘年の鴻緒を嗣ぎ、中古紐を  
解くの乾綱を振張し、大政の一統を總攬し、又  
夙に立憲の政體を建て、後世子孫嗣ぐべきの業  
を爲さむことを期す、嚮に明治八年元老院を設  
け、十一年に府縣會を開かしむ。是れ皆漸次基  
を創め序に循て歩を進むるの道に由るに非るは  
莫し。爾有衆亦朕が心を諒とせむ。

顧みるに、立國の體、國各宜しきを殊にす。非  
常事業實に輕舉に便ならず。我祖我宗照臨して  
上に在り、遺烈を揚せ、洪謨を弘め、古今を變  
通し斷じて之を行ふ、責朕が躬に在り。將に明  
治二十三年を期し、議員を召し、國會を開き、  
以て朕が初志を成さんとす。今在廷臣僚に命じ、  
假すに時日を以てし、經畫の責に當らしむ。其  
組織權限に至ては、朕自ら衷を裁し、時に及で  
公布する所あらんとす。  
朕惟ふに、人心進むに偏して、時會速なるを競

う。浮言相動かし、竟に大計を遺る。是れ宜し  
く今に及び諷訓を明徴し、以て朝野臣民に公示  
す可し。若し仍ほ故らに繰急を争ひ、事變を煽  
し、國安を害する者あらば、處するに國典を以  
てす可し。特に茲に言明し、爾有衆に諭す。

是れより先き、西南戰爭の終りを告ぐるや、廟  
堂に在りては、歐化主義急進派の勢力尙ほ旺盛を極  
むる在り、西洋の文物は茲に益々上下社會の歡迎  
する所となり、一も二も西洋ならざる夜が明けぬ  
有様なりき。されば文學の如きも、在來の我國小  
説類よりは、却つて文學としては三文の價値なき  
も彼方の政治小説類愛讀せられ、中に革命に關  
する翻譯小説類の如きは殊に愛好せられたり。同  
時に漢字を排斥せんとする『かなのくわい』假名  
をも合はせ廢せんとする羅馬字會の如きもの、頻  
々相次いで起りにき。昔に學術文藝の上に於て然  
るのみならず、百般の事物に於て、彼は常に我れ  
に優り、我れは常に彼に劣るものとの感想は、當  
時一般社會を支配したる唯一の風潮なりき。而し  
て此の風潮の最も旺盛を極めたるは、明治十八九

年頃に於ける、第一次伊藤内閣の極端なる歐化主  
義遂行の時を以て其の最となさざるべからず。當  
時伊藤博文は、憲法調査の用を了へて歐洲より歸  
朝し、聲望隆々として朝野を壓するの概ありしか  
ば、十八年の官制改革と共に内閣を組織して、自  
から第一次の總理大臣となり、まづ他年の宿題た  
る條約改正を斷行せんとして、茲に極端なる歐化  
主義を鼓吹し、頻りに夜會を開きては、西洋風の  
假想會、舞踏會等を催うして以て外人の歡心を買  
ひ、力めて我が風俗を歐化せしめんとせり。され  
ば、そが自然の結果として、鹿鳴館裡、夜々に東  
髪洋裝のハイカラ式婦人の出入を見ざるなく、歡  
會演舞の席は、やがて風紀紊亂の製造場となり、  
醜態漸く外に聞ゆるに及んで、世論俄に沸騰して、  
伊藤内閣攻撃の聲四方より喧傳せらるゝに到れ  
り。而して伊藤内閣攻撃の聲は、これやがて歐化  
主義、若くは西洋心醉主義に對する反動の第一警  
鐘たりし也。

三、此歐化主義に對する反動の氣勢に乗じて、  
當初の第一聲を揚げたるものは、實に國粹保存主  
義者、後の所謂國家主義の叫びなりとす。國粹

保存主義とは、其名自からの示すが如く、我が國粹  
を保存するといふにあり。國粹を保存すとは、我  
國特有の美所長所を失はず、これを保存し、これ  
を保育し、且つ其を發達生長せしむる也。謂ふこ  
ゝろは、凡そ一國には、一國特有の國體あり、制  
度あり、習慣あり。彼れに特有の長所あると均し  
く、我れにもまた特有の長所あり。我れに及ばざる  
短所ありと同じく、彼れにも又及ばざるの短所あ  
り、彼の長所を取つて、我れの短所を補うは、こ  
れ實に一國の文明に裨益する所以なりと雖も、彼  
れの長所を得むが爲めに、併せて我が長所をも失  
はんは、これ決して道の得たるものにあらず。さ  
れば、彼の一も二もなく西洋文明にのみ心醉して  
我國特有の美所長所をも捨て、顧みざらんとする  
歐化主義なるものは、正に此の主義の許容し能は  
ざる所なり。然り、これ明かに歐化主義に對して  
掲げられたる反動の聲なり。而して此の主義の主  
唱者は、三宅雪嶺、志賀矧川等の所謂『日本人』  
派の一連なりとす。

此の主義一たび反動の趨勢に乗じて天下に唱導  
せらるゝや、今まで西洋の文物にのみ心醉して、



序 論

曾て國民的自覺の餘裕だになかりし我國上下の社會は、こゝに聊か國民的意識の覺醒を促がし、國民的意識の覺醒は、やがて西洋主義の當非に就いて、國民的反省を促がす一大動機とはなれり。是れ明治の思想史を讀む者の見逃すべからざる一大契點なりとす。

蓋し國粹保存主義なる者は、今日こゝに突焉として湧き出でたる偶然の所産兒ならざることはいふまでもなし。其の源は遠く維新前にあり。彼の皇學派、神道派の如き、若しくは、一部の漢學者佛教徒の如き、いづれか是れ國粹保存者にあらざるべき。されば、維新以來歐化熱の最も旺盛なりし時代に於ても、彼等の一派は微力ながら絶えず反抗の氣勢を示したり。昔其の頭首を社會の表に擡げ能はざりしものは、歐化熱の大勢に抗じ能はざりしが故也。されど、其の潮流は絶えず明治思潮の流れに混じて以て當時に到りし也。之れを以て好機會だに見出さば、その横溢氾濫の大勢を醸すことは蓋し必然の勢ひなり。三宅志賀氏等に依つて唱導せられたる所謂國粹保存主義なる者が、佛教徒若くは皇學者流の如く、爾く固陋偏屈の主

義ならざりしことは、明かに承認し得べしと雖も維新以來歐化主義の大勢に壓せられたる潮流の流れを汲みたることは蔽ふべからざる事實なり。さればこそ、此の主義の一たび我社會的表面に頭首を擡げ來るや、逸早く歡呼の聲を揚げたる者は、皇學派、佛教徒、若くは漢學者流の如き、當年の守舊派、即ち保守派思想を懷抱したる一連なりしを見て知るべし。

國粹保存主義なる者は、斯くの如くにして兎も角も我が思想界に一新紀元を劃するに到れり。されど、當初は歐化主義多年の貯積力を以て、その氣勢未だなかくに侮るべくもあらず。されば、國粹保存主義と、西洋心醉主義とは茲に互に相角逐しつゝ、我が思想界に二大潮流をなして、並び進むの奇觀を呈するに到れり。而して世は茲に少時く二大思潮暗闘の間に漾ひつゝ、其の歸趣する所を知らざるもの、如かりき。此の時に當り、教育勅語の煥發せらるゝあり。歸趣に迷へる國民はこゝに初めて其の歸一する所を知り、忠君愛國、舉國一致は、國民道德の大本として奉體せらるゝに到れり。而して忠君愛國、舉國一致と云ふ感想

は、二千有餘年來一貫したる我國々體の精華として、實に國粹保存主義者が、夢寢にだも忘るゝ能はざる所のものなり、されば、此の勅語一たび煥發せられて、國粹保存主義者は、百萬の味方を得たらんよらも心強く、一氣直ちに歐化派の壘を摩せんとするの概を示せり。而して兩派の争闘の最も激甚を極めたるものを、博士井上哲次郎氏に據つて提起せられたる『教育宗教衝突論』の論争なりとす。

此の論争の起りは、井上哲次郎氏が雑誌『教育時論』に「宗教と教育」とつきて、との談話を掲げたるに争端を發し、遂に當時の宗教教育社會の大論戰の火花を咲かしめたる、いはゞ非基督教的忠君愛國主義と國粹保存主義若くは國家主義とと歐化主義の代表とも見るべき基督教博愛主義との論争なりき。井上氏の論旨を約言すれば、基督教の無差別的博愛主義と、勅語の所謂忠君愛國の差別的博愛とは、根本に於て兩立し得べきものにあらず。彼は出世間的にして、此は現世的なり。且つ基督教は國家の差別を認めず、忠孝を説かず、これ非忠君愛國なりといふにあり。これに

對する基督教徒の反撃また頗る痛快を極めたるものありと雖も、要するに、基督教の教義は、勅語の所謂忠君愛國と相容れぬものにあらずといふにあり。而して當時の佛教徒若くは守舊派の一連は、井上氏に與みして基督教徒に當り、比較的公平の見地に立つ者は、氏が論旨のあまりに偏見にして曲學阿世的なるを嘲み、甲論乙駁、議論百出して殆んど停止する所を知らざりしほどなりき。さはれその論争の勝敗はいづれにあるにせよ、基督教徒が此の一撃に逢うて、手痛き瘡痕を受けたるは蔽ふべからざる事實なり。即ち多年扶植し來りし教育上に於ける地盤を根底より覆へされ、其の先途の發展に一頓挫を來したるが如き、また其の一例たらずんばあらず。而して基督教的勢力の一頓挫は、これやがて歐化主義根本の動搖を意味するものにして、事實に於ては、國粹主義またの名國家主義の勝利たらずんばあらざる也。爾來國家主義は社會の各方面に涉りて歐化主義を凌ぎつゝ、我國思想界の一大勢力となり、以て二十七八年の日清戦争及び戦争後に到つて殆んど全盛を極めぬ。

序 論

四、明治二十七八年に涉つて、東洋の天地に一大偉觀を呈したる日清役は、我が明治政府が外國に向つて兵端を構へたる最初の一大戰にして、また實に國家的運動の試金石なりき。蓋し此の幾久しき年間を空論横議の裡に養成せられたる我が國民は、國家の生存興亡を卜すべき此の一大戰爭に逢着して、最も痛切に國民的生存の眞意氣を解釋せざるを得ざりき。而して忠君愛國、舉國一致の叫びは、社會のあらゆる階級を通じて呼應せられぬ。爰に於てか議會は一億五千萬圓の軍費支出を一夜の内に議了して、逸早くも國民的意思のある所を表白せり。在野の政黨者流は、敵味方反目嫉視の眼外に投げて、飽くまで當局者を助けて征清の大功を成さしめんとせり。而して一般國民の思想もまた兄弟内に鬩ぐの非を避けて舉國一致の大旗の下に集中し來れり。斯くして日清戰爭は、我が國民のすべてを盡して戰はれたり。國家的觀念國民的意識の覺醒は、此の時を以て最も痛切に且つ最も明快に發揮せられたり。戰ひ勝つて旋るの日、我が國民は最早や極東の一小國民にあらずして、實に世界に於ける日本の大帝國民たりし也。

これ實に我が國政治史上の最大事實たるのみならず、また實に明治思想史上の一大發展とす。戰爭後の我が國民的思想は、常に外に向つて注がれ、其の眼は、絶えず世界の一大勢と共に始終したるき。同時に國家主義は唯一無二の信條として、殆んど一般社會を風靡せり。此の大勢に乗じて、我が思想界に獅子吼の叫びを揚げたるものを『日本主義』となす。其の頭目とも見做さるべきものは、例の衝突博士井上氏にして、其の信者には、今は故人となれりし高山林次郎氏の如き、若くは木村鷹太郎氏の如き論壇の驍將あり。筆に口に熾にこれを鼓吹せしかば、一時天下の注目する所となり、甲論乙駁、論壇爲めに火花を咲かするに到れり。今試みに此の派主張の要旨を覗へば、日本主義は日本國民の守るべき主義といふことなり。精しくは國體民性に基き、皇祖建國の不回を體認して、其國家的大理想と國民的大抱負とを實現せんことを期する所の實踐道德の主義を云ふ。大凡そ人種土地を異にする所の國家國民は、其の發達の理想また相同じきを得ず。故に世界の人文は一規にして律すべからず。國家

國民の眞心なる發達は、其の國民の自覺心に基かざるべからず。日本主義は、是の所謂國民的意識の上に立てるものなり。蓋し君民一家は我が國體の精華也。實に是れ我皇祖皇宗の宏遠なる遺謨に基き、萬世臣子の永く景仰體認すべき所なり。されば國祖及び皇室は、臣民たるものが無上の崇敬を捧ぐべき所なり。是故に日本主義は國祖を崇拜して、建國の理想を奉體せむことを務む。又我國民は、由來公明、快調、有爲、進取の人民也。退嬰保守と憂鬱悲哀とは、決して其の性にあらざる也。されば、日本主義は光明を旨とし、生々を尙び、退讓を重じ、禁慾を訓へ、厭世無爲を勸むる所のよろ／＼の教義を排斥す。又億兆一姓に出で、上下其の心を一にし、内に臨みては、棟樑相親み外に對しては、毎に國威を擴張して、古來未だ替て外侮を受けず、是れ我國の守内に冠絶せる所なり。是を以て、日本主義は、平時にありても武備を尙び、いよ／＼國民の團結を鞏固にせんことを務む。然れども妄に自から尊びて他を容れざるにあらず。國內を修めて海外に臨み、輿邦と共に永遠の平

和を樂まむことを希ふ。されば、日本主義は世界平和の維持を希ひ、更に進みて人類的情誼の發達を期す。要は我が日本建國の大理想を發揮し、我が國民の大抱負を實現せんとするにあり。といふにあり。何となく、神官の宣命めきて、滑稽に思はるゝ節なきにあらずと雖も、其の思想の内容に到つては從來の國家主義、國粹主義のそれに比すれば、確に一步の進境を認めずんばならず。されど、思想系統の上よりいへば、國家主義國粹主義の流れを汲めることはまた蔽うべからざる事實なりとす。此の派の主義に従へば、國體と國民とは、一切の事物を選択取捨する唯一の標準となり、隨つて國體の維持、國民性の満足は、彼等が唯一の善と思惟する所にして、國民實力の増進は、彼等が最も重んじ且つ悦ぶ所也。かゝる時代に於て、すべての思想が現實に傾き、實世間的方面にのみ流れ行くは、蓋しまた止むを得ざることなるべし。況んや戰爭に因つて根底より攪亂せられたる國民の心は、戰爭以後に到つて更に勝者たる自負心に煽られて、茲に奢靡放逸の風を馴致し、徳教日々に頽廢して、風俗、風紀等の實世間

序 論

序 論

的問題目を追うて喧囂を極むるあり。我が國上下の社會を通じて、所謂現實的實世間主義の横溢したるもの蓋しまた偶然ならずと知るべし。

されど物窮すれば達し、勢ひ極まれば變ず。現實主義、實世間主義傾向の渦中に漂はされたる日清戦争後の思想界は自から播きたる現實主義の弊に堪えず、茲に更に現實主義以外の一安立の地を見出さざるを得ざりき。而して此の要求に應じ得べきものは、國家主義にあらず、國粹主義にあらず乃至は日本主義にもあらず、此等はすべて現實主義の權化なれば也。然り、思潮の流れは國民的意識の醒覺よりして、今や再び個人的意識の醒覺に復らざるべからず。これ人心自然の要求なれば也。これより以後八九年間の歴史は、實に此の個人的醒覺の歴史なり。

蓋し、維新以來、泮然として我が國の思想界を席捲せんとしたる個人的自由革新の氣運が、中途國粹保存主義の反動に逢ひ、一時國家主義の全盛に歴せられて、暫時思想界の底流に潛みしもの、一陽來復して、茲に再び潮流の面に現はれ來りし也。而もその現はるゝや、より深く、より大なる

勢力となつて來りしなり。維新當初の個人的思潮は、其の根底に於て極めて薄弱なる、寧ろ皮相的無自覺的なる所ありしと雖も、再來の思潮は極めて實質的、覺醒的なる所に一段の進境を呈し來れる也。即ち在來思潮の裡には、未だ個人的意識の覺醒なく、唯だ漠然と自由、革新、權利、義務などの概念的意識に過ぎざりしもの、今はそが本來の精神たる人事の研究となり、隨つて倫理道德の研究は、此の時代に於ける一大思潮となる、其の研究なか／＼に旺盛を極めたり。これ實に明治の思想上看過すべからざる一大事實なりとす。

五、倫理道德の研究が最初に接觸したる問題は實に倫理道德の根本義なりき。忠とは何ぞや、孝とは如何。從來の國家主義的道德は、人に忠を訓へ、孝を強いると雖も、未だ忠と孝との道德的根義を究めず、漫にこれを羅織したるに過ぎざるのみ。これを以て忠孝の德明解せられず、隨つて積極的なる能はざりき。これ實に從來道德の大缺陷なりき。此の缺陷を満たすべく『何ぞや』を提起し來つて、直ちにその根本的道義を究めんとしたるものは、當時の所謂倫理道德の研究者なり

き。而して逸早く此の疑問に向つて明解を與へんとしたる者には曩に坪内博士あり、後に井上哲次郎、元良勇次郎氏の如きあり。坪内氏は『方今の倫理教育を論ず』と題して、從來倫理教育の缺陷を指摘し、その缺陷は道德の根本義を究めざるにありとなし、其の根本義を究むるは、即ち教訓の發起點若くば中心點を見出す所以なりとて、未だその所謂根本義に就いては言及する所あらず。されど、此の一篇が當時の倫理道德の研究者に向つて、一大覺醒を與へたることは蔽ふべからざる事實也。其の後井上博士は『宗教の將來に關する意見』の題下に、日本主義の見地よりして、倫理的宗教はやがて將來の宗教ならんと説き、而してそのは決して日本主義と衝突するものにあらずとなし、以て日本主義の倫理教育に其の根底を與へんと試みたり。元良氏また『宗教觀念の研究』を論じて、同じく自個の所説を披瀝する所あり。而して井上、元良兩氏の所論は、一見十九世紀末に於ける彼方の宗教的傾向に觸れたる觀はあれど、倫理教育に關連して、その根本的道念を立せんとするに到つては、三者均しく一ならずんばあらずる

なり。

斯くの如くにして、所謂倫理の研究は次第にその歩武を進め來りぬ。倫理研究の歩武を進むると共に、個人的意識の覺醒を促し、個人的意識の覺醒は、やがて國家至上主義を一轉して個人中心主義となり、世はこゝに維新以來曾てなき個人的思想の澎湃たる一大思潮を漲らすに到れり。早稻田文學記者の所謂『國民性の研究は倫理道德の研究である。此の研究の進むにつれて、思想の中心は國民の立場より次第に個人の立場に移つて來た。倫理研究の普及はやがて個人の覺醒を喚んだ。茲に至つて啓蒙思潮の最後の特色とも稱すべき個人的思想は勃然として一代の人心に漲り、國家至上主義は一轉して個人中心主義となつた』といへるもの、實に此の時代なりし也。同記者また個人的自覺を論じていふ『個人の覺醒は、或る意味に於て理想主義の覺醒である。一たび現實主義の底に潜んだ理想主義は、倫理研究の普及と共に勃然として其の頭を擡げた。即ち「社會の根底に一道の生命」は點せられたのである。國體論の足を立て、國民性の研究に進んだ結果は、偶々其の

序 論

序 論

立脚地の不安を示し、更に深く、更に鞏固なる基礎を求むるの必要を感じしめたのである。茲に至つて啓蒙思潮は更に革命的の方向に向つて来た。然かも其の革命的思潮の主として倫理的方面にあつたことは、啓蒙思潮の特質を示して居る。啓蒙時代は到底倫理道德の實際的方面を離れて、哲學藝術の自由なる境に遊ぶ餘裕なき時代である」と、個人主義、理想主義の勃興が倫理研究の普及に因すること、蓋し記者の言の如くならずんばあらざるなり。

六、個人的思想の潮流既に斯くなる時に當り、こゝに偶然にも此の思想の上に一段の氣勢を添へしめたるものあり。そは實にフリードリヒ、ニーチェ氏の訃音に因つて喚起せられたるニーチェ式個人主義の輸入なりき。此の主義一たび輸入せられて、我が國の思想界はこゝに一六混亂を極めたり。而して個人主義の鼓吹は、殆んど其の極端まで押し進められぬ。高山林次郎氏の如きは、所謂ニーチェ主義鼓吹者の急先鋒として盛に之れを稱へ、これを崇拜して餘力を假さざる一人なりき。高山氏は、『文明批評家としての文學者』と題

する一文を『太陽』誌上に掲げてまづニーチェの個人主義を説き、文明の批評家としてニーチェの偉大を稱へ、最後に「嗚呼ニーチェは一詩人のみ。而して獨逸の思想界は現に彼れが爲めに動かされつゝある也。寧ろ突梯とも見るべき彼の個人主義が、爾かく一國文明の大動力となれるを見れば、吾人は切に文學藝術の勢力、實に科學數學に幾倍するものあるを思ひ、更に此の點に於てうた、文學者の崇高偉大なる天職を覺悟せずんばあらざる也」と羨み、以て盛にニーチェニズムの鼓吹に力めぬ。登張氏の如きは更に過激なる言辭を弄して、熾にこれが鼓吹に力め、「余は甘んじてニーチェヤンの稱を受くべし」とまで教捲に至れり。氏が『帝國文學』誌上に掲げた「ニーチェ論」の序文の如き以て其の一般を窺うに足るべし。今試みに其の一節を掲ぐれば、

今の世の人に向つてニーチェを論ず、これ豈大なる迂拙兒なるなからんや。世を擧つて國家主義、帝國主義に狂奔せるは吾國の現狀なり。而してニーチェは極端なる個人主義の鼓吹者にあらずや。あらゆる學問、あらゆる藝術は、歴史的

序 論

研究を待たざるべからずと信するものは、吾國學藝界の狀態なり。而してニーチェは極端なる歴史排斥家にあらずや。史的事實過重の學風は滔々たる史家をして、歴史は科學なり、歴史を書するは藝術なりといふ、單純なる眞理をさへ忘却せしむ。これ吾が史學界の現況なり。而して藝術あるを知つて歴史あるを知らざるもの、如きは即ちニーチェにあらずや。倫理の學は盛に行はれて、道德は日々に墮敗し、教育の學は到る所に講せられて、教育の實は擧らず、天才を呼ぶの聲は徒らに高くして、平凡なる教育、沒意味なる社會は、却つて天才の流れを防遏して已むことなし。吾が國の教育界は實に斯くの如きのみ。而して一切の善惡説を排して、貴族的威權説を立し、天生の目的は畢竟天才の養成にあるのみと説くものは、即ちニーチェにあらずや。嗚呼かゝる世に向つて、かゝる説を論せんとする吾等はそもく何等の迂拙兒ぞ。と、これ實に登張氏が『ニーチェ論』の序説なり。知るべし、其の論の如何に過激にして、破壊的精神を以て横溢したるか。一派の論客記者が

『文明を論じては、天才の産出是れ文明の目的と説き、歴史を論じては、吾人の自由なる呼吸と、大膽なる行爲とを防ぐる者は歴史なり。教育ある人とは百科通典の謂なりと喝破し、道德を論じては、自由の本能、威力の意志を説きて、基督教の道德を奴隸道德と罵る。ニーチェの説は極端なる個人主義、懷疑主義、非文明、非歴史、非道德主義である。一言すれば過激なる破壊主義である。此の如きニーチェを説いて、現代の文明を罵り、學術を罵り、道德を罵らんとしたのが登張氏のニーチェ論である』と喝破したるもの、蓋しまた偶然ならざる也。

斯くしてニーチェ主義は、潮の如く我が思想界に暴進し來れり。而して其の勢ひの極まる、所遂にニーチェ宗の信者高山林次郎氏をして『美的生活論』を提起して「人生の幸福は本能の満足にあり。本能とは、人生本然の要求是れなり」と叫ばしむるに至れり。たゞさへ自由を愛し、放逸を愛し、破壊を愛し本能の満足を愛する青年の一團は此の放逸無制裁なる叫びを聞くに及んで、快哉を絶叫しつゝ、是れ吾徒なり、吾が志を得たるな

序 論

りとなし、東西相率てニーチエ宗の信者化した  
 せんとせり。是れ實に由々しき危険の傾向なり。  
 看過すべからざる徳教の敵なり。社會的秩序の賊  
 なり。爰に於て乎、今まで學究と罵り、道學先生  
 と嘲まれたる當時の倫理學者や、教育家も此の惡  
 傾向を看るに及んで、最早や雲煙過眼視するを得  
 ず、風教の爲め蹶然起つて一矢を相酬ゆる所あら  
 んとせり。而して眞先きに破邪顯正の陣頭に立ち  
 しは、實に文壇の雄將坪内博士なりき。博士は『馬  
 骨人言』の骨頭に於て『輕佻至極なりとして予が  
 信じたる無道徳主義の鼓吹に對したる時の予の感  
 想は、憤激といはんよりは寧ろ公怒義憤ともいふ  
 べかりき。はじめはニーチエヤニズム及び其の輕  
 佻なる推獎をば、寧ろ人道の輕薄なる敵として賤  
 みたり。やがて其喧傳せられ、推尊せらるゝを見  
 聞するに及んで、我が國民の矜持を侮蔑せられ  
 たるが如く感じて憤り、其の倫理見の恰も予が平  
 生の倫理見と直反對なるを覺つては、さらぬだに  
 混亂せる我徳育界の一大妨礙となして憤激せり』  
 と宣して、まづ敵の荒膽を脱ぎ、それより諷刺縱  
 横、嘲諷無盡の筆鋒を弄して、ニーチエの倫理見

を批判し、これ純然たる無道徳主義、絶體の利己  
 主義、惡時代精神の權化と罵り、その人格に論及  
 しては、ニーチエは健闘の偉人にあらずして、循  
 俗の驕兒なりと嘲り、熾に徳教の爲めに氣焔を揚  
 ぐる所ありき。爰に於てか、ニーチエ宗の驍將登  
 張竹風氏は『帝國文學』誌上これに對する辨難の  
 一文を草して相酬ゆる所あり。これより論戰數次  
 に涉つて、互に報酬する所ありしと雖も、要する  
 に『馬骨人言』の一撃以來、強弩の末勢漸く振はず  
 ニーチエ主義はこゝに兎も角も其の鋒鏑を收むる  
 に至れり、蓋し一時その勢ひの猛烈にして、天下  
 の青年を擧げてニーチエ熱に浸染せしめんとした  
 る威力に到つては、明治思想史上また實に看過す  
 べからざる一大事實なりとす。  
 ニーチエ主義論戰後の吾が思想界は、如何なる  
 方面に向つて發展したるか、且つその所謂個人主  
 義なるものは、如何なる傾向を帯び來りしか、早  
 稻田文學記者はいふ、『姑息主義、形式主義の上  
 部の流れと、個人主義、利己主義の底の流れと  
 相觸れてニーチエ論に一時水底の波を擧げた。此  
 の水底の波は、如何なる形に於て其の表面に表は

序 論

るべきか。個人主義が一味理想主義に通ずる所あ  
 ることは既に言つた。此の理想的傾向は、倫理道  
 徳の現實的傾向に反對して、藝術の自由を説かん  
 としたが、自由なる藝術に入らんには、時代は尙  
 ほ餘りに現實的であつた。個人主義の理想的方面  
 は一轉して、宗教に入らんとする傾向を現はして  
 來た。個人主義以後の啓蒙思潮に新なる色を添へ  
 たるものは、此の宗教的傾向である』と、蓋し知  
 言と謂つべき也。  
 七、さらば此の所謂宗教的傾向なるものは如  
 何、想ふに一時極端なる個人主義に醉はされたる  
 所謂個人の自覺は、倫理、道徳の現實的、實世間  
 的方面に背きて、理想的方面にのみ突進せんとし  
 たる結果、こゝに端なくも人生觀の問題に想到  
 して、自個安立の地を見出すべく煩悶し初めぬ。  
 而してその安立の地を遠きに求めずして、『自己』  
 の内に覓めんと焦せりし者は、例の所謂高山林次  
 郎氏にして、『人生は價值あり。而して價值は我れ  
 自ら造る所也。世に我れ自らの造らざる價值あり  
 とすれば、是れ我が眼の外に色あるなり。我が耳  
 の外に聲ある也』といひ、若くば『われはイゴイ

ストなり』といふも、煩悶懊惱のさまは茲にも自か  
 ら現はれたり。高山氏と同じく主觀的、懷疑的煩  
 悶の徑路に立つて、而も氏よりもより極端に、そ  
 の行くべき所に行きたるもの者には、巖頭の辭に  
 『人生不可解』の文字を刻んで逝きたる藤村操氏あ  
 り。藤村氏の死は、此の種の病ひに酖毒せられた  
 る天下幾多の青年を驅つて、厭世高踏の情に堪え  
 ざらしむるに到り、新聞雜誌の論議また少時こゝ  
 に花を咲かしむるに至りぬ。  
 此の時に當り、同じく主觀的思想の流れに沿し  
 て、而も厭世高踏の懷疑的方面に向はず、解脱向  
 上の一路を辿りて、宗教的眞理に到達せんとする  
 一派を生じぬ。綱島梁川氏の如き即ちその一人な  
 り。綱島氏は『宗教的眞理の性質』と題する一篇に  
 於て「神は實に主觀の産なるべし、理想の影なる  
 べし。而も此くして既に意識の要求に迫られて姿  
 を現じたる以上は、其は夢にあらず、幻にあらず  
 して一個儼然たる實在たるなり」といつて、神の  
 實在を承認せんとし、更に「一切の創造は一切の  
 發見なり。創造の底には深奥の實在あり、吾人が  
 理想を神に加被すといふもの、その實は神の中に

序 論

吾人の理想を見いだせる也。人よく何物をか創り得んや」と、これ明かに神の實在は承認する眼を透して、更にそれを信仰せんとする也。斯くの如き思想の傾向を有せるものは、敢て綱島氏一人に限れるにあらず、されど、氏は少なくとも斯る傾向に向つて先鞭をつけたる重なる一人たらざるならざるなり。

八、かゝる思潮の間に漾ひつゝ、世はいつしか三十七年を迎へぬ。其の年二月前古無比の一大戦たる日露の戦争は開始せられぬ。而して國民はこゝに新なる經驗を嘗むべく、日清戦争以來曾てなき國民的結合の實を示せり。翌年八月、戦ひ局を結んで勝利我が手に落つるや、國民は更に世界に於ける日本の地位と責任とを覺悟し來れり。然り日清戦争は、我國をして世界に紹介したる最初の外國戦なりき。日露戦争は更に我國をして、一躍直ちに大國の班に列するを得せしめたり。是れ豈に驚くべき國民史上の一大發展ならずとせんや。政治上の成功斯くなる時に當り、思想界には三個の注目すべき問題に觸接しぬ。浮田和民氏に依つて提唱せられたる『義務論』その一なり。社會主義

者によつて唱導せられたる『非戰論』その二なり。舊道德の追懐に依つて喚起せられたる『武士道論』その三なり。浮田氏の『義務論』の要旨は、義務を主として名譽を客とし、軍人は義務の爲めに盡くすべきもの、名譽の爲めに死すべきものにあらずとて、軍人のともすれば名譽に駆せ易うして、死を見る歸するが如き輕擧の風あるを誡めたるなり。然るに此の事端なくも佐藤正氏の誤認する所となり、反對の矢はまづ氏に依つて放たれ、次いで井上博士の批評となり、義務對名譽論、一時論壇の呼物となれり。『非戰論』は社會主義者の一團に因て唱導せられ國民の戦争熱、忠君愛國想に對抗して政府の迫害を蒙りつゝ、熱烈なる論議を圖はし、遂に獄に投せらるゝも、その主張を固持したりき。而して此種の新思想は、政府者の壓迫と伴つて、更に一段の偏固を促し却て有爲の青年の頭腦に深く印象せしめつゝあるが如し。如上はこれ明治思想史の大體に過ぎず、若し夫れ政治經濟、教育、實業、及び宗教等、一般社會の狀態に至つては、以下三十九年度の記述と共に逐次述ぶる所に就いて、請ふこれを看取せよ。

第一 政治

一 政治

●●●●●  
◎内閣の更迭  
第四次伊藤内閣の辭職するや、桂内閣其後を承け、三十四年六月二日を以て組織せられ、爾來在職四年八箇月、我國に於て内閣制を取りしより在職最も永き者なりしが、日露講和談判の結果國民の反對を受け、戦後の第一回議會未だ其議事に取り掛らざる中に、三十九年一月七日辭職せり。是に於て西園寺侯は名家の出身、政友會の總裁といふを以て、右は政黨員を提げ、左は藩閥と握手し、同日左の如き混血兒的内閣を組織せり。知らず、是れ藩閥の衰兆乎、將た政黨の一轉進乎。

- 任内閣總理大臣 正二位勳一等侯爵 西園寺 公望
- 兼任文部大臣 内閣總理大臣侯爵 西園寺 公望
- 行政裁判所長正三位勳一等 松岡 康毅

第一 政治 一、政治

任農商務大臣

正四位勳一等 加藤 高明

任外務大臣

海軍次官海軍中將從四位勳二等功四級 齋藤 實

任海軍大臣

大藏次官從四位勳二等法學博士 阪谷 芳郎

任大藏大臣

内務次官正四位勳三等 山縣 伊三郎

任遞信大臣

衆議院議長正三位 松田 正久

任司法大臣

正四位勳三等 原 敬

任内務大臣

内閣總理大臣兼文部大臣陸軍大將伯爵 桂 太郎

依願免本官並兼官

農商務大臣兼内務大臣男爵 清浦 奎吾

- 海軍大臣海軍大將男爵 山本 權兵衛
- 大藏大臣男爵 曾 禰 荒助
- 外務大臣男爵 小村 壽太郎
- 司法大臣 波多野 敬直
- 遞信大臣 大浦 兼武

第一 政治 一、政治

依願免本官

◎樞密顧問官兼任

る

一月九日左の如く親任式を行は

統監正二位大勳位侯爵 伊藤 博文

正三位勳二等男爵 金子 堅太郎

従三位勳一等男爵 小村 壽太郎

◎内閣更迭一覽 明治十八年十二月太政官を廢し、

新に總理、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、農商務、遞信の各大臣を以て、内閣を組織せしより西園寺内閣に至るまでの内閣大臣更迭を略叙せば左の如し。

第一回伊藤内閣

明治十八年十二月、總理伊藤伯、外務井上伯、内務山縣伯、大藏松方伯、陸軍大山伯、海軍西郷伯、司法山田伯、文部森子、農商務谷子、遞信榎本子を以て内閣を組織す。

明治十九年三月谷農相不在中西郷海相農商務を兼ね、同年七月西郷海相、兼農相不在中山陸相海軍を兼ね山縣内相農商務を兼ね、

明治二十年六月谷子農商務大臣に復し、山縣伯の兼任を解かる。

同年七月西郷伯海軍大臣に復し、大山伯の兼任を解かれ、谷子辭職し土方農相と爲る。

同年九月井上伯辭し、伊藤總理、外務を兼ね土方子宮内大臣に轉じ、黒田伯農相と爲る。

明治廿一年二月伊藤伯の兼務を解かれ、大隈伯外務大臣と爲る。

黒山内閣

同年四月黒田伯總理と爲り、榎本子爵農商務を兼ね、又新たに樞密院を置かれ、伊藤伯議長となり、仍ほ内閣に列せしめらる。

同年七月榎本子の兼任を免せられ、井上伯農商務大臣と爲る。

同年十二月山縣伯不在中山方藏相内務を兼ね、明治廿二年二月森子死去大山陸相文部を兼ね、

同年三月大山伯の兼任を解き、榎本子文部大臣に轉じ、後藤伯入りて遞信大臣と爲る。

同年十月山縣伯内務大臣に復し、松方伯の兼任を解かる。

第一回山縣内閣

同年同月黒田内閣一旦總辭職を爲し、三條内大臣總理を兼ね、岩村通俊氏井上伯に代て農商務大臣と爲る、他は暫時舊の如し。

同年十二月山縣内閣成り、山縣伯は總理に轉じ、大木伯入りて伊藤伯に代り、樞密院議長となり、青木子外務に、芳川子文部に

陸奥宗光氏農商務に入り、山縣内相(兼松方藏相)大山陸相、西郷海相、山田法相、後藤遞相發の如くにして、大隈伯、榎本子、岩村氏等去る。

明治二十四年五月山縣伯の兼任を解き西郷伯内務に轉じ、樺山子入りて海軍大臣となる。

第一回松方内閣

明治二十四年五月山縣伯去り松方伯總理と爲り、仍ほ大藏を兼ね同年同月大山伯去り、高島子入りて陸相となる。

同年同月青木子去り、榎本子入りて外相となる。同年六月伊藤伯、大木伯に代て樞密院議長と爲り、西郷伯去り、品

第一 政治 一、政治

川子入りて内務大臣と爲り、山田伯去りて田中不二子司法大臣となり、芳川顯正氏去り大木伯文部大臣となる。

明治二十五年三月品川子去り、副島伯入りて内務大臣と爲る。

同年同月陸奥氏去り河野敏謙氏農相と爲る。

同年六月副島伯去り松方首相内務を兼ね。

同年同月田中子去り河野農相、司法を兼ね。

同年七月松方伯の兼任を解き、河野氏内務に轉じ、仍ほ司法を兼ね佐野常民子入りて農商務大臣と爲る。

第二回伊藤内閣

同年八月松方内閣總辭職を爲し、第二回の伊藤内閣と成る、總理は伊藤伯、樞密院議長は大木伯、外務陸奥宗光氏、内務井上伯

大藏渡邊國武子、陸軍大山伯、海軍仁禮子、司法三縣伯、文部河野氏、農商務後藤伯、遞信黒田伯

明治二十六年三月河野氏去り、井上毅氏入りて文部大臣と爲る。同年同月大木伯に代り、山縣伯樞密院議長に轉じ伊藤首相暫らく

司法を兼ね、芳川子司法に入り、仁禮子去り西郷伯海相となる。明治二十七年一月後藤伯榎本子農商務大臣となる。

同年八月井上毅氏骸骨を乞ひ、芳川法相文部を兼ねしが、西園寺侯入りて文部大臣と爲る。

同年九月大山伯出征中西郷海相陸軍を兼ね。

同年十月井上伯出で野村子内務大臣と爲る。

明治廿八年三月西郷伯の兼任を解き、山縣監軍陸軍大臣を兼ね。同年三月黒田伯樞密院議長に渡邊藏相遞信に轉じ、松方伯入りて大藏大臣と爲る。

同年五月大山伯陸軍大臣に復し、山縣伯の兼任を解かる。

同年六月陸奥伯の病中西園寺文相外務を兼ね。

同年八月松方伯去り渡邊遞相大藏を兼ね、十月渡邊子大藏專任、白根氏入りて遞相と爲る。

明治二十九年二月野村子去り、芳川法相内務大臣を兼ね。

同年四月拓殖務大臣を置き、高島子之に任ず。

同年四月陸奥伯外務に復し、西園寺侯の兼務を解く。

同年四月板垣伯入りて内務大臣と爲り、芳川子の兼任を解く。同年五月西園寺文相復た外務を兼ね。

第二回松方内閣

同年八月伊藤内閣總辭職を爲し、黒田樞相假りに總理と爲る。同年九月松方伯總理大臣兼大藏大臣と爲り、樺山伯内務に高島子

陸軍に、大隈伯外務に、野村子遞信に、清浦奎吾氏司法に、齋須賀文部に入り、西郷海相と榎本農相は留任して第二回の松方内閣成る。

明治三十年三月榎本子去り、大隈外相農商務を兼ね。

同年九月拓殖務を廢す。同年十一月大隈伯去り、西男外務に入り、山田信男農商務に入り、齋須賀侯去り濱尾新氏文部に入る。

第三回伊藤内閣

明治三十一年一月齋藤松方内閣總辭職を爲し、是月伊藤伯總理に、井上伯大藏に、芳川内務に、西園寺侯文部に、桂子陸軍に、伊東男農商務に、末松男遞信に、曾根荒助氏司法に入り、西郷海相と西外相は留任して第三回の伊藤内閣成り。

同年四月伊東男罷め、金子堅太郎氏農商務大臣と爲る。

同年同月西園寺侯去り、外山正一氏文部大臣と爲る。

第一 政治 一、政治

隈板内閣
同年六月伊藤内閣總辭職を爲し、板垣伯大隈伯を召して内閣組織の命あり、總理兼外務大臣板垣伯、大藏松田正久氏、司法大東義徳氏、文部尾崎行雄氏、農商務大石正巳氏、逓信林有造氏新に入り、西郷侯と桂子と留任して隈板内閣成る。

第二回山縣内閣

同年十一月西郷桂剛大臣の外隈板内閣前月末に總辭職をなせしを以て、總理山縣侯、大藏松方伯、内務西郷侯、文部樺山伯、外務青木子、逓信芳川子、陸軍桂子、司法清浦氏、農商務曾根氏、海軍山本権兵衛氏を以て内閣を組織す。

第四回伊藤内閣

明治三十三年九月二十六日を以て山縣内閣總辭職を爲せしを以て十月十九日總理伊藤侯、外務加藤高明氏、内務末松謙澄男、大藏渡邊國武子、司法金子堅太郎男、農商務林有造氏、文部松田正久氏、逓信星亨氏新に任せられ、陸軍桂太郎子、海軍山本権兵衛氏留任して内閣を組織す。

同年十二月廿二日星亨氏依願免官となり原敬氏逓信大臣に任せ。同年同月二十三日桂子爵依願免官となり、兒玉男爵兼海軍總督を以て陸軍大臣を兼任せり。

桂内閣

明治三十四年五月二日を以て伊藤内閣總辭職を爲し、六月二日總理桂太郎子、大藏兼外務曾根荒助氏、内務忠勝男、司法清浦全吾氏、農商務平田東助氏、文部菊池大鏡氏、逓信芳川顯正子新

に任せられ、陸軍兒玉源太郎男、海軍山本権兵衛氏留任して内閣を組織す。

同年九月二十一日小村壽太郎氏外務大臣に任じ、曾根氏の兼任を解かる。

明治三十五年三月二十七日兒玉男爵兼海軍總督專任となり、寺内正毅氏陸軍大臣に任せらる。

明治三十六年七月十五日内海氏辭し、兒玉男内務大臣を兼ね。

同年同月十七日芳川子、平田男、菊地男辭し、兒玉内相は文部を清浦法相は農商務を、曾根法相は逓信を各々兼任せり。

同年九月二十二日右兼任を解かれ清浦男農商務專任、波多野敬直氏司法に、大浦兼武氏逓信に、久保田讓氏文部に任せらる。

同年十月十二日兒玉男陸軍參謀次長に轉じ、桂伯内務を兼ね。

明治三十七年二月二十日桂伯内務兼任を解かれ、芳川内務大臣に任せらる。

明治三十八年九月十六日芳川子辭し、清浦男内務大臣を兼ね。

同年十二月十四日久保田氏辭し、桂伯文部大臣を兼ね。

西園寺内閣

明治三十九年一月桂内閣總辭職を爲し、七日西園寺内閣成る。總理西園寺公望侯、外務加藤高明氏、内務原敬氏、大藏阪谷芳郎氏、海軍齋藤實氏、司法松田正久氏、文部(當分西園寺首相兼任)農商務松岡康政氏、逓信山縣伊三郎氏新に任せられ、寺内陸軍大臣留任す。

明治十八年内閣制を執りし以來、各内閣の壽命左の如し。之を平均するときは、一

内閣に付き、一年十ヶ月強に當る。而して最長は桂内閣の四年八ヶ月にして、最短は隈板内閣の五ヶ月とす。

第二回伊藤内閣

二年四ヶ月

黒田内閣

一年六ヶ月

第一回山縣内閣

一年六ヶ月

第一回松方内閣

四年一ヶ月

第二回伊藤内閣

一年五ヶ月

第二回松方内閣

四年一ヶ月

第三回伊藤内閣

六ヶ月

隈板内閣

五ヶ月

第二回山縣内閣

一年十一ヶ月

第四回伊藤内閣

八ヶ月

桂内閣

四年八ヶ月

小村大使著論 國民の重望を負ひ、日露講和全權委員として米國に赴きたる小村大使の一行は其任務を了へ、一月一日歸朝せしも、其講和國民の意に満たずとて、入京の際は市民更に歡迎の意を表したる者あらざりき。
大臣禮遇 一月七日願により本官、并に兼官を免せられたる前内閣總理大臣桂伯は、翌八日左の

恩命に接したり。

陸軍大將正二位勳一等功三級伯爵 桂 太郎
特に前官の禮遇を賜ふ
明治三十九年一月八日 宮内大臣子爵 田中 光顯

奉勅

書記官長の任免 一月七日左の通り任免せられたり。

司法次官從四位勳三等 石渡 敏一

任内閣書記官長(叙高等官一等)

依願免本官 内閣書記官長 柴田 家門

大以下任命 露國と戰勝の結果、外交上歐米

の一等國に對し、大使館を置かざる可からざるの必要を生じ、一月七日左の通り任命ありたり。

樞密顧問官從二位勳一等子爵 青木 周藏

任特命全權大使 特命全權公使正四位勳二等 井上 勝之助

任特命全權大使 公使館二等書記官兼 阪田 重次郎

任大使館二等書記官、叙高等官五等 外務省參事官從六位 本多 熊太郎

任公使館二等書記官、叙高等官五等 外務書記官兼外務大臣 秘書官從六位勳六等

任公使館二等書記官、叙高等官五等

第一 政治 一、政治



第一政治 二政治

米國駐劄被仰付

特命全權大使子爵 青木 周藏  
從三位勳一等男爵 小村 壽太郎

任特命全權大使

駐佛大使親任

一月二十九日栗野特命全權公使に對し左の如く親任ありたり。

特命全權公使從三位勳一等 栗野 愼一郎

任特命全權大使(佛國駐劄被仰付)

官中杖被差許

佐々木伯、林子兩御養育主任に對し一月二十九日左の御汰沙ありたり。

當官周官御養育主任

樞密顧問官正二位伯

富美宮養育主任

同從二位勳一等子爵

林 友 幸

老年に付特旨を以て宮中杖被差許

外務大臣親任式

鐵道國有問題に反對したる加藤高明氏二月三日依願免官となり、同時左の親任ありたり。

臨時兼任外務大官

依願免本官

樞密顧問官新任

外務大臣 加藤 高明  
二月三日左の如く親任せられたり。

西園寺 公望

內閣總理大臣兼文部大臣 西園寺 公望

臣正二位勳一等侯爵

正三位勳三等男爵 末松 謙澄

任樞密院顧問官

超えて同十三日、清浦、曾禰兩男爵も、樞密顧問官に任せられたり。

文部大臣親任式

二月廿七日文部大臣親任式を行はせられたり。

任文部大臣

免兼文部大臣

首相の訓示

西園寺首相は左の訓示をなせり。

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

特命全權公使從三位勳二等 牧野 伸顯

內閣總理大臣兼文部大臣外務大臣侯爵 西園寺 公望

四月二十五日地方長官會議に於て

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

西園寺首相は左の訓示をなせり。

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

諸君曩に日露兩國間に戦端の啓くるに方り、陸に海に我が將卒の勇武を發揮し、皇軍の嚮ふ所風靡せざるなきの好果を見たるは、一に 大元帥陛下の御稜威に依ると雖、抑も亦諸君が内にありて善く國民を指導し、劃策其正鵠を誤らず出征の將士をして後顧の憂なからしめ、軍資の募集に、軍需品の供給に、施政の運用極めて敏活なりし事の大に與りて力ありしは、本大臣の深く信じて疑はざる所なり、今や干戈既に戢り

第一政治 一、政治

平和の天地を見るに至りてより、茲に六閱月其間國民齊しく至誠を披瀝して、凱旋の將士を痛ひ、傷病兵を慰藉し、戦死者の遺族を救恤せるは、本大臣の諸君と共に満足に堪へざる所なり然れども戦勝の餘、國民往々奢侈に流れ、輕躁に走り、一國の元氣却て衰退するに至るは、古今其例に乏しからず、諸君は此の際國民を指示誘導して、益勤勉篤實ならしむるを努められんことを望む、然れども事節度を失し、不知不識の間、保守退嬰に傾き、萎靡振はざるに陥るが如きは、亦大に戒むべき事なりとす。

國民發達の淵源は、教育に存すること疑ふべからず、教育の要は廣く智識を世界に求め、短を捨て、長を取り、大に文化の先を守内に制するを期するに在り、然れども専ら校舍設備の完美を之れに求め、或は濫りに學生生徒の多數を之れ競ふが如きは、徒に形式の末に走るものにして教育の本旨にあらず、諸君は任に各地方長官に當り、其の状況を審にせらるゝものなれば、宜しく之に緊切なる施設を執られんことを望む。國民の經濟力は、諸般政務の基礎を作成するも

のなるが故に、其發展は著實敏活にして、苟も散漫遲緩に流るを容さず、諸君の之れに關する施設も、亦極めて慎重にして牢固ならざるべからず、要するに我國の産業は、今や進歩の機運に向へり、宜しく大に劃策經營する所なからざるべからず、政府が鐵道國有の政策を執りたるも其の旨趣亦之れに外ならざるなり、然れども戦勝の餘威に乗じ、徒に其の聲を大にして、其實の小なるが如きは、亦其執らざる所なりとす。本大臣は、諸君が各地方の情況に鑒み、劃策其宜に隨ひ以て國力の發展に努められんことを切望して己まざるなり。

事務簡捷の訓令

東京府へ左の如く訓令せり。

各廳共に其事務取扱に關しては、精々簡易敏捷を主とし、以て公和の便益を圖るに努めつゝあるも、兩廳は帝國首都の下に在り、自ら他の模範たるのみならず、比年戸口の増加に伴ひ、人事又日を逐つて複雑を極むるに就ては、其取扱上一層注意を加へ、事の輕易なるものに在ては可成之を下級官公署に委任し、出願届出並に之

第一 政治 一 政治

に對する處理方法の如き、苟も事情の許す限りは、口頭其他簡易の方法に依る等、殊に民衆に直接する、官公署に於ては、務めて便宜の途を探り、形式の末を追ふて、却て煩を招くが如きことなきを期せしめらるべきは勿論、各官公署間合議を要するものに在りては、豫め協議の上簡易措辦の途を執り、尙兩廳連名出願届出のものにして、其關係廳の何れに提出したる場合に於ても便宜之を受理し、て先関の官公署に廻送の勞を執る等、其邊充分留意の上二部下吏儻戒飾し、公私の便益を圖るに努むべし。

◎書記奉授式 臺灣統治の勳功により五月十一日 兒玉臺灣總督及後藤民政長官に對し、左の如く爵記奉授式を行はる。

正三位勳一等功三級男爵 兒玉 源太郎  
依勳功特陞授子爵 正四位勳二等 後藤 新平

◎警視總監の訓令 五月十八日、安樂警視總監は、各警察署長に左の訓令を發したり。

一般事務取扱に關しては最簡易敏活を旨とし進

歩を期し公私の便益を努むべく事の輕易なるものは可成之を警察署に委任するの方針なるに依り追て警察規則及取扱手續を改正すべきも特に出願届出並之に對する處理方法の如きは口頭電話の如き簡易の方法に依り努めて民衆に便益を與へ安に形式の末に馳することを避くるべし又他の官署に合議を要する必要があるときは豫め協議の上累を民衆に及ぼさざる様一層注意すべし。

◎大使親任式 一月六日、左の如く親任式を行はせらる。

任特命全權大使 特命全權大使中爵 小村 壽太郎  
英國駐劄被仰付 馬政長官親任 我國に於て馬匹を改良せざる可からざる事は何人も唱導せし所なるが、日露戰役に於て益其必要且つ急務たるを感じ、六月一日左の如く任命ありたり。

兼任馬政長官(特に親任官の禮遇を賜ふ) 樞密顧問官從二位勳一等 曾 福 荒助

◎警察事務簡易取扱

安樂警視總監は警察事務取扱上に關し、人民の出願に關する手續を可成又簡易にせんとて、是れが取調に著手し、左の改正規則を發布せらる。

- 一、湯屋取締並に建築
- 一、旅人宿取締及建築間取
- 一、雇人取締
- 一、一般家屋建築修繕に關する認可
- 一、興行物認可

◎樞密顧問官任 六月三日、左の如く親任式を行はせられたり。

樞密顧問官 判事從三位勳一等男爵 南部 鑿男

任樞密顧問官 南部大審院長樞密顧問官に任せられたるに付、同院長の後任として、六月三日左の如く任補せらる。

任判事(叙高等官一等) 檢事正四位勳二等 横田 國臣

補大審院長 判事正四位勳二等 横田 國臣  
大審院長男爵 南部 鑿男

免本職

◎馬匹改良の訓令 七月六日、西園寺首相は左の訓命を發したり。

馬匹の需用は、國家の進運に伴ひ、軍事たるに産業たるを問はず、益必要を増大し、特に軍事にありて、愈急切の度を加へ、其の能力の如何は、延て國力の消長に關す、故に政府は、夙に馬匹改良の方策を立て、種馬牧場種馬所を全國樞要の地區に設置し、以て種畜の供給を圖り或は法令を布き、以て民業の發展に努めたりと雖も、馬匹改良の國家の緊要なる、須臾も現況に委するを容さず、是れ新に馬政局を設けて、大に斯業の振興を期し、速に改良の効果を擧げむとする所なり、然るに馬匹の生産は、多大の資財を要し、其の成功を多年の後に期すべき且久の事業たり、故に馬匹の改良は、政府の施設のみを以て足れりとせず、主として當業者の精勵忍耐に待たざるべからず、之を從來の事蹟に徴するも、産馬の事業は、多く僻陬の地に起り其經營動もすれば世運に伴はざるの傾ありて、往々蹉跌を來するものあり、是れ蓋し當業

第一 政治 一 政治

第一政治 一、政治

者各其の見る所を異にし、方針の的確ならざるに經由せずんばならず、茲に全國を六馬政管區に分ち、擔任馬政官を定め、苟も産馬の事業に關する事項は、周密之を調査監察して其の實況を明にし、以て斯業の改良發達を圖り、時に當業者を指導誘掖し、以て其の嚮ふ所を一にし、官民協力して所期の目的を達せむとす、地方長官は、宜しく此の趣旨を體し、斯業に關する事項に就ては、必要に應じ、其管區擔任の馬政官に商議し、遺算なきを期すべし。

◎全國六馬政管區 七月六日、全國の馬政管區を左の六區に定められたり。

管 名稱 管區地域

第一管區 北海道

第二管區 岩手縣、青森縣、秋田縣、  
第二管區 東京府、神奈川縣、新潟縣の内(東蒲原郡、北蒲原郡、岩手縣、埼玉縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、宮城縣、福島縣、山形縣)

第四管區 京都府、大阪府、新潟縣(東蒲原郡、北蒲原郡、岩手縣を除く)群馬縣、奈良縣、三重縣、愛知縣、靜岡縣、山梨縣、滋賀縣、岐阜縣、長野縣、福井縣、石川縣、富山縣、和歌山縣、

第五管區 兵庫縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、徳島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣、

第六管區 長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣

◎墨西哥駐劄公使更迭 八月三日、左の如く公使の任免ありたり。

總領事正五位勳四等 荒川 己次

任特命全權公使(叙高等官二等) 墨西哥國駐劄被仰付 秘露國兼勤被仰付

特命全權公使 杉村 虎一

秘露國兼勤被免、秘露國兼勤被免

◎和蘭駐劄公使更迭 八月廿八日、左の通り沙汰ありたり。

辦理公使兼總領事從四位勳三等 佐藤 愛磨

任特命全權公使(叙高等官一等) 和蘭國駐劄被仰付、丁抹兼勤被仰付

特命全權公使從四位勳四等 大山 綱介

陸叙高等官一等 大使館參事官從四位勳三等 宮岡 恒次郎

陸叙高等官一等 特命全權公使 三橋 信方

第一政治 一、政治

依願免本官

◎後藤男爵叙勳 臺灣總督府民政長官として、多年同島の統治に働からざる勳功を樹てたる男爵後藤新平氏は、十一月十三日、左の如く勳位陞叙せらる。

臺灣總督府民政長官正四位勳二等男爵 後藤 新平 叙勳一等授旭日大綬章

◎滿鐵總裁任命 十一月十三日、左の如く任命ありたり。

正四位勳一等男爵 後藤 新平 南滿洲鐵道株式會社總裁被仰付

◎兩督府の顧問 同時に同氏は、左の如く仰付られたり。

正四位勳一等男爵 後藤 新平 臺灣總督府顧問被仰付

關東都督府顧問被仰付

◎臺灣民政長官 同時に、又左の通り更迭ありたり

臺灣總督府殖産局長正五位勳四等 祝 辰 己

任臺灣總督府民政長官(叙高等官一等) 臺灣總督府民政長官男爵 後藤 新平

依願免本官

◎歴代道廳長官 開拓使拜三縣時代は、暫く置き、明治十九年、北海道廳設置以來、本年十一月河島醇氏長官となるに至るまでの道廳長官は、其人を更ゆること九人に及びて、最も短きは杉田定一氏の五箇月、長きは園田安賢男の九箇年なり、今左に各長官の在職年月を擧ぐれば左の如し。

Table with columns: 長官, 任官, 退官. Rows include 岩村道俊 (19 years), 永山武四郎 (21 years), 渡邊千秋 (24 years), 北垣國道 (25 years), 原保太馬 (29 years), 安場保和 (31 years), 杉田定一 (31 years), 河島醇 (30 years), 園田安賢 (39 years).

道府縣歳出總額 三十九年度に於ける、道府縣歳出中經常部の重なる費額は、警察費金千二十二萬千九百三十圓、警察廳舎修繕費十四萬九千四百四十四圓、土木費五百萬七千六百八十四圓、道府縣會議諸費四十五萬九千六百一圓、衛生及病院費百

第二政治 一、政治

十四萬六千九百四十四圓、教育費八百九十九萬五千二百四十圓、郡廳舎修繕費三萬六千五百八十圓、郡役所費二百九十九萬六千二百圓等にして、前年度に比し、各費目共多少増額せり。

◎各府縣賦課額 三十九年度、府縣及北海道地方費歳入中人口一に對する、賦課額の府縣別左の如し

北海道	八十六錢七厘	東京府	六十五錢
京都府	八十五錢五厘	大阪府	七十三錢八厘
神奈川縣	四十八錢九厘	兵庫縣	八十錢五厘
長崎縣	六十二錢七厘	新潟縣	一四十二錢一厘
埼玉縣	八十一錢二厘	群馬縣	七十六錢九厘
千葉縣	七十四錢七厘	茨城縣	七十二錢八厘
栃木縣	八十三錢	奈良縣	九十七錢二厘
三重縣	九十錢八厘	愛知縣	八十七錢五厘
靜岡縣	七十一錢二厘	山梨縣	一四七錢八厘
滋賀縣	一四七錢一厘	岐阜縣	七十九錢三厘
長野縣	七十七錢五厘	宮城縣	五十六錢五厘
福島縣	五十六錢四厘	岩手縣	七十四錢八厘
青森縣	七十四錢七厘	山形縣	八十三錢七厘
秋田縣	七十七錢	福井縣	一四九錢七厘
石川縣	九十一錢二厘	富山縣	一四十四錢五厘
鳥取縣	七十二錢七厘	島根縣	七十四錢四厘
岡山縣	九十二錢四厘	廣島縣	六十錢六厘
山口縣	七十六錢三厘	和歌山縣	八十五錢八厘

德島縣 六十錢 香川縣 七十三錢九厘  
 愛媛縣 七十二錢一厘 高知縣 六十六錢六厘  
 福岡縣 五十二錢七厘 大分縣 七十八錢四厘  
 佐賀縣 八十一錢七厘 熊本縣 七十一錢五厘  
 宮崎縣 八十九錢二厘 鹿兒島縣 五十七錢六厘

◎四十年年度豫算概算 歳出總額五億八千餘萬圓にして、之れに對する普通歳入四億三千萬圓、其の不足は三十八年度に於ける一般會計剩餘金、臨時事件費剩餘金及事業費に對する公債募集を以て、補充の計畫にて歳出の内譯を示せば左の如し。

- 一、普通歳入 約四億三千萬圓
- 一、臨時事件費剩餘金 約七千萬圓
- 一、三十八年度剩餘金 約五千萬圓
- 一、公債募集金 約三千五百萬圓

合計五億八千五百萬圓

◎重なる事業費 四十年年度に於て、新たに著手せられ、或は擴張せらるべき事業中、其の重なるものを擧ぐれば左の如し。

神戸築港 總費額千三百萬圓七個年繼續四十年度支出額は百萬圓にして其の大部分は神戸市にて負擔することとなる。

留萌釧路築港 所謂北海道新經營業の一部にし

第一政治 二、議會

て、四十年年度支出額約三十萬圓同道森林收入を以て財源とす。

陸軍整理 歸休兵の方法により二年兵役を實行すると共に滿韓に駐在せる四個師團中二個師團を内地に移し更に二個師團を内地に新設す。艦艇補充整理 艦艇増加の結果として戦前に計畫せられ目下遂行せられつゝある補充案を更らに整理擴充す。

鐵道建設及改良 四十年年度豫定額約千四百萬圓を約二千七百萬圓とす。電話交換事業擴張 四十年年度に於て三百萬圓を支出す。

製鐵所創立費 三十九年度に於ける支出額二百五十萬圓なるを四十年年度に於て五百萬圓に増加す。

森林事業 三十九年度に比し二百萬圓を増加し約四百十五萬圓となす。

各種學校新設 別項の如し。

鐵道交付金 鐵道買収の結果赤字として各鐵道に交付するも四十年年度に於て約千三百萬圓尤も鐵道益金に於て右と略同額の増收あり

其他外務省に於て、外公館建築費其他に於て約四十五萬圓の増額あり、内務省に於て新たに著手せらるる、治水事業費其他に於て四百餘萬圓の増加あり、文部省に於ては、他に増加すべき費用の大部分を擧て、學校新設に投じたれば、新設せらるべき學校の数は意外に多しと云ふ。

二 議會

◎衆議院議長の選挙

戦後の大經綸に參畫す可き、

第二十二議會は、三十八年十二月二十八日を以て開院式を舉行せらるゝと同時に休會したるが、一月二十二日新年第一回の會議を開きたり、議會の休會は永く繼續せられたるも、政界の暗流は非常に急劇なりき、即ち桂内閣辭職して、西園寺侯の新内閣組織となり、議長補缺問題に就て、政友會に内輪揉め起り、更に顯著なる出來事としては、常任委員選舉問題に關して、端なく政進兩黨の提挈斷絶を見るに至れるが如き、形勢一變して衆議院も亦召集當時に於ける衆議院に非らざりき。議員は勅語を拜讀したる後諸般の報告を了り、松

第一政治 二、議會

田正久氏は議長辭任に付き左の挨拶を述べたり。  
 諸君只今議長より報告ありたる如く、余は不肖の身を以て大命を蒙り、内閣の未班を讀すこととなり、誠に菲才微力恐懼の至りに堪へざるが此の場合一身を國家に致し、忠誠以て萬一を報せんと期するのみ、就ては議長の辭表を捧呈し去る十九日御裁可相成りたるに付、諒せられんことを乞ふ、在職中諸君の助力を受け、職務の上は大過失なきを得たるは、諸君に感謝する所なり、殊に兩度の軍國議會を重ね、當時政府が戰時に必要なる經費、及び諸般の計畫に對し、協賛の任務を盡して、毫も遺憾なからしめたるは、特筆すべく、此光榮は諸君に歸す、而して余も之を分ち得たるは幸なり、余は今暫らく身を政府に置くも、憲政の美を爲し、代議政體の實を擧げんことは、始終一貫して渝ることなかるべし、此に議長補缺選舉を行はるゝに當り、在職中諸君の同情を得、厚意を辱ふしたるに對し、一言感謝の意を表す。

松田氏の挨拶終りて議事日程第一議員選舉を行ひしに總數三百二十八にして、杉田定一氏は二百八

十八點の過半数を以て當選せり、次に日程第二  
 ◎全監委員長選舉 に入れり、是亦政友會が進歩黨指定の候補者に投票することに決し居れば、假令大同俱樂部の故障ありしとするも、其の結果は既に明瞭にして、投票總數二百七十七、此の過半数は百二十九にして、開票の結果は關直彦氏二百二十九點にて當選し、午後常備委員の選舉をなして解散せり。

◎警視廳廢止建議案 江間俊一氏外二名より提出せる、警視廳廢止案は、二月二十二日の衆議院に於て、出席者二百七十五なりしが、賛成者百に對する、反對百七十五の多數にて否決せらる。

◎京釜鐵道買収法案 鐵道國有法案の前驅とも云ふ可き同法案は、三月十七日の衆議院に於て出席總數三百五十二なりしが、百九に對する二百四十三の大多數を以て可決せられたり。

◎減債基金法案 第二十二議會の三大問題たる同案は、二月八日の衆議院に於て、賛否舌戰の末、出席總數三百四十七中、反對百十七に對する、賛成二百二十の多數にて無事可決確定せり。

◎非常特別稅法案 是れ亦當議會に於ける三大問題

第一政治 二、議會

の一なりしが、減債基金法案の通過すると同時に一瀉千里の勢を以て議場に現はれ、出席總數三百四十七中、反對百二十五に對し、賛成二百二十二の多數にて通過せり。

◎鐵道國有法案 第二十二議會の一大問題たる、鐵道國有法案は、一たび衆議院に出て、委員附托となり、貴族院の修正となり、是れ實に西園寺内閣の死活問題たるの故を以て、政府も之を通過せしめんと欲して、非常の苦辛をなし、議會の期日全く盡きんとする最後の日に於て、貴族院の修正案を衆議院に提出せしが、此の時議場の形勢既に定まりたるゆへ、議員中多くの反對ありたるにも拘はらず、討論を用ゐずして採決せしに、非政府黨は悉く投票權を拋棄したるを以て、一人の反對もなく、二百十四の衆議院過半数にて、貴族院の修正案は可決せられたり、是に於て政府が多年宿望たる鐵道は國有となり、左に掲ぐる三十二鐵道は明治三十九年より、四十四年までに、政府は悉く買収することとなりぬ。

- 一、北海道炭礦鐵道
- 一、豐川鐵道
- 一、關西鐵道
- 一、北海道鐵道
- 一、日本鐵道
- 一、尾西鐵道

◎鐵道國有法案否 同案は斯の如くにして、三月二十七日の衆議院に於て、貴族院の修正案を採可せしと雖ども、是れより先き、同十六日の議會に於て、其形勢は既に定りたる者なり 即ち其賛否は左の如し。

賛成側

政友會	百四十一名(内江間俊一氏を加ふ)
大同俱樂部	七十二名
政友俱樂部	八名
無所屬	十四名
進歩黨	八名
合計	二百四十三名

反對側

一、岩越鐵道	一、近江鐵道	一、北越鐵道
一、參宮鐵道	一、甲武鐵道	一、京都鐵道
一、川越鐵道	一、南海鐵道	一、總武鐵道
一、西成鐵道	一、成田鐵道	一、高野鐵道
一、東武鐵道	一、河南鐵道	一、上武鐵道
一、坂鶴鐵道	一、房總鐵道	一、山陽鐵道
一、豆相鐵道	一、中國鐵道	一、水戸鐵道
一、徳島鐵道	一、七尾鐵道	一、九州鐵道
一、中越鐵道	一、博多鐵道	

第一 政治 二、議會

進 步 黨 八十四名  
政 交 俱 樂 部 廿一名  
無 所 屬 四名

◎那制廢止法案 是れ原内相の熱心に其通過を主張せし者にして、其理由とする所は『地方自治體は之を既往の經驗に徴し、將來の趨勢に考ふるに、府縣と市町村との階級にして足り、特に其中間に郡の自治體を存置するの必要を認めず、是れ本案を提出する所以なり』に在りたれば、辛おじて衆議院を通過せしも、遂に貴族院の爲に擱置されたり。

◎議會開院式 第二十二回帝國議會開院式は、二月二十八日貴族院内に舉行せしに、左の勅語を賜はりたり。

朕貴族院及衆議院各員に告ぐ  
朕本日をして帝國議會の閉會を命じ併せて卿等  
勵精の勞を嘉獎す

◎三十九年度追加額 總豫算歳入追加額六百五十八萬七百三十五圓にして其内譯左の如し

- 一、大使館設置及印度カルクッタ等領事新設費 三、三三三
- 一、青森市水道補助費 二、〇〇〇

- 一、秋田市水道補助費 三〇,〇〇〇
- 一、淀川改修工事費續費 107,000
- 一、福岡縣遠賀川改修工事費 500,000
- 一、同上事務費 三、三三三
- 一、東京帝國大學醫科大學其他 四、二二二
- 一、宮城、福島、岩手三縣同作地町村教育費貸付金 三、〇〇〇
- 一、府縣工業試驗場及講習所補助費 一五,〇〇〇
- 一、製鐵所費 三、〇〇〇,〇〇〇
- 一、水産講習所所屬船隻復舊費 六、五〇〇
- 一、博覽會調査費 三、三三三
- 一、韓國統監府通信官事務費 三、〇〇〇
- 一、耕地整理獎勵費 三、〇〇〇
- 一、官設既成鐵道東海線工事既定繼續費四十二年年度の年度割額 一、七〇〇,〇〇〇

内遠賀川改築工事費は、十年繼續總費額四百三十九萬五千圓、製鐵所費は、三年繼續總費額千八百八萬圓なり、又た特別會計追加は、公債募集金四百萬圓にして、即ち之れを以て上記歳出の財源に充るなり。

◎臨時軍事費の收支 日露戰爭に關する、臨時軍事費豫算額は、左の如く總計十三億五千六百餘萬圓にして、今日も尙ほ支出を繼續せられ居れるが、

第一 政治 二、議會

三十六年緊急支出  
第一次豫算 一、五、三六、〇〇〇  
第二次豫算 六、〇〇〇,〇〇〇  
合計 一、一、三六、〇〇〇  
(備考) 内一億二千餘萬圓は各省豫備費に屬す  
當時より三十八年九月末日迄に於ける、海陸軍事費支出總額は左の如し。

陸 軍 省	支出勅扶濟額	支出額
海 軍 省		
合計		

又た九月末日迄に於ける、軍資金收入額を豫算に對照すれば左の如し。

公債、國庫債券及一時借入金	收入額	豫算額
一般會計繰入		
特別會計資金繰入		
軍資金納金		
官有物拂下代		
特別收入		
雜收入		
合計		

◎三十二議會の成績 第廿二回帝國議會に於て、貴衆

兩院を通過したる豫算案、政府提出法律案、議員提出法律案、事後承諾案、決算左の如し。

- 豫算案
- 明治三十年年總豫算案。
  - 明治卅九年度各特別會計歳入歳出豫算案豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件。
  - 臨時軍事豫算追加案。
  - (第一號)明治三十八年度歳入歳出總豫算追加案
  - (第二號)明治三十八年度歳入歳出總豫算追加案
  - (特第一號)明治三十八年度各特別會計歳入歳出豫算追加案。
  - (追第一號)豫算外國庫の負擔となるべき契約を要する件。
  - (第二號)明治三十九年度歳入歳出總豫算追加案
  - (特第一號)明治三十九年度各特別會計歳入歳出豫算追加案。
  - (追第二號)豫算外國庫の負擔となるべき、契約を爲すを要する件。
  - (第三號)明治三十九年度歳入歳出總豫算追加案
- 政府提出法律案
- 國債整理基金特別會計法案。

第一 政治 二、議會

非常特別稅中改正法律案。  
 鐵道國有法案。  
 京釜鐵道買收法案。  
 明治三十一年法律第三號廢止法律案。  
 臨時事件費支辨に關する法律案。  
 鐵道敷設法中改正法律案。  
 産業試驗費講習費國庫補助案。  
 軍艦水雷艇補充基金の組入に關する法律案。  
 作業會計法中改正法律案。  
 陸海軍に屬する臨時事件費特別會計終結に關する法律案。  
 國債證券の取引所稅廢止に關する法律案鹽專賣法中改正法律案。  
 廢兵院法案。  
 醬油稅則中改正法律案。  
 軍人恩給法中改正法律案。  
 工業用酒精類其他酒精含有飲料戻稅法案。  
 官國幣社經費に關する法律案。  
 農工銀行補助法中改正法律案。  
 明治三十八年法律第十七號中改正法律案。  
 明治三十三年法律第七十五號中改正法律案。

明治三十三年法律第七十五號中改正法律案。  
 關稅定率法中改正法律案。  
 刑の執行を猶豫せられたる者の公民權及議員選舉權に關する法律案。  
 國債に關する法律案。  
 帝國鐵道會計法案。  
 官設鐵道用品資金會計法中改正法律案。  
 韓國に於て帝國の經營する鐵道の會計に關する法律案。  
 鐵道國有法案及京釜鐵道買收法に依り買收したる鐵道の出納官吏に關する法律案海上衝突豫防中改正法律案。  
 地租條例を北海道に施行する件に關する法律案  
 登鐵稅法中改正法律案。  
 紙幣類似證券取締法案。  
 日本興業銀行法中改正法律案。  
 臺灣銀行法中改正法律案。  
 明治三十五年法律第廿九號中改正法律案。  
 民法施行法中改正法律案。  
 産業組合法中改正法律案。  
 輸出羽二重精練業法案。

韓國に於ける裁判事務に關する法律案。  
 內國官憲の管掌に屬する事項に付統監の職權に關する法律案。  
 徵兵令中改正法律案。  
 貨幣法中改正法律案。  
 臺灣總督府鐵道部現金前渡官吏設置に關する法律案。  
 臺灣に施行すべき法令に關する法律案(六三總裁案)  
 議員提出法律案  
 災害地方田畑租地免除に關する法律案。(衆議院提出)  
 裁判所構成法中改正法律案(衆議院提出)  
 癩病豫防法中改正法律案(衆議院提出)  
 明治廿九年法律第十三號中改正法律案(衆議院提出)  
 債務者に代位する債權者の登記申請に關する法律案(衆議院提出)  
 屯田兵土地給與規則法律案(衆議院提出)  
 明治三十年法律第四十二號廢止法律案。  
 醫師法律案(衆議院提出)

齒科醫師法案。  
 明治卅三年法律第八十六號中改正法律案。  
 屠場法案。  
 議院法中改正法律案。  
 事後承諾案  
 明治三十八年勅令第百九十四號。  
 明治三十七年度豫備金支出の件。  
 明治三十七年度豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件。  
 明治三十七年度清國事件第二豫備金支出の件。  
 明治三十七年臨時事件豫備費支出の件。  
 決算  
 明治三十六年度歲入歲出總決算  
 明治三十六年各特別會計歲入歲出決算。  
 貴族院會議 第二十二議會に於ける貴族院の議決條項左の如し。  
 法律案 七十八件  
 政府提出案 五十二件  
 內  
 可決したる者 四十六件  
 議決に至らざりし者 六件

第一 政治 三、政黨

くも國民一致、上下同揆私を棄て公に殉ふの精神に頼るにあらずんば、誰か能く之を爲すことを得んや、本會は乃ち國論第一を旨とし、勵精盡瘁事に従ひ、而して諸經營の如きは、事の緩急に従ひ、之れが取捨を慎み、勉めて節約を行ふと同時に各般の發展を企圖し、以て國家の急務に對應せむことを期す。

◎進歩黨宣言書 同じく進歩黨宣言書の大要は左の如し。

一、帝國は日英盟約に依り、極東の平和を保障し、遠く清印の領土を保全すべき、重大の責任を負ふの外、保護權を韓國に樹立し、租借地を遼東に保有し、鐵道其他の特權を滿州に獲得したり、是等の權利及び利益を完うせんが爲めに、外は滿韓の防備、内は陸海軍の整理、及び擴張共に國力と相待て、之が計畫を爲すを要す。

一、滿韓に於ける防備、其他諸般の施設に屬する歳出の爲めに、我國民の蒙むべき負擔更に重大を加ふ、須く銳意して實業上の經營を進めて、以て帝國の經營に補益する所無かる

可らず、特に韓國に於る政治を改善し、財政を整理し、其歳入を以て保護扶掖に要する經費を支辨せしむるの計を爲し、以て利益共通の實を擧ぐるを要す。

一、戰役の結果は、國債を激増し、租税を倍加し、以て財政經濟の混亂を馴致す、宜く速に之を整理し、税制を釐革し、收支の均衡を保たしめ、以て帝國經濟上の信用を中外に増加するの企畫無かる可からず、特に國威の發揚に伴ひ、之と隨應して、内には生産事業に資すべき各般の機關を改善し、外には貿易を増進すべき適良の施設を加へ、大に國民經濟力の發展を計るを要す。

一、行政の整理は、多年の宿題にして、而かも未だ曾て其實効を見ず、特に法令の濫發は、中央と地方とを問はず、帝國行政の病根となり、繁苛紛雜底止する所無からんとする、政務の簡捷統一と、職守の嚴正活用とを完うするは、行政の急務たるのみならず、又實に財政の盡理經濟の發展に、資益するの大なるものあり、努めて行政の整理を勵行するを要す

一、舉國一致の義勇奉公は、勁敵を挫きたる偉功の一大原因にして、即ち國民各自をして國家休戚の責に任せしめたる、憲政の賜に歸す故に帝國前途の大發展を計るが爲めに、更に選舉權を擴張するを要す。

一、戰役の爲めに癱疾と爲りたる、陸海軍人軍屬及び其戰病死者の遺族に對する、恩給扶助に關しては、現行の制度を改良し、以て其功勞に酬ふるを要す。

一、教育の普及學術の進歩を計ると同時に、從來の學制を改善するを要す、特に必須科目を選択して修學年限を短縮し、又各種實業教育を擴張し、之をして能く實務に適應せしむるを要す。

一、憲法上に於る、人權の保障を確實にせんが爲めに、行政官の職守、及び制裁を嚴にし、以て其專權を防止するを要す。

◎西園寺侯の招待會 政友會總裁西園寺侯は、三月二十九日、貴衆兩院議員、及在京黨員を芝公園三線亭に招待し、一場の演説をなしたるが、其大要は左の如し。

諸君、第二十二議會も既に終を告げ、戰後第一回帝國議會爰に終了したり。

議會中諸君は、非常なる御勉勵と非常なる御心配とを以て重大なる法律案を協賛通過せしめられたるは、國家前途のため慶賀に堪へざる所なり、此の成績たる即ち戰後經營の基を定め、其第一歩を達したるものにして、是れ職として我黨の態度區々の情實に迷はされず、正々堂々大國民の本領を發揮したるに依る、不肖這の黨に總裁たる、深く欣ぶと共に、斯る大國家の首相たるは、實に光榮とする所なり、諸君希はくば將來益々國家の爲め、御奮勵あらんことを。

◎大隈伯の演説 三月二十日芝、烏森湖月に於て開きたる、進歩黨懇親會に於て、大隈伯の演説

る、演説の大要左の如し。

今期議會に於ける、大問題たる減債基金、非常特別税、鐵道國有并に關稅定率の此の四大問題に對する議會の態度は、頗る冷淡なりし、若し歐米に於て斯る大問題起りたらんには、夜を徹するは勿論、或は一會期にては議了するに至らざりしやも知れざるなり、然るに之を僅々數時



第一 政治 二 議會

撤回せられし者	一件
衆議院提出案	二十三件
内	
可決したる者	十二件
否決したる者	二件
未議決の者	九件
貴族院議員提出案	三件
未議の者	同
承諾を求むるの件	七件
可決したる者	同
豫算案及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件	十二件
内	
可決したる者	十一件
否決したる者	一件
決算決議案	六件
上奏案	一件
可決したる者	同
建議案	一件
否決したる者	同
動議	一件

可決したる者	同
質問	一件
政府の答辯を得たる者	同
請願	百件
院議に於て採擇したる者	九十六件
未議の者	三件
撤回せられし者	一件
◎衆議院の成議	
衆議院に於ける議決左の如し	
一、政府提出案	七十二件
内	
可決したる者	七十件
但し右の内事後承諾案に於て承諾を與へざる費額五あり	
否決したる者	一件
○決の者	一件
一、議員提出案	四十件
内	
可決したる者	二十四件
否決したる者	九件
消滅せる者	二件
未決の者	五件

第一 政治 三 政黨

一、上奏案	二件
總て可決	
一、建議案	三十二件
内	
可決したる者	二十四件
否決したる者	七件
未決の者	一件
一、重要動議	三件
内	
可決したる者	二件
未決の者	一件
以上を合計するに	
一、衆議院に提出せられたる議案の總數百四十九件	
内	
百二十二件は	可決
十七件は	否決せる者
二件は	消滅せる者
八件は	議決に至らざる者
此の外に	二件(委員會の報告を是認せる者)
貴族院より回送せられたる者	二件

兩院協議會の成案 一件

◎政友會宣言書 第二十二議會の開かるゝに方り、政友會は宣言書を發表せしが、其大要は左の如し以て同會が戦後に對する方針如何を窺ふに足る。曩に我帝國が、東洋平和の大局を維持せむが爲に、露國と露端を啓くや、皇師は邁往奮進、大捷の功を奏し、我武威をして宇内に顯揚せしめたり、是れ寔に 皇上盛徳の然らしむる所なりと雖も、抑亦億兆一心公に奉し、國に忠なるの厚にあらざるば、焉ぞ能く此の如くならむや、而して本會が此際に處し、國民の意志を體して時局を救拯するに努め、幸に微力を致すことを得たるは、竊に以て榮とする所なり、今や時局既に收る、須く善後の長計を立て以て憲政の基礎を鞏固にし、興國の隆運に伴ひ大に經綸を圖るべきの秋なり、而して事務の整理、百揆の舉措、其端至繁にして經費を要すること亦至鉅なり、之を爲すの難き戰時に比して更に難し、苟

第一 政治 三、政黨

くも國民一致、上下同揆私を棄て公に殉ふの精神に頼るにあらざれば、誰か能く之を爲すことを得んや、本會は乃ち國論第一を旨とし、勵精盡瘁事に従ひ、而して諸經營の如きは、事の緩急に従ひ、之れが取捨を慎み、勉めて節約を行ふと同時に各般の發展を企圖し、以て國家の急務に對應せむことを期す。

◎進歩黨宣言書 同様に進歩黨宣言書の大要は左の如し。

一、帝國は日英盟約に依り、極東の平和を保障し、遠く清印の領土を保全すべき、重大の責任を負ふの外、保護權を韓國に樹立し、租借地を遼東に保有し、鐵道其他の特權を滿州に獲得したり、是等の權利及び利益を完うせんが爲めに、外は滿韓の防備、内は陸海軍の整理、及び擴張共に國力と相待て、之が計畫を爲すを要す。

一、滿韓に於ける防備、其他諸般の施設に屬する歳出の爲めに、我國民の蒙むべき負擔更に重大を加ふ、須く銳意して實業上の經營を進めて、以て帝國の經營に補益する所無かる

可らず、特に韓國に於る政治を改善し、財政を整理し、其歳入を以て保護扶掖に要する經費を支辨せしむるの計を爲し、以て利益共通の實を擧ぐるを要す。

一、戰役の結果は、國債を激増し、租税を倍加し、以て財政經濟の混亂を馴致す、宜く速に之を整理し、税制を釐革し、收支の均衡を保たしめ、以て帝國經濟上の信用を中外に増加するの企畫無かる可からず、特に國威の發揚に伴ひ、之と隨應して、内には生産事業に資すべき各般の機關を改善し、外には貿易を増進すべき適良の施設を加へ、大に國民經濟力の發展を計るを要す。

一、行政の整理は、多年の宿題にして、而かも未だ曾て其實効を見ず、特に法令の濫發は、中央と地方とを問はず、帝國行政の病根となり、繁苛紛雜底止する所無からんとする、政務の簡捷統一と、職守の嚴正活用とを完うするは、行政の急務たるのみならず、又實に財政の盡理經濟の發展に、資益するの大なるものあり、努めて行政の整理を勵行するを要す

一、舉國一致の義勇奉公は、勁敵を挫きたる偉功の一大原因にして、即ち國民各自をして國家休戚の責に任せしめたる、憲政の賜に歸す故に帝國前途の大發展を計るが爲めに、更に選舉權を擴張するを要す。

一、戰役の爲めに癱疾と爲りたる、陸海軍人軍屬及び其戰病死者の遺族に對する、恩給扶助に關しては、現行の制度を改良し、以て其功勞に酬ふるを要す。

一、教育の普及學術の進歩を計ると同時に、從來の學制を改善するを要す、特に必須科目を選択して修學年限を短縮し、又各種實業教育を擴張し、之をして能く實務に適應せしむるを要す。

一、憲法上に於る、人權の保障を確實にせんが爲めに、行政官の職守、及び制裁を嚴にし、以て其專權を防止するを要す。

◎西園寺侯の招待會 政友會總裁西園寺侯は、三月二十九日、貴衆兩院議員、及在京黨員を芝公園三線亭に招待し、一場の演説をなしたるが、其大要は左の如し。

諸君、第二十二議會も既に終を告げ、戰後第一回帝國議會會案に終了したり。

議會中諸君は、非常なる御勉勵と非常なる御心配とを以て重大なる法律案を協賛通過せしめられたるは、國家前途のため慶賀に堪へざる所なり、此の成績たる即ち戰後經營の基を定め、其第一歩を達したるものにして、是れ職として我黨の態度區々の情實に迷はされず、正々堂々大國民の本領を發揮したるに依る、不肖這の黨に總裁たる、深く欣ぶと共に、斯る大國家の首相たるは、實に光榮とする所なり、諸君希はくば將來益々國家の爲め、御奮勵あらんことを。

◎大隈伯の演説 三月二十日芝、鳥森湖月に於て開きたる、進歩黨懇親會に於て、大隈伯のなしたる、演説の大要左の如し。

今期議會に於ける、大問題たる減債基金、非常特別税、鐵道國有并に關稅定率の此の四大問題に對する議會の態度は、頗る冷淡なりし、若し歐米に於て斯る大問題起りたらんには、夜を徹するは勿論、或は一會期にては議了するに至らざりしやも知れざるなり、然るに之を僅々數時

第一 政治 三、政黨

間に於て議了せるとは、實に驚かざるを得ず、殊に鐵道國有に對し、議會の冷淡なりしと同時に、國民も亦た甚だ冷淡なりし、數百の新聞紙は、舉つて之れに反對し、以て輿論の喚起に力めたり、然ども眠れる國民は、終に憤起するに至らざりしも、我黨の意見は期せずして、各新聞と一致せり、殊に政府部内官吏中にも、之れに反對の意見を持つるものありしと聞く、現に閣臣の一人たる加藤外相の如きも、反對者にして終に辭表を呈せるにあらずや、斯の如き有様なるにも據らず、該問題は、遂に議會を通過するに至りたれども、是れ決して多數の決議にあらず、即ち國民の輿論に依りて通過したるものにあらず、故に我黨は議會に於て敗れたりと雖も、國民多數の意見に副へる事は明かなり、政府が此の鐵道買収の爲め、年々五千餘萬圓の收入を得んと欲するは、大なる間違ひなり、現に國有案通過後に於ける、一般公債の下落は、如何臨時事件費公債の下落は如何、斯く觀じ來れば、實に國家の危機は切迫せり、國家の將來を思へば、實に憂慮に堪へざる次第にあらずや、

折角武力の爲めに得たる國威は、財政經濟の宜しきを得ざる爲め、失墜するに至るやも計らざるを以て、此の點に就ては、大に研究を要すべきことならん、殊に未議會には、今期議會以上の大問題の起るは明かなり。故に今後も懈らず、國民と共に之れが研究を爲すは、實に吾黨の責任なり、諸氏は各々選舉區に歸り、大に黨勢を擴張し、全國民の奮起に努力せられたし云々。

◎政友會議員總會 一月二十四日、西園寺總裁より  
院內總理以下左の如く囑托あり。

- 院內總理 原 敬
- 院內幹事 野田卯太郎 粟原亮一 改野耕三
- 村野常右衛門 菅原 傳
- ◎黨政本黨院內總理 一月廿六日の代議士總會に於て、院內總理以下を左の通り選定したり。
- 院內總理 犬養 毅 大石 正巳
- 代議士會長 加藤 政之助
- 同 副會長 須見 千次郎
- 院內幹事 西村 丹次郎 大津 淳一郎 田村 惟昌
- 内藤 利八 青地 雄太郎 齋藤 宇一郎
- 江藤 新作

第一 政治 三、政黨

◎大同俱樂部役員 大同俱樂部にては、一月廿五日左の通り役員を選定したり。

- 院內委員(七八)
- 佐々 友房 駒林 廣運 荒川 五郎 石塚 重平
- 横田 虎彦 岡田 治衛武 寺井 純司
- 幹事(七人)
- 漢家 鐵五郎 兼 松 照 武藤 金吉 宮部 義
- 大野 龜三郎 高梨 哲四郎 三井 直藏
- ◎大同派査定方針 世人より準政府黨を以て目せらるゝ大同俱樂部は、二月院內控室に於て、豫算査定方針に付き、代議士總會を開き、左の如く決定せり。

- 一、豫算査定の方針は陸海軍費及び新警事業費中より五百萬圓乃至一千萬圓を削減する事
- 但し査定の方法は豫算委員に一任す。
- 二、前項の削減金額は國本培養等其他生産的事業費に充つる事
- 三、遠洲航路補助費は原案を承認し一ヶ年の補助を承諾する事
- 四、留萌鐵道工事費は原案を賛成する事
- ◎早稻田會談 一月卅一日、早稻田大隈邸に會合

- 第二十二議會の大問題に關し、左の如く議決せり。
- 一、國債基金問題 反對する事
- 一、臨時事件費問題 條件を附し賛成する事
- 一、特別稅繼續問題 研究問題として更に講究する事

◎政友進歩兩黨交渉斷絶 特別稅繼續、及び減債基金の二問題に關しては、政友進歩兩黨の間久しく交渉繼續せしが、進歩黨よりは、院內幹事齋藤宇一郎氏、二月五日政友會本部に長谷場氏を訪問し、代議士會の結果を一の證書として提供し、甚だ遺憾ながら貴黨の交渉には、到底應ずる能はざる旨を通告し、兩黨の交渉は斷絶せるなり。

◎各部黨派別 衆議院各部に於ける黨派別左の如し。

第一部	政友	憲政	大同	同政會	無所屬
第二部	十七	一〇	八	二	五
第三部	一八	一〇	九	四	〇
第四部	一二	一二	一三	四	一
第五部	一九	一二	一三	四	一
第六部	一三	一六	一四	三	二
第七部	一一	六	一	〇	二
第八部	二一	八	一一	〇	二
第九部	一七	一一	九	一	四
第十部	九	一六	一一	六	八
第十一部	一六	九	一一	二	三

◎貴族院議員現在數 貴族院の現在議員數は三百六十八にして其の内譯左の如し。

皇族	十三人	公爵	十人
侯爵	二十八人	伯爵	十七人

第一 政治 三、政黨

子爵 六十九人 男爵 五十六人  
勅選 百二十二人 多額納税 四十五人

◎進歩黨改革問題 久しく悶着せし、同派の改革問題も、十二月四日の評議員會に於ける、大會準備委員選舉の結果を以て、先づ一段落を告げ、改革派に屬する代議士三十餘名は、同日改革方針に就き、大要左の如き、黨則改正案を協定せり。

- 一、總理は現在の態として廢止せざることを。
- 一、政務委員を廢止すること。
- 一、幹事五名を置くこと。
- 一、常議員三十名を置くこと。
- 一、常議員は評議員會に於て公選すること。

◎政黨の勢力範圍 政友會、進歩黨、大同俱樂部其他各派の所屬代議士を地方別とすれば、政友會の最も最力あるは、九州にて關東、東海之れに次ぎ進歩黨は、東北地方に優勢にして、大同俱樂部は中國に於て改、進兩黨を凌ぎ、東海及び九州に於て進歩黨に優れり、而して三派が一名の代議士をも出さざる府縣は、政友會にては青森、滋賀、奈良、鳥取、徳島の五縣、進歩黨にて京都、神奈川群馬、石川、福井、三重、和歌山、山口、島根、鳥取、香川、宮崎、北海道の十三縣、大同俱樂部

にて山梨、宮城、秋田、新潟、静岡、和歌山、徳島、高知、香川、福岡の十縣なり  
▲關東(東京、神奈川、山梨、千葉) 總議員數七十三名  
政友會 二十五名 進歩黨 二十一名 大同俱樂部 十四名 舊政友 九名 無所屬 四名  
▲東北(福島、宮城、岩井、秋田) 總議員數四十九名  
政友會 十五名 進歩黨 十九名 大同俱樂部 九名 舊政友 五名 無所屬 一名  
▲北信(長野、新潟、富山) 總議員數四十二名 政友會 十七名 進歩黨 十二名 大同俱樂部 九名 舊政友 三名 無所屬 一名  
▲東海(靜岡、愛知) 總議員數四十名  
政友會 二十二名 進歩黨 五名 大同俱樂部 七名 舊政友 五名 無所屬 一名  
▲近畿(京都、大阪、和歌) 總議員數三十八名  
政友會 十四名 進歩黨 九名 大同俱樂部 九名 舊政友 三名 無所屬 三名  
▲中國(兵庫、岡山、廣島) 總議員數五十四名  
政友會 十三名 進歩黨 十三名 大同俱樂部 十八名 舊政友 無所屬 三名  
▲四國(徳島、愛媛) 議員數二十七名

第一 政治 四、外交

政友會 十三名 進歩黨 五名 大同俱樂部 二名 舊政友 二名 無所屬 五名

▲九州(福岡、佐賀、長崎) 總議員數五十六名

政友會 三十二名 進歩黨 十一名 大同俱樂部 十二名 舊政友 一名

◎貴族院の異動 第二十二議會閉會後、勅選並に補缺選舉に依りて、選出されたる新議員は左の二十一人なり。

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 子爵 戸田 忠行(補) | 湯池 定賢(勅)     |
| 鎌田 榮吉(勅)    | 子爵 本莊 定義(補)  |
| 男爵 片岡 利和(勅) | 男爵 真木 長義(補)  |
| 系原 武太郎(補)   | 子爵 持明院 基哲(補) |
| 伯爵 寺島 誠一(補) | 侯爵 徳川 頼倫(勅)  |
| 伊澤 平藏(補)    | 左右田 金作(補)    |
| 谷 新助(補)     | 堀之内 庄右衛門(補)  |
| 土居 通博(補)    | 淺 長太郎(補)     |
| 阿部 浩(勅)     | 山田 春三(勅)     |
| 小栗 富治(補)    | 櫻井 嘉右衛門(補)   |
| 河田 與惣左衛門(補) |              |

又死亡若くは辭職したるは左の十六氏なり

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 子爵 長岡 護美(死) | 男爵 清浦 奎吾(辭) |
| 男爵 曾根 荒助(辭) | 矢野 次郎(死)    |
| 伯爵 坊城 俊章(死) | 永澤 清之助(死)   |

四 外交

◎大使館設置告示 外務省告示第七號にて、明治三十八年十二月二日を以て、在倫敦帝國公使館を帝國大使館に改むと示せり。

◎獨逸公使の引揚 獨逸公使は、十二月十六日、當地を引揚げ、仁川より軍艦にて歸國し、佛國を除くの外悉皆撤退を終れり。

◎公館撤退の訓令 外部は十二月十四日、在外韓國公使、并びに領事、名譽領事に宛て、撤退歸國の事及び解任の事を訓令せり。

◎米國々務卿と韓國 巴里駐劄韓國公使閔泳瓚氏、十二月十一日、國務卿ルード氏を訪問し、自國の位置を説き、之に對する米國の意見を叩きしに、ルード氏は彼に答ふるに、米國政府は韓國の領土保全と、日本韓國に對する優越なる權力を認むる

- |            |             |
|------------|-------------|
| 若尾 幾造(辭)   | 山口 玄洞(辭)    |
| 岩月 直(辭)    | 侯爵 徳川 茂承(死) |
| 野崎 武吉郎(辭)  | 坂本 理一郎(辭)   |
| 中田 清兵衛(辭)  | 神野 金之助(辭)   |
| 佐々木 嘉太郎(辭) | 男爵 加藤 弘之(辭) |

第一 政治 四、外交

こと、及び將來韓國に關する外交上の談判は、日本と商議すべきことを以てしたり。

韓國人は米國大統領ルースヴェルト氏が、韓國に對する同情的干渉の舉に出べしとの希望、水泡に歸したるを見て激烈に非難せり。

◎米國と日韓人 日本及韓國労働者排斥に關する、法案は、米國議會の開會と共に提出せられたり。

◎米國大統領の致書 大統領ルースヴェルト氏は三十八年十二月四日に開會せられたる議會に致書を與へ宣べて曰く、ツラストの宏大なる勢力は、監督せられざるべからず、之が爲め必要あらば、憲法の改正を行ふべし、例令ひ節約は必要なりとも海軍の縮少或はパナマ運河開鑿工事を延期せしむるは、國家の犯罪たり、清國に於ける米品排斥運動の重なる原因は、清國の學生及商人が教育ある清國人に對する、米國法律の嚴酷なるに對して忿懣したるにあり、米國は此等の階級の清國人に對しては、宜く米國に入國することを奨勵し、且つ彼等と同一階級に屬する、他の内國人と全然同一の取扱をなさざるべからず、排斥すべきものは、唯清國労働者のみ。

以書翰致啓上候、陳者日伊兩國間に於て、協定稅率の締結に關し千八百九十四年十二月一日、男爵プラン閣下及高平閣下との間に交換せられたる書翰を將來に於て、全然無効と看做すべき旨、本日附頁翰を以て、伊太利國政府の名義にて、御請求の趣致關係候帝國政府は、前記高平閣下、及男爵プラン閣下の書翰を將來に於て無効と看做すべき、伊太利國政府の意見に欣然致意同候、閣下の附言せらるゝが如く、且又日伊兩國間に現存する通商航海條約に依り、保障せらるゝ通り、日本國及伊太利の貨物に、日伊兩國の現行條約の有効なる間は、伊太利國及日本國に於て、相互に最惠國の取扱を享有すべきは勿論なる次第に有之、本大臣は此の機に際し、茲に閣下に向つて敬意を表し候啟具。

明治三十八年十二月一日

外務大臣伯爵 桂 太郎

日本駐劄伊太利國特命全權公使

伯爵 シュニリオ、サン、ウキンチン閣下

遣清大使への勅語 一月一日、小村全權大使清國より歸朝、拜謁の際、同大使並に内田全權公使に賜はりたる勅語左の如し。

○ニ滿國ト訂結シタル講和條約ニ基因シ並ニ滿洲ノ善後處分ニ關シ清國政府ト協定ヲ要スルモノアリ即チ卿等ニ授クルニ全權ヲ以テ清國代表者ト折衝ノ局ニ當ラシムルヤ卿ハ慎重事ニ從ヒ能ク其任務ヲ完フセリ

朕深ク之ヲ嘉尚ス  
○日英兩國の友誼 英國皇帝が、來春特使を以て、

第一 政治 四、外交

大統領は猶清國保全を目的とせる、日本の宣言に對し、眞實なる同情を表せり、曰く此の如き態度は、世界の平和を助成するなり。

◎清國皇族御著京 清國出洋大臣皇族載澤殿下の一行は、十二月廿二日入京せり。

◎日伊條約附屬外交書廢止 日伊通商航海條約調印の際に、兩國全權委員の間に交換したる外交文書廢止のため、外務大臣と本邦駐劄伊國公使との間に交換したる書翰左の如し。

以書翰致啓上候、陳者本使は、千八百九十四年十二月一日、伊太利國と日本國との間に、現行の通商航海條約調印の際兩國間に於て、協定稅率締結に關し、男爵プラン閣下及高平閣下との間に、交換せられたる書翰を將來に於て、全然無効と看做すべき旨、茲に伊太利國政府の名義にて、日本政府に及請求候、若し日本國政府に於て、右請求を承諾せらるゝ場合には、伊太利國と日本國との間に、現存する通商航海條約に依り保障せらるゝ通り該條約の有効なる期間、伊太利國の商品は、日本國に於て、又日本國の商品伊太利國に於て、今後相互に最惠國の取扱を享有すべきは勿論なる次第に有之候、本使は茲に閣下に向て敬意を表し候啟具。

千九百五年十二月一日東京に於て

外務大臣 伯爵 桂太郎閣下

シエー、セ、ウキンチ

我が、天皇陛下に「ガータ」の勳章を贈呈せられんとする事、及び公使館昇格の事に就て、倫敦「タイムズ」は、其の社説に於て大要如左く論じたり、曰く、エトワード七世陛下が明年早々特使を派遣して、日本 天皇陛下に「ガータ」の勳章を贈呈せんとせらるる事は、我が英國民をして、最深最大の満足を感じしむ、而して同時に此事が日本國民によりて、英帝の其の同盟國に對する深き尊敬の表彰とこそ受取らるべきは、吾人の疑はざる所なり英帝國の君主が、能ふ限りの最上の名譽を、日本の天皇に贈呈せんとする事の知られたると同時に、又た日本に於ける、英國公使館が昇格せられ、大使館とならんとする事を聞くは、實に至大の快事にして公使館の昇格は、英國民が日本國民の世界最大國民の一となりたる事を識認する最好の方法なり、日本國民が、此の地位に上りたるは、實に其武力のみによりてにあらずして、實に其の顯著なる才能と、其無類の獻身的精神によりてなり、而して彼等の技能と、性格今や殆んど遺憾なく、吾等英國民の識認する所となれり、惟ふに來春東京に著すべき我が特使は、凡ての事に於て同

第一 政治 四、外交

等國の同等國に對する禮を以てすべし、即ち名譽ある舊國民が、一層奮くして且つ其の月桂冠上の露、尙ほ新なる國民に對する禮を以てすべし、而して此の特使が、皇族の一人にあらざれば、我が國民が満足せざるべきは、吾人之れを疑はざるのみならず、可成皇帝に近き皇族の特使として、東京に赴かん事は是れ蓋し全國民の希望なり、云々と以て日英兩國國民の親交益密接に赴きつゝあるを知る可きなり。

◎日清條約公布 二十八年十二月二十二日、清國北京に於て我が全權委員と、清國全權委員との間に締結せられたる、滿洲に關する條約及附屬協約は三十一日の官報を以て公布せられたるが、批准文は左の如し。

天佑を保有し萬世一系の帝祚を踐きたる日本國皇帝(御名此の書を見る有榮に宣示す朕明治三十八年十二月二十二日清國北京に於て帝國全權委員及び清國全權委員の記名調印したる滿洲に關する條約の各條目を親しく閱覽點檢したるに克く朕の意に適し固然する所無きを以て本條約を嘉納批准す

神武天皇即位紀元二千五百六十六年明治三十九年一月九日東京宮城に於て親ら名を署し璽を給せしむ

御名御璽

外務大臣副署

◎勳章御贈進式 英國皇族アサー、コンノート親王殿下は二月二十日御參内鳳凰の間に於て我が天皇陛下へガーター勳章を御贈進あらせられたる際、殿下の朗讀せられたる趣意書は主要左の如しと承はる

此のガーター勳章は、六百年前エドワード三世の時、作りし勳章にして本國に於ても、之れを受けたるものは、二十名位に過ぎずして、多くは英國と親交ある歐洲の帝王に捧呈したるものあり、日本皇帝陛下は、文武兼備の帝王にして、且つ英國と同盟を締結したる親交國の皇帝なるを以て、此に勳章を奉呈して親善の意を表す。

◎英國皇族隨員 天皇陛下にガーター勳章を御贈進の爲め、慈々御來航の英國皇帝陛下御名代プリンスアサーコンノート殿下の御隨員は如左。

- 貴族 リーズデール卿
  - 海軍大將 サー、エドワード、シーモア
  - 陸軍大將 サー、トーマス、チリーケニー
  - 陸軍大佐 アイサー、デビットソン
  - 殿下御附(主馬)陸軍大尉 ウキンガム
  - 外務書記官 エム、ダブリンランフリン
- 左の外従者としてエチソン外七名の諸氏も、加はり居れりと云ふ。

◎英大將辭 寺内陸軍大臣が、アーサー、オヴ、コンノート殿下を、小石川後樂園に御招待申上げたる節、我伏見大將宮殿下の御演説に對し奉り、陸軍大將ケリーケニー大將の答辭大要如左。

殿下、閣下、陸軍同僚諸氏及諸君 私は我皇帝陛下より、今回の捧勳特使一行の一員に撰擧せられたるは、誠に光榮とする處でありまして、殊に只今伏見宮殿下が英國陸軍の健全を祝せられたるに對し奉り、並に本日此の名譽なる會合を催されたる御厚意に對して、我々の深厚なる謝辭を陳ぶることを得るの機会を與へられたるは、最も光榮とする處であります、又私個人としましては貴國陸軍の偉大にして、且つ謙讓の徳に富まれたる、司令官諸君と親しく交際することを得ましたは、大なる快樂と満足を感じる次第であります。

英國陸軍に於ては、其大元帥即ち皇帝陛下を始めとして、皆日本陸軍の戦場に於ける、大なる成功を非常なる趣味と、敬愛とを以て熱心に注意して居りましたことは、私の保證する所でありませぬ。

諸君私は英國陸軍に代て、諸君に一言御禮を申上げ、併せて兩國の同盟及世界の文明の爲に、繁榮が常に貴國陸軍の上に来らんことを祈り、又神は私の同僚なる光榮ある、貴國陸軍諸君の益々長壽ならしめんことを希望致します。

◎停廢條約調印 日露戰爭中の兩國停廢は、三月中旬既に交換済みとなり、四月一日兩國委員の最終總會を開き、停廢交換済の條約書に調印せしが、當

日參與する兩國委員左の如し。

本郷情報局長官、淺川騎兵大佐、田中中佐、阪井中佐、藤大尉 山田通海、ダニロフ中將、アレキシーフ大佐、ウニセロフスキ

◎勳章御贈進 我天皇陛下には、四月廿八日徳大寺侍從長を義親王殿下の御旅館たる、貴族院議長官舎に差遣はされ、左の如く勳章御贈進あり

- 叙勳一等授旭日章桐花大綬章 義和宮殿下
- 叙勳一等授瑞寶章 李 根 濤
- 叙勳二等授旭日小綬章 趙 性 根
- (各通) 履 應 載
- 張 寅 樞

◎御親電 伊國ヴェスヴァアス山噴火の慘狀の趣き、西園寺外相より奏上に及びたるに、天皇陛下には、四月十二日早朝伊國皇室へ、御懇篤なる御見舞の御親電を發し給ひたり。

◎日米版權條約 三十八年十一月十日、東京に於て日米兩國全權委員により調印せられたる、日米間著作權保護に關する條約は、本年四月二十八日御

第一 政治 四、外交

第一 政治 四、外交

批准を得、五月十一日の官報を以て公布せられたり。

露國公使の總監訪問  
露國公使バクメチエツフ氏は四月廿九日ニコライ司教を伴ひ、安樂警視總監を警視廳官房に訪ひ、殷懇なる握手を爲したる後、左の如く感謝の挨拶を述べたり。

余は貴官と會見するの榮を喜ぶ、會見の榮を喜ぶのみならず、特に日露戰役中、日本警察官の深厚なる保護盡力に依り、駿河臺なる我が聖教會の安全にして、而かもガラス一枚破損せざりし程の幸福を感謝するの光榮を有せり、是れ固より貴邦人公德慈愛の心に富みたるの結果なりとは雖も、抑も亦貴警察官の公平忠實なる厚き保護ありたるに原因せざる可らず、尙同時に露國の我が公使館及附屬官舎の安全にして、瓦一枚損落せざりしは、唯々貴邦人の常に文明的にして、貴警察官の最も文明的なりし賜なり、此に重んじて感謝の誠意と滿腹の敬意を表するものなり。

獨逸勳章奉授式  
獨逸皇帝陛下より、野津元帥以下へ左の如く勳章を贈られたり。

- 赤鷲大勳章(銀附) 元帥伯爵 野津道貫
- 赤鷲大勳章(銀附) 陸軍大臣 寺内正毅
- 同 (同) 陸軍大將子爵 兒玉源太郎
- 赤鷲第二等(銀及星附) 陸軍少將 長岡外史
- 同 (同) 上原勇作
- 同 (銀附) 立花小一郎

日本赤十字社に於て、募集に著手せる桑港震災義捐金は、青木駐米大使より、赤十字本社に對し、最早義捐金募集の必要を認めざるに至れりとの通牒ありたる趣にて、同社に於ても該募集を中止する事とせり、今日迄の全國民の該義捐總額は二十九萬五千餘圓に達し居り目下精算中なりと云ふ。

日米直通海底全通の報、會社側より米國政府に達するや、米國大統領は、六月二十六日、該海底線を経由して、我 天皇陛下に左の祝電を送れり。

余はogram及日本間に恰も布設を成就し、加那太平洋を横斷して、此兩國を結合するに至りし、亞米利加海底電線を経て、陛下及貴帝國の繁榮幸福に對する、我合衆國政府、及人民の誠實なる好意と、熱心なる希望を送るを得るは、欣喜に堪へず。

テオドル、ルーズヴェルト  
右に對し 天皇陛下より、即時該海底線に依り左の御返電ありたりと。

貴大統領は、遠からず公衆の用に供せらるべき、ogram日本間新設の電線により、正に朕に密するに懇篤なる消息を以てせらる朕深く之を感佩し、且以て會心の事と爲す、今や貴我兩國を聯結する此新線路に依り、轉致せられたる最初の電信は、即ち米

國政府及人民の厚誼を朕に傳ふるものたるを見る、是朕の最偉ぶ所なり、朕も亦茲に均しく貴大統領に對し、至誠以て朕并に朕が臣民の抱懐する友情と好意を表す。

獨逸子問題  
ボーツマス條約第六條に依り、露國政府は長春(寬城子)旅順口間の鐵道、及其支線並に之に附屬する一切の權利、特權、財産等を日本國政府に移轉讓與することを約したるが、其後

昨年十月三十日、四平街に於て、我滿洲軍參謀福島少將、並に露國滿洲軍參謀次長オラーフスキー少將の締結せる、日露兩軍滿洲撤兵手續、及鐵道線路引渡順序議定書に依り、露國より日本に引渡すべき、鐵道の最北端を確定することは、之を外交上の交渉に讓る事に協定せられたるを以て、帝國政府の本邦公使に訓令し、本件に關する帝國政府の所見を披瀝し、寬城子停車場全部の引渡を露國政府に請求せしめたるに、露國政府は理論上、帝國政府の要求に同意し難きも、本問題は専ら實際の便宜により、之を決定するを得策となすものなるを以て、日露兩國鐵道連絡條約の締結せらるる迄は、本件の決定を延期し同條約締結の際連絡に關する實際の便宜に基づき、之を決定せんことを提議したるを以て、帝國政府は、右延期に對し、同意を表し、之と同時に本問題に關する帝國政府從來の主張を、全然保留し、且つ鐵道連絡に就ては、至急双方より専門の委員を派遣し、現場に於て調査の上、双方に便宜なる方法を協定することとし、其れ迄の間は不取敢本年五月三十一日の中村少將、ウキット覺書に定めたる所により、第七十八號待避停車場の横斷中央線迄の鐵道を受領すべきことを回答したるに、露國外務大臣は、之に對し同意を表せり、右の次第にて寬城子停車場問題は、日露兩國専門家が、實地に就き調査したる上、鐵道連絡方法を協議する迄、其決定を延期することとなりし。

（參照五月三十一日鐵道受領委員覺書中の一節）  
引渡すべき鐵道線路の北端地點は、四平街議定書第三條第三項に基づき、外交手段を以て確定せられざるべからず、然るに本覺書調製の當日に於ては、未だ其地點の指定なき故に、双方の委員は八月一日（舊曆七月十九日）に引渡さるべき鐵道線路の北端、地點の哈爾濱停車場を距る、二百三十二露里なる第七十八號待避停車場の横斷中央線と假定して、本覺書を調製せり故に鐵道停車場の地點確定するに至ては、本覺書の第二及第三條、多少變更すべきものとす。

第一 政治 四、外交

第一 政治 四、外交

尙最初本問題の交渉を開始せしは、ラムズドルフ伯代にして、双方共堅く主張を執て動かざりしが、イスウオルスキー氏時代となり、日本との交渉等に就き、恒に漸く妥協和親に傾ける其の態度は、劈頭其空論を捨て連絡の便宜を執るの提議に於て、顯はれ以來著々として交渉の歩を進め來り、我政府も其主張を狂ぐることなくして、彼が提案を容るゝに同意したるなり。

◎日加條約公布 日英通商條約を、日本及加奈陀間の修交通商及航海に適用する條約は、七月十一日を以て批准を経たるが、十三日の官報を以て其全文を公布せられたり。

◎日加通商條約の由來 日英通商航海條約、第十九條に列擧したる、英國各殖民地は、日英條約の範圍外に置かれ、本條約推准交換の日より(明治二十七年八月廿五日以降)二箇年内なれば、隨時に一片の通告に依り、加入することを得る規定なれば、此規定により加盟したるは、ニユーフランド、ランド及びナタルの兩殖民地のみ、其後日英兩國間の協商に依り、二ヶ年の期限を三ヶ年に延長し(明治二十年八月廿五日に延長)同時に、我政府は

右條約の適用範圍を擴むるは、我が利益ありと認めたるを以て、各殖民地に向て加入勧誘に力めたるが、明治三十年三月十六日クインズランドのみが、明治三十年三月十六日クインズランドのみが、労働者に對して制限を設くるの條件により加盟したり、元來英國は自由貿易主義を採れるを以て、最惠國主義の適用を受くる場合には、往々各殖民地の利益に反する事勢なからざれど、英本國に向つて、各殖民地を除外して、其自由意志に任せられん事を請願し、日英條約中にも、第十七條の除外例を見るに至りたる次第なるが、加奈陀は、英本國が歐米二三ヶ國と締結したる最惠條約により、相手國の産物自由に自國に輸入するに苦しみ、再三本國へ請願し、漸く願意を達したるに拘らず、近年我國との貿易は、年々進歩發達し來り、加之日英同盟は日露戰爭により、益々我が國との交情親密に増進するに至り、玆に同國の輿論を喚起し遂に加奈陀政府より我國に向つて條約の締結を申込むに至りたる次第にして、我政府も英國殖民地との條約締結は、年來の希望なれば、非常に之を歡迎し、双方の協議に何等の故障を見ずして、批准交換を了したる次第なりと云ふ、因に云ふ加入

第一 政治 四、外交

期限消滅後通商條約を締結したる殖民地は、今回の加奈陀の外特別の條約を結ぶたる印度のみなりと云ふ。

◎露國首相暗殺 八月廿五日、露都附近なる總理大臣ストリピン氏、別邸の客間に入り爆裂彈を投じたる者あり、其勢ひ猛烈にして、別邸の一部破壊せられ、家具は全く飛散せしむ、大臣及び夫人は無事なり、然れども二階にありたる家族等に負傷者多く、息女一名は兩足を奪ひ取られたり、當日大臣は公衆接見日なりしを以て、來客多く侍從陸軍武官一名、並に門衛即死し、其他官民に負傷あるも、兇行者は三名にして自ら爆發の爲めに即死せり。

◎清親王の對日意見 肅親王は、近時一部の清人が、動もすれば滿洲に於ける日本の處置を攻撃する者あるに對し、警告して曰く、日本は兎も角戰前の宣言を實行し、滿洲の還附と開放とに務めつつあるにも拘はらず、信義を思はずして、猥りに小過失をのみ是非するは、遂に日本の惡感を招くの因たるべく、延ては清國全局の危機に對して、日本の助力を失ふに至るべければ、活眼者は宜しく注

意を要す云々、と清國に猶具眼の人ありと謂ふ可し。

◎日米海底電信開始 日米直通海底電信は、愈々八月一日より公衆電報の取扱を開始す、從來の日米間電報は、長崎、上海、香港、馬尼刺、グワム、ミッドウエー、ホノル、桑港の四仲繼所を経由したりしも、今回の直通電線は唯グワム、ミッドウエー、ホノル桑港の四仲繼所を経由するに過ぎざれば、其時間に於て約半減の利益あるのみならず、料金に於てもグワム、ホノル、ミッドウエー、との區間は、従前に比し、左の如き低減を行はれたる次第なり、同電信は午前六時より、午後十時迄の間江戸橋郵便局に於て取扱はるべく、時間外の至急電報は、他の電報に於けるが如く、三倍の料金を徴せらるべし。

舊料金	新料金	差引減
グワム間 一圓六十四錢	一圓十四錢	五十錢
ミッドウエー間 二圓六十四錢	一圓九十二錢	七十二錢
ホノル間 二圓十四錢	一圓四十二錢	七十二錢

右の外上海線に比し北米各地方宛は凡て四十錢を中米及南米宛は凡て三十四錢乃至四十錢を低減せられたり  
◎獨逸皇帝と日本 獨逸皇帝は、ベルゲンに於て、佛



第一政治 四、外交

國代議院議員と、對話の際、朕は千九百二年に於て、既に日本の進興を豫言したるが、歐洲諸國は將來、或は日本を新強國に數ふるの止むを得ざるに至るやも知れずと説き、寧ろ懸念の意を漏らされたり。

◎日米間追加犯罪人引渡條約

明治十九年四月、日米

兩國間に締結したる、犯罪人引渡條約中、犯罪の項目中に、委託に係る私人の金錢、又は財産を費消したる罪、及び窃盜罪を追加したる條約は九月二十二日御批准となり、同二十六日の官報にて公布されたるが、其の犯罪の追加は左の如し。

一 備主の損害となるべき被備人の委託物費消にして其の費消に係る金額又は財産の價格四百圓又は二百弗より少からざる者  
一 一年以上の禁錮に處せらるべき竊盜又は一年以上の禁錮に處するの宣告ありたる竊盜

◎日米海底線成結

日米新海底線は、去る八日一日通信開始以來、其取扱ひたる通數一日百通乃至二百八十通にして、一ヶ月分の總數は六千二百二十五通、一日平均二百餘通となり、其料金中我收入に屬する分は、金一萬六千餘圓なりと云ふ。其割合を以てする時は、一年平均二十萬圓の收入は優に認めらるべし。從來我海外電報は、凡べて大北

電信會社の線路を経由したるを以て、毎月我政府が、同會社に支拂ひたる金額は約十七萬圓乃至二十萬圓なりしが、新海底線開通の爲め、八月分の計算に於ては、同社に支拂ふべき金額は、約十二萬圓に減少せり。

◎日本人の市民權拒絕

シアトル市に本店を有し、各方面に涉りて廣く日米貿易に従事せる、古谷商會の取締人服部綾雄氏は、商會法律顧問と相談の上、本年六月廿九日發布せられたる、米國新歸化法に據り、合衆國地方裁判所書記局に向つて市民權許與の願書を提出したるに、同書記局は商務卿よりの訓令は、單に白人若くは亞弗利加人子孫の出願のみ受理すべしと在りと云ふを理由として、服部氏の願書を却下したるが、元來新歸化法の規定に據れば、歸化の特權を享有し得ざる者は只だ支那人のみにて、日本人には歸化を許さずとの法文は、一も之れなきに拘はらず、一片の訓令を楯として、日本人に歸化を許さざるは不當なりとの理由を以て、該書記局を相手取り、市民權許與請求の訴訟を裁判所に提出せり。

◎米國政府の回答 桑港に於ける排日本運動の件に

關し、十一月二十四日、米國政府より、本邦駐劄同國大使に左の如き電報到達したれば、同大使は直に其の趣を日本政府に申入れたり。

桑港に於ける紛議の件は、右懸望の桑港に局限せられ、全然地方的性質のものたる爲、當初米國政府に於て、充分事實を承知せざりし次第なりしが、爾來政府は、之に關する充分なる報道を得むと欲し、百方を盡したるに、其結果桑港に於ても、亦本件は地震及火災後の異常なる状態に伴ひ、發生したる地方的労働問題の結果に過ぎざることを認めたり、政府の調査せる所によれば、學校問題も亦過般地震の際、從來日本人の通學せし校舍破壊し、爾來之に代るべきものを築造するに、充分の時日なかりし事實に起因するもの、如し、米國政府は、臨時も日本人に與ふる待遇をして、最優交ある歐洲國人に與ふる待遇に比し、何等懸隔あらしめんとするが如き、意見を懷抱することなく、米國人民も亦政府が何等此趣旨に異りたる行動に出でんことを希望するものに非ず、右に關しては米國政府は、最明確なる保證を日本政府に與ふることを辭せざる次第なり、尙大統領は、米國人が日本に對し、積年懷抱せる友誼尊敬の精神を以て、日本臣民が條約に依りて、有する一切の權利を保持せむことを期し、事實の發展に伴ひ、必要な措置を執らん爲め、迅速に且つ充分なる調査をなすべきことを司法省に命じたり、而して日本國民が、現に米國全體を通じ、幾百の普通學校及專門學校に於て、日本學生を歡迎しつゝある事實に徴し、桑港學校問題の全然地方的にして、且つ偶發性なるを認解すべきことは

疑を容れざる所なり。  
◎桑港の日韓人排斥 十月二十日、桑港に開かれたる大集會に於て、次期の國會に際して、都ての日本人及び朝鮮人を、米國諸州より排斥するの法律を通過するに盡力すべき旨、滿場一致を以て決議せり。

◎日加稅率適用

日本加奈陀間通商條約締結の結果として、加奈陀政府は、千八百九十三年中、佛蘭西との間に協定したる稅率の便宜を、日本品にも適用すること、爲せり、即ち日本産に係る、葡萄酒中アルコール十五度を超へざるもの、及總ての沸騰葡萄酒は、從價從量の内、從價稅のみ免除となり、洗濯石鹼は、稅率の二分の一を、穀果、扁桃類は、同じく三分の一を減せらる、右の適用は日加條約實施の日に遡り、効力を及ぼすべき旨公布せらる。

◎獨逸宰相の演説

獨逸帝國宰相ビュロー公は、十一月十四日、同帝國議會に於て、對外政策に關する質問に答へ、長時間に渉る演説を爲したるが、日本と獨乙に關しては左の如く陳述せり。

日本との關係に就くは、將來益増進するは、吾人

の努力せんとする處なり、日本は其の精銳なる陸軍及び勇敢なる艦隊の儘續によりて、大國の伍斑に入れり、是れ同國は、他の諸大國民、特に我普魯西國民に倣ひたるものと謂ふべし、蓋し大國としての國民の地位は、先づ以て劍によりて、其の基を開かるゝものなればなり、吾人は此増進に於て、未だ曾て何等冒險的、又は領土擴張の計畫を立てたることなし、予は既に一千九百年七月十日、當時の外務大臣として、獨逸聯邦諸政府宛、同文通牒を發し、吾人が清國分割を希ばざることを並に同國に於て何等特殊の利益を求むるの念なきことを宣言したり、又同年十月中、即ち日英同盟成立前、政府と交換したる公文を以て、既に吾人は東亞に於て、何等領土獲得の意思なきことを聲明したり、東亞に在ては、吾人は既律に於ても、現在に於ても、經濟上の目的を有するに過ぎず、此目的を成就するの必要條件は、平和と清國領土保全と、門戸開放主義とを維持するにありて存す、然して吾人は將來に於ても、此目的を保持すべきなり、是吾人が東亞に利害關係を有する、他國民と均く踏襲すべき政策なり、清國政府の態度に對し

ては、吾人は目下何等不滿を唱ふべき理由あるなし、清國に於ける、我商業は其他の關係諸國と相並行して、能く其地歩を維持せり、清帝國は今後益々平和的に發達し、以て自國の利益の爲め、又商業に従事せる、各國民間の國際貿易及和親關係爲めに貢獻すべきを信ず。

又日露開戦は獨逸の不意に出でたりとの説を駁して曰く、余は夙に時局の真相を知悉したり、而して獨逸は局外者たるの地位に妨なき限り、日本に對して平和を勸告し、他の一方に於ては、露國政府に明示するに、若し露國にして日本の提言に同意を與へず、又日本の希望保證を與へざるに於ては、日本政府は戦ふの決意を有し、日本國民亦戦ふの覺悟と準備を有することを以てせり、是以上の措置は、獨逸の執る能はざりし所なり。

◎林外相の言明 米國に於ける排日問題に關し、政友會及進歩黨の委員諸氏が、十一月十七日林外務大臣を主務省に訪問したるに、外相は左の如く言明したり。

桑港問題に就ては、日米兩國政府の意見は、全然相合致し居れり、故に日本政府は、唯材料を米國中央政府に供給し、該問題

の迅速に解決せらるべきことを期待す、亦米國の輿論も、中央政府と意見を等ふしつゝ、あれば、予は這の事件を動機として、米國憲法上に於ける、一疑點を解決するべきを信ず。

◎海牙會議準備委員 露帝の主唱に係る第二回國際平和會議開會の曉に於て其委員長及び委員は左の人々に決定せり。

(委員長)樞密院書記官長都筑馨六  
(委員)海軍少將島村速雄、海軍省參事官山川端夫、陸軍砲兵大佐大井菊太郎、外務省參事官安達峰一郎、同倉知鐵吉、同立作太郎、外交官補長岡春一

◎日智條約の發表 明治三十年九月廿五日、華盛頓に於て日本全權委員星亨、智利全權委員バミンゴ、ガナ兩氏の間締結せられたる、日智修好通商航海條約、及明治三十二年十月十六日東京に於て、日本全權委員青木周藏、智利全權委員カルロス、モルラ、ウイグリンヤ兩氏の間締結せられたる、追加條約は、本年六月を以て批准せられ、九月下旬華盛頓に於て交換濟となり、十一月六日の官報に依りて發表せられたるが、本條約は十五個條より成るものにして、該條約に依れば兩締盟國

に於ける臣民及人民は、他の一方に於て歐羅巴、諸國又は亞米利加合衆國の臣民、若くは人民に現に許與し、或は將來許與すべき一切の殊遇、特權若くは免除を、若し右歐羅巴諸國、又は亞米利加合衆國が、無報酬にに享有するときは、其れと均一の條約を附して、享有することを得ることあり居り、而して追加條約は、此の最惠國待遇に關する規定の範圍を明瞭に解釋する爲め、更に一條款を追加したるものなり。

◎商務卿の報告 大統領は、ノットカノフ氏の報告書を公にせり、同報告書は、桑港問題に就て殆ど盡さる處なき精細のものにて、其の主旨とする所は、米國政府は、日本條約の規定に従ひ、日本國民に充分の保護を與ふるの義務を有す、而して若必要ならば、軍隊の力を用ひて桑港當局者をして、日本學童隔離命令を取消さしめざる可からずと云ふにあり。

◎改正日尼五條約 今夏瑞西國ゼニエア府に於て該條約加盟の三十六ヶ國委員會合の上、議定調印を終りたる、改正ゼニエア條約、即ち赤十字條約の正本は、同會議に列席の秋山參事官携へ歸り

第一 政治 五、法制

たるが、近々 陛下の御批准の交換を爲す由なるが、現行の千八百六十四年の條約は、僅々十ヶ條より爲り居れば、其規定の如きも頗る詳細にして從來學者及び實験家に依り、指摘せられたる幾多の缺點は、總て之が改正を爲し、同條約を海戰に適用するは勿論、現行のセニヴァ條約にては、軍隊の一部たる衛生機關に對しては、中立の特典を與へ乍ら、赤十字社救護班に對しては、之が特典を與へざるが如き、若くは該條約の違反者に對し、從來何等の制裁をも設けざりしが如き、頗る論理の逸せる所なるを以て、今回の改正條約は是等に付き詳細の規定を設けありと云ふ。

◎湖南暴徒と日本軍艦 中清湖南醜陵に暴徒起りて、洋郷の外國人は、軍隊護衛し長沙に避けつゝ、ありとの電報に接し、我政府に於ても十二月十六日軍艦伏見、隅田を漢口に急行せしめたり。

◎露國政府の謝意 日露戰役中、我陸軍の露國俘虜取扱の懇切なりし趣を以て、今般露俘虜情報局長官の謝意に關し、本野公使より外務大臣へ報告ありたる旨、本月十四日附を以て同大臣より陸軍大臣へ左の如く移牒ありたり。

日露戰役中、露國俘虜情報局長官たりし、同國外務省顧問博士マルテンス氏客月十一日在同國本野公使を往訪し、同長官の資格を以て、戰役中本邦に於ける露國俘虜の取扱方の、極めて懇篤なりしに對し、正式に帝國政府に感謝の意を表し度趣を以て右傳達方依頼有之旨、同公使より具報有之候間、右様御承知相成度此段申進候也。

◎露國皇后の御禮意 過般戰役のため、露國武官及び醫官にして我俘虜となり、手足を失したるものには、我 皇后陛下より、義手足を下賜あらせられたるが、其數百三十三名にして、右は過般該俘虜の本國に歸還當時、出來上り居らざりしものも有り、其後陸軍省より露國に向け送附し終りたるを以て、同國皇后陛下より、右に付優渥なる御禮狀御送附相成りたり。

五 法制

勅令

◎一月 在外國航路標識在勤官吏手當の件 明治三十九年一月九日の官報勅令第一號を以て裁可公布せらる。

在外公使館費用條令中改正の件 同五日同第二號特命全權大使着任前に於ける大使館に關する件。同十一日、同令第三號。

在外公使館費用條令の件 同十七日、同令第四號。製鐵所臨時職員に關する件 同日、同令第五號。鐵道用品交換に關する隨意契約の件 同十八日、同令第六號。

明治三十年勅令第五十八號を統監府、及理事廳に準用する件 同二十二日、同令第七號。

海軍武官々階中改正の件 同二十六日、同令第九號。

明治三十七年勅令第百五十八號中改正の件 同二十五日、同令第八號。

海軍制服中改正の件 同二十五日、同令第十號。陸軍臨時職員増置の件 同二十九日、同令第十一號。

視學官及視學特別任用令中改正の件 同日、同令第十二號。

明治三十八年勅令第百六十六號中改正の件 同日同令第十三號。

日清條約及協約 同日、同令無號。

◎二月 統監府及所屬官署職員服制の件 二月二日の官報勅令第十四號を以て、裁可公布せらる。

統監府附陸海軍武官制 同日、同令第十五號。統監府附陸海軍武官の給與に關する件 同日、同令第十六號。

海軍給與令中改正の件 同五日、同令第十七號。韓國に駐劄する憲兵の行政警察及司法警察に關する件 同八日、同令第十八號。

海軍省臨時職員増置の件 同八日、同令第十九號。明治二十三年勅令第三百二十九號中改正の件 同日、同令第二十號。

◎三月 統監旗制定の件 同十四日、同令第二十一號公布。統監府通信官署制中改正の件 同二十五日、同令第二十二號。

北海道に於ける郡の廢止及郡界の變更に關する件 同二十日同令第二十三號。

在外公使館附陸軍武官俸給令中改正の件 三月一日の官報、勅令第二十四號。

明治三十六年勅令第二百三號中改正の件 同日、

第一 政治 五、法制

第一 政治 五 法制

同令第二十五號。  
海軍準士官下士任用進級條例改正の件 同月六日  
同令、第二十六號。  
作業及鐵道會計規則改正の件 同二十日、同令  
第二十七號。  
海軍採炭所官制中改正 同二十三日、同令第二十  
九號。  
海軍給與令中改正の件 同二十六日、同令第二十  
九號。  
明治三十二年勅令第三百四十二號中改正の件 同  
二十八日、同令第三十號。  
明治三十二年勅令第六十九號中改正の件 同日  
同令第三十一號。  
臨時行賞事務に關する職員の件 同二十九日、同  
令第三十二號。  
印刷局官制改正の件 同日、同令第三十三號。  
捕獲審檢所及高等捕獲審檢所閉鎖の件 同日、同  
令第三十四號。  
衛生試驗所官制中改正の件 同日、同令第三十五  
號。  
專賣鹽特別定價賣渡及交附規則中改正の件 同日  
同令第三十六號。  
專賣局作業會計規則中改正の件 同日、同令第三  
十七號。  
關稅官制中改正の件 同日、同令第三十八號。  
東京帝國大學官制中改正の件 同日、同令第三十  
九號。  
京都帝國大學官制中改正の件 同日、同令第四十  
號。  
文部省直轄諸學校官制中改正 同日、同令第四十  
一號。  
臨時教員養成所官制中改正の件 同日、同令第四  
十二號。  
帝國圖書館官制中改正の件 同日、同令第四十三  
號。  
中央氣象臺官制中改正の件 同日、同令第四十四  
號。  
帝國大學高等官々等俸給中改正の件 同日、同令  
第四十五號。  
文部省直轄諸學校職員定員令中改正の件 同日、  
同令第四十六號。  
鑛山監督署官制中改正の件 同日、同令第四十七

種。種。種。  
種牛牧場官制改正の件 同日、同令第四十八號。  
蠶業講習所官制中改正の件 同日、同令第四十九  
號。  
遠洋漁業獎勵に關する職員設置の件 同日、同令  
第五十號。  
從軍記者條例 同三十一日、同令第五十一號。  
關稅定章法施行の件 同日、同令第五十二號。  
日本藥局調査會官 同日、同令第五十三號。  
明治三十年勅令第三百九十五號別表改正。同日、  
同令第五十四號。  
大藏省臨時建築部制中改正 同日、同令第五十五  
號。  
明治三十年勅令第十三號中改正の件 同日、同令  
第五十六號。  
林區署官制中改正の件 同日、同令第五十七號。  
山林事務に關する臨時職員の件 同日、同令第五  
十八號。  
足尾國有林復舊事業に關する職員設置の件 同日  
同令第五十九號。  
沖繩縣山處分調査に關する臨時職員設置の件  
同日、同令第六十號。  
博覽會開設臨時調査會官制 同日、同令第六十一  
號。  
博覽會開設調査に關する臨時職員設置の件 同日  
同令第六十二號。  
高等官々等俸給令中改正の件 同日、同令第六十  
二號。  
文武判任官高等級表中改正の件 同日、同令第六  
十四號。  
◎四月。  
在外公館費用條例改正の件 四月一日の官報、勅  
令第六十五號。  
明治三十七年勅令第三十二號廢止の件 同日、同  
令第六十六號。  
陸軍士官學校條例改正の件 同日、同令第六十七  
號。  
明治二十六年勅令第九十三號中改正の件 同五日  
同令第六十八號。  
內務省官制中改正の件 同十一日、勅令第六十九  
號。  
陳軍服制中改正の件 同十三日、同令第七十號。

第一 政治 五 法制

陸軍戰時服々制改正の件 同日、同第七十一號  
 陸軍々服々制中濃紺絨を以て、茶褐絨に代用するの件 同日、同第七十二號  
 明治三十七年勅令第二十五號中改正の件 同日、同第七十三號  
 明治三十七年勅令第三十一號中改正の件 同日、同第七十四號  
 遞信省官制中改正の件 同十五日、同第七十五號  
 明治三十六年勅令第二百五十一號中改正の件 同日、同第七十六號  
 海軍局官制中改正の件 同日、同第七十七號  
 海上衝突豫防法中改正法律施行の件 同十八日、同第七十八號  
 警視廳官制改正の件 同日、同第七十九號  
 高等官々等俸給令中改正の件 同日、同第八十號  
 警視廳高等官俸給令中改正の件 同日、同第八十一號  
 警察官及消防官服制中改正の件 同日、同第八十二號  
 在外國帝國專管居留地特別會計法を適用す可き居留地指定の件 同十九日、同第八十三號  
 北海道廳官制中改正の件 同日、同第八十四號  
 裁判所書記長、書記定員俸給令中改正 同十九日同八十五號  
 工業用酒精酒類其他酒精含有飲料戻稅法施行規則 同二十四日、同第八十六號  
 關稅事調査に關する職員の件 同日、同第八十七號  
 明治三十七年勅令第七十九號中改正の件 同日、同第八十八號  
 明治三十六年勅令第六十八號中改正の件 同日、同第八十九號  
 糖業改良事務局々制 同日、第九十號  
 統監府勸業模範場官制 同二十七日、同第九十一號  
 統監府勸業模範場職員の給與に關する件 同日、同第九十二號  
 陸軍採炭事業に要する機械、器具及諸材料の購入並炭礦採掘の請負に關する隨意契約の件 同日、同第九十三號  
 農商務省官制中改正の件 同日、同第九十四號  
 工業試驗所官制中改正 同日、同第九十五號

府縣社以下神社の神饌幣帛供進に關する件 同二十八日、同第九十六號  
 ◎五月  
 開港々則中改正の件 五月二日の官報勅令第九十七號を以て裁可分布せらる。  
 町村行政に關し主務大臣許可の職權を縣知事に委任するの件 同日、同第九十八號  
 明治三十九年度豫算中第一豫備金を以て補充し得べき費途の件 同三日、同第九十九號  
 明治三十一年勅令第一號中改正の件 同七日、同第一百號  
 明治三十一年勅令第一號に依り支給する食卓料前金渡の件 同八日、同第一百一號  
 陸海軍に關する臨時事件費特別會計終結に關する件 同十一日、同第一百二號  
 明治三十八年十一月十日東京に於て、我全權委員と亞米利加合衆國全權委員の署名調印したる、日米間著作權保護に關する條約、同十一日官報無號を以て批准公布せらる。  
 明治三十九年法律第五十號施行期日の件 同十二日、同第一百三號  
 種牡牛馬種付料に關する件 同十三日、同第一百四號  
 統監府通信官署官制中改正 同十五日、同第一百五號  
 東京府小笠原島水産事務に關する臨時職員設置の件 同十八日、同第一百六號  
 明治三十四年勅令第六十四號改正の件 同日、同第一百七號  
 統監府及所屬官署職員服制中改正の件 同日、同第一百八號  
 明治三十年勅令第四百四十四號中改正の件 同日、同第一百九號  
 臺灣總督府稅關官制中改正の件 同二十三日、同第一百十號  
 臺灣總督府醫院官制改正の件 同日、同第一百十一號  
 明治三十六年勅令第四百四十五號中改正の件 同日、同第一百十二號  
 臺灣總督府地方官々制中改正の件 同日、同第一百十三號  
 臺灣總督府職員官等俸給令中改正の件 同日、同

第百十四號。  
臺灣總督府醫院事務官特別任用の件 同日、同第百十五號。  
臨時鐵道國有準備局官制 同二十四日、同第百十七號。  
高等官々等俸給中改正の件 同日、同第百十八號。  
臨時鐵道國有準備局事務官任用の件 同日、同第百十九號。  
明治三十七年法律第十三號施行期日の件 同二十八日、同第百二十號。  
馬政局官制 同三十一日、同第百二十一號。  
種馬牧場及種馬所官制並明治三十五年勅令第百十三號廢止の件 同日、同第百二十二號。  
高等官々等俸給中改正の件 同日、同第百二十三號。  
馬政局職員特別任用令 同日、同第百二十四號。  
馬政局高等官の官等に關する件 同日、同第百二十五號。  
陸軍現役將校同相當官にして馬政局職員に任せられたる者に關する件 同日、同第百二十六號。  
馬政委員會官制 同日、同第百二十七號。

統監府及理事廳巡查の任用及給與に關する件 同日、同第百二十八號。  
統監府及理事廳警部巡查の旅費に關する件 同日、同第百二十九號。  
⑥六月  
輸出羽二重精練業法施行期日の件 六月一日の官報勅令第百三十號を以て裁可公布せらる。  
東京府知事をして警察署長、警視分署長を指揮監督せしむる件 同二日、同第百三十一號。  
明治三十二年勅令第二百七十七號（行旅病人死亡人等の取引及費用辨償に關する件）第一條改正 同日同第百三十二號。  
北海道地方費より給料料與を受くる吏員職員の退隱料退職給與金遺族扶助料支給規則に關する件 同日同第百三十三號。  
明治三十九年法律第三十四號施行期日 同日同第百三十四號。  
明治三十六年勅令第六十八號中追加 同五日、同第百三十五號。  
整理公債條例中削除 同日、同第百三十六號。  
國際償還の爲抽籤執行の場合に於ける立會者に關

する件 同日同第百三十七號。  
帝國鐵道會計法及明治三十九年法律第三十八號施行期日 同日、同第百三十八號。  
明治三十九年法律第三十九號施行期日 同日、同第百三十九號。  
鐵道作業局官制中改正 同日、同第百四十號。  
臨時橫濱港設備委員會官制 同八日、同第百四十一號。  
南滿鐵道株式會社に關する件 同日、同第百四十二號。  
陸軍編修官々制 同十一日同第百四十三號。  
高等官々等俸給令中加除 同日、同第百四十四號。  
陸軍所屬特別文官俸給令中改正 同日、同第百四十五號。  
海軍給與令中改正 同日、同第百四十六號。  
臘虎臘納戰保護に關する件 同日、同第百四十七號。  
臨時陸軍似島檢疫所條例制定臨時陸軍檢疫部條例廢止 同十二日、同第百四十八號。  
帝國學士院規定東京學士會院規程及東京學士會院規定補則廢 同十三日、同第百四十九號。

韓國政府に聘用せられたる者に關する件 同十六日、同第百五十號。  
明治三十九年勅令第二百二十六號に依り定員外となりたる陸軍現役將校同相當官の乘馬飼養與に關する件 同日、同第百五十一號。  
徵兵事務條例中改正追加 同二十日、同第百五十二號。  
徵兵事務條例中改正追加 同二十一日、同第百五十三號。  
明治三十八年勅令第五百十九號第一條中追加 同二十日同第百五十四號。  
千住製絨所官制第二條中改正 同二十一日、同第百五十四號。  
刑の執行を猶豫せられたる者の北海道及沖繩縣に於ける區の公民權及區會議員選舉權に關する件 同二十二日、同第百五十五號。  
明治三十二年勅令第二百二十七號第二條中追加。 同日同第百五十六號。  
明治三十二年勅令第三百四十二號第二條の三改正 同日、同第百五十七號。  
帝國鐵道及同用品資金會計規則制定官設鐵道用品

第一 政治 五、法制

資金會計規則廢止 同日、同第百五十八號。  
 韓國に於て帝國の經營する鐵道の會計に關する件 同日、同第百五十九號。  
 明治三十九年法律第五十六條施行期日 同二十五日、同第百六十號。  
 韓國に於て適用する法律命令の施行期限に關する件 同二十六日、同第百六十一號。  
 統監府理事廳職員官等給與令第二條中改正 同二十六日、同第百六十二號。  
 統監府通信官署職員官等給與中改正 同日、同第百六十三號。  
 統監府法務院官制 同日、同第百六十四號。  
 統監府法務院職員官等給與令 同日、同第百六十五號。  
 韓國に於ける裁判事務取扱規則 同日、同第百六十六號。  
 韓國に於ける內國官憲の管掌事項を統監の職權に屬せしむる件 同二十七日、同第百六十七號。  
 在外公館職員定員令第一條中改正 同日、同第百六十八號。  
 在外公館費用條例第二十五條追加 同日、同第百六十九號。  
 外國在勤警部巡查任用及支給規則第十一條中追加 同日、同第百七十號。  
 屠畜取締に關する職員の件 同日、同第百七十一號。  
 屠畜取締の費用負擔及検査手数料に關する件 同日、同第百七十二號。  
 製鐵所官制第二條中改正 同日、同第百七十三號。  
 明治二十六年勅令第七十三號中第七條の二削除 同日、同第百七十四號中第七條の二削除。同日同第百七十四號。  
 陸軍大學校條例中改正追加 同二十九、同第百七十五號。  
 統監府鐵道管理局官制 同三十日、同第百七十六號。  
 統監府鐵道管理局職員官等給與令 同日、同第百七十七號。  
 統監府鐵道管理局職員特別任用令 同日、同第百七十八號。  
 統監府鐵道管理局職員官等の初叙陞叙に關する件 同日、同第百七十九號。  
 統監府鐵道管理局雇員使用の件 同日、同第百八

十號。宅地組換に關する件 同日、同第百八十一號。  
 ◎七月。  
 北海道一級町村制中改正の件 七月三日の官報、勅令第百八十二號を以て裁可公布せらる。  
 北海道二級町村制中改正の件 同日、同第百八十三號。  
 統監府所屬官署の民事訴訟に關し國を代表するの件 同十一日、同第百八十四號。  
 臺灣總督府鐵道部官制中改正の件 同日、同第百八十五號。  
 文部省直轄諸學校職員令中改正の件 同日、同第百八十六號。  
 神宮司廳職員と神部署職員との間の轉任に關する件 同十三日、同第百八十七號。  
 明治二十三年勅令第九號中改正の件 同十八日、同第百八十八號。  
 明治二十三年勅令第二百四十八號中改正の件 同日、同第百八十九號。  
 明治三十三年勅令第二百二十三號中改正の件 同二十日、同第百九十號。  
 沖繩縣國有林野特別處分に關する件 同二十七日同第百九十一號。  
 統監府鐵道管理局に臨時鐵道建設部を置くの件 同日、同第百九十二號。  
 地方高等官俸給令中改正の件 同日、同第百九十三號。  
 北海道地方費の吏員に關する件 同三十日、同第百九十四號。  
 日英通商航海條約及追加條約の規定 同十七日官報無號を以て批准公布せらる。  
 ◎八月。  
 外務省官制中改正の件 八月一日の官報、勅令第百九十五號を以て裁可公布せらる。  
 關東都督府官制 同日、同第百九十六號。  
 關東都督府郵便電信局官制 同日、同第百九十七號。  
 關東都督府法院令 同日、同第百九十八號。  
 關東都督府職員官等給與令 同日、同第百九十九號。  
 關東都督府職員特別任用令 同日、同第百號。  
 關東都督府法院判官及檢察官任用令 同日、同第

第一 政治 五、法制

第一 政治 五、法制

二百一號。  
 關東都督秘書官の任用及官等に關する件 同日、  
 同第二百二號。  
 關東州に於ける諸般の成規に關する件 同日、同  
 第二百三號。  
 關東都督府陸軍部條例 同日、同第二百四號。  
 韓國駐劄軍司令部條例 同日、同第二百五號。  
 明治三十四年勅令第三百三十九號中改正の件 同日  
 同第二百六號。  
 臺灣總督府專賣局官制中改正 同日、同第二百七  
 號。  
 金鵝勳章年金中改正の件 同日、同第二百八號。  
 南滿洲鐵道株式會社の職員と爲らるる官吏に關す  
 る件 同日、同第二百九號。  
 南滿洲鐵道株式會社設立委員長及委員の旅費支給  
 に關する件 同日、同第二百十號。  
 明治三十七八年戰役に關する一特賜金預託の件  
 同日、同第二百十一號。  
 行賞賜に對し特別郵便貯金通帳及特別證券保管通  
 帳交付の件 同日、同第二百十二號。  
 廢兵院法施行期日の件 同日、同第二百十三號。  
 廢兵院條例 同日、同第二百十四號。  
 衛戍病院條例中改正 同七日、同第二百十五號。  
 月俸三十圓未滿の判任官に關する件 同八日、同  
 第二百十六號。  
 文武判任官等級表中改正の件 同日、同第二百十  
 七號。  
 特許局官制中改正の件 同日、同第二百十八號。  
 領事官の取扱に登記の登録税に關する件 同十日  
 同第二百十九號。  
 神社寺院佛堂合併跡地の讓與に關する件 同十日  
 同第二百二十號。  
 理事事務試補及陸軍監獄長服制 同十五日、同第  
 二百二十一號。  
 官有地特別處分規則中改正の件 同二十日、同第  
 二百二十二號。  
 臺灣總督府鐵道部工場に於て機械其他の製作及修  
 理を引受くるを得るの件 同二十五日、同第二百  
 二十四號。  
 學校職員恩給審査規程中改正の件 同二十四日、  
 同第二百二十五號。  
 臨時郵便貯金事務の爲通信官署に職員増置の件

同二十八日、同第二百二十六號。  
 臨時軍用鐵道監部所屬の職員を統監府鐵道管理局  
 職員に引續任用する場合に於ける俸給の支給に關  
 する件 同日、同條二百二十七號。  
 工業用酒精戻稅規則に依る酒精使用證明書下附に  
 關する件 同日、同第二百二十八號。  
 關東都督府に於ける郵便電信及電話の業務に關し  
 郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便  
 法及電信法の規定を準用する法、同三十日、同第  
 二百二十九號。  
 關東都督府通信書記補の俸給に關する件 同日、  
 同第二百三十號。  
 關東都督府巡查看守の任用及給與に關する件、同  
 日、同第二百三十一號。  
 關東都督府文官服制 同日、同第二百三十二號。  
 關東都督府警察官制服 同日、同第二百三十三號。  
 廢兵院基金管理規則 同日、同第二百三十四號。  
 公債事務處理の爲大藏省及臨時國債整理局高等官  
 の中一名を歐米に駐在せしむる件同三十一日、同  
 第二百三十五號。  
 帝國と關東州上の間に通航する船舶の件 同日、  
 同第二百三十六號。  
 明治三十七年勅令第四十四號廢止の件 同日、同  
 第二百三十七號。  
 陸軍補充條例中改正の件 同日、同第二百三十八  
 號。  
 高等教育會議規則中改正の件 同日、同第二百三  
 十號。  
 關東都督府職員旅費規則 同日、同第二百四十號。  
 關東都督府職員宿舍料の件 同日、同第二百四十  
 一號。  
 ◎九月。  
 臺灣總督府及關東都督府に顧問を置くの件 九月  
 三日の官報、勅令第二百四十二號を以て裁可公布  
 せらる。  
 南滿洲鐵道株式會社に關する件中追加 同七日、  
 同第二百四十三號。  
 醫師法により免許を與ふる者に關する件 同十二  
 日、同第二百四十四號。  
 齒科醫法により免許を與ふる者に關する件 同日  
 同第二百四十五號。  
 島政局所管馬匹の拂賣に關する件 同十五日、同



第二百四十六號。  
 橫濱正金銀行の關東州及清國に於ける銀行券の發行に關する件 同日、同第二百四十七號。  
 旅順鎮守府條例 同二十五日、同第二百四十八號。  
 旅順海軍港務部條例 同日、同第二百四十九號。  
 旅順海軍工作部條例 同日、同第二百五十號。  
 旅順敷設隊條例 同日、同第二百五十一號。  
 旅順海軍病院條例 同日、同第二百五十二號。  
 旅順海軍經理部條例 同日、同第二百五十三號。  
 明治三十三年勅令第五號別制中追加 同日、同第二百五十四號。  
 旅順海軍監獄官制 同日、同第二百五十五號。  
 關東州海軍區に關する件 同日、同第二百五十六號。  
 旅順港の境域を定むる件 同日、同第二百五十七號。  
 明治三十三年勅令第二百八號第一條中改正 同二十六日、同第二百五十八號。  
 巡查給與例 同日、同第二百五十九號。  
 關稅法施行規則中改正追加 同日、同第二百六十號。  
 關稅定率法に依り加工の爲輸入する物品に關する件 同日、同第二百六十一號。

關東州の生産に係る物品の輸入稅率に關する件 同日、同第二百六十二號。  
 旅順港規則制定及該規則違反者罰則の件 同二十八日、同第二百六十三號。  
 特別代理業者登錄規則中追加 同日、第二百六十四號。  
 關稅定率法に依り製造品の原料輸入稅拂戻に關する件 同二十九日、同第二百六十五號。  
 關稅定率法に依る肥料の原料輸入稅拂戻に關する件 同日、同第二百六十六號。  
 日米間追加犯罪人引渡條約 同二十六日、勅令無號を以て批准公布せらる。  
 ◎十月  
 地方産業に關する技師、技手並試驗場講習所及種畜所職員の名稱、待遇、任免及官等々級配當の件 十月一日の官報、勅令第二百五十七號を以て裁可公布せらる。  
 地方産業に關する技師、技手並試驗場、講習所及種畜場職員の休職に關する件 同日、同第二百六十八號。

私設鐵道より引繼採用したる雇員の俸給支給に關する件 同日、同第二百六十九號。  
 私設鐵道に於て爲したる契約を隨意契約を以て繼續の件 同日、同第二百七十號。  
 海軍望樓條例中改正の件 同二日、同第二百七十一號。  
 海軍給與令中改正の件 同日、同第二百七十二號。  
 明治三十八年勅令第二百二十一號中改正の件 同日、同第二百七十三號。  
 圖書官令中改正の件 同八日、同第二百七十四號。  
 陸軍參謀及高等官衙副官の補職に關する件 同十二日、同第二百七十五號。  
 奏任及判任待遇監獄職員給與 同日、同第二百七十六號。  
 關東都督府典獄吏及看守服制並提燈徽章 同日、同第二百七十七號。  
 憲兵條例中改正 同日、同第二百七十八號。  
 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令 同日、同第二百七十九號。  
 關東州在勤者海軍給與令 同日、同第二百八十號。  
 外國政府に聘用せられたる判任檢事に關する件

同三十日、同第二百八十一號。  
 ◎十一月  
 公立圖書館職員の俸給に關する件 十一月一日の官報、勅令第二百八十二號を以て裁可公布せらる。  
 明治二十六年勅令第七十四號中改正の件 同二日、同第二百八十三號。  
 海軍恩給令中改正 同六日、同第二百八十四號。  
 日本帝國智利共和國修好通商航海條約並追加條款 同日、官報無號を以て公布せらる。  
 日本帝國通信省及濠州聯邦郵政廳間小包郵便物交換に關する約定 同九日同上。  
 陸軍懲治隊條例中改正 同十四日、同第二百八十五號。  
 明治三十九年勅令第七十九號中改正 同二十一日、同第二百八十六號。  
 要港部條例中改正 同二十二日、同第二百八十七號。  
 水雷團條例改正 同日、同第二百八十八號。  
 驅逐隊條例 同日、同第二百八十九號。  
 敷設隊條例 同日、同第二百九十號。  
 明治三十九年勅令第九十八號中改正 同二十六

日、同第二百九十一號。  
 税關官制中改正 同日、同第二百九十二號。  
 專賣鹽特別定價賣渡及交附金下附規則中改正 同日、同第二百九十三號。  
 官設鐵道の職員に宿舍料を支給するの件 同日、同第二百九十四號。  
 煙草專賣局官制改正 同二十八日、同第二百九十五號。  
 高等官々等俸給令中改正 同日、同第二百九十六號。  
 明治三十一年勅令第三百十五號中改正 同日、同第二百九十七號。  
 明治三十七年勅令第五百五十五號中改正 同日、同第二百九十八號。  
 明治三十七年勅令第六百六十四號中改正 同日、同第二百九十九號。  
 煙草專賣局職員特別任用令中改正 同日、同第三百百號。  
 鹽務局職員特別任用令中改正 同日、同第三百一號。  
 專賣局作業會計規則中改正 同日、同第三百二號。

高等官々等俸給令中改正 同二十九日、同第三百三號。  
 韓國及清國の生産に係る物品の輸入税率に關する件 同日、同第三百四號。  
 製鐵所及林區署の現業に従事する判任官及雇員の勤勉手當に關する件 同日、同第三百五號。  
 ◎十二月  
 滿韓在勤文官加俸令 十二月一日の官報、勅令第三百六號を以て裁可公布せらる。  
 在外公館費用條例中改正 同日、同第三百七號。  
 稅務署官制中改正 同三日、同第三百八號。  
 外國在勤警部巡查任用及支給規則中改正 同五日、同第三百九號。  
 海軍造兵生徒條例中改正 同十日、同第三百十號。  
 海軍造船工練習所條例廢止の件 同日、同第三百十一號。  
 海軍給與令中改正の件 同日、同第三百十二號。  
 廳府縣屠畜検査技師技手の休職に關する件 同十一日、同第三百十三號。  
 明治三十九年勅令第二百六十五號中改正の件 同十三日、同第三百十四號。

明治三十九年勅令第二百三十一號中改正 同二十一日、同第三百十五號。  
 種禽及種卵の拂下代金納付に關する件 同二十五日、同第三百十六號。  
 種豚種付料に關する件 同日、同第三百十七號。

法律

◎二月  
 臨時事件費支辨に關する法律 二月十日の官報、法律第一號を以て裁可公布せらる。  
 日本興業銀行法中改正法律 同十二日、法律第二十號。  
 臺灣銀行法中改正法律 同十七日、同第三號。  
 明治三十一年法律第三號廢止法律 同日、同第四號。  
 明治三十五年法律第二十號中改正法律 同二十日、同法律第五號。  
 ◎三月  
 國債整理基金特別會計法 三月一日の官報、法律第六號。  
 非常特別稅法中改正法律 同日、同第七號。  
 軍艦水雷艇補充基金の組入に關する法律 同日、同第八號。

同第八號。  
 産業試驗費講習國庫補助法 同九日、同第九號。  
 災害地方田畑地租免除に關する法律 同十六日、同第十號。  
 作業會計法中改正法律 同二十日、同第十一號。  
 國債證券の取引所稅廢止に關する法律 同日、同第十二號。  
 ◎四月  
 民法施行法中改正法律 同日、同第十三號。  
 鐵道敷設法中改正法律 同日、同第十四號。  
 鹽專賣法中改正法律 同二十九日、同第十五號。  
 醬油稅則中改正法律 同日、同第十六號。  
 鐵道國有法 同三十一日、同第十七號。  
 帝釜鐵道買收法 同日、同第十八號。  
 關稅定率法改正 同日、同第十九號。  
 ◎四月  
 軍人恩給法中改正 四月一日の官報、法律第二十號。  
 明治三十三年法律第七十五號中改正法律 同日、同第二十一號。  
 明治三十三年法律第七十六號中改正法律 同日、同第二十二號。

第一 政治 五 法制

輸出羽二重精練業法 同六日、同第二十三號。  
 官國幣社經費に關する法律 同七日、同第二十四號。  
 臺灣總督府鐵道部現金前渡官吏設置に關する法律 同日、同第二十五號。  
 貨幣法中改正法中 同日、同第二十六號。  
 明治三十八年法律第十七號中改正法律 同日、同第二十七號。  
 農工銀行補助法中改正法律 同日、同第二十八號  
 廢兵院法 同日、同第二十九號。  
 明治二十九年法律第十三號中改正法律 同日、同第三十號。  
 臺灣に施行す可き法令に關する法律 同日、同第三十一號。  
 屠場法 同十一日、同第二十二號。  
 地租條例を北海道に施行する件 同日、同第二十三號。  
 國債に關する法律 同日、同第三十四號。  
 登録稅法中改正法律 同日、同第三十五號。  
 明治三十三年法律第八十六號中改正法律 同日、同第三十六號。

帝國鐵道會計法 同日、同第三十七號。  
 官設鐵道用品資金會計法中改正法律 同日、同第三十八號。  
 韓國に於て帝國の經營する鐵道の會計に關する法律 同日、同第三十九號。  
 鐵道國有法及京釜鐵道買收法に依り買收したる鐵道の出納官吏に關する法律 同日、同第四十號。  
 屯田兵土地給與規則廢止法律 同十二日、同第四十一號。  
 明治三十年法律第四十二號廢止法律 同日、同第四十二號。  
 徵兵令中改正法律 同十三日、同第四十三號。  
 海上衝突豫防法中改正法律 同十八日、同第四十四號。  
 産業組合法中改正法律 同日、同第四十五號。  
 工業用酒精、酒類其他の酒精含有飲料戻稅法 同二十四日、同第四十六號。  
 ◎五月  
 醫師法 五月二日の官報、法律第四十七號を以て裁可公布せらる。  
 齒科醫師法 同日、同第四十八號。

六 陸 軍

議院法中改正法律 同八日、同第四十九號。  
 裁判所構成法中改正法律 同日、同第五十號。  
 紙幣類似證券取締法 同日、同第五十一號。  
 陸海軍に屬する臨時事件費特別會計終結に關する法律 同十一日、同第五十二號。  
 ◎六月  
 癩病豫防法中改正法律 六月六日の官報、法律第五十三號を以て裁可公布せらる。  
 刑の執行を猶豫せられたる者の公民權及議員選舉權被選舉權に關する法律 同二十二日、同第五十四號。  
 債務者に代位する債權者の登記申請に關する法律 同日、同第五十五號。  
 韓國に於ける裁判事務に關する法律 同二十六日、同第五十六號。  
 內國官憲の管掌に屬する事項に付統監の職權に關する法律 同二十七日、同第五十七號。

◎大山總司令官の凱旋及復命書

大山滿洲軍總司令官

第一 政治 六、陸軍

は、十二月七日凱旋參内して左の復命書を奉呈せり。  
 客歲六月、滿洲軍總司令官たるの大命を奉じ、爾來遼陽に敵の戰略要地を奪ひ、沙河に其の南進の銳鋒を挫き、旅順に堅城を陥れ、黑溝臺に敵の大企圖を挫き、奉天に大軍を擊碎し、其他大小交戰數十回として戰捷を博せざるなく、以て開戰當初の目的を達するを得たるは  
 陛下の御稜威と、將軍の忠勇に依らずんばならず、尙國民の忠愛なる後援は、有形無形上、將軍の志氣を鼓舞し、海軍の偉大なる戰捷は、沿海の作戦に大なる効果を及ぼし、殊に軍の大動脈たる海上の連絡線を鞏固にし、内外當局官憲の熱誠なる努力は、中外の事情を明瞭にし、諸般の補給を確實にし、衛生の効果を全ふし以て作戦の指導に一大援助を與へたり、是れ臣等の常に感慕する所なり、而して生命を犠牲に供したる、幾多將軍の爲めには、哀悼の情を禁ずる能はず、今や平和克復し、國外の任全く畢り  
 天顏に咫尺するの光榮を得、感激の至りに堪へず、尙各軍に於ける作戦の概況は、其凱旋に應じ、當該司令官をして奏上せしむ  
 右謹て復命以聞す  
 明治三十八年十二月  
 滿洲軍總司令官侯爵 大山 謹  
 伏奏畢りて優渥なる勅語を賜はりたり。  
 ◎大本營解散と勅語 三十七年二月、宣戰詔勅の煥



參與して、勝を制することを得たり、上級指揮官の指導宜きを  
得、友軍の協同機に合し、軍の諸機關悉く其責を盡し、部下の  
將卒臣が命に服し、死力を竭して報効の誠を致し、加之忠愛な  
る國民の後援久うして益々熾んなりしに依ると雖ども、深く其  
由りて来る所を察すれば、一として 陛下の御稜威の致す所に  
非ざるはなし、今や干戈の事全く歇み、凱を闕下に獻じて、天  
顔に咫尺することを得たり、天恩優渥臣感激の至りに堪ず、唯  
だ戦役間死者の臣と共に光榮ある今日に値遇すること能はざ  
るを慙むのみ、謹で別紙作戦経過の概要等數件を具し以聞す。

明治三十九年一月十二日

第二軍司令官男爵 奥 保 榮

野津大將の凱旋及復命書 一月十七日凱旋したる  
野津第四軍司令官は、同日参内、天皇陛下に伏奏  
したる復命書左の如し。

臣道 貫

大命を奉じ、大孤山の一角に上陸し、獨立第十師團の任務を繼  
續して、第四軍を統率せし以來本城を攻略して、第一、第二  
軍團の連繫を鞏固にし、遼陽南面の堅壁を陥れて、敵を太子河  
の右岸に壓迫し、沙河會戦に於ては、敵を三塊石山に擊破して西  
溝山、勝山間一帯の高地を奪取し、奉天會戦に方りては、先づ  
漢城堡を抜き、次で渾河堡及其北方より七間房に亘る、渾河右  
岸の敵陣を突破して、奉天を東北方より包圍し、當面の敵軍を  
して幾んど殲滅に歸せしめたり。

旺勃たる志氣は、一難を經る毎に一倍し來り、陣中衛生の如き  
は、有史以來未曾有の好果を收め得たり、臣道貫の乏しきを以  
て、本大戰役に於ける、一方の統帥に任じ、甚しき過失なきを  
得たる所以のものは、是れ全く 陛下の聖旨を體して、高級統  
帥部の指導周到なりしと、各部團體の畫策指導其宜しきを得た  
るの致す處にして、官兵後援の力、亦與て多きに居るものたる  
ことを感銘す。

明治三十九年一月十七日

第四軍司令官男爵 野津 道貫

伏奏畢りて、優渥なる勅語を賜はりたり。

勅語及命令 一月十六日、日本赤十字社へ、左  
の勅語、及皇后陛下の命令を賜はりたり。

明治三十七八年戦役に於て、陸海軍の衛生業務を補助し、遺憾  
なからしめ克く博愛の實を挙げたり、朕深く之を嘉す。

明治三十七八年戦役に於て、傷病者の救に努力し、一視同仁、克  
く其本分を盡したるを擧ぶ。

◎全國傷病患者 日露戰役に於て、全國各豫備病院  
に收容せられたる傷病患者は、二萬〇四百九十四  
名、内最も多數を收容し居るは、東京豫備病院に  
して五千三百五十五名なり、各豫備別病院詳細は  
左の如し。

病院名	在院	轉地	計
東京	四、九三	三三	五、〇六
仙臺	五九	七	六六
名古屋	一、四三	一八	一、六一
大阪	一、七三	一五	一、八八
廣島	三、三〇	三三	三、六三
熊本	六二	九七	一五九
旭川	五四	五	五九
弘前	八六	九	九五
金澤	一、九〇	一六	二、〇六
姫路	九八	五	一〇三
善通寺	一、二四	七六	一、一〇
小倉	一、二三	三三	一、五六
合計	一八、〇四	一、八〇	一九、八四

◎赤十字社救護 日本赤十字社が、日露戰爭に於け  
る救護事業は、本年十一月三十日迄の調査に係る  
概況は左の如し。

救護團體數百四十八個

内地派遣七十八個、戰地派遣三十二個、陸軍病院乘組三十八個
患者輸送總數一個、同社病院船二隻、材料庫一個
患者休養所二十ヶ所
臨時救護部出張所十三ヶ所
救護團體勤務所
内地十九ヶ所、戰地五十四ヶ所(内滿洲四十四ヶ所)韓國十箇所
同社病院船二隻、陸軍病院船十八隻
救護員派遣總數 五千二百九十三人(内死亡及事故解任千二百 人)
内 内地二千四百九十三人、戰地千四百九十五人、病院船千三 百五人
取扱患者總數 百一萬五千二百二十九人
内浮虜三萬八千三百七十九人
病院船航送回數 六百十四回
内同社病院船四回 陸軍病院船五百十回
救護費支出
内
内國救護費 1,702,600.00
外國救護費 8,311,900.00
病院船費 1,378,377.80
材料建設費 5,057,330.00
特設救護病院費 1,100,000.00
患者休養所費 1,133,330.00
傷病者慰問費 3,855,000.00
救恤費 2,730,000.00

第一 政治 六、陸軍

救護員練習費 一四、三三、五五  
 臨時救護部費 七、〇七、三三  
 假出未精算分 三三、六三、八三  
 右救護團體取扱患者總員の、百餘萬の多きに上れるは、同一人を重複數人に計算するもの大部分を占むるが爲なり。

●川村大將の凱旋及復命書 一月十八日凱旋したる、川村鴨綠江軍司令官の復命書は左の如し。

復命書 臣 景 明  
 乏きを鴨綠江軍司令官の榮職に承け、客歲一月閣下を拜辭し、戦地に赴きたる以來、常に道路險惡給養不便なる、滿洲東部の山地に行動し、清河城、地塔、馬郡丹、撫順、五鳳樓及び英領城等各地の戦闘に於て、悉く勝利を博し、軍の任務を達成することを得たるは、上級統帥部の畫策指導宜しきを得たと友軍の協力各機關の奮勵將卒の忠勇、並に國民後援等の致す所なりと雖ども、皆偏に、陛下の御威威に由らずんばあらざ、是れ臣等感激措く能はざる所なり。  
 今や平和克復し、臣等凱旋の榮譽を荷ひ、今日 天顏に咫尺するの寵榮を辱ふるに當り、幾多忠勇なる戦歿諸將卒と此光榮を共にするを得ざるは、臣等明の恐懼且つ遺憾に堪へざる所なり。  
 此に別紙作戦概況、人馬一覽表、衛生、給養及び兵站設備、概況書を具し謹て奏上す。

鴨綠江軍司令官男爵 川村 景明

●皇后陛下の令旨 一月二十一日、左の令旨を、日本赤十字社篤志看護婦人會及愛國婦人會へ下し賜はりたり。

篤志看護婦人會の分  
 明治三十七八年戦役に於て傷病者の看護慰籍に力を盡し克く其の績を挙げたるを憐ぶ  
 愛國婦人會の分  
 明治三十七八年戦役に於て、陸海軍人の慰安守恤に努力し、克く其績を挙げたるを憐ぶ。

●市凱旋大行軍 一月十六日東京市に於て、舉行の凱旋大行軍に參列したる部隊、及び人員は、第一師團司令部全員、歩兵第一旅團司令部會員、歩兵第一聯隊(千八百人)歩兵第二旅團司令部全員、歩兵第三聯隊(二千八百人)騎兵第一聯隊(三百五十人)野戰砲兵第一聯隊(百三十人)砲六門、工兵第一大隊(三百廿人)にして、第一師團長兼仁親王之が總指揮をなし賜ひり。

●元帥稱號授與式 一月卅一日宮中に於て西園寺首相參列の上、左の如く元帥稱號授與式行はる。

陸軍大將從二位勳一等功二級伯爵 野津 道貫  
 海軍大將從二位勳一等功二級子爵 伊東 祐享  
 元帥府に列せられ特に元帥の稱號を賜ふ。

第一 政治 六、陸軍

●陸軍恤兵金品 三十七年二月陸軍恤兵部開始以來同部の閉鎖に至るまで、受領したる恤兵寄附金は百二十八萬五千〇四十二圓十六錢七厘にして、此人員百〇二萬三千五百四十三人なるが、同上寄贈品の評價金額は、四十九萬一千五百九十圓七十三錢九厘此人員五十五萬八千三百八十五人、即ち恤兵金品總計百七十七萬六千六百三十二圓九十錢六厘、此人員百五十八萬一千九百二十八人なり。

●日露戦役の損傷 陸軍々醫總監醫學博士小池正直氏は、四月七日日本聯合醫學會席上、日露戦役に於ける衛生業務の大略なる題下に、有益なる演説を試みたるが、演説中に擧げたる傷病患者統計は左の如し。

患者總計 六十三萬二千六百九十人  
 一、戦地に於ての傷病者計 四十五萬七千〇三十五人  
 内 二十二萬八百十二人  
 内 十萬三千四百二十五人 治癒  
 四萬七千三百八十七人 死亡  
 二十三萬六千二百廿三人 病者  
 内 二十萬九千六十五人 治癒  
 二萬七千五百五十八人 死亡

一、内地及臺灣に於ての患者(病者)計 九萬七千八百五十五人  
 一、捕虜患者(傷病者)計 七萬七千八百五十八人

以上の患者に直接従事せし衛生部員總計一萬百七十五人

内 譯  
 陸軍衛生部員 四千五百七十七人  
 赤十字社救護員 五千四百七十七人  
 補助醫員 百八十八人  
 衛生材料合計 三百二十萬圓餘  
 此費用 七十萬圓餘

●三大將親任式 四月十一日宮中に於て、親任式を行はせられ、左の通り補任ありたり。

陸軍大將男爵 兒玉 源太郎  
 陸軍大將子爵 佐久間左馬太  
 臺灣總督 陸軍大將男爵 川村 景明

東京衛戍總督

●參謀本部次長新補 四月十七日、左の如く參謀本部次長の新補ありたり。  
 參謀本部第二部長陸軍少將 福島 安正  
 免本職補參謀本部次長

第一 政治 六 陸軍

○親任親補式 四月十一日、宮中に於て親任式、及び親補式を行はせられ、左の通り任補せられたり  
陸軍大將從三位勳一等子爵 佐久間左馬太  
任臺灣總督  
陸軍大將正三位勳一等功三級子爵 兒玉源太郎

補參謀總長

軍事參議官陸軍大將正三位勳一等男爵 川村 景明

補東京衛戍總督

參謀總長元帥陸軍大將侯爵 大山 巖

免本職

臺灣總督陸軍大將子爵 兒玉源太郎

依願免本官

東京衛戍總督陸軍大將子爵 佐久間左馬太

免本職

○凱旋歸還軍總員 滿韓凱旋歸還軍の輸送は、昨年十月より開始され、似島、大里、和田岬三箇所に於て檢疫消毒を施行したるが、似島大里は十月二十五日、和田岬は同二十七日よりなりしか、孰れも本年三月三十日を以て完結し、外に第七、第八兩師團は、特に青森室蘭の兩地に出張所を置き、檢疫する所ありたり、今凱旋歸還軍便乗者、及其

他の歸還者還送傷者を併せたる各檢疫所並に出張所の總消毒人員を見るに、六十三第六千七百〇五人にして、出征歸還者人員の總數なるが、此凱旋歸還軍人員のみを掲記すれば六十萬七千五百五十六人なり今其詳細を左に掲ぐ。

出征部隊總消毒人員

消毒總人員

内凱旋歸還軍

大里	一五、〇三二	一四、五五九
和田岬	三六、八八六	一三、五三三
青森	一七、九三三	一六、四四四
室蘭	一六、一五五	一五、〇七六
似島	三三、五五九	元、五五五
總計	一〇七、〇〇五	〇七、一五五

○凱旋大觀兵式 空前無比の大觀に、前代未聞の大捷を博せる、明治三十七八年役を紀念し、永く之を後世に傳へんが爲め、畏れ多くも 大元帥陛下には四月三十日皇城の西、青山の原に凱旋觀兵の大典を擧げさせ給ひしが、當日參列の榮を得し旅團長以上の姓名は左の如し。

諸兵指揮官

元帥陸軍大將侯爵 大山 巖

元第一軍司令官

陸軍大將男爵 黒木 爲禎

元第二軍司令官

陸軍大將男爵 奥 保 業

第一 政治 六 陸軍

元第三軍司令官	陸軍大將男爵 乃木 希典
元第四軍司令官	元帥陸軍大將伯爵 野津 道貫
元鴨綠江軍司令官	陸軍大將男爵 川村 景明
近衛師團長	陸軍中將 淺田 信興
近衛步兵第一旅團長	陸軍少將 木村 有恒
近衛步兵第二旅團長	陸軍少將 梅澤 道治
第一師團長	陸軍中將 載仁 親王
步兵第一旅團長	陸軍少將 馬場 命英
步兵第二旅團長	陸軍少將 中村 正雄
步兵第十七旅團長	陸軍少將 小原 芳次郎
第三師團長	陸軍中將 松永 正敏
步兵第十七旅團長	陸軍少將 兒玉 如忠
第四師團長	陸軍中將 塚本 勝嘉
步兵第七旅團長	陸軍少將 仁田原 重行
第五師團長	陸軍中將 木越 安綱
步兵第二十一旅團長	陸軍少將 村山 邦彦
第六師團長	陸軍中將 大久保 春野
步兵第二十四旅團長	陸軍少將 香川 富太郎
第七師團長	陸軍中將 大迫 尙敏
步兵第十四旅團長	陸軍少將 齋藤 太郎
第八師團長	陸軍中將 立見 尙文

步兵第四旅團長	陸軍少將 依田 廣太郎
第九師團長	陸軍中將男爵 大島 久直
步兵第十八旅團長	陸軍少將 平佐 良藏
第十師團長	陸軍中將 安東 貞美
第十一師團長	陸軍中將 鮫島 重雄
步兵第十旅團長	陸軍少將 山田 忠三郎
第十二師團長	陸軍中將 井上 光
步兵第十二旅團長	陸軍少將 島村 千雄

○三大將親任 五月二十九日宮中に於て左の通り親任式を行はせらる。

陸軍中將從三位勳一等功三級男爵 大島 久直
陸軍中將從三位勳一等功三級男爵 大迫 尙敏
陸軍中將從三位勳一等功三級男爵 立見 尙文

任陸軍大將  
○戰役と救護人員 内務省より各府縣に對し、調査方を照會したる、三十七八年戰役の戰病死者、遺族及び病兵并に其家族の數に關し、五月迄に報告の達したる總計は左の如くにして

重傷者	二、九六五	同家族	三、三三三
輕傷者	一、九六三	同家族	二、〇八六
戰死者遺族	三、〇八三	病死者遺族	二、四九三

第一 政治 六、陸軍

右の内救護を要すべきものは又左の人員なるが、之に對して軍人救護會は約百萬圓を支出して各府縣に分配する筈なりと救護を要する人員は

重傷者	三、三〇六	同家族	三、九四三
輕傷者	二、三三九	同家族	二、〇一五
病兵	三、〇三三	同家族	一、三九六
戦死遺族	五、五六六	病死者遺族	一、六九五
合計	一六、二九九		

◎陸軍軍制調査委員 五月二十日左の諸氏に陸軍制調査委員仰付られたり。

陸軍中將中村覺、陸軍少將上原勇作、同佐川一正、同大迫尚道、同瀧谷在明、同豊島陽藏、同大谷喜久藏、同秋山好吉、同大澤昇雄、同松川敏胤

◎赤十字社役員選舉 日本赤十字社にては、五月十六日理事十名の選舉を行ひしに、左の十氏を選舉せしが、満場異議なく之れを可決せり。

理事伯松方正義	男花房義實
男小澤武雄	子松平乘承
長崎省吾	平山成信
澤正	男鈴木大亮
男松平正直	笠原光雄

尋て更に理事會を開き、正副社長を互選したるが結局社長松方伯、副社長花房、小澤兩男當選した

五月十二日、上野公園内博物館前庭に於て、日本赤十字社臨時總會、並に第十四會總會を行ひたり。

◎赤十字社總會前導中 本日 日本赤十字社戦後臨時總會、並第十四回總會に臨み、各員を見るを喜ぶ、殊に三十七八年の戦役に際し、能く救護の効を奏したるは満足の至なり、尙將來社業の盛大なることを望む。

右に對し閑院總裁宮殿下には、御前に進み敬意を表せられて後、左の奉答あり。

茲に日本赤十字社戦後臨時總會、並第十四回總會を開くに方り

陛下の親臨を仰ぎ優渥なる 令旨を拜す洵に無上の光榮なり、本社は三十七八年の戦役に際し、救護の事業を實施して、幸に蹉跌なく完結を告ぐるを得たるは、衆社員熱誠の致す所と雖も、抑々亦至仁至慈なる

陛下の庇護を蒙るに由らざんばあらず、實に感激に堪へざるなり、尙將來益々一致協同して、社業の擴張整理に励み、以て

第一 政治 六、陸軍

◎參謀總長親補式 七月卅日、宮中に於て左の通り參謀總長の親補式を行せられたり。

陸軍大將正三位勳一等功三級男爵 奧 保 鞏

補參謀總長 同時に左の通り軍事參議官を免せらる

軍事參議官陸軍大將 奧 保 鞏

免本官 ◎陸軍將官昇任 七月六日を以て、左の如く昇任せり。

陸軍少將 山田保永	同	平佐長藏
同 福島安正	同	有坂成章
同 西村精一	同	山根武亮
同 伊地知幸介	同	上原勇作
同 村木雅美	同	岡崎生三
同 渡邊章	同	宇佐川一正

◎特命檢閲使 七月六日を以て、左の通り仰付らる。

陸軍參議官陸軍大將男爵 黒木 爲 禎

第四、第九、第十、第十一師團管特命檢閲使被仰付 乃木 希 典

第五、第十二師管特命檢閲使被仰付 川村 景 明

第一、第三師管特命檢閲使被仰付。

◎師團長更迭 七月六日左の如く補任せらる。

補近衛師團長	陸軍大將 大島 久直
補第四師團長	陸軍中將 井 上 光
補第三師團長	陸軍中將 大久保 春野
補第七師團長	陸軍中將 上田 有澤
補第十一師團長	陸軍中將 土屋 光春
補第十四師團長	陸軍中將 鮫島 重雄
補第九師團長	陸軍中將 塚本 勝嘉
補第十二師團長	陸軍中將 淺田 信興
補第六師團長	陸軍中將 西島 助義
補第二師團長	陸軍中將 松永 正敏
補第十五師團長	陸軍中將 平佐 良藏
補第十三師團長	陸軍中將 岡崎 生三
補第八師團長	陸軍中將 渡 邊 章

◎轉補其他事故 七月七日、左の通り休職轉補其他事故ありたり。

第七師團長大迫尚敏、第八同立見尙文、第十三同原口兼清、歩兵第廿五旅團長今橋知勝、同第二同中村正雄、歩兵第二旅團司令部付池田正介、歩兵第十六旅團長鎌田宣正

休職被仰付 陸軍中將神原光宇、同同藤井包總、同同山田保永、同少將林練



第一政治 六、陸軍

作、同同西村千里、同同川井、同同居藤高二郎  
豫備被仰付

◎日本赤十字社正副社長改選  
の規定に依り、過般理事常議員改選の結果、理事  
中より正副社長選挙の結果を奏上に及びたるに、  
六月三十日付を以て勅許を得たり。

- 日本赤十字社長 伯爵 松方正義
- 同 副社長 男爵 花房義賢
- 同 男爵 小澤武雄

◎徴兵の特典と取締  
陸軍大臣は文部大臣に對し  
各種の術策を弄して猶豫の典を濫りにするの弊  
は獨り徴兵の法規を以てしては、到底之を防止す  
るを得ず、必ずや學校の取締法と、相俟て始めて其  
効を奏する義に付き、一層嚴重の取締法を講せら  
れたしとして各師團司令部へも、左の通達を爲した  
り。

今回徴兵事務條例改正の結果本籍地徴兵區徴兵署閉鎖後徴集箱  
豫の事故止みたる者は其年検査を受くべきこととなり、然  
るに専門學校及び之と同等以上の學校卒業者にして、其卒業本  
籍徴兵區徴兵署閉鎖後に係る爲め、本年一年志願兵出願手續を  
爲さず、右改正に依り本年終決處分を受けざるを得ざるに至  
るものなしとせず、此の如きは事情酌量すべき點なきにあらず

依て右該當者にして當該學校長は、本籍徴兵區徴兵署閉鎖後卒  
業したる旨を證明し、翌年同士の取扱を願出づるときは、本年  
に限り同條例第五十八條該當者の例に依り翌年同士の取扱ひを  
爲すべし

◎愛國婦人會の決議  
愛國婦人會本部にては、九月  
廿六日評議員會を開き、近衛公爵母堂を始め井伊、  
阿部、板垣、樺山の諸伯爵夫人、小笠原戸田兩子爵  
夫人、外卅五名出席し、左の數項を決議す、第一  
與五百子退隱に付養老金として歸郷の際、一時限  
り金一千圓を贈與し併せて養老金參百圓を贈與の  
件(可決)

◎陸軍大將親任式  
十一月二十一日、御座所に於て  
左の通り、親任式行はせらる。

任陸軍大將 陸軍中將正三位勳一等功三級 寺内 正毅  
◎長途騎乘の結果 興味多き長距離騎乘競争は十一

第一政治 七、海軍

月十日山田班の習志野歸着を以て、結了せり其結  
果左の如し。

	到着時間	缺馬
第三班 (長谷川中尉)	百四時六分	一
第二班 (飯田少尉)	百四時四十分	一
第五班 (中島中尉)	百五時三十二分	三
第四班 (平原中尉)	百五時四十七分	三
第六班 (山内中尉)	百六時五十五分	四
第一班 (幸村大尉)	百一十一時五分	二

◎陸軍戦死者總數  
確實なる調査に據れば、三十  
七八年戦役に於ける我陸軍の戦病死者總數は左の  
如し。

戦死 七萬六千七百八十餘名  
病死 四萬四千七百餘名  
◎軍旗親授式  
十二月十四日、左の軍旗親授式を行  
はせらる。

勅語  
遷に歩兵第四十九聯隊に授與したる軍旗は、不慮の災に罹り亡  
失したるに由り、更に軍旗一旗を授く。

七 海 軍

◎聯合艦隊の解散  
昨年開戦以來、敵の機先を制し

て連戦連捷の効果を收めたるのみならず、敵艦隊  
を殲滅して、終始海上權を把持し、陸軍と相俟つ  
て帝國の位置を安固ならしめ、常備艦隊として勇  
名を轟かせし聯合艦隊は、十二月二十日を以て其  
の任務を解かれ、更に常備艦隊を組織され、同時  
に司令長官其他海軍部内に於ても更迭ありたり。

◎海軍將官轉補 海軍の將官轉補ありたり。	海軍々令部長海軍大將子爵 伊東 祐亨
補軍事參議官 横須賀鎮守府司令長官同男爵 井上 良馨	東郷 平八郎
補海軍々令部長 聯合艦隊司令長官海軍大將	海軍中將 片岡 七郎
補第一艦隊司令長官 同	上村 彦之丞
補横須賀鎮守府司令長官 同	出羽 重遠
補第二艦隊司令長官 同	瓜生 外吉
補竹敷要港部司令長官 同	

第一 政治 七、海軍

補馬公要港部司令官	海軍中將 橋本 正明	補第一艦隊參謀長	海軍中將 橋元 正明
待命被仰付	同 三浦 功	免高等捕獲審檢所評定官	海軍少將 加藤 友三郎
同上	同 新井 有貫	補高等捕獲審檢所評定官	十二月十日左の如く親補せられたり。
同上	同 植村 永孚	補軍事參議官	海軍大將從二位勳一等功四級男爵 山本 權兵衛
補海軍省人事局長	海軍少將 小倉 鐵太郎	補軍事參議官	一月九日 山本前海相へ左の御沙汰を賜はりたり。
補第一艦隊司令官	同 山田 彦八	◎大臣禮遇	海軍大將從二位勳一等功四級男爵 山本 權兵衛
補練習艦隊司令官	同 島村 速雄	◎無線電話の成效	三月十五日官報にて海軍省は左の公示を爲せり。
補海軍省軍務局長	同 加藤 友三郎	◎新造軍艦生駒	造船術の著大なる進歩を中外に顯彰したる、吳海軍工廠に於ては、其の姉妹艦たるべき新造軍艦生駒竣工せしを以て、九日進水式を挙行せしが、同艦は總噸數一萬四千六百五十噸
補南清艦隊司令官	同 武富 邦鼎	◎軍艦香取の武力	帝國の新造戰艦香取は、一萬五千九百五十噸の排水量と、一萬六千の實馬力を有し、全長四百二十呎、幅七十八呎、吃水二十七呎にして、其上甲板の前後の砲塔には、十二吋の一門の重量五十七噸砲に八百五十封度の彈丸を發射して、六哩の距離に九吋の甲鐵板を貫通すべく更に前記主砲の隅角砲塔に備へられたる十吋砲四門も亦五百封度の彈丸を以て、同一距離に於て六吋半の装甲板を貫穿し、又中央甲板の兩舷には、十二門の六吋砲を有し、各砲架は共に堅鐵を以て區劃されあり、十二吋の主砲は、一分時に二彈、十吋砲は三彈、六吋速射砲は優に十彈を發射し得べく、如上各砲が一分時に射撃彈丸數は、實に百四十發、重量二萬四千八百封度に達する計畫なり、尙此外艦内各要部に配備されある砲數は、十二斤砲十二門、マキシム砲六門、三斤砲三門、水雷發射管五個を有する堅鋼にして、其速力は十八節を算するも、回航中は常に十節、乃至十一節の經濟
補第二艦隊司令官	同 中尾 雄	◎軍艦香取の武力	帝國の新造戰艦香取は、一萬五千九百五十噸の排水量と、一萬六千の實馬力を有し、全長四百二十呎、幅七十八呎、吃水二十七呎にして、其上甲板の前後の砲塔には、十二吋の一門の重量五十七噸砲に八百五十封度の彈丸を發射して、六哩の距離に九吋の甲鐵板を貫通すべく更に前記主砲の隅角砲塔に備へられたる十吋砲四門も亦五百封度の彈丸を以て、同一距離に於て六吋半の装甲板を貫穿し、又中央甲板の兩舷には、十二門の六吋砲を有し、各砲架は共に堅鐵を以て區劃されあり、十二吋の主砲は、一分時に二彈、十吋砲は三彈、六吋速射砲は優に十彈を發射し得べく、如上各砲が一分時に射撃彈丸數は、實に百四十發、重量二萬四千八百封度に達する計畫なり、尙此外艦内各要部に配備されある砲數は、十二斤砲十二門、マキシム砲六門、三斤砲三門、水雷發射管五個を有する堅鋼にして、其速力は十八節を算するも、回航中は常に十節、乃至十一節の經濟
	同 藤井 較一	◎軍艦香取の武力	帝國の新造戰艦香取は、一萬五千九百五十噸の排水量と、一萬六千の實馬力を有し、全長四百二十呎、幅七十八呎、吃水二十七呎にして、其上甲板の前後の砲塔には、十二吋の一門の重量五十七噸砲に八百五十封度の彈丸を發射して、六哩の距離に九吋の甲鐵板を貫通すべく更に前記主砲の隅角砲塔に備へられたる十吋砲四門も亦五百封度の彈丸を以て、同一距離に於て六吋半の装甲板を貫穿し、又中央甲板の兩舷には、十二門の六吋砲を有し、各砲架は共に堅鐵を以て區劃されあり、十二吋の主砲は、一分時に二彈、十吋砲は三彈、六吋速射砲は優に十彈を發射し得べく、如上各砲が一分時に射撃彈丸數は、實に百四十發、重量二萬四千八百封度に達する計畫なり、尙此外艦内各要部に配備されある砲數は、十二斤砲十二門、マキシム砲六門、三斤砲三門、水雷發射管五個を有する堅鋼にして、其速力は十八節を算するも、回航中は常に十節、乃至十一節の經濟

長さ四百七十呎、幅七十五呎、吃水二十六呎にして、昨年三月十六日の起工に係り、筑波より大なること九百噸なり。

◎軍艦香取の編入替 軍艦常艦(吳所屬)香妻(舞鶴所屬)は共に第一豫備艦に編入された補缺として春日(吳所屬)日進(舞鶴所屬)の二隻第一艦隊に入り南清艦隊の千歳(舞鶴所屬)は第二豫備艦に編入されて秋津洲之に替り又た第二豫備艦に比叡(舞鶴所屬)は第三豫備艦に天龍(吳所屬)は第一豫備艦に何れも編入されたり。

◎驅逐艦疾風進水式 昨年以來大阪市天保山なる大阪鐵工場に於て建造中なる水雷驅逐艦疾風は五月二十二日同所に於て進水式を執行せり。

◎ノーヴキツク浮揚 戦利艦ノーヴキツクは、七月十二日排水を始めたる處、艦底に未知の損所ありて漏水するを發見したれば、之に應急工事を施したるに、其結果良好にして、同十五日安全に浮揚りたり。

◎姉妹艦の入港 軍艦鹿島、香取は姉妹艦なるが、鹿島は八月四日、横須賀港に入り、香取は三十八年五月、英國パロ造船所埠頭に、進水式を擧げ

第一 政治 七、海軍

第一 政治 七、海軍

速力を保ちつゝあり、其載炭量は二千百噸に達すれば、姉妹艦鹿島と共に正に我海帝國の新浮城として、國民の意を強うするを得可きなり。

◎金州丸の俘虜將校處及 三十七八年戰役中運送船金州丸に陸兵を搭載し、北韓の敵偵察を了へ、歸途韓國城津沖に於て敵艦隊に遭遇し、未だ同船撃沈されざる前敵艦に赴き、俘虜となりたる左の八名に對し、免官及び位記返上の御沙汰ありたり。

免本官、位記返上致すべし、勳位及從軍徽章を褫奪す、外國勳章佩用證沒收  
海軍少佐勳五等 溝口 武五郎

免本官、位記返上致すべし、勳位及從軍徽章を褫奪す  
海軍少佐從六位勳五等 小 棕 元吉

免本官、位記返上致すべし。  
海軍大主計正七位 飯田 庸吉

免本官、位記返上致すべし、勳位及從軍徽章を褫奪す  
陸軍歩兵大尉正七位勳五等 椎名 三藏

免本官、位記返上致すべし、勳位及從軍徽章を褫奪す  
陸軍歩兵大尉正七位勳五等功五級 櫻井 久我治

奪す

免本官  
陸軍歩兵中尉 寺田 龜之助

免本官  
陸軍歩兵中尉 横田 信三

免本官  
陸軍歩兵少尉 檜垣 正和

免本官  
◎伏見進水式 南清艦隊に編入せらるべき、河川用砲艦伏見は、川崎造船所臨時出張所にて組立を終はり、八月八日上海の對岸浦東に於ける、我が海軍御用地にて進水式を舉行せり。

◎海軍將校の行賞 海軍各長官幕僚、各軍艦、驅逐艦、水雷艇、御用船、艦隊港務部、運送船乗組、各防備隊、總政本部、水路本部、教育本部、各鎮守府、各港務部、水雷敷設隊、海軍病院、海軍經理部、各海兵團、各水雷團、各要港部、海軍兵學校、海軍機關學校、砲術練習所、水雷術練習所、機關術練習所等の高等武官大佐以下二千八百二十六名に對する行賞は、十月三十一日發表せられたるが、其勳位種別左の如し、是にて海軍大佐以下各將校は悉皆結了せるなり。

第一 政治 七、海軍

功三級金鷄勳章

功四級同

功五級同

功六級同

功七級同

併賜  
以上勳三等旭日中綬章乃至勳六等單光旭日章

勳三等旭日中綬章

勳六等旭日中綬章

勳四等單光旭日章

勳五等單光旭日章

以上一時金併賜

勳二等瑞寶章

勳四等瑞寶章

勳五等瑞寶章

勳六等瑞寶章

以上一時金併賜

功勞一時金賜金

◎筑波艦の好成績

裝甲巡洋艦筑波は、十一月二十五日公試運轉を行ひしが計畫速力は、二十哩半なりしに、二十一哩半の好成績を示せり。

◎筑波の武力と速力 軍艦筑波が公試運轉に於て、二十一哩半の好成績を示したる事は、ドレッドノ

ードの高速力と、共に世界の海軍界に於ける注意すべき事なり、筑波は裝甲巡洋艦と稱せらるれど、實際は戰闘艦にして、其の攻撃力は三笠敷島よりも大なり、今敷島の砲力と筑波の砲力を比較するに、敷島は十二吋砲四門と、六吋砲十四門を有し、筑波は十二吋砲四門八吋砲八門を有す、而して八吋砲の威力は六吋砲に二倍するが故、筑波は敷島以上の戰闘力を有するものと云はざるべからず、唯だ速力の大なるを以て、巡洋艦と稱せらるれど、此の軍艦は寧ろ戰闘艦として考ふる方適當なり。

◎軍艦薩摩の進水式 十一月十五日、聖駕横須賀に臨み、軍艦薩摩の進水式を舉行せられ、非常の盛典なりき。  
◎英國海相の祝電 英國海軍大臣ツキードマス卿は、軍艦薩摩の進水と共に、本邦駐劄英國大使館附武官ドルマー海軍中佐をして、左の祝電を齎藤海軍大臣に提出せしめたり。

余は英國海軍本部委員の名を以て、貴國新大艦薩摩の進水に就いて、最も深厚なる祝意を述べ、且つ日本帝國海軍史上の榮譽が、同艦に依りて崇高に支持されんことを望む。  
◎齋藤海相退電 薩摩進水式に對する英國海軍大

第一 政治 七、海軍

臣の祝電に對し齋藤海軍大臣よりの答電左の如し。

薩摩の満足なる進水に對する貴下の祝電に接し、誠實なる謝辭を呈し、且つ過去數年間英國海軍に依て與へられたる親切なる援助に對し、帝國海軍の名を以て全幅の謝意を表す。

◎我國の軍艦薩摩と英國の『ドレッドノート』 本年二月を以て進水せられたる、『ドレッドノート』は、今日に於ては、世界最大の戰艦たるの名譽を擔ふ、其の長さ五百呎、幅八十二呎、其の噸數一萬八千噸にして、十二吋砲十門を有し、其の攻撃力の強大にして、防備の堅鞏なる、其の速力の爽快にして其の噸數の大なる、世界何れの軍艦も、悉く之に比敵するものあらず、然りと雖も、我が新造の薩摩は、其の長さ四百八十二呎にして、之を『ドレッドノート』に比すれば、尠しく及ばざるも、其幅は八十三呎六吋にして、少しく之に優り、其の備砲は、彼が十二吋砲十門を有するに對し我は四門を有するに過ぎざるも、十吋砲に於ては、彼の一門も無くして、我に十二門の多數あり、而して、其噸數に於ては、彼は一萬八千噸なるに、我は一萬九千二百噸にして、薩摩は、英國最大の軍艦に優ること一千二百噸なりとす。

然りと雖も、我が薩摩は、英國最大の戰艦より大なるのみには止らざるなり、今や獨逸に於ては、大戰艦建造中なりと雖も、其の『サクゼン』『バイエルン』は共に一萬八千噸。佛國に於ても、三隻の大戰艦を製造中なりと雖も、何れも其の噸數は一萬八千噸を超えず、米國に於る戰艦は一萬六千噸を最大とし、最近の電報は、同國が二萬五百噸の戰艦を造らむとする旨を傳へたるも、此は計畫中に屬し、未だ着手せられたるに非らず乃ち知る可し、我が新造戰艦薩摩は、世界海軍に於る最大戰艦たるの名譽を擯にすることを。

◎最新式の戰艦 薩摩に就て、特に注意すべきは、此の軍艦が全然日露海戰の教訓によりて造られたる事なり、其の大砲を始め重なる機關は、總て我國に於て製造し、唯だ鐵板其他の原料に於て、外國品を用ゐたるのみ、凡ての部分凡ての機關が、最新式最新發明に係るものなるだけに、建造の上にて於ける面倒と困難とは一通にあらざりき、殊に外國より原料を購入する場合に於ける不便は、甚だ大なりしに關はらず、外國の大造船所が、二十

四ヶ月以内にては引受けざる巨艦を、十三ヶ月にて進水せしむるに至りたる事は、特に誇るに足るべき事なりとす、斯の如き巨艦を経験なき場所に於て進水せしむるは非常なる難事にして、又た非常なる危険の事なり、何となれば進水丈は一度も試験をなす事能はざる仕事あると同時に、其場所が十分廣からざればなり、薩摩の進水に就て、當局が如何に苦辛せしか以て察し可きなり。

◎日本海軍力の増加 我國は露國との戰爭に於て軍艦十六隻十萬三千九百五十五噸と、汽船五十九隻十三萬八千四百三十八噸を獲、軍艦十二隻四萬六千二百五噸、汽船三十五隻五萬五千六百五十二噸を失へり、即ち差引其の得たる所、軍艦四隻五萬七千九百三十噸、汽船二十四隻八萬二千七百八十六噸なり、是のみにても既に日本海軍力の著るしき増加と云はざるべからず。

然も日本は決して之を以て満足するものにあらず、列強が競つて海軍擴張をなすの時、新進氣鋭の島帝國、豈其の競争に於て踟躕せんや見よ英國の造船所に於ては、二隻の日本大戰艦(各一萬六千五百噸)既に竣成して回航せられ、又内國の

造船所に於て今や一萬八千噸の戰艦二隻を建造し、此上に尙一萬四千噸の最新式裝甲巡洋艦、四隻及び小巡洋艦二隻、驅逐艦二十八隻を建造しつゝあり、即ち日本が目下建造しつゝある軍艦は三十八隻十四萬五千噸なり。

之によりて觀るに本年の暮までに日本は其の無数の水雷艦及び潜航艦を除き、少くとも軍艦百十八隻四十七萬二千六百三十四噸を有し、世界に於ける第三の海軍國たるの位地を爭ふに至るべし。

◎我國造船術の進歩 我海軍力の近年長足の進歩を遂ぐると共に、造船術の發達も、亦た頗る顯著なるものあり、我海軍の主腦たるべき主要なる軍艦は、重に英國に於て建造せられたるものにして、同盟國に於ては、日本に於ける海軍力の發達に關して、其主要なる物質的材料を英國より供給したるを誇稱しつゝあり、言を換へて云へば我海軍力の發達に關しては、英國に負ふ所少なからざる譯なるが、甞に英國のみに依頼したるにあらず、我國に於ても夙に横須賀に造船所を設けて銳意造船事業に力を致し、其結果今日に於ては驚くべき設備を有するに至れり、然のみならず若松には製鐵

第一 政治 七、海軍

所を設け、吳に於ても同じく艦艇の建造を爲すの設備を有するに至りしかば、造船事業は近年に及んで著るしき進歩を告げ、今や一萬噸以上の軍艦を獨力にして建造するに至りしは、以つて我造船術の如何に進歩の顯著なるかを證明して餘あるべく、實に邦家の爲め慶賀に堪へざるなり、今我國に於て建造されたる軍艦を掲ぐれば左の如し、但し驅逐艦の如きは略す(表中●印は廢艦△印は沈没)

艦名	艦種	艦質	噸數	製造所	製造年
○清輝	海防	木製	八九七	横須賀	明治八年
○迅鯨	海防	木製	一、四〇五	同	同九年
天城	砲艦	木製	六二	同	同十年
磐城	砲艦	木製	六五	同	同十一年
△海門	海防	木製	一、三三〇	同	同十五年
天龍	海防	木製	一、五三三	同	同十六年
葛城	海防	鐵骨木皮	一、四一六	同	同十八年
武藏	海防	鐵骨木皮	一、四一六	同	同十九年
八重山	通報	鋼	一、五八〇	同	同二十二年
橋立	巡洋	鋼	四、三〇〇	同	同二十四年
秋津川	巡洋	鋼	三、一五九	同	同二十五年
明石	同	同	二、七五五	同	同二十八年
須磨	同	同	二、六五七	同	同三十年
△官古	同	同	一、八〇〇	吳	同三十二年

千早 同 一、五〇〇 横須賀 同三十三年  
 新島 同 三、三〇〇 同 同三十五年  
 音羽 同 三、〇〇〇 同 同二十六年  
 對馬 同 三、〇〇〇 吳 同三十六年

◎横須賀進水電艦 今や横須賀に於て薩摩の如き、排水量一萬九千二百噸の巨艦を進水せしむるに至りたれども、今を去ること二十餘年の昔には、同じ横須賀に於て僅かに九百一十噸の砲艦天城を進水したるに過ぎず、我造船術の進歩亦驚く可からずや、我國海軍の絶東に特立し世界の海軍に重きを爲すに至りたるの歴史は、殆んど奇蹟も音ならず今其筋に於て調査したりし所に據りて、我が横須賀に於て今日迄に進水せし、諸軍艦を掲ぐれば左の如しと云ふ。

清輝	八年三月五日	迅鯨	九年九月四日
天城	十年三月十五日	磐城	十一年七月十六日
海門	十五年八月二十八日	天龍	十六年八月十八日
葛城	十八年三月二十日	武藏	十九年二月三十日
愛宕	二十年六月十二日	高雄	二十一年十月十五日
八重山	二十二年三月十二日	橋立	二十四年三月十四日
秋津川	二十五年七月七日	須磨	二十八年三月九日
明石	三十年十一月八日	千早	三十三年五月二十六日
新高	三十五年十一月十五日	音羽	三十六年十一月二日

驅逐艦

春雨 村雨 速島 初霧 有明 初霜 神風  
 彌生 如月 若葉 初雪 響

◎海軍内大異動 第一、二艦隊司令長官、第一、第二南清艦隊司令官、佐世保、旅順、横須賀各鎮守府司令長官、同參謀長、竹敷、馬公、大湊要港部司令官、各水雷團長、各艦長特に海軍省軍令部次長、艦政本部長、教育本部長、軍務局長、水路部長以下は十一月二十二日左の大異動を見たり。

第一艦隊司令長官	中將 有馬 新一
艦政本部長	中將 片岡 七郎
特に親任官の待遇を賜ふ	
第二艦隊司令長官	同 伊集院 五郎
教育本部長	同 出羽 重遠
佐世保鎮守府司令長官	同 三須 宗太郎
軍令部次長	同 瓜生 外吉
旅順鎮守府司令長官	同 橋元 正明
竹敷要港部司令官	同 伊東 義五郎
馬公要港部司令官	少將 梨羽 時起
佐世保水雷團長	同 山田 彦八
海軍省軍務局長	同 武富 邦鼎

同 中尾 雄

佐世保港務部長兼佐世保豫備艦部長 同 寺垣 猪三  
 第二艦隊司令官 同 玉利 親賢  
 南清艦隊司令官 同 吉松 茂太郎  
 第一艦隊司令官 同 松本 和  
 横須賀工廠長 同 藤井 較一  
 横須賀鎮守府參謀長 同 藤井 誠  
 吳水雷團長 同 瀧川 具和  
 旅順鎮守府參謀長 同 今井 兼昌  
 横須賀水雷團長 同

大佐以下略す

◎三笠沈没調査報告 海軍省は十一月二十五日を以て、三笠艦沈没原因調査顛末を左の如く發表せり。明治三十八年九月十一日、軍艦三笠の爆沈するや、當時の聯合艦隊司令長官東郷平八郎は、直に海軍中將三須宗太郎以下八名を以て、査問委員會を組織し、三笠沈没の原因を調査せしめたり、同委員會に於ては、三笠乗員の要部に在りたる者、及殘存下士卒中六十七名を査問し、又三笠に備付の銃火及裝藥の製造年月、九月十日に調査せし、三笠石炭庫の温度、同日に於ける三笠彈火藥庫の電燈の點滅の状況、同彈火藥庫に格納せる諸品行衛不明者、及死傷者の釣床釣場所、他の同型艦に於ける火藥重量及彈火藥庫内局部温度の比較、變災當時の天候、并に三笠患者中精神病者の有無等一切の状況を調査し、一方には三笠引

揚に従事せる、向山佐世保工務長に照會して、潜水工をして査問上必要な事項を調査せしむる等、最も精密なる調査を爲したる上明治三十八年十月十日査問を終了せり。

其報告に依れば、三笠の火災は艦外より、水中爆発物を以て船體の一部を爆破したるに起因するものにあらず、又發火當時の状況等に依り、之を見るも或兇悪なる手段に依り、爆発性を有する物件を艦内の或部に置き、之を爆発せしめたること明なり、又同艦内の電燈は、同日午後十一時消燈せしめたるを以て電燈又は電燈線を以て火災の起因となすことを得ず、又同艦の石炭庫も、當日初夜巡檢前に検査したる所に依れば、異常の高温度を呈せざりしのみならず、火災の状況あらず、之を見るも石炭庫を以て其起因と認むべからず、當時火災發生の場所及状況并に火災噴出の状況等より判断するときは、同艦の火災は全く後部六號彈火藥庫内に格納しありたる火藥、若くは大工品の自發に起因するものと認定すべく、三笠乗員には責任あるものと云ふを得ずとすにあり。

然るに右検査問會の調査は、三笠沈没中に爲したるものなるを以て、同艦浮揚後更に其破損等の實情を確むるにあらざれば、充分なる斷定を下すを得ざるにより、本年八月八日三笠の浮揚後直に海軍中將向山愼吉以下十名を以て、査問委員會を組織し、更に三笠沈没の原因を調査せしめたり、同委員會に於ては、主として三笠浮揚後に於て、實現たる状態即ち船體破損の位置、状況殘留せる彈藥大工品、石炭等の數量之に對する學理、若くは實地的試験等あり、客器變形の模範艦内の燃焼、及殘存物等を査し、更に他の各艦に於ける、彈火藥庫の状況調査、及必要なる

る舊三笠乗員の尋問一切の手段を盡して、精細に調査したる上本年十一月九日査問を終了せり。

其結果三笠火災の原因は、右艦六時火藥庫に格納せる紐吹火火藥の自然の變質より、局所温度の増加を來したる結果燃焼を誘起し、遂に大事に立到りたるものなるも、變質發生前三笠乗員の彈藥等取扱上爲したる處置注意は、殆んど間然すべきものなきを以て、今回の變災は全く當事者の職務懈怠等に歸せしむることを得ずとの斷定を得たり。

◎明年進水の新艦 我が海軍に於て明年中に進水すべき軍艦は、五月中旬横須賀工廠に於て進水すべき、一等裝甲巡艦鞍馬(一萬四千七百噸)を初めとして、吳工廠にて建造中なる一等戰艦安藝(一萬九千四百噸)佐世保工廠に於ける、二等巡洋艦にして通報艦兼ゆる利根(三千餘噸)長崎三菱造船所に於ける、同型艦最上、神戸川崎造船所に於ける、同型艦淀の五隻なりと云ふ。

### 八 滿洲

◎滿洲要地の開放 北京談判の結果、門戶開放主義の實行としては、二月中清國をして滿洲の要地たる左の十六個所を通商地として開放せしめたり。

- 盛京省 鳳凰城 遼陽 新民廳 鐵嶺 通江子 昌圖 法庫門
- 吉林省 長春 吉林 哈爾濱 琿春 三姓
- 黑龍省 齊齊哈爾 海拉爾 愛輝 滿洲里

◎秦皇島遼陽附屬 清國直隸省秦皇島に於ける、各陸軍占領地遼陽附屬に付き、該地所租清國土木鑛業會社と、關係列國代表者との間に於て、既に夫々協定の成立を見るに至りしが、我陸軍占領地遼陽附屬に關し、右會社の諾せる條件中、一般公衆に關するものは、左の二項なり。

一、會社は日本臣民の商業上、若しくは工業上の目的の爲め相當なる條件に依り、會社の土地の一部を、租借又は購買することを妨げざるべきことを約定す。

二、會社は、均一の波止場税を仕拂ふに於ては、日本商船に對し、他國の船舶に許容せると、同一條件の下に、秦皇島に於ける波止場使用の便宜を與ふることを約定す。

◎滿洲に於ける赤十字事業 日露戰役中、我赤十字社の博愛慈善の行爲は大に滿洲土民に感動を與へ、同社に加入するもの非常に多く、本年四月迄の入社者は、實に千二百十五名の多數に上り、其内特別社員四十四名なるが、之を滿洲各地方別に列舉せば左の如しと。

- 大連百六十七人、大孤山二六七、安東縣七百十一人、鳳凰城五百六十六人、營口三百四十三人、金州十四人、蓋平八百三十二人、海城二百六十八人、遼陽五百〇一人、奉天九百八十八人、鐵嶺百四十六人、復州二百〇三人、旅順十五人、不定百六十八人
- ◎奉天の赤十字事業 日本赤十字社が、今回の戰役に

際し、滿洲各地に於て、行動したりし傷病患者、救護事業に對し、清國官民は、多大の同情を表し奮て同社博愛主旨を協賛し、加盟者日に増加の勢あり、此程奉天に在りて、金二百圓を寄附して特別社員たるもの二十一名、終身正社員たるもの八百三十一名あり。

◎奉天開放の實行 奉天府の開放は、六月一日實行せられたり。

◎大連市上水道敷設 大連には、露國にて敷設せし上水道あるも、不完全にして其用をなさざるより別に水道工事を起すこととなり、其の經費として四十年度に要求せらるべき金額は六十萬圓なるが、完成迄に要する總經費は約二百五十萬圓なりと云ふ。

◎關東州民政署十年計畫 關東州民政署に於ては、百般施設を要するもの甚だ多く、經常歳入を以てしては、到底其實行を期し難きを以て、今回財政十年計畫を立て、之を提案したるやにて、計畫の大要には、明四十年度に於て、百萬圓、四十一年度に於て百萬圓、四十二年度に於て六十萬圓、合計二百六十萬圓を借入れ、四十三、四十四兩年度は

之を据置き、四十五年度に於て十萬圓、四十六年度に二十萬圓、四十七年度に三十萬圓、四十八年度に四十萬圓、四十九、五十年度に各五十萬圓、五十一年度に六十萬圓を償還する筈にて、之れが償還の資金は地租、鹽稅、雜種稅、水道給水料、營業稅、官有土地物件貸下料等を以て之に充當するものなりと云ふ。

●關東州民政署豫算 關東州民政署明四十年總豫算は、此程より編成に著手せるが、總計約三百萬圓にて、内國庫より支辨すべきもの百六十萬圓、民政署直接收入に屬するものは八十萬圓、及上水道敷設費として、本年度より引續き國庫より支出せらるべき臨時事業費六十萬圓なりと。

●昌圖軍政署撤廢 昌圖軍政署は、七月十五日を以て、撤廢を了せり。

●大連開放通告 我政府にては豫告の通り愈九月一日を以て、大連を開放する旨在本邦各國公使へ通告したり。

●軍政撤廢公報 奉天、鐵嶺及安東縣方面の軍政は、七月三十一日限り、之を撤廢せり。

●關東都督府職員 關東都督府官制改正の結果の左

通り命任せられたり。

陸軍大將正三位勳一等功三級男爵 大島 義昌  
任關東都督 從四位勳三等 石塚 英藏

任關東都督府民政官(二等) 判 事 平石 氏人

任關東都督府法院判官(二等) 陸軍少將 落合 豐三郎

補關東都督府陸軍參謀長 臺灣總督府參事官 關屋 貞三郎

內務省參事官 小島 源三郎

任關東都督府民政署長 相賀 照郷

●四年街覺書廢止 本年四月中日本政府は、日本軍隊の占領に屬する、滿洲の地方を開放することに決し、五月一日より外國人、及外國船舶の安東縣、大東溝に出入すること、並に外國領事の同地に駐在することを認許し、且六月一日より外國領事の奉天に駐在することを許し、併せて外國人の南滿洲各地に旅行することを許す旨を宣明したる處、日露兩國は曩に四平街覺書の規定に依り、滿洲に於

ける彼我占領區域内に、無關係の者出入すること制限し、兩國互に他の一方の臣民が自己の占領區域内に入るを禁ずることとなり居るが爲め、露國人に對しては、右開放の利益を享有せしむること能はざるに付、日本政府は右宣明をなすと同時に、露國政府に對し該覺書廢止の交渉を開始し、露國政府に通知するに、日本政府が適當の時期に於て、相互に前記の制限を撤去するの希望を有する旨を以てし、八月一日が恰も日露兩國、各第三期の撤兵を了へ、且鐵道線路全部の授受を終はるの日なるに依り、同日を期し、該覺書の規定を廢止し、爾後兩國政府に於て、互に他の一方の臣民に對し、第三國民と同様の待遇を與へんことを提議したり、然るに露國政府が、之に對して確答を與へざる内、追々日本政府の提議に係る、八月一日の期限も切迫し來り、而して日本政府は、九月一日を以て大連を開放することに決定したるを以て、七月下旬更に露國政府に對し、同覺書の廢止せられざる結果、露國人が南滿洲に於て、他の外國人に比し、著しく不利益の地位に立ち、常に露國船舶が安東縣大東溝に出入する權利を有せざる

のみならず、露國臣民も亦南滿洲地方を旅行するの自由を有すること能はざる次第となり居り、殊に九月一日以後大連の開放を實行するときは、右不利益は更に一層顯著なるものあるに至るべきことを述べ日本政府は、日露兩國現在の親交に鑑み、殊に露國人に對し、此の如き待遇を與ふるは、其最も希望せざる所に屬すと雖も、四平街覺書の規定を廢止せざる限り、前述の如き結果を生ずるも亦止むを得ざる所なりと認むるを以て、露國政府に於て其提議の如く、八月一日を以て右制限を撤去することに同意するか、又は露國政府に於て其提議の如く、八月一日を以て右制限を撤去することに同意するか、又は露國政府に於て右期日を以て、尙早きに過ぐると認むるに於ては、九月一日以前に於て、可成速かに之を撤去することに同意あり度旨を提議したり、其後日本政府は本件に關し、再三露國政府に交渉し、本件の速決を促したる結果、今回終に九月二十八日より、該覺書を廢止することに決定したる次第なり。

●北滿洲と日本人 露國極東軍司令官グロテコフ將軍は、九月二十八日付在極東露國文武官憲に對し

第一 政治 八 滿洲

左の命令を發したり。

日本政府より四平街警署を廢止せんことを提議ありたるに付露國皇帝は九月九日を以て左の閣議決定に裁可あらせられたり。

一、露國政府は前記日本政府の提議を承諾す。

二、露國は左の旨宣言す

甲、日本臣民は北滿洲に於て一般外國人に屬する治外法權を享有し民事及刑事事件に關し露國法權に服従せしめらるること、なし

乙、犯罪日本人は之を日本官憲に引渡すべし。

右四平街警署廢止期日は、勅裁に依り、且日本政府との追加協定に従ひ、之を一千九百零六年九月廿八日とす當該官憲は正確に本命令を遵守すべし。

◎滿鐵職員任用

在職官吏にして、南滿洲鐵道會社の職員となる者に對しては、本年八月三日公布の勅令第二百九十九號に依り、三十七年八月二十七日公布の勅令第九十五號、即ち外國政府に聘用せられたる官吏に關する規定は準用することになり居れば、同會社副總裁仰付らるべき、中村嘉善財務局長を始め、理事に任命せらるべき、清野秋田縣知事、久保田柝木縣知事の如き、何れも後任者の決定を俟たず、在職の儘にて任用せられたるが、尙ほ參考の爲め該勅令を掲ぐれば左の如し。

▲卅九年八月勅令第二百九十九號 在職官吏にして、南滿洲鐵道株式會社副總裁の任命ありたり。

式會社の職員と爲りたる者に關しては、明治卅七年勅令第九十五號を準用す。  
▲卅七年八月勅令第九十五號 在職官吏にして許可を受け、外國政府に聘用せられたる者あるときは、其の聘用中に限り、臨時其の官を増置せられたる者とす、前項の官吏に對し必要なるときは、特に在職者に關する規定を準用することを得。  
前二項の場合に於て、俸給は之を停止し、旅費は之を支給せず。  
◎滿鐵副總裁 十一月二十六日、左の如く南滿洲鐵道株式會社副總裁の任命ありたり。

正六位勳三等 中村 是公

南滿洲鐵道株式會社副總裁被仰付

◎理事と秘書 十一月二十六日左の如く南滿洲鐵道株式會社理事の任命ありたり。

秋田縣知事 清野 長太郎

日本銀行國庫局長 久保田 勝美

鐵道技師 國澤 新兵衛

日本興業銀行助役 野々村金五郎

三井物産門司支店長 犬塚 新太郎

三井物産長崎支店長 田中 清次郎

南滿洲鐵道株式會社理事を命ず

◎長春の開放 清國政府は十一月十五日を以て長春を開放すべき旨通告したるを以て、帝國政府は、

か一切未定なるを以て今度の連絡點は少しく吉林線に就て考慮する所無し。

第五、日本停車場が現寬城子停車場より南方に設けらるゝ如きことは決してなし尙連絡地點に於て兩國が如何に給水を得又共通計算を爲すか等に就ては追て打合せを爲す事

第六、工事は來年五月を以て開始する事

◎北滿洲の開放 南滿洲に於ては遼陽、鳳凰城の外凡て開放せられたるが、先般來日本當局者より清國政府に交渉の結果既に事實上開放せられ居りし、長春の外哈爾濱、吉林、滿洲里を一月十四日(舊曆十二月一日)より開放に決せり。

◎營口還附終了 營口引繼に關する協議は全部決定し、十一月二十九日を以て、營口東西税關及附屬建物の引繼を了し、愈々十二月一日を以て、我軍政署の撤退と共に、我委員と梁道臺の間に營口還附の受渡しを結了せり。

◎營口還附條件 營口は十二月一日を以て、正式に還附を了したるが、右協定事項として傳へらるゝ所大略左の如し。

一、軍政官に於て保管したる營口東税關の税金

第一 政治 八 滿洲

同所の奉天總領事館分館を開き、在天津領事館領事補柴田要次郎氏を主任として赴任せしめたり。  
◎寬城子委員の引揚 寬城子會見に關する會議録は十一月二十九日中に双方委員の調印をなし、我委員の一行は右終了後直に同地を引揚げたり。  
◎寬城子境界協定案 日露兩國委員の協定案左の如しと云ふ。

第一、寬城子に停車場及び其の敷地二百萬坪及び其の内に建築せられたる一切の建物約三百棟は之を日本に讓る事

第二、桃家屯の炭坑及之に至る十餘露里の輕便鐵道は日本に讓る事

第三、日露兩國の境界點は現今の寬城子停車場の北方約二里の所に定め之を中心として更に約二露里の北方に露が新なる停車場を建て各連絡點を露獨國境の例に倣ひ日本の列車は境界點を越えて露の停車場に至り露の列車は日本の停車場に來り互に連絡を取る事

第四、吉長鐵道の終點は少くとも吉林、長春間七十餘哩を詳細に測量したる上ならでは決定し得ざる故今の所にては何れの地點を適當とすべし



中より營口の公益の爲め企圖せられたる諸般の施設に向て支出したる金額に付清國委員は之が支出を是認したる事

二、我國が居留地として特定したる牛家屯停車場に至る一帯の地域は南滿鐵道の附屬地域内に編入せらるゝ事

三、遼河の護岸工事及道路溝梁の改修工事は我軍政官の方針を繼承して完成すべき事

四、同地の警務は今後我政府に於て推撰したる顧問を聘用し我軍政時代の方針を繼承すべき事

五、軍政官に於て裁斷したる訴願事項は我國の威嚴を尊重する爲め還附後と雖も凡て覆審を許さざる事

六、衛生檢疾の方法は我軍政時代の文明的施設を繼承すべき事

七、水道事業及其他この日清合同事業に對し軍政官の與へたる特許並に認可權は清國委員にて爾後に於ける其効力を確認したる事

八、其他軍校醫院に關する協定事項

◎清國政府謝狀

營口還附に關し、外務部總理慶親

王より、林駐清公使に送りたる謝狀譯文左の如し  
以貴國啓上致候陳者營口還附の件に就ては茲に本邦と閣下と御面議の上各專任の委員を派し期を定めて授受することに取極め候處本年十月廿三日(清曆)盛京兼軍及北洋大臣の電報によりは山海關道盛梁汝浩は貴國派する所の委員と授受に關する協約を締結し本月二十日會を授受管理する事と相成候旨通知有之候今回營口を還附せられしは貴國が篤く邦交を念ひ克く信義を致ふるを見るべく此より兩國益々親睦を昭にするは清國政府の深く感佩する所に有之候右茲に閣下に及御照會候間貴國政府に轉報せられ感謝の意を代達あらんことを致希望候此段照會得貴意候敬具  
光緒三十二年十月二十五日

### 九 韓 國

◎統監開府演說 三月二十八日、統監府の開廳式に伊藤統監及韓國參政朴齊純氏のなしたる演說左の如し。

伊藤統監演說

韓國各大臣、辨官閣下貴婦人及び諸君、此の節統監の任務を奉じ、韓京に著し、任務に就くに當り、諸君の來會を請ひ、就任の披露を爲し、且職務の執行に就き、諸君の厚意なる援助に依

朴政參答辭

本日は、統監閣下就任披露の園遊會に招待せられ、眞に感謝に勝へず、我々は今日より日韓交誼の益々親厚ならんことを望み、統監閣下指導の下に、施政の改善及び國家の富強を期す。

◎旅券下附と統監府 外國人にして韓國内地に旅行するもの、又は韓人にして外國に旅行するものに對し、從來外部にて旅券を下附し居りしが、今後統監府及理事廳にて、下附すべき旨、二月二十七日統監府より韓國政府に聲明せり。

◎閣臣の改革意見 三月十三日内部大臣李址鎔、度支部大臣閔泳濟の兩氏は、陛下に謁見し左の要領を奏上せり。

一、現内閣は陛下の親任渥きを以て、和衷協同其維持を計る事。  
二、施政改善は急務を避け、漸を逐て實施する事。  
三、農商工業の發達を計るが爲め、日本政府及び會社より借款を起して資金に充つる事。

◎統監府の施設 統監府開廳以來、韓國經營に關する施設の梗概は左の如しと云ふ。

り、我が職務を完ふせんと希望し、來會を請ひし所、光臨の段感謝に勝へず、統監として我が本國を代表し、我が任務を盡す、事業は頗る至難の事に屬す、特に斯の如き任務は、生來會て經驗せざる所なれば、之を完ふせんことを期するには、日韓兩國及び此國在住諸外國人の援助あらんことを希望す、其事の物體的たるは、智識的たるを論せず、我々が當然の職務を行ふに於て、滿腔の熱血を韓國の爲に注いで、其一部の助けと爲らんことを、誠心より其結果の如何に拘らず期せんことを、若し幸に韓國の開發及び其幸福を扶くるの一端とならば、喪心の希望茲に満足するものなり、此の希望は日韓兩國の人のみならず、内外國に於ても、我が誠心誠意の在る所を諒せんことを望む、本日は諸君來臨の榮を謝すると共に、我が希望の在る所を諒せられんことを望む、本日は幸に好天氣なれば一の風塵も揚らざる所に逍遙して、半日の歡を竭されんことを希望し、同時に陸海軍將校、其地本日の設備に付き援助を與へられたる諸君に對して深く感謝の意を表す。

第一 政治 九、韓國

一、居留民に對する行政

- (イ) 居留民國法の施行
- (ロ) 釜山の水道(韓國政府より百十七萬圓を下附し同地居留民より三十五萬圓を購出し以て本事業の完成を期す)
- (ハ) 普通教育費一萬五千圓の下附
- (ニ) 金融機關(第一銀行を以て中央銀行たらしむ其他銀行法の制定)
- (ホ) 宗教取締法の制定

二、韓國政府の財政及金融

- (イ) 本年度歳計豫算歳入七百九十六萬圓歳出目
- (ロ) 貨幣制度整理(補助貨通用制限第一銀行券契約)
- (ハ) 國庫金取扱(通信官署をして取扱はしむ)
- (ニ) 韓人側金融機關(共同倉庫會社、手形組合、農工銀行)
- (ホ) 徵稅機關(度支部大臣に直屬)
- (ヘ) 起業資金公債(千萬圓の借款)

三、土木事業

- (イ) 道路新築(百五十萬圓)
- (ロ) 水道工事(仁川二百三十萬圓、平壤百三十萬圓、釜山百五十二萬圓)

四、港灣改良

●産業借款内容 韓國政府と、興業銀行との間に、交渉中なりし借款は、三月十六日調印を終り、金額一千萬圓にして、内五百萬圓は、其月の下旬を以て授受を終り、殘額五百萬圓は、必要の都度授受を

なすこととし、其使用の目的は、商工業の發展、教育の普及事業に在り、利率六分五厘、五ヶ年据置きて返還期限を十ヶ年と定め、關稅を以て擔保となし、元利支拂の規程は、興業銀行なれども、第一銀行も、其内若干を引受くる筈なり、但し利率六分五厘は、稍々低利に過ぐるが如きも、手取九十圓なるを以て、八分五厘の利廻となれり。

●韓國電報料改正 遞信省にては、外國電報料金表中、韓國地方の部、安州以下二十四個所の一語電報料金四十五錢を三十錢に改めたるが、是れにて韓全部は總て一語料金三十錢となりたり。

●韓國高官の捕縛 暴動に關係せる廉を以て、六月十八日經理院長朴鏞和、宮内協辦閔圭植特進官閔丙漁は憲兵の手に捕縛せられたり。

●統監と内國官憲 六月二十七日の官報法律第五十七號にて、韓國に關する事項にして、法律の規定に依り、内國官憲の管掌に屬するものは、勅令を以て之を統監の職權に屬せしむることを得と公布され、同時に勅令第六十七號にて、居留民團法清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法、戶籍法、在外指定學校職官退隱料及遣族扶助法、外國領海水產

組合法、郵便法電信及電信電話線建設條例中各省大臣の管掌に屬する事項にして、韓國に關するものは統監之を行ふと公布さる。

●韓國の司法事務 韓國に於ける裁判事務に關する法律は、六月二十六日の官報法律第五十六號にて公布さる、之れに據れば、理事廳を始審とし、其の管轄内の訴訟及び非訟事件を取扱ひ、理事官又は副理事官單獨に裁判す、而て統監府法務院を以て終審とし、評定官二人より成る、複制なり又本法に規定あるもの、外裁判事務に關し、韓國にて適用する法律に就ては、勅令を以て別段の規定を設くる事を得るなり、同法律の施行期は、勅令第六十號にて、本年六月二十七日と公布され、同時に勅令第六十六號にて、韓國に於ける裁判事務取扱規則を公布さる。

●韓國に關する諸勅令 六月二十六日の官報にて左の諸勅令公布さる。

- 勅令第六十一號 韓國にて適用する法律命令の施行期限に關する件
- 同第六十二號 統監府及理事廳職員給與令中改正の件
- 同第六十三號 統監府通信官昇職官筆給與令中改正の件
- 統監府法務院 統監府法務院官制は、六月二十五

日付勅令第六十四號にて公布されたり、同限は統監府内に置き統監の管する處にして、職員は院長、評定官專任四人(内一人は勅任)檢定官專任一人(以上勅任)書記專任五人(判任)を以て組織さる、又同時に勅令第六十五號にて同院の職員官等給與令を公布されたり。

●巨文島郵便受取所 韓國巨文島に郵便受取所を設け、六月十一日より開始せり。

●韓帝の勅詔 韓國皇帝は七月四日大要左の如き勅語を發せらる。

李參領は、人材の選擇を誤り、國體を損失し、姜錫鎰は、中間に在りて周旋の勞を執り、共に其の罪狀を極む、切に慨嘆に堪へず、併せて本官を免じ、法部をして速に捕拿せしめ宜しく懲犯すべし。

●釜山港棧橋竣成 韓國釜山港に於て、釜山棧橋株式會社の經營に係る棧橋は六月中に竣成したるを以て、關釜連絡汽船壹岐、對島兩號は該棧橋を使用し、客貨取扱を開始せり。

●韓國の畜産衛生 韓國の産牛は良好にして到底日本雜種等の遠く及ばざる所なるが、如何にせん家屋衛生等には、毫末も顧慮する所なき韓人のこと

て、産牛の多くは肺結核に罹り、次第に蔓延するのみにて、毫も減退の期なく、偶ま我が蓄牛商にして、其種類の良好なると、價格の低廉なるに著眼して、輸入を試みるものあるも、海港檢疫の場合に於て、過半は病牛たることを發見され、上陸を禁せらるゝの不幸に遭遇し、爲めに莫大の損失を蒙れるを以て、近來に至りては正式に我が海陸を経て、韓國産牛を輸入するもの著しく、減退し、其の韓國産牛として我が國に輸入せられ居るもの、多くは一部冒險的の奸商が、官廳の眼を眩まし、窃に小舟に懸して密輸入を試みるに過ぎず、然れども此等良好なる畜牛を空しく病牛と化し、韓國重要物産の一を廢絶に歸せしむるは、慨嘆に堪へざるを以て、其筋に於ては同國畜産衛生に關し、種々施設計畫中。

○韓國新設郵便局 統監府にては七月一日より、左記郵便局、及び郵便電信受取所を開設し、同時に當該地從來の郵便局出張所廢止せり。

- ▲光化門郵便局 漢城府西署積善坊南大門郵便局 漢城府西署盤石坊▲西大門郵便局漢城府西署盤石坊▲水原郵便局 京畿道水原郡永源邑▲汀景郵便局 忠清南道恩津郡金浦面汀景▲忠州

○統監府職員任命 六月二十七日左の通り叙任ありたり。

- 度支部主稅務局長 李 顯 榮
- 全 權 白 金 澤
- 内部地方調査委員 李 源 國
- 從二品 鄭 允 鎭
- 法部刑事局長 金 洛 憲
- 任法務院評定官(三等) 檢事 香城 駒太郎
- 任法務院評定官(三等) 判事 三宅 長策
- 任法務院評定官(四等) 檢事 渡見 倫太郎
- 任法務院評定官(六等) 判事 横田 定雄
- 任法務院檢察官(五等) 檢事 松寺 竹雄
- 任元山理事警視(六等) 石川縣警視 岡田 宜壽
- 任仁川理事警視(六等) 神奈川縣警視 湯淺 秀富

- 任釜山理事警視(六等) 山口縣警視 齋藤 金祐
- 青森縣上北郡長 村上 則真
- 大阪府警視 伊藤 景則
- 千葉縣警視 濱島 尹松
- 京城理事廳警部 宮川 武行
- 岡山縣警視 泉 研 介

任京城理事廳警視(六等) 統監府法務院評定官 香坂 駒太郎

○補統監府法務院長(賜一給俸) 退去命令 京城商業會議所書記長西川浩世外三名は、當地方の安寧を妨害するものと認められ、八月三十一日より向ふ一年間韓國に在留を禁止する旨申渡されたり。

○韓國駐劄軍司令官部條例 八月三十一日公布されたる同條例は左の如くにして、參謀、副官、法官、經理、軍醫、獻醫の各部より成り、同月十五日より、施行せらる。

第一條 韓國駐劄軍司令官は、陸軍大將又は陸軍中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、韓國駐劄陸軍諸部隊を統率し、韓國の防禦に任ず。

第二條 軍司令官は軍政及人事に關しては陸軍大臣作戰及動員計畫に關しては參謀總長、教育に關しては教育總監の區處を受く。

第三條 軍司令官は韓國の安寧秩序を保持する爲統監の命令あるときは兵力を使用することを得但し事急なる場合に於ては便宜之處置し後統監に報告すべし。

第四條 軍司令官は隨時部下軍隊及官衙を檢閲し毎年概ね軍隊教育期の終に於て軍事一般の景況及意見を奏上し且陸軍大臣參謀總長及教育總監に報告すべし。

○韓國拓殖會社 韓國農業有利にして、有望なることは、一度實地視察を遂げたるもの、認むる所に於て、殊に既耕地の約三分一に當る、荒蕪地の開拓が、韓國の富源を開發する方法の一なることは異論無き所なれば、此事に注目するもの尠からざるが、昨年に至り有志者は、韓國政府より、慶尙南北兩道全部に亘る、原野開拓の特許を得、爾後之が調査に著手し、南道に於て約一萬三千七百三

十一町歩の測量を了りしに依り、今回韓國拓殖株式會社を設立するに決したる由、會社の目的は麥作を主とし、地味米作に適せば、水田を畫し、其他牧場桑園を設け、殖林事業をも試むる計畫にして、資本は日韓兩國の資金を合せ、日韓人合同に依りて事業を經營すべき資本、總額は百萬圓（一株五十圓）とし、二萬株中一萬株は既に發起人に引受けられたれば、殘の一萬株は近日募集に着手する筈、發起人の重なるもの左の如し。

中野武管、淺野總一郎、平沼專藏、大橋新太郎、長森藤吉郎、久恒純、鎌田勝太郎、堀家虎造、福原有信、大和田莊七、中山佐市、鈴木兵右衛門、白井儀兵衛、志岐信太郎、尾高次郎、中村清藏、松尾寛三、渡邊滋一、伊丹源太郎、松尾廣吉、山西宗吉、龜井萬吉、増田一郎、以下韓人、吳平、沈振澤、孫斗、洪健榮、  
 ◎統監の教育訓示 伊藤統監が、各地方備教員に與へたる訓示の要領に曰、韓國民は儒教を崇拜するを以て儒教を根柢として教育を施し、開發に方め以て儒生輩の誤解を招かざる様深く意を用ゐ、忍耐事に當るべし云々、而して今回派遣せる教員は京城に二十九名、各道に十三名なり。  
 ◎京釜鐵道買收價格 京釜鐵道の買收價格は漸く十

一月十九日に至り決定せるが、其計算左の如し。

京釜線

一八、〇〇〇、〇〇〇

京釜鐵道買收法第三條に依り拂込株金千五百萬圓の六分に相當する金額の二十倍したるもの

京仁線

四、〇二三、三五二

買收の日に於ける建設費に同京仁線益金平均割合を乗じたる金額の二十倍したるもの

計

二二、〇二三、三五二

京仁線の政府借入金、京仁線買收に關する京釜線よりの融通金及密陽江梁橋營業費負擔力

計

二、〇〇六、八六〇

差引

株主の受取べき金額

二〇、〇一六、四九一

以上の金額を五十萬株に割當つるときは一株四十圓強に相當すれども精算費として一株七十錢を要するが故に實收は一株三十九圓三十錢なりと。

◎統監府の治績

十一月十七日は、日韓協約締結即ち我が韓國保護權を確定せる、滿一周年に相當せるが、此の期間に於て統監府が施行せる治績の主なる事項を擧ぐれば、居留帝國民に對する行政事項としては、居留團法を施行し、京城外九箇所に居留民團を設置し、及び教育事業を擴張せし事等

にして、財務に關しては、韓國政府の財政整理を著々進捗して、貨幣整理即ち白銅引換に次で、葉錢流通の制限を行ひ、協同倉庫會社手形組合、農工銀行等を設立せしめて、韓國民の經濟救済に資し、韓國徵稅機關を改革せしこと、就中第一銀行をして、韓國に於ける中央銀行たるの職務を執らしめ、銀行券既通の範圍を擴め、又郵便機關をして、韓國々庫金を取扱はしむること、し、韓國政府をして、興業銀行より、一千萬圓を借入れ、道路其他仁川、平壤、釜山等の水道工事に著手せしめたる事は、最も顯著なる事項にして、警察機關の改善鑛業法施行、其他間接に居留民の利益を確實にして、帝國の權力を扶殖し、併せて韓國の利益を増進せしこと蓋し鮮少ならず。

◎韓國來年度の豫算概要

韓國來年度總豫算は、歳入千三百十八萬九千餘圓、歳出千三百九十六萬三千餘圓、内經常歳入九百五十六萬五千餘圓、經常歳出九百二十一萬四千餘圓にして、歳入經常部は、地

稅五百八十六萬六千圓、戶稅二十六萬九千餘圓、賭稅十萬五千圓、漁稅三千餘圓、盤稅一萬三千圓、稅千六百圓、船稅四萬餘圓、印紙收入は十五萬八

千圓、官業收入は、一萬三千餘圓、既往年度租稅收入百十萬圓等なりとす。歳出は、皇室費百三十萬九千餘圓、耆老所一萬餘圓、議政府六萬二千餘圓、中樞院一萬二千餘圓、内部百二十六萬四千餘圓、内警務本廳十五萬八千餘圓、地方警務署費二十五萬八千餘圓、地方各道は、今年の五萬五千餘圓に比し、五萬千餘圓、地方各府は、今年の五餘圓に比し、五萬千餘圓、地方各郡は、今年の五十八萬七千餘圓に比し、六十二萬九千餘圓、警務整理費は今年の三十四萬七千餘圓に比し、五十萬五千餘圓を主なるものとし、度支部は本意十三萬七千餘圓、海關及燈臺費八十九萬八千餘圓、國債利子償還額百三十九萬九千餘圓、國庫金取扱費二十五萬圓、面交付金十三萬二千餘圓、印刷局補助四萬八千圓、豫備金八十萬圓、財務整理費二十一萬四千餘圓等、軍部は百五十二萬二千圓、法部は十三萬三千餘圓、内裁判所擴張費七萬人千餘圓等にして、學部二十七萬六千餘圓、内新設に地方學校補助費七萬九千圓、農商工部は二十七萬四千圓にして、新事業は蠶業費、礦山事務費、園藝模範費、農林學校費、移民事務所費、工業傳習所費、測

候所費、勸業博物館費、礦床調査費、及統監府より引繼ぐ可き農事模範場費七萬二千圓等なり、臨時部繼續費は、臨時治道費四十五萬四千圓、仁川水道工事費六十五萬八千圓、平壤水道工事費五十四萬五千圓、海關工事費百二十九萬八千餘圓、工業傳習所費五萬餘圓、裁判所建築費七萬八千圓、病院建設費二十九萬三千餘圓、臨時學事擴張二十五萬餘圓等なり。

◎韓國及樺太行郵便物 韓國及樺太に在る軍隊に宛つる、郵便物遞送方は、特殊の方法に依り、或る指定郵便局に於てのみ取扱ひ來りしも、遞信省告示第五十四號の結果軍隊名に加ふるに、其所在地名を明瞭に記載し、且「軍事郵便」と記載せざる方却て便宜なりとす。

◎關東都督府官制 十一月三十一日都督府官制並に附帯令の公布ありたるが、其大略要領左の如し。  
 ◎民政部 庶務、警務、財務、土木の四課並に監獄署を置き、又關東州を三區に分ち各區に民政署を置く、職員左の如し。

民政長官一人△參事官專任二人△事務官專任六人△民政署長專任三人△技師專任十八人△警視

專任六人△典獄專任一人△翻譯官專任三人△屬警部、技手、監吏、盤獄警、翻譯生專任二百二十人  
 ◎郵便電信局 民政部に屬す  
 局長一人△通信事務官專任三人△通信事務官補專任十八人△通信技師專任四人△通信書記、通信技手、通信書記補專任五百六人

◎法院令 都督に直屬し地方法院(一院)及高等法院を置く、判官は各院とも專任五人にして檢察官は各一人なり、地方法院は單獨判官を以て民事の始審及非訟事件を審理し、高等法院は判官三人を以て組織したる部に於て終審として地方法院の裁判に對する上訴を審理す。

◎官制條令 都督の年俸六千圓、民政長官三千五百圓又は四千圓、勅任判官三千圓又は三千五百圓(以下略)にして文官には總て俸給十分の三の加俸を給し二年以上勤続者には更に加俸を増給す。  
 ◎特別任用令 事務官にして涉外事務に従事する者は、外交官領事館又は其有資格者より任用す、警視、典獄、警部、通信事務官等も亦特別任用に上る事を得。

◎法院判官檢察官任用令 判事又は檢事たる資格を有する者に限る。

◎秘書官任用令 文官任用令及高等官等俸給令の制限を適用せず。

◎關東州に於ける諸役の制規 は別段の規定を設くるまで當分の内從前の例に依る、但し租稅其他の收入及其支出に關しては會計検査院の検査を経る事を要す。

◎陸軍部條例 參謀、副官、法官、經理、軍醫、獸醫の六部より成り關東都督の所轄内に於ける陸軍一般に關する事を掌る。

◎奉天新民屯間鐵道 開通營業開始の奉天、新民屯間鐵道は、哩數三十六哩六分五厘にして、内間驛三あり、即ち馬三家、興隆店、巨流河にして、奉天新民屯間、三等乘車賃銀は、一圓二十錢なり。  
 ◎都督府各法院 關東都督府高等法院、並同地方法院及同出張所、名稱、位置、管轄區域を左の如く定められたり。

關東都督府地方法院 旅順  
 關東都督府地方法院 旅順管轄區域旅順民政署轄區域内一圓

關東都督府地方法院大連出張所 位置大連市街官轄區域大連民政署管轄區域内一圓  
 關東都督府地方法院金州出張所 金州城内管轄區域金州民政署管轄區域一圓  
 ◎都督府民政署 關東都督府民政署の名稱、位置所轄區域は左の通り定めらる。

大連民政署 大連市街 管轄區域 元關東洲民政署轄區域内一圓  
 金州民政署 金州城内 管轄區域 元關東洲民政署旅順支署管轄區域内一圓  
 旅順民政署 旅順舊市街 管轄區域 元關東洲民政署旅順支署管轄區域内一圓

◎親書捧呈 韓國皇帝特使内部大臣李址鎔氏は、夫人及隨員漢城府尹朴義秉氏以下を從へ、伊藤統監帶同の上、十二月十一日午前十一時五十分參内鳳凰の間に於て、天皇陛下に謁見仰付られ、左の御意味の御親書を捧呈したり。

大日本 皇帝陛下 神聖毅武遠く東洋の平和を慮り重臣大勳位侯爵伊藤博文を統監として弊邦政務の指導啓蒙に任せしむ而して今春委任以來其畫策せる施政の改善に依り從來の弊政を一掃し面目を一新したるは朕の深く欣ぶ所なり尙將來益々弊邦を扶植護衛して其効果を收めしめんことを

第一 政治 一〇、新領土臺灣

◎韓國國政の全文 長谷川統監代理過般韓皇に謁見の節、上奉せる趣旨に基き、韓皇の朴參政大臣に對し、賜へる詔勅全文左の如し。

詔 勅

朕惟ルニ宮中府中殿カニ區別アリ、行政ノ機能ヲ運用シ、大小官吏各其職務權限ヲ盡クシ、之ガ責ヲ成サシムルハ、海ニ治國ノ要義ナリ、是レ往年宗廟社稷ニ誓告セル、第四第五項ノ文アル所以、臣隣ニ董節スルハ、當ニ申復スルノミニ非サルナリ、現今施政ノ改弊將ニ其緒ニ就カントス、宜シク前規ヲ遵守シ、誓心履行スベシ、府中ノ事ハ卿首班ニ在リ、克ク朕ガ意ヲ體シ、新定官制ニ從テ延僚ヲ獎擧シ、以テ各般行政ノ責ニ任ジ、同心戮力シテ實績ヲ枚舉シ、其職否ヲ察ヘ從テ賞罰ヲ施スベシ、宮中ノ事ニ至リテハ、朕復々應ニ適材ヲ選ビ、任務ヲ委ネ、肅清ノ實ヲ盡スベシ、爾其レ之ヲ誌シ賜メヨ。

一〇 新領土 臺灣

樺太

◎樺太漁業同志會決議 樺太南部に於ける露國長期漁業者が、其の殘期の追認を帝國政府に申請し來りたるに就ては、樺太西岸漁業者同志會は、總會を開き左の決議を爲したり。

樺太に於ける露國の漁業權は、一切認むべから

す。

尙右の決議は理由書を附して外務陸軍農商務の各大臣に陳情する所ありたりと。

◎樺太境界劃定委員屬員 五月樺太境界劃定委員屬員に左の任命ありたり。

- 陸軍一等軍醫 北島 庚吉
- 陸軍一等主計 水津 武之助
- 陸軍教授 樋口 艶之助
- 陸地測量部 中柴 鏗三郎
- 同 山田 竹彦
- 同 中崎 權

樺太境界劃定委員屬員被仰付

◎露國の樺太境界劃定委員 左の如く任命せらる

- 委員長 陸軍參謀中佐 ウオスグレセンキース
- 委員 陸軍製圖隊天文 科長 陸軍大尉 アーメメチエフ
- 同 陸軍大尉 ヴランユキーネ
- 同 陸軍大尉 ハ ネ フ
- 同 海軍醫官 ノウオシルツエグ

◎樺太の電報科 五月遞信省令第二十三號を以て、左記各地間に發受する私報の通常電報料、左の通り之を定め、明治三十九年六月一日より、之を施

行す、明治三十五年十月遞信省令第四十九號は、本令施行の日より之を廢止すと廢令せらる、詰り内地臺灣間の規定に樺太を加へて同様としたるなり。

- 一 内地と臺灣又は樺太とのみ
- 二 臺灣樺太間

和金片假名十五字以内 金四十錢  
 和文片假名十五字以内 金四十錢  
 五字以内を加ふる毎に十錢を増す  
 歌文五語以内 金五拾錢

一語を加ふる毎に金十錢を増す

◎樺太電信線工事 八里の電信線は、昨年十一月樺太守備隊の手に架設しが、本年解雪に當り地盤に間隙を生じ、電信不通と爲り、電信機關を利用する能はず、依て我守備隊に於て、根底的攻設を爲し、一面コルサコフより、ウラジミロフカまで、他面マウカよりルラビミロフカまで、二手に分れ、前者は六月十六日より、後者は全十九日より著手し、露營を張りて從事し、約一箇月を以つて全部落成せり。

◎樺太島嶼民地の選定 樺太民政署にては、殖民地選定に付き調査中なりしが、今日迄に選定を了した

るは、ススヤ原野の大部分と、ルウタカ原野の少部分とにて、ススヤ原野の於ける選定済の地積は約三萬一千餘町歩に達し、此内農耕適地一萬九千四百餘町歩、牧畜適地一萬一千六百餘町歩、ルウタカ原野に於ける選定地は、同原野北西部一帯の地にして其地積約八千二百五十餘町歩、牧畜適地は六千七百餘町歩なるが、ルウタカ原野には、此外良好の場所なきもの、如しと。

◎樺太鐵道全通 樺太コルサコフより、ウラジミロフカに至る全長四十二基五百米突(約三十哩三分の一)の軍用輕便鐵道工事は、晝夜兼行工事を進めたるにより、曩きに二十七基五百米突間は、十一月二十一日愈々全通する事と爲れり、此の工事は諸材料を除き、約二十七萬圓にして、全線中停車場六ヶ所を設置しありて、輕便式としては理想的の者なるが、其の運搬力は、一列車に就き、五噸貨車十輛平均四十噸を運搬するに足る者なり。

◎樺太漁業上の三軍令 八月二十八日は、軍令第五十二、三號を以て南樺太守備隊司令官は、漁獵取締前に漁業鑑札規則を定めたり、漁業鑑札規則は維

鯨、鯨漁業以外の漁業を爲さんとする者の受くる  
鑑札規則にして、漁獵取締規則は、獵虎、鷓鴣、  
獵獲し、又は特許を得ずして鯨、鯨、鯨の漁業を  
爲したる者に、千圓以下の罰金に處する規定なり  
◎樺太上半季渡航者 本年上半年間に於ける、樺太  
のコレサコフ、マウル兩地への上陸人員は、コレ  
サコフ五千八百六十一人、マウカ四千八百八十八人  
合計一萬四千四百四十九人にして、之れが府縣別を見るに  
北海道の四千八百八十八人を最多とし、之れに亞く  
は青森の千五百五十八人より、順次秋田、岩手、新  
潟、石川、山形、福井、福島とし、富山に至ては  
百九十七人に減せり、右人員は總べて樺太島出入  
船舶規則に準據し、渡航證明書を携へて渡來せる  
もの、みにて、一般漁夫を始め、其他の密航者は  
此外に幾萬人に達し居るやも、不明なりと謂へり  
◎來年度樺太豫算 其總額百三十萬圓にして、本年  
度軍事費中より得たる建築費、事件費、通信事業  
費も、其中に編入することとなり、即ち建築費三  
十五萬圓、事件費二十萬、通信事業費十五萬圓地  
方費（漁業、畜産業獎勵費）三十萬圓、道路、市  
街修築費二十萬圓等あり、又本廳建築費は三萬圓

にして、目下四ヶ所の出張所の外、十ヶ所の出張  
所を來年度に於て増設する筈なり。  
◎南樺の露國臣民 我が版籍に入りたる南樺太地方  
に在留せし露國臣民は、漸次北方に移轉し、或は  
本國に歸還し、最近の調査に際しては、三百人以  
内に減少し、尙漸次減少の傾向ありと云ふ。  
◎樺太南部の名稱 露國と樺太島の境界を劃定せし  
につき、西海岸より東海岸に至る、約四十里の間  
一直線に林空を設けたるが、右の林空は再今東西  
兩海岸に通ずる新道路にして、南部即ち日本の領  
土に歸したる必要の場所には、新に地名を附した  
るが、同地名は右四十里の間僅に七ヶ所に過ぎず  
ボロナイ河を五十鈴川と改稱したる如きは、全く  
無根の風説にして、舊稱は成るべく其儘となし、  
新名稱を附する際には、總て露國委員の同意を経  
るものなりと。

◎樺太所管の決定 樺太民政署の所管に就ては内  
務、陸軍其孰れに屬すべきや、久しく決定を見ざ  
りしが、十二月七日の閣議に於て愈々内務省所管  
と決定したり、而して其結果現在の北海道課及び  
臺灣課の二課を廢止し、樺太所管を加へて、三課

合併して一の殖民課を設置せらるゝ事に内定せ  
り。

◎樺太の殖民地區劃

樺太民政署は、昨今兩年間に  
於て、殖民地の區劃をリウトカ、ダリネエ、トロ  
イツコエ、ボムトノカ及びユラニの五組に分ち二  
百戸（一戸の坪數一萬坪）を限り、北海道及び東北  
地方の移住民を收容したるが、爾來是等の移住民  
續々として絶ゆるなく、益々好望なるより、同署  
に於ては、明四十年に於て、更にルゴオエ、及び  
ノウオアレキサンドルスキーの二ヶ村に移住民を  
收容する筈なるが、右の二ヶ村は、十餘里に渡る  
大平原にして、スツエ、ルガタ雨川の沿岸にあ  
り、地味頗る豊饒にて開墾地としては、將來最も  
有望なるを以て、右二ヶ村に對し、三百戸に收容  
せんとして、去る四月より地劃の調査を爲しつゝあ  
りしが、既に結了したるを以て、目下同地の圖案  
及び殖民地區劃の設計中なり。

◎樺太軍用鐵道

樺太コレサコフ、ウラヂミロフカ  
間、第一期軍用鐵道は、コレサコフより約三里を  
距る、トレーチヤバーチよりウラヂミロフカ迄は、  
十一月十日開通を告げたるも、其他は未成の爲め

陸軍鐵道隊に於て晝夜兼行工事を進め、十二月に  
至り全線の開通を見たりしが、目下コレサコフ、  
ウラヂミロフカ間の貨物として、守備隊並に民  
政署に供給す可き諸材料に止まり居り、是れとて  
も輸入貨物のみにて、輸出は殆ど無き狀況に在り、  
又た貨車は一臺五噸積にて一回に六臺を索引し、  
此總噸數三十噸に上るが、當分貨物少量なるを以  
て、毎日汽車の往復を爲さしむる必要を見ずとて  
陸軍經理部共交渉の末、時々必要に應じて汽車を  
往復せしむる方針を執り一般貨客の輸送を開始す  
るは、來年一月以後に在るべきも、事實冬期間は  
積雪の爲め運轉開始は困難なりと。

◎樺太沿岸漁業料

明年度に於ける樺太島沿岸特許  
漁場は、十一月上旬競争入札に附したる後、最高  
落札者に異動を生じ、漁業料にも少からぬ影響を  
與へたるが、民政署にて決定せる所によれば、其  
金額八十四萬六千二百四十八圓にして、其内譯は  
左の如し。

- 東海岸 八萬〇二百八十七圓
- アンワ灣 六萬九千〇七十二圓
- 西海岸 六十九萬四千四百八十九圓

第一 政治 一〇 新領土臺灣

海馬島 二千四百圓

臺灣

◎震災被害數 三月十八日臺灣に於ける、震災被害善額左の如し。

死亡 男四百九十三人 女六百十三人  
重傷 男百三十三人 女四百二人  
輕傷 男五百人 女六百四十七人  
家屋 全潰三千八百三十二戸  
半潰二千二百二十一戸

◎臺灣再度の震災被害數 五月十七日の震災被害は、斗六外二管内の死傷等を計算すれば左の如し。

斗六管内  
死亡 内地人 女一名  
本島人 男六名 女四名  
重傷本島人 男五名 女十名  
輕傷本島人 男二名 女七名  
嘉義管内  
死亡 内地人 男六名 女六名  
本島人 男五百四十五名 女六百七十一名  
重傷本島人 男四名 女二名  
輕傷 内地人 男七名 女五名  
本島人 男六百二十一名 女八百十九名  
鹽水港管内

死亡本島人 女一名  
重傷本島人 男一名  
輕傷本島人 男一名 女三名  
家屋の被害を擧ぐれば  
全潰 本島人所有 五千八百九十二戸  
半潰 本島人所有 三千七百十戸  
内地人所有 八戸  
輕傷十九

鹽水港廳管内店仔口支廳

即死 一 負傷 三  
全潰 六十三 半潰 三十九  
◎臺灣富強法の發布 臺灣總督府にては、六月十三日律令を以て左の富強規程細則を發布せり。

臺灣彩票に關する件

第一條 臺灣總督府に於ては、慈善衛生團體を目的とする事等の爲め、彩票を發行することを得。  
前項彩票に關し、必要なる規定は、臺灣總督府之を定む。  
第二條 臺灣總督は前條により、發行したるものに非ざる彩票の取次、又は買収を禁止することを得。

◎臺灣の鐵道工事 三十九年度の臺灣鐵道布設費は、三百萬圓の豫算なるが、此豫算の範圍にて施行すべき工事の重なるは、失づ(一)打狗濁水間の發工事に著手し、停車場の改築機關庫の新設を爲

第一 政治 一〇 新領土臺灣

し、(二)濁水架橋の繼續工事を進めて、三十九年中に竣工せしむる筈也、此架橋工事落成せば、一般荷客の享くべき利便は至大なるべく、又鐵道部の收入は、從來の假橋が、本橋に改まるるときは、幾十萬の増收を見るに至らば、(三)三叉河大安溪間の發工事も、(四)大安溪葫蘆墩間の新設工事、中大安溪の分は、一昨年より工事を始め、大甲溪の分は未だ架橋地點を決し居らざれば、其竣成は四十年度ならば、三叉河大安溪間輕便鐵道も、四十年度一杯には、本線に改造せらるべし、三叉河より葫蘆墩までの本線工事は、四十一年中に落成すべし、斯くて四十年度の終末には全線貫通を告ぐる次第なり、假停車場、假汽關庫其他の假建物を永久的に改造する等は四十一年度よりの仕事ならん。

◎臺灣の緊急律令

臺灣總督府に於ては、七月十七日土地整理の爲め、清國人名義の土地行使權、登錄取消に關する緊急律令を發布せり、其内容は曩に同島の我が領土に歸せし當時、該島に住居せる清國人にして、我に歸服せざる者に對しては、一時退去を命じ、民政を執行せり、其後は等清國人

も渡來し、我が政令に歸順して、土地臺帳に土地行使權の登錄を願出でしにより、一時便宜上之れが登錄を許容したるも、今や著々土地整理事業も進捗せると同時に、我法律にては外國人には、土地所有權を許さざるに付爾後之を土地臺帳の登錄中より、全然取消を爲すと同時に、永代借地權を與ふる方針なり。

◎臺灣總督府令と官報

法人の設立及監督に關する規定 臺灣總督府令第一號、一月十八日官報。  
臺灣土地收用規則を明治三十九年一月十三日より澎湖廳東西澳媽宮街に施行 一月二十四日、臺灣總督府令第二號。  
臺灣種痘規則を明治三十九年二月一日より施行す 同日、同第三號。  
臺灣種痘規則施行規則 二月一日、同令第四號。  
明治三十八年勅令第二百八十七號は、明治三十九年二月一日より施行す 二月九日、同令第五號。  
一時金支給細則 同令第六號、同日官報。  
臺灣在郷陸軍々人戰時召集規則 同令第七號、同



十五日官報。  
 墓地火葬場及埋火葬取締規則 同令第八號 同官報。  
 臺灣種痘規則 律令第一號、一月二十四日官報。  
 臺灣小學校助教及臺灣公學校訓導退職失職に關する規則 同十九日、同令第九號。  
 臺灣小學校助教臺灣公學校訓導俸給規則 同日、同令第十號。  
 臺灣公學校歲入出豫算及基本財産取扱規則 同二十四日、同令第十一號。  
 臺灣浮浪者取締規則 律令第二號、三月二十三日官報。  
 明治三十八年同令第八十四號中改正 臺灣府令第十二號、三月五日官報。  
 團體の費用徴收及寄附及金品募集に關する規則 同第十三號、同日官報。  
 逓信省令第三號郵便振替貯金規則 同十四號、同二十三官報。  
 明治三十七年府令第八十五號中改正 同第十五號 同二十三官報。  
 嘉義育嬰院開設 同第十六號、同日官報。

臺灣總督府警察及司獄官練習所規則 同令第十七號、四月二日官報。  
 製茶稅則施行細則改正 同令第十八號、同日官報。  
 臺灣地租規則施行規則改正 同令第十九號、同日官報。  
 府令七十二號(三十七年九月)中の削除 同令第二十號、同日官報。  
 手数料徴收規則 同令第二十一號、同日官報。  
 電話料及電話呼出料府令追加 同令第二十二號、同九日官報。  
 臺北電氣作業電氣使用規則改正 同令第二十三號 同日官報。  
 臺灣地方稅規則施行規則改正 同令第二十四號、同日官報。  
 臺灣總督府語學校第二附屬學校規程 同令第二十五號、同十四日官報。  
 臺灣汽船検査規則施行細則中改正 同令第二十六號、同日官報。  
 墓地火葬場及埋火葬取締規則中改正 同令第二十七號、同三十日官報。  
 官廳用、軍用及私設電線の保守並電池掃除依託規則

則中改正 同令第二十八號、同日官報。  
 臺灣度量衡規則施行規則 同令第二十九號、五月十六日官報。  
 電話料及電話呼出料令追加 同令第三十號、同日官報。  
 臺灣家屋建築規則施行細則中改正 同令第三十一號、同三十一日官報。  
 臺灣地方稅々外收入規則 同令第三十二號、同日官報。  
 臺灣汽船検査規則施行細則第二條中改正 同第三十三號、六月五日官報。  
 臺中郵便局規則追加 同令第三十四號、同八日官報。  
 水道費徴收規則 同令第三十五號、同日官報。  
 分析試驗鑑定出願規則 同令第三十六號、同六月八日官報。  
 臺灣土地收用規則の施行 同令第三十七號、同十三日官報。  
 電話料及電話呼出料規則追加 同令第三十八號、同上。  
 臺灣地租規則施行規則改正 同令第三十九號、同上。

二十三日官報。  
 臺灣土地登記規則施行規則改正 同令第四十號、同上。  
 基隆及滬尾水道給水規則改正 同令第四十一號、同上。  
 臺灣鑛業規則 七月三十一日、律令第十一號を以て發布せらる。  
 印鑑規則 臺灣府令第四十二號、七月二日官報。  
 臺灣公共埤圳規則施行規則 同令第四十三號、同上。  
 臺灣特設電話加入規則改正 同令第四十四號、同九日官報。  
 臺灣特設電話加入規則第十六條の料金 同令第四十五號、同上。  
 打狗郵便電信局令の追加 同令第四十六號、同十七日官報。  
 臺灣租稅滯納處分規則施行細則改正 同令第四十七號、同二十四日官報。  
 明治三十九年三月府令第十四號の廢止 同令第四十八號、同上。  
 臺灣鑛業規則細則 同令第四十九號、八月二十三

十五日官報。  
 墓地火葬場及埋火葬取締規則 同令第八號同官報。  
 臺灣種痘規則 律令第一號、一月二十四日官報。  
 臺灣小學校助教及臺灣公學校訓導退職失職に關する規則 同十九日、同令第九號。  
 臺灣小學校助教臺灣公學校訓導俸給規則 同日、同令第十號。  
 臺灣公學校歲入出豫算及基本財産取扱規則 同二十四日、同令第十一號。  
 臺灣浮浪者取締規則 律令第二號、三月二十三日官報。  
 明治三十八年同令第八十四號中改正 臺灣府令第十二號、三月五日官報。  
 團體の費用徵收及寄附及金品募集に關する規則 同第十三號、同日官報。  
 逕信省令第三號郵便振替貯金規則 同十四號、同二十三日官報。  
 明治三十七年府令第八十五號中改正 同第十五號同二十三日官報。  
 嘉義育嬰院開設 同第十六號、同日官報。

臺灣總督府警官及司獄官練習所規則 同令第十七號、四月二日官報。  
 製茶稅則施行細則改正 同令第十八號、同日官報。  
 臺灣地租規則施行規則改正 同令第十九號、同日官報。  
 府令第七十二號(三十七年九月)中の削除 同令第二十號、同日官報。  
 手数料徵收規則 同令第二十一號、同日官報。  
 電話料及電話呼出料府令追加 同令第二十二號、同九日官報。  
 臺北電氣作業電氣使用規則改正 同令第二十三號、同日官報。  
 臺灣地方稅規則施行規則改正 同令第二十四號、同日官報。  
 臺灣總督府語學校第二附屬學校規程 同令第二十五號、同十四日官報。  
 臺灣汽船検査規則施行組則中改正 同令第二十六號、同日官報。  
 墓地火葬場及埋火葬取締規則中改正 同令第二十七號、同三十日官報。  
 官應用、軍用及私設電線の保守並電池掃除依託規

則中改正 同令第二十八號、同日官報。  
 臺灣度量衡規則施行規則 同令第二十九號、五月十六日官報。  
 電話料及電話呼出料令追加 同令第三十號、同日官報。  
 臺灣家屋建築規則施行細則中改正 同令第三十一號、同三十一日官報。  
 臺灣地方稅々外收入規則 同令第三十二號、同日官報。  
 臺灣汽船検査規則施行細則第二條中改正 同第三十三號、六月五日官報。  
 臺中郵便局規則追加 同令第三十四號、同八日官報。  
 水道費徵收規則 同令第三十五號、同日官報。  
 分析試驗鑑定出願規則 同令第三十六號、同六月八日官報。  
 臺灣土地收用規則の施行 同令第三十七號、同十三日官報。  
 電話料及電話呼出料規則追加 同令第三十八號、同上。  
 臺灣地租規則施行規則改正 同令第三十九號、同

二十三日官報。  
 臺灣土地登記規則施行規則改正 同令第四十號、同上。  
 基隆及滬尾水道給水規則改正 同令第四十一號、同上。  
 臺灣鑛業規則 七月三十一日、律令第十一號を以て發布せらる。  
 印鑑規則 臺灣府令第四十二號、七月二日官報。  
 臺灣公共埤圳規則施行規則 同令第四十三號、同上。  
 臺灣特設電話加入規則改正 同令第四十四號、同九日官報。  
 臺灣特設電話加入規則第十六條の料金 同令第四十五號、同上。  
 打狗郵便電信局令の追加 同令第四十六號、同十七日官報。  
 臺灣租稅滯納處分規則施行細則改正 同令第四十七號、同二十四日官報。  
 明治三十九年三月府令第十四號の廢止 同令第四十八號、同上。  
 臺灣鑛業規則細則 同令第四十九號、八月二十三

第一 政治 一〇、新領土臺灣

日官報。  
 鑛業に關する出願及申請手数料の件 同令第五十號、同上。  
 電話線接續料の件 同令第五十一號、同上。  
 郵便切手賣捌の件 同令第五十二號三十一日官報。  
 明治三十九年六月府令第四十五號追加 同令第五十三號、九月十七日官報。  
 臺灣彩票施行規則 同令第五十四號、同上。  
 臺灣總督府彩票委員會規則 同令第五十五號、同上。  
 臺灣土地收用規則の施行 同令第五十六號、同二十五日官報。  
 火藥類鐵道運送條規 同令第五十七號、同上。  
 煙草耕作區域の件 同令第五十八號、十月三日官報。  
 電話料及電話呼出料の件 同令第五十九號、同上。  
 臺灣土地收用規則の施行 同令第六十號、十月九日同上。  
 臺灣煙草專賣規則施行規則 同令第六十一號、同上。  
 嘉義廳管下に慈惠院の開設 同令第六十二號、同十六日官報。  
 臺北仁濟院、臺南慈惠院及澎湖普濟院規則中改正 同令第六十三號同上。  
 彰化慈惠院設立區令中削除 同令第六十四號 同上。  
 臺灣關稅規則施行細則改正 同令第六十五號同二十三日官報。  
 電話料及電話呼出料の件 同令第六十七號、同上。  
 鳳山郵便局令追加 同令第六十八號、同三十一日同上。  
 電話料及電話呼出料の件 同令第六十九號、同上。  
 戰疫血清製造費の追加 同令第七十號、同上。  
 電話交換料令の追加 同令第七十一號、十一月八日官報。  
 民事争訟調停を取扱はしむる律令施行細則の改正 同令七十二號、同上。  
 臺灣彩票施行規則の改正 同令七十三號、同十九日官報。  
 臺灣土地登記規則施行規則 同令七十四號、十二月八日官報。  
 電話及電話呼出料金の追加 同令七十五號、同十七日官報。  
 同上第八十五號の追加 同令七十六號同上。

第二 經濟

一 財政

●●●●●  
 ◎過去の財政  
 維新以來、我國勢の發展膨脹の急速熾盛なるは、何人も想像の及ばざる處にして、其の間萬般の施設、一切の事物起伏極りなき變遷を爲したるに伴ひ、財政の發達も亦紆餘曲折の間、次第々々に發展し來り、遂に日露戰役に至り、戦費を糜すること二十億、外債を起すこと十二億、我國家の位置が世界強國の斑に列すると共に、我經濟界も亦世界的となり、其處に財政上の一新时期を劃出せり、然り而して財政の現状を審かにせんとせば、維新以後三十九年間に於ける、財政變遷の一斑を知るを要す。  
 明治財政の歴史は、洵に紛糾混沌の間より開始せられたり、蓋し維新の大變革は、封建制度を打破して政權を朝廷に收め得たりと雖、各藩の諸侯は依然として兵を養ひ、自ら藩内の租税を徵收せるを以て、新政府は頗る財政窮乏の狀に陥り、纒かに御用商人よりの借入金と太政官札の發行とに由りて、一時焦眉の急に應じたるの有様にて、慶應三年十二月より、明治元年十二月に至る期間の歳入總計三千三百八萬九千三百三十三圓四十八錢八厘の内、租税即ち地租及び海關稅より收入せる金額二百八十餘萬圓に過ぎざるに、太政官札と稱する不換紙幣の發行高は二千四百餘萬圓に上り、調達借入金は四百七十餘萬圓の多額に上れり、以て我が財政の序幕が如何に混亂蕪雜の狀に在りしかを見るに足らん。  
 其の後明治四年七月に至り廢藩置縣の宏業成り、二百四十六藩を廢して、三府七十二縣を置き、初めて統一的国家の組織を全うしたると共に、財政の統一を見るを得たり、然れども之と同時に、新政府は各藩の負擔に屬する藩債藩札の引受並びに藩士祿制の處分を決せざる可らざることとなり、之れが爲め新舊公債證書發行條例を發布し、藩債總額三千二百三萬三千八百八十圓の内七百六十三萬二千八百八十八圓は現金を以て償還し殘額二千三百三十九萬九百圓は、新政府の公債として證券を交付したり、次に藩札の處分は、新に二千二百九十

第一 經濟 一、財政

第一 經濟 一、財政

一萬百五十二圓の新紙幣を發行して此に引換へ、又祿制の處分は祿祿の奉還者に對し、明治六年七分利付外國新公債千七百七十一萬圓を募集し、翌七年に秩祿公債千六百五十六萬五千八百圓を發行して之を補充し、又家祿賞典祿の奉還者に對しては明治九年金祿公債一億七千三百九十萬二千九百圓を發行し、舊神宮社領の奉還者に對しては、明治十年舊神宮配當祿公債二十三萬四千五百圓を交付して之れが處分を了せり、之れが爲め政府の負ふ處の債務實に二億四千八百八十萬圓の巨額に上り而して何れも高歩の利付なりしを以て、國費益多端ならざるを得ざりしなり。

此の時に當りて、時の大藏省事務總裁大隈參議が明治六年六月九日を以て公示したる歳入出見込會計表なるものによれば、歳出合計四千六百五十九萬五千六百八十八圓、歳入合計四千八百七十三萬六千八百八十三圓にして、差引二百十四萬千八百六十四圓の剩餘を得るの計算にして、一見財政の基礎鞏固なるが如くなるも、之れ歳入の大部分を占むる田租の四千二十六萬三千五百八十八圓は、多くは米納換算なりしを以て、米價の計算如何によ

りては、收入金額の多少を定むること自在にして明治四年十月より同五年十二月に至る期間の地租收入二千餘萬圓に過ぎざりしに對比すれば、前記の收入は稍過當の計算なりしが如し、此處に於て政府は明治六年七月地租條例を頒布し、土地私有の主義によりて、全國の耕地に公定價格を定め、一筆毎に地券を設けて持主に交付し、公定地價百分の三を以て正租とし總て金納と定めたり、之れ實に我國租稅制度の基礎を確立したるの第一着にして、我財政史上に特筆すべき事柄なりとす、越えて明治八年二月に至り、政府は財用愈々急を告ぐるを以て、酒類稅則を制定し、古來唯一の租稅たる地租の外初めて新稅を設け、暫次財政の膨脹すると共に、其の組織を複雑ならしむるの端を開けり、加之又政府は、明治六年十二月に金穀出納順序を制定公布して會計法の淵源を爲し、次て明治七年十月會計年度の制を立て、毎年七月一日より翌年六月三十日に至る迄を一會計年度と定め、而して明治八年度より歳入歳出豫算表を制定することとし同時に豫算課目の制度を嚴にして、課目の流用を制限し、又明治八年十二月に大藏省出納

寮に納金局を設け、從來の爲替方制度に改良を加へ、漸次金庫制度に進まんとし、以て財政の實質的並に形式的整備の基礎を形成するに至れり。

然るに明治十年に至り西南戰爭の事あり、政府は戰費を支辨する爲め、新に不兌換紙幣二千七百萬圓を發行し、第十五國立銀行より千五百萬圓を借上げたるが、左なきだに明治初年以來發行せし不換紙幣の過多なりし際なれば、紙幣の價格下落して銀紙の差甚しく、加ふるに流通貨幣過多の爲め物價騰貴し、政府の財政愈々困難の状態に陥りたりしが、政府は明治十五年六月日本銀行條例を發して日本銀行を設立し、同行に兌換券發行の特典を與へて、紙幣整理の任に當らしむると共に中央金庫の制を創立し、同行より二千二百萬圓の無利息借上を爲し、政府紙幣の償却に充て、又十六年に金札引換公債條例を改正して、更に七百九十餘萬圓の無記名公債を發行して新紙幣を償却するの法を立て、以て兌換制度を確立し我が財政經濟の一大段落を成したり。

已にして明治二十二年二月十一日帝國憲法は發布せられ翌年を以て帝國議會の開設せられんとする

に當り、政府は之れが準備として財政制度の整備を必要とし、會計法、國稅徵收法、會計檢査院法保管金規則及び金庫規則等を制定し、並に地券制度に代へるに土地臺帳制を採り、遂に明治二十三年十二月帝國議會の開設に伴ひ、憲法第六十四條により國家の歳入出は必ず豫算を以て帝國議會の協賛を経るを要すとの、國會豫算主義茲に確立し財政の監督嚴正なるに至ると共に、我財政制度は燦然として整ひしかば、歲計暫次順況に向ひ、明治二十七八年日清役開戦の前に當りては、二千九百十八萬餘圓の剩餘を見るに至れり。

斯くして日清戰爭は開始せられ、前後九ヶ月の間連戰連捷し、遂に二十八年四月平和條約調印に至るまで、戰費を要せしこと二億四千七百五十五萬八圓、公債を募集すること一億二千餘萬圓に過ぎ實に我財政史上の一大激變たり、而して戰捷の結果、債金三億千五百餘萬圓、遼東半島還附報償四千六百餘萬圓合計三億六千餘萬圓の收入を得たり然り而して戰爭の結果は單り、戰費、公債若しくは恩賞の整理を要するのみならず、更に軍備の擴張を初めとし鐵道、製鐵其の他産業、教育等に進

第一 經濟 一、財政

取擴張の計畫を要するは必然にして、又従て之が支辨に應ずべき國庫收入の擴張を要し、戰後我財政は俄然として膨脹し、從來八千萬圓内外たりし歳計が二十九年に至り一躍して一億九千餘萬圓に上り、次で三十年には二億五千萬圓に膨大せり、次で收入の増加を爲るが爲め増税を要し、政府は從來地方税たりし營業税を國税となし、登記料を擴張して登録税を新定し、煙草印紙税に代へて葉煙草專賣法を興し、酒造免許税を改正して酒類増石税を増徴して之に應せり、其の北清事件其の他の爲め、益々歳計の増進を來し、地租、所得税、酒税、噸税、登録税、葉煙草專賣等に前後二回の増徴を行ひ、又日本銀行兌換券發行税、麥酒税、砂糖消費税の新設、關稅定率の改正等を行ひ以て以て三十六年に及べり。

明治三十七年は實に我が國家死活の運命を決すべき危機にして、百萬の兵を國外に動かし、歐羅巴中最強の精銳と相對して輸贏を争ひたることなれば、其の陸海の軍費は驚くべき巨額に達し、明治三十七年三月開會したる第二十議會に於て決したる臨時軍事費總額五億七千餘萬圓を第一次とし、

戰局の發展に伴ひ第二次、第三次の軍事費豫算計畫を立て總計十九億八千二百餘萬圓に及べり、而して之れが財源の重なる部分は、公債及び一時借入、特別會計資金繰入、一般會計剩餘繰入の外非常特別税法を設け地租、營業税、所得税、酒税、砂糖消費税、醬油税、登録税、狩獵税、鑛區税、關稅其の他の増徴織物税、通行税の新課を爲し、又別に相續稅鹽專賣法の新設及び葉煙草專賣の増收等にして即ち左表の如し。

日露戰事費總豫算

支出		臨時事件豫備費
緊急處分	一、五七九、七〇五	三五七、八〇〇
第一次豫算	三、〇〇〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇,〇〇〇
第二次豫算	七〇〇,〇〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇,〇〇〇
同上豫算外支出	六〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
及追加豫算	五〇,〇〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇,〇〇〇
第三次豫算	五〇,〇〇〇,〇〇〇	二五,七三三,〇〇〇
合計	一、七四九,七〇五	三三〇,〇〇〇
收入		三三〇,〇〇〇
公債及一時借入金	一、四二四,三〇三	四〇〇,〇〇〇
特別會計資金繰入	三〇,〇〇〇,〇〇〇	一六,三二二,〇〇〇
一般會計剩餘繰入	三三,七〇〇,〇〇〇	—
増税收入	三三,〇〇〇,〇〇〇	—
賦納金及雜收入	二,〇〇〇,〇〇〇	—

第一 經濟 一、財政

右の内臨時事件費の收支は、特別會計とし一般歳計と區分して開戦より事件の終了迄を一會計年度とし、明治四十年三月三十一日を以て、會計年度の打切と定められ、臨時事件豫備費は一般會計法に屬せしめたり、而して戰時中に於ける一般會計の歳入出は左の如し。

歳入 經常部	三十七年度 三十八年度
歳入 臨時部	三十七年度 二九、八八六、二九
合計	三十七年度 七、四三三、三三
歳出 經常部	三十七年度 一、七〇〇、〇八三
歳出 臨時部	三十七年度 三、四三三、三三
合計	三十七年度 五、一三三、四一六

右の表には臨時事件豫備費及び海軍造兵資金は包含せず

斯の如く一般會計歳出に於て開戦前に比して減少したるは、一般行費の節約、事業費の繰延を斷行したるに依るものにして、右の歳入出對照殘額に海陸軍事費其の他に於て當然不用額と殘留すべきものを合せて、三十七年度に於て七千五百萬圓、三十八年度に於て一億二千四百餘萬圓を臨時軍事費に繰入れられたるなり。

右は現時の財政事情の因て來れる所以を明かにせんが爲め、維新の頭初より、我が國勢の一轉機たる日露戰爭の當時に至る迄の財政の變遷を概説したるに過ぎざるが、猶我が財政發達の趨勢を一目の下に知らんが爲め左に明治初年以來、日露開戦前の三十六年に至る間の各年度歳入出を表示すべし。

年次	歳出	歳入
自慶應三年十二月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治元年十二月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治二年一月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治二年九月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治二年九月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治三年九月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治三年九月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治四年十月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治四年十月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治五年十月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治五年十月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治六年十一月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治六年十一月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治七年十二月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治七年十二月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治八年一月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
自明治八年六月	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
明治八年	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同 九 年	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同 十 年	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同 十 一 年	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同 十 二 年	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
同 十 三 年	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇

第二編 一、財政

同	十四年	七,四〇〇,三二一	七,四八〇,八〇〇
同	十五年	七,四八〇,九七〇	七,五五〇,四七〇
同	十六年	七,五〇〇,八八〇	七,五八〇,八八〇
同	十七年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	十八年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	十九年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十一年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十二年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十三年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十四年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十五年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十六年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十七年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十八年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	二十九年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	三十年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	三十一年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	三十二年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	三十三年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	三十四年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	三十五年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇
同	三十六年	七,五〇〇,一〇〇	七,五八〇,八八〇

る戦捷の効果は、帝國の領土并に勢力範圍の擴張となり、隨て之れが防備及び經營のため、必然に歳計の膨大を來すは免れざるの數にして、之を日清戰爭の當時に見るも、戦前八千萬圓内外の歳計が、戦後直に一躍して一億八千萬圓乃至二億圓の巨額に上れり、今や世界の最強國を破り、我が國家の國際上に於ける位置は又前日の比にあらず、戦前二億五千萬圓内外の我が財政は戦後第一年の明治三十九年度歳計豫算に於て四億九千餘萬圓に増加せり。即ち左の如し。

歳入	三十九年度豫算	前年度比較増
租	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
地	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
所	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
營	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
酒	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
醬	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
砂糖	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
毛織物	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
營業	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
業	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
稅	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇

第二編 一、財政

取引所稅	一,三三〇,五五〇	(減) 六三二,六六〇
兌換銀行券發行稅	九六六,一九〇	(減) 一〇三三
關稅	四七〇,六九五	四七〇,六九五
銀行稅	七〇九,八八〇	(減) 一〇,七二八
印紙稅	二,〇〇〇,〇〇〇	(減) 一八〇,〇〇〇
官業及官有財產收入	一〇,四四九,九九七	一〇,四四九,九九七
郵便電信收入	三〇,四九四,九七一	三〇,四九四,九七一
森林收入	四,九七一,四四五	四,九七一,四四五
囚徒工錢及製作收入	一〇,三三三	(減) 六三,六三六
鹽專賣收入	一〇,三三三	(減) 六三,六三六
標識專賣收入	九二〇,〇〇〇	(減) 一八,八七七
官有物貸下料	三三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇
印刷局益金	二六六,八八〇	二六六,八八〇
煙草專賣局益金	三,三九〇,八八〇	(減) 一七三,九九〇
東京砲兵工廠益金	七〇〇	(減) 六三,六三六
大阪同上益金	五〇〇	五〇〇
千住製鐵所益金	三三三	三三三
鐵道益金	一〇,三三三	一〇,三三三
電信燈塔用品製造所益金	一〇,〇〇〇	(減) 一三三
北海道鐵道收入	〇	(減) 八八,九九〇
雜收入	三,四八七,五〇〇	三,四八七,五〇〇
預金利息收入	三,九二一,五〇〇	(減) 三〇,八八〇
臺灣事業公債償却金收入	三,〇〇〇,三三三	(減) 三〇,七三三
合計	一三,三三三,三三三	一三,三三三,三三三

官有物拂下代	一四,四七〇,四五〇	一三,三三三,三三三
雜收入	二,八八八,三三三	(減) 六三,六三六
地方分府納附金	一,九一九,九九〇	(減) 六三,六三六
橫濱港灣設備納附金	五〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇
公債募集金	八,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇
森林資金繰入金	二,一五二,九九〇	二,一五二,九九〇
前年度繰入金	九〇七,六三六	(減) 四七,七三三
合計	二二,九一三,三三三	二二,九一三,三三三

▲歳入臨時部 三十九年度豫算 前年比し増減

皇室費	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
外務省所管内	二,四七〇,八八〇	二,四七〇,八八〇
内務省所管	九,八八〇,〇〇〇	九,八八〇,〇〇〇
大藏省所管	三,九二〇,八八〇	三,九二〇,八八〇
陸軍省所管	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
海軍省所管	二,六九四,〇七三	二,六九四,〇七三
司法省所管	一,〇三三,九九〇	一,〇三三,九九〇
文部省所管	五,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
農商務省所管	三,九二〇,八八〇	三,九二〇,八八〇
逓信省所管	三,七三三,三三三	三,七三三,三三三
總務部合計	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
▲歳出臨時部	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇

第一 經濟 一、財政

皇 室 費	〇 円	一、五七、八〇五 〇 円
外 務 省 所 管	三、三三〇	一、七五、八〇五
内 務 省 所 管	四、九二、二五〇	一、七五、八〇五
大 藏 省 所 管	五、〇六、三三〇	(減) 一、八、四、〇九六
陸 軍 省 所 管	一、五五、三三三	五、三三、五九六
海 軍 省 所 管	一〇、〇九、〇四〇	(減) 八、八、九、〇六
司 法 省 所 管	六、八、〇七	五、三、八、八
文 部 省 所 管	一、三三、三三三	八、三、二、五三
農 商 務 省 所 管	五、八、三、七六	三、三、二、五九
逓 信 省 所 管	三、九、八、七三	一、五、〇、七、七
臨 時 部 會 計	五、一、七、〇、七	六、〇、七、三三
國 庫 預 備 金	六、八、〇、〇〇〇 (減) 五、五、〇、〇〇〇	
臨 時 部 合 計	四、三、八、八、五、七	八、一、九、〇、七、〇

之に由て之を見れば明治三十九年度の歳出は前年度に比し八千餘萬圓を増加せり、之れ時局關係の經費及び戦後經營に伴ふ必然の増加にして、當局大臣は第二十二議會に於て説明して曰く。

明治三十九年度の豫算は、歳入歳出、各四億九千二百餘萬圓也、明年度に於ては戦時中一時繰延べ、若くは停止したる事業にして、商工業の發展に關し、擱くべからざるもの、例へば横濱及び神戸に於ける海陸連絡、及統關の設備、鐵道の建設改良、電氣の架設、其他製鐵の擴張等の如きは、之を經營すること、せり、故に明年年度豫算中、時局に關係なき通常歳出は鐵道、電氣

及製鐵事業の財源を公債支辨に仰ぐものとし、併せて約二億三千餘萬圓也

明年年度豫算中、時局の結果により、支出の必要を生じたる費途は約二億五千七百餘萬圓にして、此内經常部に屬するは一億七千二百餘萬圓也、之に對する經常財源として、戦時統約六千餘萬圓を將來に繰延するの外、既定歳出の殘餘約千三百餘萬圓を以て之に充つる計費なり、又時局關係の經費中、臨時の費途にして一般會計に屬するもの、約八千四百餘萬圓(確定豫算七千九百五十萬圓)は一括して臨時事件豫備費の右目の下に、大藏省所管に豫算せり、其財源は陸海軍不用品の賣拂代により生ずる臨時收入等を以て、其の一部を補ひ、殘餘は、公債を募集して之を支辨する經費なり。

と而して時局關係費の内譯は左の如し。

軍 事 費	一、四、四、二、七、〇 萬圓
國 債 費	一、〇、一、一、〇 萬圓
恩 賞 諸 費	三、二、〇、〇 萬圓
一 般 行 政 費	一、四、四、五、一、〇 萬圓
合 計	一、〇、七、二、二、六、〇 萬圓

臨時部時局關係費

滿 韓 派 遣 部 隊 費	二、千、〇、〇 萬圓
陸 軍 復 舊 費	二、千、〇、〇 萬圓
海 軍 復 舊 費	二、千、七、〇 萬圓
統 監 府 費	百、八、〇 萬圓

公債證券製造發行費 三百三十萬圓  
勸業勸記製造費 三百五十萬圓  
煙草專賣食鹽專賣創業費 四百五十二萬圓  
合 計 七、千、九、百、五、十、萬圓

即ち右は時局關係費と雖も殆んど永久に繼續せらるべき性質のものにて、其の臨時費の内にも韓滿派遣部隊費、統監府費の如きは、永久の費途にて、之を經常部に組入るべきものにして、即ち時局に伴ふ我が財政の増加は、約二億圓の巨額なるを知るべし。

此の外外國貿易の發達、及び教育商工業の進歩に伴ふ施設の爲め豫算に計上せられたる重なる費目左の如し。

各種補助費 一千九百九十二萬三千七百六十七圓  
鐵道建設及改良費 一千二十六萬四千六百十圓  
製鐵所創立費 四百三十九萬九千二百圓  
土木事業費 二百十四萬八千四百十五圓  
電信 電話架設費 百六十六萬六千六百圓  
北海道拓殖費 百三十萬七千三百五十四圓

夫れ如斯く戦後財政の膨大せるは、主として國債費、海陸軍費、恩給費等の増加によるものにして即ち戦前にありては、國債高僅かに五億に過ぎ

ず、公債費としては、三千萬圓内外なりしも、戦後に至り國債現在高は二十五億圓の驚くべき巨額に達せり、此に於て國債償却基金法なるもの設定せられ、毎年一億一千萬圓以上は必ず、一般會計より此の基金に繰入れ、内外債の元利支拂に充つべく定められたるを以て、非常なる國債費の膨脹を來せるは之れ又止むを得ざるなり、次ぎに軍事費にあつては、從來陸軍費約四千萬圓、海軍費約二千萬圓、軍事費合計に於て六千萬圓内外に過ぎざりしも、戦後に於ける我が勢力の維持と國防上の必要は、戦時の増設に係る四箇師團を其の儘常備軍に編入し、又兵器、被服の充實改良等其の費用三千萬圓を超え、海軍に於ても、戦利艦并に戦時中に於ける建造軍艦の加はりたるため、我が海軍力の増加と共に、其の維持費に於て新なる經費を要するは勿論、又諸般の整理復舊に要する經費も少からずして約三千萬圓を要し、此等自然的の軍備擴張の爲め要する經常費に於て約一千五百萬圓の増加を見るに至り、而して恩給費に至つては、従前八百萬圓に過ぎざりしと雖も、今次空前の大戦に於て、百萬の大軍を滿洲の曠野に曝し、國難

第二 經濟 一、財政

第二 經濟 一、財政

に殉ひたるもの、或は堅を破り難を攻め、赫々の功を樹てたるものに給與する恩給金の増加するは、固より當然にして、其の額實に三千二百萬圓に達せり、又鹽專賣其の他行政の膨脹と共に、一般行政費の増加を來して我が財政をして無前の大歳計と成らしめたる。

◎國債 本邦國債は明治三年東京横濱間及び神戸大阪の鐵道敷設のため、九分利付外國國債四百八十八萬圓を募集したるを嚆矢とし、又廢藩置縣の斷行と共に、政府の義務に屬したる藩債、藩札の引受のため、明治六年新舊公債條例を發布して、二千三百三十萬九百圓の内國債を發行したるは内國債發行の始めにて次で舊藩士の祿制處分の爲め、七分利外國公債外國債千七百七十一萬二千圓を募集し、又明治七年には秩祿公債千六百五十六萬五千八百圓を發行して之を補充し、又更に明治九年に至り、金祿公債一億七千三百九十萬二千九百圓を發行して家祿、賞典祿の奉還者に交付し、明治十年には舊神官配當祿公債三十三萬四千五百圓を發行して、舊神官社領の奉還者に交付するなど、各種國債の發行多く、即ち廢藩置縣のため政府の負

債高實に二億千四百餘圓の巨額に上れり、而して明治十年に至り西南の役あり、政府は征討費として、第十五國立銀行より千五百萬圓を借入れ、爾來明治十一年には、起業公債千二百五十萬圓を發行して、築港運輸等の事業費に充て、十六年には中仙道鐵道公債二千萬圓を、又二十年には鐵道費補助公債二百萬圓を發行したり、外に又政府は十九年海軍公債一千七百萬圓を募集して、海軍擴張の資に充てたり斯の如くして、明治十一年以來千萬圓乃至二千萬圓の償却をなしたりと雖も、國債額暫次増加し、明治十九年四月一日現在に於て三億二千四百餘萬圓となりしかば、政府は國債整理の目的を以て、十九年十月整理公債條例を發布し、六分以上各種の國債を低歩の公債に借換ふるの方法をとり、同時に毎年國債償却費として、凡そ千五百萬を支出したるを以て、國債は統一せられ、利子に於て著しき減少を見たと共に國債額も減少し、明治二十三年帝國議會開會の當時には、二億九千五百餘萬圓となれり、如斯くして我國債には大なる變化なくして、明治二十七年に至りしが、日清戰爭の開始となるや、戰費として二億千餘萬

本社 大阪市東區大川町  
長電話東二九五番

# 大同生命保險株式會社

社長 廣岡久右衛門



好評小説

黒法師君著 宮川春汀君畫 口繪精巧木版極濃艶  
新細君婚禮の巻  
東京第一の花と語はれたる薫子が、年來の主義なる獨身主義を棄てたるは、不思議ならねど得業生の肩書きかめしく世に羽振りよき才子を失戀に泣かせて、見るからに恐しき隻眼の牛乳配達を夫と冊きし心を訝しき、著者此疑問を解いて結婚の恣せにすべからざるを致へぬ戀に泣く人、夫を戀ふ人讀みてこれに温かき慰藉を得よ。

新式洋裝美本  
定價金參拾五錢  
郵税金四錢

小説 黒法師君著

花夜叉

花か夜叉か、佳人、鴛鴦の夢になれて、春光和樂の境を辿りしも東の間、嘗ては窓前思を八つの絃に傳へて、情緒絲より濃やかなりし時、郎がとりし笛竹の音は愁しき運命を呼びて、紅圍紫帳つねに涙堰きあへず花顔の織姫遂に女夜叉と化す、構想奇警、行文艶妙併も女性の一面を寫して其眞を失はず戀に泣く人の一讀を望む

新式洋裝美本  
定價金參拾五錢  
郵税金四錢

東京隆文館發兌

好評小説

小栗風葉君著 宮川春汀君畫 口繪精巧木版數十度刷  
うき  
寐  
花柳界裡の女性を寫して之を良く詩化するは著者獨特の壇場なり。『うき寐』の一篇、材を狹斜の地に構へて一點卑猥の境に涉らず。併もよく其真相を描いて、憐じ可き美人の風容目前に見るが如く、艶様痴體盡く拉し來つて其詩趣に資す。虚と實と、落す涙の裏表は、一に讀者の推考に委かせん。

表裝新美本  
定價一冊金五拾錢  
郵税一冊金六錢

小説 田口掬汀君著

情の人

沈痛凄麗なる文字を以て、清醇にして純潔なる着想を彩るものは、掬汀氏なり。穩健にして優麗眼を明治の新思想に着けて、具さに其の矛盾、衝突、融和の深致を描き、悲痛、幽婉、人をして泣かしめ、人をして怡ましむるは、掬汀氏獨特の手腕ならずや。本書は子が苦心の傑作にして、昆山の片玉相集りて燦爛たる光を發する如く、玲瓏として明月の白露に映ずるの感あり。

口繪精巧木版艶麗  
全一冊定價金六拾五錢  
郵税金八錢

東京隆文館發兌

圓を要したるの内、一億千九百餘萬圓は、前後三回の軍事公債に依て支辨せられたるを以て、戦後の明治二十九年には、國債四億二千餘萬圓に増加したりしが、戦争の終結と共に、戦後經營の爲め國費愈々多端となり、軍備擴張を初めとし、官有鐵道の改良、北海道鐵道敷設、電話電信の設備擴張、製鐵所新設、葉煙草專賣の設備等の爲め、國債募集は止むを得ざる勢となり、之れが爲に政府は、二十九年法律第五十九號を以て、事業公債一億三千五百萬圓を募集すること、同年法律第四號を以て北海道鐵道公債三千三百萬圓募集の計畫を立てたり、又明治二十六年度より起工せられたる、第一期官營鐵道敷設に要する經費は、公債支辨に屬するものにして、二十九年以降六千二百萬圓を募集する事と爲せり、此の外新領土臺灣經營のため、臺灣事業公債千六百萬圓を募集するの計畫ありて、二十九年以來年として、數百萬圓若しくは數千萬圓の募債あらざるはなく、日露戦争の前年には、國債總額五億六千餘萬圓に増加せり。已にして日露大戰の開始せらるゝや、政府は眞の財政として、非常特別税の増徴、各特別會計資金

第二 經濟 一、財政

の流用、經費節減等有ゆる手段を講じたりと雖も僅々二ヶ年の間に二十億の巨費を要せし事故、眞の大部分は勿論國債に依らざるを得ず、即ち政府は國內國別に國債を募ること、前後各五回にして、内國債四億八千萬圓、外國債十億四千餘萬圓を募集せり、其の詳細左の如し。

債種	金額	利率
第一回内債	100,000,000	5%
第二回内債	100,000,000	5%
第三回内債	200,000,000	5%
第四回内債	100,000,000	5%
第五回内債	100,000,000	5%
小計	500,000,000	5%
第一回外債	9,600,000	5%
第二回外債	17,150,000	5%
第三回外債	22,600,000	5%
第四回外債	22,600,000	5%
第五回外債	22,600,000	5%
小計	108,550,000	5%
合計	1,508,550,000	5%

此の外煙草專賣國庫債券一千二百餘萬圓、三十九年度中に募集せられたる軍事公債三億餘萬圓、外債借替殘額二千九百餘萬圓、并に行賞賜金を國

両各諸古  
公株金  
替債券銀  
證賣貨  
商書買幣

大阪市西區阿波座中通二丁目  
高木西替店  
電話 西三百七十四番  
西百七十七番  
西千五百七十八番

お持の勉強仕る習多々不限る用向は替店

第二 經濟 一、財政

債を以て交付せられたる額一億餘圓にして、此の内償還せられたるもの二億二千餘萬圓を控除すれば、殘額尙十八億餘圓にして、之れが利子の支拂毎年八千三百餘圓を要する計算なり、之れ即ち日露戰爭に因りて我國が、内外に負ふたる債務にして、又世界一等國の伍班に入りたる代償の一部分なりとす、而して此等に從前の舊債を加ふれば、我國現在の公債額は二十五億餘圓の驚くべき巨額に達するなり、今政府の公示せる處に依て、之れが明細を表示すれば左の如し。

Table with columns for bond types (e.g., 海軍公債, 整理公債), interest rates (利率), and amounts. Includes sub-sections for 内國債 and 未償債額.

Table listing various government bonds (e.g., 煙草專賣國庫債券, 臨時事件公債) with columns for amount and interest rate.

二、貿易

右は四十年度首頭に於る我國債現在總額にして、戰後に於ける國民負擔の容易ならざるを知るべし。

の狀態にありたる我が、維新開國と共に廣く外國貿易を營みたるも、明治初年にあつては我國に輸出するの物品として僅かに生絲及び茶位に過ぎずして、牛絲六百萬圓、製茶四百萬圓、其の他一萬圓以上の價格あるものは乾魚、昆布、石炭、木臘、漆等の數種に過ぎず其の總輸出額を合すると千五百萬餘圓を出でざりしなり、又輸入も製藍、窓ガラス、鐵塊、砂糖、綿花、綿絲の少許を算するに過ぎず、其の百萬圓以上に算せらるるもの、僅かに綿絲の百二十餘萬圓、シーチングの百五十萬圓を最多とし、其の總額一千餘萬圓を出でず、輸出入合計二千六百餘萬圓なりしが、今當年の貿易表を執つて此を現時の八億餘圓に上れる貿易表と對比し來らば、何人も隔世の感に堪へざるべし。

Table showing trade statistics for various years (e.g., 明治元年, 同二年) with columns for 輸出, 輸入, and 合計.

Table showing trade statistics for various years (e.g., 同五年, 同六年) with columns for 輸出, 輸入, and 合計.

第二 經濟 二、貿易

第一編 二、貿易

同三十年 二,九三〇,七七二  
同三十二年 二,九三〇,七七二  
同三十四年 二,九三〇,七七二  
同三十六年 二,九三〇,七七二  
同三十八年 二,九三〇,七七二  
同三十九年 二,九三〇,七七二

即ち明治三十九年の貿易總額は明治初年に比すれば實に約三十二倍の發達を爲し、之を明治十年に比すれば約十四倍となり、二十年に比れば八倍以上となり、更に三十年に比れば二倍半餘となり、其の進歩の程度の速かざる世界多し其の比を見ざるべし、更に其の輸出入の割合を見るに、明治初年より同十四年頃迄は常に輸入超過となり、多きは千九百萬圓の多額に上りたる事あり、之れ維新創始の際泰西の文物を模倣するに急なると、我國内に於て更に工業の見るべきものなかりしに因るものにて、明治十五年より二十六年迄は常に輸出超過の順境にありたるは、之れ明治十五年より不

換紙幣の整理によりて通貨縮少の爲め物價の下落を來し輸出に順便なる機會を造りしと、我國産業の發達は能く輸入品を國內にて生産し、又輸出を増したるを以てなり、而して二十七八年以後に於ける異常なる輸入超過に至つては、之れ日清戦後に於ける我が經濟會の旺盛と物價騰貴の關係によるものなり。

繼て貿易に伴ふ正貨の輸出入の變遷を見るに明治四年以來明治三十九年に至る間左表の如し。

年	輸出	輸入	輸出入超過
明治五年	四,八〇,八〇四	三,九二,五二〇	七六八,二八四
同六年	五,一三,九九七	三,〇〇,四三三	二,一三三,五六四
同七年	三,九七,三三〇	一,〇七,七七二	二,八九五,五五八
同八年	一,〇四,四三七	二,九八,三三三	一,九三八,九〇〇
同九年	一,〇七,三七〇	八,三七,七一〇	七,七〇三,三四〇
同十年	九四四,五七五	二,二七,四九七	七一九七,〇七七
同十一年	八三六,六三三	二,八九,一〇一	六〇七,五三二
同十二年	三,七六,六三三	三,三三,九三三	四二二,七〇〇
同十三年	三,三三,九三三	三,五九,三三〇	二二四,六〇三
同十四年	七,九二,五二〇	一,八六,一四七	六,〇六四,三七三
同十五年	四,四三,〇一六	六,一〇,七三〇	一,六七〇,七一三
同十六年	三,一五,五三五	五,四一,五三〇	二,二六五,九九五
同十七年	五,〇五,〇三二	五,六二,二七九	五七,二四七

年	輸出	輸入	輸出入超過
同十八年	四,五三,三〇六	七,五二,八〇一	二,九九九,四九五
同十九年	九,三六,四八八	九,一七一,八七四	二,一九四,六一三
同二十年	一,〇三,四八八	八,八二,三三三	七,七八八,八四五
同二十一年	七,八三,四四四	八,七三,四四九	九〇〇,〇〇五
同二十二年	八,一八,五二〇	一四,一七,三三〇	五,九九八,八一〇
同二十三年	三,七八,五一一	一,〇三,〇七〇	二,七五五,四四一
同二十四年	一,四二,六〇四	三,八八,五三三	二,四五三,九二九
同二十五年	九,七九,七三三	三,八三,七三七	五,九六三,九五六
同二十六年	三,三九,九一八	二,一八,四四七	一,二一一,四七一
同二十七年	三,五九,一一一	五,七九,九四三	二,二〇〇,八三二
同二十八年	二,七〇,一六九	五,八七,四〇四	三,一七〇,二三五
同二十九年	二,五九,六八四	三,九一,三三〇	一,三一二,六四五
同三十年	九,三九,一三三	八,一四,六七三	一,二四五,四五〇
同三十一年	八,九七,四八二	四,四五,三七一	四,五二八,一一一
同三十二年	二,二八,三三三	二,〇一,一〇一	二七,二三三
同三十三年	三,七七,〇三三	一,五七,七三三	二一九,三〇〇
同三十四年	一,四〇,〇九一	二,〇九,七三〇	六五七,六三九
同三十五年	二,〇八,九六三	三,八一,二一八	一,〇二三,二五五
同三十六年	一,〇〇,一八九	三,八一,二一八	二,一〇一,〇二九
同三十七年	一,七五,七三六	三,〇九,七三三	一,三四三,九九七
同三十八年	一,三〇,四七五	三,〇五,四三八	一,七五三,九一三
同三十九年	二,八四,四三三	四,七三,一一七	一,八八八,六八四

◎明治卅九年の貿易 我國力發達の年と共に著しきは前段に於て記述したるが如く、貿易額年々非常の

第一編 二、貿易

増進を爲すの一事に徹して明かなるが、明治三十九年に於ける輸出額は八億四千四百餘萬圓と云ふ空前の多額に上り、之を前年に比するに、三千二百餘萬圓の超過にして即ち四分の増加なり、又之を戦争前に於ける三十六年前の貿易額に比すれば、二億三千五百餘萬圓即ち三割九分の増加を示せり其の中輸出額は四億二千三百餘萬圓にして前年に比し一億二百餘萬圓即ち三割二分の増加に當り更に之を三十六年に比すれば一億三千四百餘萬圓即ち四割六分の増加に當れり、又輸入額は四億千八百餘萬圓にして、前年に比すれば六千七百餘萬圓即ち一割四分の減少を來し、更に之を三十六年に比すれば、尙一億百餘萬圓即ち三割二分の増加にして、日露戦争は我經濟力發達の一轉機たるを示せり之を表示すれば左の如し。

年	比較増△減	
	三十八年	三十九年
輸出額	七,九二,五二〇	一四,一七,三三〇
輸入額	三,〇〇,四三三	一,〇七,七七二
輸出超過額	四,九二〇,〇八七	一三,〇九,五五八
輸出品價額	四,三三,〇一六	一〇,一〇,七三〇
輸入品價額	四,八〇,三六九	一〇,七三,〇七三
計	八,七三〇,四八五	一〇,八八〇,八〇三

又同年に於ける輸出入額の月別を示せば左表の如

第二經濟 二、貿易

月	輸出品價額	輸入品價額	超過(出△入)
一 月	二四,九三三,八三三	三三,三三三,三三三	△ 九,四〇〇,五〇〇
二 月	二六,四七〇,四〇〇	三三,〇七九,五七九	△ 五,九〇九,一七九
三 月	二六,八〇〇,七〇〇	四二,七四一,七四一	△ 一五,九四一,〇四一
四 月	二七,〇七九,七〇七	四三,七七七,七七七	△ 一六,六九八,〇七〇
五 月	二七,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 五,〇〇〇,〇〇〇
六 月	二七,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 五,〇〇〇,〇〇〇
計	一七六,〇七九,七〇七	三三〇,〇七九,七〇七	△ 一五四,〇〇〇,〇〇〇
七 月	三〇,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 三,〇〇〇,〇〇〇
八 月	三九,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 六,〇〇〇,〇〇〇
九 月	三八,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 五,〇〇〇,〇〇〇
十 月	三三,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 〇,〇〇〇,〇〇〇
十一月	三三,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 〇,〇〇〇,〇〇〇
十二月	三三,〇七九,七〇七	三三,〇七九,七〇七	△ 〇,〇〇〇,〇〇〇
計	三三〇,〇七九,七〇七	三三〇,〇七九,七〇七	△ 〇,〇〇〇,〇〇〇
總計	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	△ 〇,〇〇〇,〇〇〇

輸入超過を現すに至れり、過去十一年間勢の沈淪せる我外國貿易は初めて順境に向ひたるは頗る喜ぶべきの現象なりと云ふべし。

之を要するに、三十九年の外國貿易の特徴は、輸出の激増と輸入の大減少にあり。今輸出に於て前年より増加せる重なる品目及び其の輸出額を擧ぐれば左の如し。

品名	三十九年	三十八年	前年よりの増額
生 絲	二〇,〇〇〇,〇〇〇	一八,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
生 綿	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
羽二重及絹製手巾	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
磁器陶器及漆器	九,〇〇〇,〇〇〇	八,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
石 炭	一〇,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
綿 織 物	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
米	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
樟 腦	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
花 茶	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

即ち輸出増加の著しきものは、生絲の三千八百五十九萬圓を最とし、銅の九百五萬圓此に次ぎ、羽二重、綿布各の四百餘萬圓及陶磁器の二百六十餘萬圓又此に次げり、而して斯く輸出貿易の好況たる

第二經濟 二、貿易

る原因如何と云ふに、歐米諸國も日露戦争の爲め其の經濟界に變調を來したりしも、平和の克復と共に衰きの反動として、工商業の繁榮を促し、加ふるに三十九年に於ては歐米各國何れも農産物稀有なる豊作なると、金價下落の爲め物價の騰貴を來したる爲め、到る處の經濟界非常の好景氣に戰勝國の産物を歓迎する爲め我が輸出品の賣行活況を呈し、又一面には銀價の暴騰は、銀貨國たる清韓諸國の購買力を増加したるを以て、此等諸國に對する貨物の賣行を圓滑ならしめたるなど、重なる理由なり、猶大藏省の調査せるもの正鵠を得たるに近きを以て其の概様を記すべし。

明治三十九年度に於ける重要輸出品二十五種中前年に比し輸出額の減少したるもの四種にして、其の減少額は僅かに二百餘萬圓に過ぎずして、其の他二十一種は何れも輸出額増加し、増加額六千九百餘萬圓に達せり、就中生絲の輸出額は一億一千萬餘圓に上り前年の輸出額に比して三千八百餘萬圓を増加せり、斯の如く本品の輸出増進したるは、歐米に於ける機業界の好調に連れて、本品の需要昇進したるに、本邦生絲の勁

敵たる支那生絲は、銀價騰貴の影響を受けて輸出不引合となりたるを以て、主に供給を我國に需めたるに主因せるもの、如し、鬚斗絲及生皮等は内地機業界の恢復につれ内地にて需要を増加したるにより、輸出額に減少を告げ、羽二重は英國、佛國、米國及び英領印度の各地に對して賣行好況にして輸出額増加し、絹製手巾は英、佛、獨、米向共に増加し、綿布、綿絲及浴巾は韓國向不振なりしに拘らず、對清輸出は頗る好況を呈せり、石炭は輸出數量に於て増加を告げざりしと雖も價格騰貴の爲め輸出額を増進せしめ、銅は清國向に約七百萬圓の減少を告げられたるも歐洲向に増加したると、價格の騰貴とに由りて前年に比し輸出額著しく昇進し、茶は米國向に少しく増加し、米、鰯、昆布、椎茸、魚油、木臘の輸出額増加したるは主として豊作及び豐漁の影響を受けたるものにして、樟腦も又生産額の増加によりて輸出額増加し、紙巻烟草は前年滿韓地方に對し過多に輸出したる反動と軍隊引揚によりて同地方に消費を減じたる爲め、輸出額も又隨て減退を告げ、麥稈眞田は輸出價格減

第二 經濟 二、貿易

少し、花廷及陶磁器は米國向賣行活潑にして輸出額増加し、漆器は歐米向共に賣行好況を呈し洋傘は輸出數量に於て増加を見ざりしも價格騰貴の爲め貿易額増大せり、其他著しく輸出額の増加したるものを擧ぐれば、清國に對し精糖の輸出額約七百餘萬圓の増加を告げたるの外、メリヤス肌衣、紙類、玻璃器及木材等何れも輸出額著しく増進せり。

更に輸入の減少に於て觀察するに、三十九年の輸入額四億一千八百八十餘萬圓にして、前年より約六千七百餘萬圓を減少したるが、其の重なる品目數量を擧ぐれば左の如し。

棉	三十九年	三十八年	前年よりの減額
花	三、三六、八四〇	二、〇三、三三三	一、三三、五〇七
鐵條及鐵管類	七、七三、四六六	九、三三、六六四	一、六〇、一九八
其他鐵及鋼	六、四六、〇〇〇	一、八七、二六八	四、五八、七三二
機械類	一、八七、〇七九	一、〇九、三三三	七、六一、七四六
汽車及汽船	四、五五、四四〇	二、〇七、一九九	二、四七、二四一
靴底皮及熟皮	三、〇二、三三三	一、〇五、〇三三	一、九七、三〇〇
米	二、六二、七〇〇	四、九八、三三三	二、三五、六三三
麥	八、二〇、九六六	九、九五、三三三	一、三五、三六六

而して此等輸入品の減少せし所以は、去る三十八

年初冬より、棉花の見越し輸入夥しき巨額に達し三十九年の使用原料は大半前年中に仕入れられたるより同年の輸入に於て正に二千七百九十六萬圓の多額を減じ、又同時に平和克復と共に軍需品の需用著しく減退し、靴底皮其他熟皮類の輸入に一千百餘萬圓、鐵類に於て三百九十餘萬圓を減じ、又御用船解除のため外國船舶購入に於て五百九十餘萬圓を減じ、米穀も前年多量に輸入したる反動と、三十九年に於ける米作豐饒なるとの爲め二千二百餘萬圓を減じ、尙此の外戦時より三十九年上半期に引繼きたる一般起業界の不振のため各種原料品の輸入に於て尠からざる減退を來したる等により、總輸入額に於て非常の減少を見るに至れり要するに三十九年は戦時中に於ける軍資金、戦後に於ける行賞賜金の撤布のため、一般の購買力を増進し、又新關稅實施に先ち見越輸入あるべきなど、種々輸入超過の免れざるべき趨勢ありたるに拘らず、遂に輸出超過に了りたるは意外の好果と言はざる可らざるなり。

又明治三十九年に於ける正貨及び金銀地金の輸出額は七千三百餘萬圓にして、其の内輸出額二

第二 經濟 二、貿易

千五百餘萬圓、輸入額四千七百餘萬圓にして差引二千百餘萬圓の輸入超過を示せり、斯の如く貿易品の輸入超過の僅少なるに比して、正貨の流入の巨額なるは外國債の募集、内國債の賣出及び各種の外資輸入の結果に因るものなり、此の外來遊外人の持ち來りて我が國に散布せる正貨の額も尠からざれば全體に於て正貨の流入は非常の多額に上るならん、更に輸出入額を表示すれば左の如し。

輸 出 物 品 別

精製品	二十九年	三十年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年
羽二重	五、〇五、三三三	九、五〇、七七七	一、二〇、五五五	一、五七、九〇〇	一、七四、三三三	一、九〇、六六六
製絹手巾	四、〇七、七〇〇	三、九〇、一〇〇	三、五五、二二二	三、四八、三三三	三、三三、四四四	三、二六、五五五
綿布類	三、三三、三三三	二、五五、五五五	二、九〇、九〇九	三、〇七、〇七〇	三、二四、二四二	三、四一、三四四
毛織	一、〇〇、一〇〇	八、七〇、八〇〇	六、〇〇、〇〇〇	七、三〇、七三〇	五、〇〇、五〇〇	七、七〇、七七〇
燐寸	四、九六、六六六	五、五五、五五五	六、三三、三三三	五、八八、八八八	五、〇〇、〇〇〇	五、五五、五五五
花器及陶器	三、〇五、七九九	三、三三、三三三	三、六六、六六六	三、七七、七七七	三、八八、八八八	三、九九、九九九
磁器及陶器	一、九七、八八八	一、八八、八八八	一、九〇、九〇九	二、〇一、〇一〇	二、一二、一二二	二、二三、二三三
漆器	六、八七、七七七	七、七〇、七〇〇	七、六六、六六六	七、七七、七七七	七、八八、八八八	七、九九、九九九
洋傘	七、七三、三三三	三、三三、三三三	六、六六、六六六	九、九九、九九九	八、八八、八八八	一、〇〇、〇〇〇

計 輸 入 超 過 三、四三、七七一 一、五三、三三三

金貨及金地金 卅九年 卅八年 比較(増減)

銀貨及銀地金 二〇、八九三〇 二、三三、九八〇 一、二四、六六六

計 輸 入 超 過 三、四三、七七一 一、五三、三三三

我が國の輸出貿易は比年發達にして、最近十年間に約三倍半以上の増加を爲せり、今重要なる各貿易品に就き、日清戦後十年間の發達を表示すれば左の如し。



第一類 二、貿易

其他諸雜貨 計 四,二六〇,六六元  
 總計 二,五八三,〇九六元

◎輸入貿易  
 我國輸入貿易の進歩は輸出貿易の發達に及ばずと雖も、又十年前に比してよく約二倍半の増加を致せり、殊に第一類の原料品及び機械類に於て重なる増加を示したるは、内地に於ける

工業の進歩を表明するものにて喜ぶべきなり、前と同じく重要な輸入品に付き十年以來の發達を表示すれば左の如し。

第一類	二十九	三十年	三十一年	三十二年	三十三年	三十四年
棉	三,九七三,三三三	四,〇三〇,三三三	四,七四三,七三三	四,三三〇,七三三	五,九七三,三三三	六,〇三〇,三三三
羊毛	一,〇一七,四七一	一,〇三三,九六一	一,〇三三,九六一	一,〇三三,九六一	一,〇三三,九六一	一,〇三三,九六一
綿織	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇
鐵釘	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
鐵條及竿	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇
機械類	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三
其他鐵及鋼	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇
汽車客車貨車	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八
汽船	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三
小計	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三
第二類	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八
金巾及更紗	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
綿朱子綿天鰯絨	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八
イタリヤンクローズ	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八

第一類 二、貿易

第一類	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年
總計	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三
其他諸雜貨	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三
小計	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八
米	五,六六六,六六六	五,六六六,六六六	五,六六六,六六六	五,六六六,六六六	五,六六六,六六六
豆類	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
石油類	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
油槽	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
小計	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八
其他諸雜貨	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三
總計	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三
棉	三,九七三,三三三	三,九七三,三三三	三,九七三,三三三	三,九七三,三三三	三,九七三,三三三
羊毛	一,〇一七,四七一	一,〇一七,四七一	一,〇一七,四七一	一,〇一七,四七一	一,〇一七,四七一
綿織	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇	二,一七〇,〇〇〇
鐵釘	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
鐵條及竿	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇	二,五九〇,〇〇〇
機械類	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三	七,〇八八,七三三
其他鐵及鋼	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇	三,六九六,〇〇〇
汽車客車貨車	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八	一,九八八,九八八
汽船	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三	一,七三三,七三三
小計	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三	四,七三三,七三三
第二類	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八	六,八八八,八八八
金巾及更紗	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三
綿朱子綿天鰯絨	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八	二,八八八,八八八
イタリヤンクローズ	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八	一,八八八,八八八



第一輯 二、貿易

品名	計	卅九年	卅八年
小計		11,061,000	10,147,500
金巾及更紗		6,000,000	6,660,000
綿朱子及綿天粉綫		3,015,000	1,900,000
イタリヤンクローズ		1,121,250	6,550,000
縮緬		3,740,000	1,980,000
フランネル		4,870,000	3,240,000
砂糖類		1,040,000	3,500,000
糖類		1,040,000	3,500,000
小計		5,870,000	8,800,000
米		1,770,000	5,190,000
豆類		5,760,000	7,950,000
石油類		1,090,000	1,450,000
油類		1,090,000	1,450,000
其他諸雜貨		6,600,000	9,350,000
計		37,200,000	37,200,000

品名	計	卅九年	卅八年
小計		13,300,000	12,150,000
金巾及更紗		3,500,000	3,000,000
綿朱子及綿天粉綫		9,000,000	3,850,000
イタリヤンクローズ		1,800,000	1,500,000
縮緬		7,500,000	6,500,000
フランネル		1,000,000	4,000,000
砂糖類		2,500,000	2,500,000
糖類		2,500,000	2,500,000
小計		10,000,000	11,000,000
米		5,000,000	4,000,000
豆類		8,000,000	8,000,000
石油類		1,000,000	1,000,000
油類		1,000,000	1,000,000
其他諸雜貨		2,000,000	2,000,000
計		48,000,000	48,000,000

●●●●●●●●●●  
 ◎國別貿易  
 三十九年度の我外國貿易は、戦後初めて常態に復したるものなるを以て、之を前別に  
 よりて觀察し戦時状態にありし前年に比較すれば  
 其の變化甚しきも概して適當なる發展を爲しつゝ  
 あるを見る即ち左表の如し。

輸出貨物國別表 (△印は前年に比し減少)

國名	計	卅九年	卅八年
獨逸		4,360,000	4,350,000
白耳義		1,010,000	1,000,000
伊太利		300,000	500,000
暹羅		3,800,000	3,200,000
伊太利		1,000,000	1,000,000
北米合衆國		1,000,000	1,000,000
英領亞米利加		700,000	700,000
獨逸		4,360,000	4,350,000
計		48,000,000	48,000,000

第一輯 二、貿易

國名	計	卅九年	卅八年
佛領印度		1,000,000	1,000,000
露西亞及露領亞細亞		2,000,000	1,700,000
英領西		2,500,000	2,300,000
佛領印度		1,000,000	1,000,000
獨逸		8,000,000	7,000,000
白耳義		1,000,000	1,000,000
伊太利		2,000,000	2,000,000
暹羅		1,000,000	1,000,000
北米合衆國		3,000,000	3,000,000
英領亞米利加		2,500,000	2,500,000
獨逸		1,000,000	1,000,000
計		13,300,000	12,150,000

國名	計	卅九年	卅八年
獨逸		4,360,000	4,350,000
白耳義		1,010,000	1,000,000
伊太利		300,000	500,000
暹羅		3,800,000	3,200,000
伊太利		1,000,000	1,000,000
北米合衆國		1,000,000	1,000,000
英領亞米利加		700,000	700,000
獨逸		4,360,000	4,350,000
計		48,000,000	48,000,000

則ち三十九年の輸出貿易は韓國及び佛領印度に於  
 て減少したれども、其の他の諸國に對しては何れ  
 も増加し、就中北米合衆國及び清國に對しては著  
 しく増進したるの跡あり、佛國、英國、香港、獨  
 逸及英領印度に對しても又増加せり、而して米國  
 及び佛國へ對して輸出の増加せるは、生絲羽二重  
 の輸出旺盛なりしに由るものにして、清國に對し  
 ては精糖、綿絲、綿布類及び石炭の輸出増加によ  
 り、英國に對して羽二重及銅、獨逸に對しては銅  
 の輸出増加著しきに因るものなり、又平和克復と  
 共に對露貿易も頗る盛況を呈したり、只韓國貿易  
 の減退したるは綿絲、綿布の輸出不況に由れり、  
 又輸入は韓國、清國、蘭領印度等に僅少の増加を

第一經濟 二、陸運

見たるの外何れも減退せり、就中米國及び英領印度に對して著しき減少を來せるは棉花、銀類、機械類、米等軍需品の需要減退したるに由るものなり。

三、陸運

◎我國鐵道の發達

我國の文化に至大の貢獻を效せる鐵道の起源を尋ぬるに實に、明治五年に開通せる京濱間十八哩の鐵道に初まれり、而して同鐵道は政府の經營に屬し、所謂今日の官設線の始祖たり、爾後十年間に於て同鐵道は東海道に向て百十餘哩の延長をなしたるも、此鐵道の外には全國に於て一條の鐵道をも見ざりしが、兼て在朝有力者の勸誘に係れる日本鐵道は明治十六年に至りて始めて六十三哩の通開をなし、茲に私設鐵道線なるものを新に見ることとなれり、今我鐵道開通以來官私線の延長を表示すれば左の如し。

年次	官設鐵道	私設鐵道	計
五年	一八〇〇	—	一八〇〇
十年	三、二二	—	三、二二

十五年	二、四三三	—	二、四三三
二十年	三、四〇〇	—	三、四〇〇
二十五年	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
二十六年	五、七〇〇	—	五、七〇〇
二十七年	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
二十八年	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
二十九年	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
三十年	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
三十一	六、六七三	—	六、六七三
三十二	八、三七一	—	八、三七一
三十三	九、九六九	—	九、九六九
三十四	一、〇九、四八八	—	一、〇九、四八八
三十五年	一、三三、〇五七	—	一、三三、〇五七
三十六	一、四、四七〇	—	一、四、四七〇
三十七	一、四、二六六	—	一、四、二六六
三十八	一、五、三九六	—	一、五、三九六

右によれば私設鐵道は官設鐵道の後に起りしに係らず、其延長は最近に於て實に約二倍に達したり、是種々なる原因存すと雖、要は一方に鐵道の性質は獨占的の事業なると同時に、地方開發と共に益有利確實の放資物なるを一般人士に認められたる結果特に民設に發達したるに、他方には又政府の計畫に屬するものは、其性質上全國交通の必要

路に當るも、其營業利益と工事の困難とより云へば極めて不利の位置にある等の關係は、彼財政上の束縛と共に此事業の進行を遲滞せしめたるの傾向あるによる。

◎官私鐵道の建設費 我鐵道の創業以來、鐵道建設費として放下されたる資本は幾何額に達すべきかを見るに、官設鐵道は明治二十六年度迄に三千六百十萬三千圓を支出し、私設鐵道は五千七百八十六萬圓を支出せり、今日清戰後の二十八年と日露戰後の三十八年とに於る官私鐵道建設費の總計を見るに左の如し。

年次	官設鐵道	私設鐵道	計
五年	一、〇〇〇	—	一、〇〇〇
十年	三、〇〇〇	—	三、〇〇〇

十五年	七、二〇〇	—	七、二〇〇
二十年	一、一、八八七	—	一、一、八八七
二十五年	一、七、五五〇	—	一、七、五五〇
三十年	二、九、〇〇〇	—	二、九、〇〇〇
三十五年	四、五、〇〇〇	—	四、五、〇〇〇
三十六	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
三十七	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇
三十八	五、〇〇〇	—	五、〇〇〇

◎鐵道貨客輸送の増加 上來述へ來りたる鐵道と車輛にて輸送せる貨客は如何なる狀況にあるかを觀察するに、年々非常の勢を以て増進しつゝあると左表に示すか如し。

乗客總數	貨物總數
------	------

二十八年度 五、三三、七五七  
 二十九年度 六、八四、五三一  
 三十一年 八、六八、五〇九  
 三十二年 九、九六、三三六  
 三十三年 一〇、一五、〇〇九  
 三十四年 一〇、四〇、七三三  
 三十五年 一〇、六三、七七一  
 三十六年 一〇、七九、八三三  
 三十七年 一〇、九二、八三三  
 三十八年 一一、〇〇、〇〇〇

此二十七年に於て乗客を減少したるは戦時輸送に  
 より普通列車減少の結果にして其貨物に増加せる  
 は軍需品及其原料の輸送頻繁なりし爲めなりと  
 す。尙ほ最近三年間に於る官私鐵道貨客を明白な  
 らしめんが爲めに營業線路一日一哩平均通過數を  
 示さん。

年次	官設(乗客)	私設(乗客)	官私(乗客)	設計(貨物)
二十八年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
二十九年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十一年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十二年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十三年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十四年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十五年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十六年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十七年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五
三十八年	一、七〇、八七〇	一、〇七、九七五	二、七八、八四五	一、〇七、九七五

(備考) 本表単位は乗客は人哩分、貨物は噸哩分を示す。  
 ◎鐵道賃金収入 我官私鐵道の輸送したる貨客賃金は如何なる状態にあるかを見るに、其人數及數量の増加に伴いて漸次増加しつつあり。

年次	旅 客		貨 物	
	賃金總額	平均賃率	賃金總額	平均賃率
三十一年	一、九〇、七六九	一、九〇	一、〇七、九八〇	一、〇七
三十二年	三、四七、七三三	三、四七	三、七三、八三三	三、七三
三十三年	三、四七、七三三	三、四七	三、七三、八三三	三、七三
三十四年	三、四七、七三三	三、四七	三、七三、八三三	三、七三
三十五年	三、四七、七三三	三、四七	三、七三、八三三	三、七三
三十六年	三、四七、七三三	三、四七	三、七三、八三三	三、七三
三十七年	三、四七、七三三	三、四七	三、七三、八三三	三、七三
三十八年	三、四七、七三三	三、四七	三、七三、八三三	三、七三

◎鐵道營業收支 我鐵道の營業收入は幾何額に達し、而して其營業費を差引たる益金は如何の状態にあるかを觀察するに官私鐵道を通算したる結果は左の如し。

年次	營業收入		營業費		益 金	
	千円	百円	千円	百円	千円	百円
三十一年度	三、七三三	三、七三三	一、七〇七	一、七〇七	二、〇二六	二、〇二六
三十二年度	三、八〇三	三、八〇三	一、八〇三	一、八〇三	二、〇〇〇	二、〇〇〇
三十三年度	三、八〇三	三、八〇三	一、八〇三	一、八〇三	二、〇〇〇	二、〇〇〇
三十四年度	三、八〇三	三、八〇三	一、八〇三	一、八〇三	二、〇〇〇	二、〇〇〇

三十五年度 五、六〇、〇〇〇  
 三十六年度 五、五〇、〇〇〇  
 三十七年度 五、九〇、〇〇〇  
 三十八年度 六、〇〇、〇〇〇

右は營業收支を擧ぐるものにして政府補助金臨時収入  
 (備考) 雜益等は之を省けり

尙ほ平均營業線路一哩に對する、全國官私鐵道支  
 出を表示すれば左の如し。

年次	一哩收入	一哩支出	一哩ノ益金
十六年	一、二二、七	一、四七、七	六八、七
二十年	一、〇〇、一	一、二二、六	二二、五
二十五年	一、五七、八	一、五七、八	〇
三十年	一、九〇、三	一、九〇、三	〇
三十五年	二、三三、七	二、三三、七	〇
三十六年	二、三三、七	二、三三、七	〇
三十七年	二、三三、七	二、三三、七	〇
三十八年	二、三三、七	二、三三、七	〇

其十六年に於て收入及益金共に多きを見たるは、  
 官私線を通して有利線延長の爲めなるも、其二十  
 五年頃に至りて減少を呈せるは日本鐵道與羽線の  
 如き不利線の延長大なりし影響に外ならず、而し  
 て三十年以後再増加の傾向を呈せるは、彼日清戰  
 後東京、大阪及京都附近並に山陽、九州等の如く

貨客の多き地方に著しく鐵道の延長を見たるによ  
 る同時に、他方には又一般に鐵道利用の進歩せる  
 現象なることを想ふべし。  
 ◎三十八年度の假免狀及免狀の下付 三十八年度中に於  
 て假免狀を下付したるもの九件、其線路六十五哩  
 三十四鎖、資本金四百九十一萬餘圓、又本免狀を  
 下したるものは四件、其線路五十哩七十七鎖、資  
 本金二百二十五萬圓なり。

◎鐵道國有法の公布 我鐵道界に於ける重大なる變  
 動は三十九年三月を以て現はれたり、即同月三十  
 日を以て公布されたる鐵道法是なり、此法律によ  
 れば一般運送の用に供する鐵道は總て國の所有と  
 するものにして日本、山陽、甲武、關西、京都、  
 阪鶴、北越、西成、七尾、岩越、九州、北海道炭  
 礦、北海道、參宮、總武、房總及徳島の十七鐵道  
 會社經營の鐵道は實に此目的に向て明治三十九年  
 より四十八年迄の間に於て政府の買収すべきもの  
 と指定されたり。而して其買入價額は會社の明治  
 三十五年後半期乃至明治三十八年前半期の六營業  
 年度間に於る建設費に對する益金の平均割合を、  
 買収の日に於る建設費に乘したる價を二十倍した

第二 經濟 二、陸運

る金額に、貯藏品の實價を時價により公債券面額に換算したる金額を以てするものとなせり、若し又會社が明治三十八年前半期後の營業年度末に於て、運輸開始後六營業年度を経過したる線路を有せざる場合又は前掲年度間に於る益金の平均割合を買收の日に於る建設費に案したる額を二十倍したる金額は、建設費に達せざる場合に於ては、其建設費以内にて協定したる金額を以てすべきことを定め、其買收代價は買收の日より二箇年以内に於て券面金額により五分利付公債證書を以て交付することとなせり。

此法律によりて三十九年中に、甲武、北海道炭礦日本、岩越、山陽、西成の諸鐵道は買收せられ、政府との間に授受を了したる。

鐵道の國有は獨り我國内に止まらず、韓國にも及び、彼京釜鐵道も亦明治三十九年三月三十日の法律によりて我政府の買收する所となれり。其買收價格は拂込株金の五分に當る金額を二十倍したる金額にして、京仁線にありては明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期の六營業年度内に於る建設費に對する益金の平均割合

を、買收の日に於る建設費に乘したる額に二十倍したる金額によるものとし、買收代價は買收の日より一箇年半以内に於て、券面金額により五分利付公債證書を以て交付することとなせり。此の如くにして同鐵道は明治三十九年九月を以て買收を結了したる。

◎電氣鐵道 明治三十八年調査に係る電氣鐵道會社は十四にして、其拂込資本金、線路、車輛、乗客及收支の關係等を表示すれば左の如し。

社名	資本金	線路延長	車輛	乗客	營業益金
東京電車	4,300,000	6.7	550	1,181,474	77,674
東京市街	9,000,000	1.6	400	1,112,717	72,677
東京電氣	5,244,000	8.6	1,570	3,333,333	233,333
京濱電氣	1,700,000	7.9	400	1,112,717	77,677
横濱電氣	1,000,000	3.2	300	1,112,717	77,677
江ノ島電氣	3,000,000	3.4	1,000	1,112,717	77,677
小田原電氣	2,300,000	3.1	800	1,112,717	77,677
川越電氣	2,000,000	1.1	1,112,717	77,677	77,677
名古屋電氣	4,500,000	3.6	1,570	3,333,333	233,333
伊勢電氣	2,000,000	2.2	800	1,112,717	77,677
京都電氣	1,000,000	7.9	400	1,112,717	77,677
阪神電氣	1,800,000	1.5	500	1,112,717	77,677
土佐電氣	1,000,000	0.7	1,112,717	77,677	77,677

豐州電氣 100,000 1,000 1,000 1,000 1,000

表中△印は損失を示す

◎馬車鐵道 明治三十八年に於る全國馬車鐵道の總延長は五十八哩四十八鎖にして二十九會社の經營する所たり、而して其車輛合計は六百八十二輛之に用ゐし馬匹六百八十四、又其一箇年間の乗客は七約百萬人にして營業利益は約十三萬圓なりとす。

◎馬車 乗用及荷積馬車の最近六年間の統計は左の如し。

年	乗用		荷積	
	一匹立	二匹立	一匹立	二匹立
三十三年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十四年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十五年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十六年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十七年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十八年	1,414	1,914	1,414	1,914

◎人力車 人力車は年々減少を示しつゝ、あり、汽車、電車、馬車鐵道等の交通機關發達したるの影響に外ならざるべし、

◎荷車其他諸車 荷車及牛車等の現在高を前五箇年に對照すれば左の如し。

年	荷車			牛車
	大車	中車	小車	
三十三年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十四年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十五年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十六年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十七年	1,414	1,914	1,414	1,914
三十八年	1,414	1,914	1,414	1,914

三、海運

◎船舶の増加 我國は四面環海の關係上、其交通運輸の大部分は之を水運に俟たざるべからざるが故に、古より船舶の數多かりしも、大概日本形船に屬し、快速と安全とを具備せる西洋形に至ては極

第二 經濟 三、海運

めて僅少なるを免かれざりき、然るに近年我海運業の發達は比年著しきを致し、彼鐵道の延長に劣らざる勢を以て汽船の増加を見つゝあるのみならず、其種類の如きも亦漸次大形となり、且木製より鐵製鋼鐵製に進歩しつゝあるを見る、今其一般的觀察をなすに先ち全國に於る汽帆船増加の實狀を示さん。

年次	登簿船		不登簿船	
	船數	噸數	船數	噸數
三十三年	1,166	82,333	1,011	23,306
三十四年	1,166	90,190	887	25,781
三十五年	1,166	93,189	792	1,267
三十六年	1,166	101,301	1,001	12,000
三十七年	1,166	112,000	1,000	13,191
三十八年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十九年	1,166	130,187	1,031	13,260

◎汽船の激増 更に汽船に就て之を見るに其増加の急激なる實に驚くべきものなり、而して此増加は主として戦後にあるを見る、今明治二十六年以降三十九年に至る登簿及不登簿汽船の狀況を示せば左の如し。

年次	登簿		不登簿	
	船數	噸數	船數	噸數
二十九年	1,166	130,187	1,031	13,260

三十年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十二年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十三年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十四年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十五年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十六年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十七年	1,166	130,187	1,031	13,260
三十八年	1,166	130,187	1,031	13,260

即日清戦役の明治二十九年に於る登簿不登簿船の總計は、八百九十九艘、三十七萬三千五百八十八噸なるが故に、今之を同戦役前の二十六年に於る船數六百八十艘、十一萬〇二百五噸なるに比して實に三倍以上に達せるを見るべし、而して又日露戦役後の三十八年には一千九百八十八艘、九十三萬九千七百四十九噸に達し、同戦役前なる三十六年に比して四百十八艘、七十二萬六千五百四十噸を増加せるを見るべし、是此皆主として戦時中軍事輸送の爲めに一般貨客輸送の滞滯せるを救済するの目的を以て海外船舶を購入了たる結果によるものとす。

第二 經濟 三、海運

◎大汽船増加の傾向 汽船の増加は、如何なる種類のものに向て行はるゝやを見るに、左の如く外國航路の使用に堪ゆる大汽船に於て特に著しきものあるが如し。(登簿船のみを掲ぐ)

噸數別	三十三年			三十六年			三十九年		
	船數	噸數	噸數	船數	噸數	噸數	船數	噸數	噸數
百噸未満	1,166	17,947	503	1,166	23,577	644	1,166	33,586	733
五百噸	1,166	3,000	333	1,166	7,933	803	1,166	16,000	1,600
千噸未満	1,166	5,880	777	1,166	10,557	1,166	1,166	16,000	1,600
千噸以上	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166

◎船齡 我汽船の船齡の如何なる状態にあるかは、我航運業の實力を究むる上に於て必要なる要件なるを以て茲に最近十年間の趨勢を示すべし。(登簿船のみを取る)

船齡別	二十八年			三十三年			三十八年		
	船數	噸數	噸數	船數	噸數	噸數	船數	噸數	噸數
五年未満	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
十年未満	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
十五年未満	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
二十年未満	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
廿五年未満	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166
三十年未満	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166	1,166

三十年以上 不詳 六 一 一 三  
◎汽船の進歩 船齡と相並びて船船の實力上重大の關係を有するものを船質となす、此點に於ても亦我汽船は非常の進歩を示しつゝあり、即左の如し。(登簿船のみを取る)

種別	三十八年		三十九年	
	船數	噸數	船數	噸數
鋼製	1,166	1,166	1,166	1,166
鋼及鉄製	1,166	1,166	1,166	1,166
鉄製	1,166	1,166	1,166	1,166
鉄及木製	1,166	1,166	1,166	1,166
木製	1,166	1,166	1,166	1,166

此三十八年に於る木製の大部分は五百噸未満のものに屬し、内百噸未満六百十九、百噸以上五百噸未満のもの二百六十八にして合計八百八十七艘に達せり、是に由て之を觀れば航洋汽船の多くは實に鐵製以上のものなるを見るべし。

◎船質 我國の帆船は之を汽船の此年著しき増加を示し、あるに對照すれば、其増加力の微弱なるを思はしむるものなきにあらず、即左の如し。

年次	船數		噸數	
	船數	噸數	船數	噸數
三十三年	1,166	1,166	1,166	1,166
三十四年	1,166	1,166	1,166	1,166

第二 經濟 三、海運

三十五年 三九七 三九七  
 三十六年 三九四 三九四  
 三十七年 三九〇 三九〇  
 三十八年 四三三 四三三  
 三十九年 四〇四 四〇四

尙ほ三十九年末に於る噸數別を見るに左の如し

噸數別	艘數	噸數
二十噸以上百噸未満	二七六	一七、三三三
百噸以上三百噸未満	一三〇	一六、二二四
三百噸以上五百噸未満	四	一、三
五百噸以上千噸未満	一	八五
千噸以上	一	三、六五

即以上によりて之を見れば帆船は、多く三百噸未満のものに屬し、殊に百噸未満のもの最多きを占む、此點より言ふも帆船は今や全然汽船に對して補助的位置にあることを想ふべし。

◎内地新造船と外國購入船 我國造船所の發達は比年著しく今や平時にありては、左の如く其増加船の過半を内地に於て建造し得るの地位に達したり

年次	内國建造船 艘數	噸數	外國購入 艘數	噸數
二十九年	六	五、八〇〇	七	一〇、六二
三十年	五	〇、六六	三	一、〇四
三十一年	四	三、九元	〇	〇、〇〇

年次	内國建造帆船 艘數	噸數	外國購入 艘數	噸數
三十二年	五	一、八七五	九	一、五七四
三十三年	五	一、五〇八	三	一、六四三
三十四年	七	三、八八元	三	一、九四四
三十五年	六	六、三三六	〇	〇、〇〇〇
三十六年	六	三、三三三	七	三、四四〇
三十七年	四	七、〇〇〇	七	一、七二六
三十八年	二	〇、〇八元	〇	〇、〇〇〇

◎海技免狀受有者の増加 我國船舶の増加に伴ひ海技免狀受有者も亦著しく増加せり、而して其注意すべき現象は從來多かりし外國人に其増加少くして内國人に多き事實なり。即ち左の如し。

年次	内國建造帆船 艘數	噸數	外國購入 艘數	噸數
二十九年	二	一、〇二一	一	一、〇二一
三十年	六	三、四四三	一	一、〇二一
三十一年	三	〇、八八元	一	一、〇二一
三十二年	三	〇、三三三	一	一、〇二一
三十三年	一	一、八八元	一	一、〇二一
三十四年	三	三、〇三三	一	一、〇二一
三十五年	三	三、〇三三	一	一、〇二一
三十六年	二	九、九三三	一	一、〇二一
三十七年	二	二、二二五	一	一、〇二一
三十八年	二	六、三三三	二	五、七

四、郵便

年次	内國人	外國人	計
三十年	七、〇四四	六八	七、一一二
三十一年	三、三三三	三三	三、三六六
三十二年	三、三三三	三三	三、三六六
三十三年	四、五五五	三三	四、八八八
三十四年	五、五五五	三三	五、八八八
三十五年	一、五五五	三三	一、八八八
三十六年	一、五五五	三三	一、八八八
三十七年	一、五五五	三三	一、八八八
三十八年	一、五五五	三三	一、八八八

◎我國郵便の發達 明治四年一月試に東京、京都、大阪間に郵便を開始することとなり、郵便規則を發布し同年三月より之を實施したり。翌五年郵便施行の範圍を全國に及すこととなり、本式の郵便規則を發布せり。明治六年三月令して同年四月より郵便賃錢の科呼を廢し、郵便税となし、量目等一の信書は里數の遠近に拘らず國內普通等一の郵便税を收むることとなし、又同年五月一日以來信書遞送は一切之を驛遞頭の特任に歸せしめ、其他何

人を問はず一切信書の遞送を爲すことを禁じたり越へて十五年に至るや更に郵便條令の改正となり、翌十六年より是か實施を見たり。

而して其改正の要點は郵便物を第一種より第四種に區別し從來の市内郵便、地方郵便、若しくは市外郵便増額等の制を廢し郵便料均一の主義をとる、第一種郵便物は二匁毎に二錢と定め、同時に施政上の大改良を行ひ、郵便局の配置を整理し全國を劃して五十二の驛遞區に分ち驛遞區毎に一驛遞出張所を設け、且つ從來地方官をして監督せしめたる事務を驛遞局の直轄となせり。其結果我郵便事業は其年即ち十六年なり。大に面目を改め其取扱數の如き俄然増加して總數一億七百三十八萬二百三十二通の多きに達せり。十七年には往復郵便端書を發行し、十九年に於ては監督方法を改め遞信管理局を開く、驛遞出張所を廢し地方監督の權限を執行せしめたり。當時郵便及電信事業は遞信省の管轄に屬したりしが、此時初めて長崎に電信局を設けたり。二十二年地方郵便局の監督事務を四十五の一等局に移して其監督區域を定め、遞信管理局を廢し、又郵便條令に改正を加へ第三種

第二 經濟 四、郵便

郵便物に屬する定期印刷物の郵便料を半減し、第五郵便物に屬する、書籍、圖書見本、雛形等の料金等に對する重量を増加し農産物の種子の或ものを第四種郵便物に屬せしめたり。二十八年又郵便條令を改正し、農産の種子を第五種郵便物となし、其郵便料を半減せり。二十九年臺灣に郵便制度を布き内地と等しく通信の便を開けり。而して、三十二年に至り財政上の理由より郵便料金の引上げを行ひ、從來封書は二匁迄二錢なりしを四匁迄三錢とし、葉書は一葉一錢を一錢五匁に往復葉書は一葉二錢なりしを三錢に改め、定期刊行物十六匁迄五匁なりしを二十匁迄五匁となせり。三十三年十數年來施行し來りし郵便條令を廢し郵便法を制定せり。

新法の舊法と異なる點は、法律としては法律と命令との兩域を嚴定し手續注意に關することは省令其他訓示の形式を以て定め、新法には郵便の骨子ともなるべき部分を定め、省令以下は時々取扱上の便宜に應じ得ることとし、主として獨逸郵便法に則れるものなり。其議の初めて當局者間にありしは二十三年の交にして三十三年漸く立案を了

はり同年三月直ちに公布せられたり。而して翌三十四年に於ては價格表記料を改正し價格表記郵便物の封皮及封緘紙を發行し、其他普通郵便物の遞送配達受付及吏員執務上の改善等屢々行はれたりと雖、今之を詳叙するの要なし、以下更に最近に於ける帝國郵便の施設上の成績を示さん。

◎郵便局 郵便局所は明治四年創設當時は東京、大阪、京都の三府及横濱神戸、長崎新潟函館の五港併に其沿道の主なる都市に設けられしもの約百八十ヶ所なりしが、翌五年には地方官衙のある所郵便若しくは郵便取扱所を見ざるなく、其新設せられたるもの九百八十箇所に上り、爾後年を追うて益發達し遂に十五年に於ては五千五百二十七箇所の多數を示せり。蓋し從來地方局所の存廢新設は凡て地方官の取捨に一任したるを以て濫設の弊を生じたりしかば、中央政府は干涉の必要を感じ、之が整理に着手したる結果二十二年には其數減じて四千二百三十七箇所となれり。然るに翌二十三年地方監督法の改正と共に地方の發達に應じて新設することとなり局所數は漸次増加し、遂に四十八年末に於ては郵便局四千二百二十九箇所郵便取

扱所及受付所は一千七百六十八箇所の多きに及べり。即ち左の如し。

年	郵便局	郵便取扱所受取所	郵便所
三十九年	三、七〇	五、五	五、四五
三十八年	三、六九	五、四	五、三九
三十七年	三、六八	五、三	五、三三
三十六年	三、六七	五、二	五、二七
三十五年	三、六六	五、一	五、二一
三十四年	三、六五	五、〇	五、一五
三十三年	三、六四	四、九	五、〇九
三十二年	三、六三	四、八	五、〇三
三十一年	三、六二	四、七	四、九七
三十年	三、六一	四、六	四、九一
二十九年	三、六〇	四、五	四、八五
二十八年	三、五九	四、四	四、七九
二十七年	三、五八	四、三	四、七三
二十六年	三、五七	四、二	四、六七
二十五年	三、五六	四、一	四、六一
二十四年	三、五五	四、〇	四、五五
二十三年	三、五四	三、九	四、四九
二十二年	三、五三	三、八	四、四三
二十一年	三、五二	三、七	四、三七
二十年	三、五一	三、六	四、三一
十九年	三、五〇	三、五	四、二五
十八年	三、四九	三、四	四、一九
十七年	三、四八	三、三	四、一三
十六年	三、四七	三、二	四、〇七
十五年	三、四六	三、一	四、〇一
十四年	三、四五	三、〇	三、九五
十三年	三、四四	二、九	三、八九
十二年	三、四三	二、八	三、八三
十一年	三、四二	二、七	三、七七
十年	三、四一	二、六	三、七一
九年	三、四〇	二、五	三、六五
八年	三、三九	二、四	三、五九
七年	三、三八	二、三	三、五三
六年	三、三七	二、二	三、四七
五年	三、三六	二、一	三、四一
四年	三、三五	二、〇	三、三五
三年	三、三四	一、九	三、二九
二年	三、三三	一、八	三、二三
一年	三、三二	一、七	三、一七
〇年	三、三一	一、六	三、一一

今一局所に對する平均面積を見るに、四方里毎に各一局所の割合となり、更に一局所に對する平均面積中最小なる府縣を列擧すれば左の如し。

地方	面積
東京	〇、五
京都	一、五
大阪	〇、八
神奈川	一、六
愛知	一、七
香川	一、八
千葉	二、四
三重	二、六
山口	二、五

又平均面積の大なるものは左の如し。

地方	面積
北海道	一八、八
岩手	七、〇
青森	六、〇
秋田	五、九

三十八年四月全國郵便電信受取所、郵便受取所を郵便局と改定し、從來官設のものは二等局に、其他受負のものは三等局となせり。又滿洲にありし軍用通信所及野戰郵便局は三十九年九月關東都督府の管轄に移され同時に郵便局と改め、本局を大連に置き現在局所數は五十七箇所なり。

◎郵便線路 郵便線路は初め大線路、小線路の二種に區別し、又遞送種別は普通道路便、鐵道便、湖上便及海路便の五種に區別せしが、十六年大線路、中線路、小線路の三種に改め、十八年に至り大線路に於ては一日二回以上、中線路に於ては一回以上、小線路に於ては一回の差立となさしむる事となし、三十二年に至り現制の如く二等三等四等の區別を設け、一等は東京を中心とし南は臺灣總督府、北は北海道廳に及び、其他の各地は縣廳及旅團以上の屯營所在地、又は商工業の繁盛なる地點に及び、而して二等線以下四等線に至る迄地方發達の狀態によりて區別を立て、遞送種別は

普通郵便、水路郵便、鐵道郵便の三種となせり。左に右線路の現狀を示さん。

年次	普通道路	鐵道	水路	總計
二十八年	二、三六〇	八、三	二、四〇	一〇、一〇
二十九年	二、五七〇	六、七	二、五〇	一〇、〇〇
三十年	二、五〇〇	九、九	三、三	一〇、〇〇
三十一年	二、五〇〇	一、二	二、八	一〇、〇〇
三十二年	二、五〇〇	一、四	二、六	一〇、〇〇
三十三年	二、五〇〇	一、五	二、五	一〇、〇〇
三十四年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
三十五年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
三十六年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
三十七年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
三十八年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
三十九年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十一年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十二年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十三年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十四年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十五年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十六年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十七年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十八年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
四十九年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十一年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十二年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十三年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十四年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十五年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十六年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十七年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十八年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
五十九年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇
六十年	二、五〇〇	一、七	二、三	一〇、〇〇

◎郵便物件取扱數 更に創業以來郵便取扱物件の數を示して参考に資せん。

年次	振出	拂渡
三十五年	三三九、五	四八八、〇
三十六年	三七一、五	四四三、〇
三十七年	三五七、九	四八八、〇
三十八年	三五七、九	四八八、〇
三十九年	三五七、九	四八八、〇
四十年	三五七、九	四八八、〇
四十一年	三五七、九	四八八、〇
四十二年	三五七、九	四八八、〇
四十三年	三五七、九	四八八、〇
四十四年	三五七、九	四八八、〇
四十五年	三五七、九	四八八、〇
四十六年	三五七、九	四八八、〇
四十七年	三五七、九	四八八、〇
四十八年	三五七、九	四八八、〇
四十九年	三五七、九	四八八、〇
五十年	三五七、九	四八八、〇
五十一年	三五七、九	四八八、〇
五十二年	三五七、九	四八八、〇
五十三年	三五七、九	四八八、〇
五十四年	三五七、九	四八八、〇
五十五年	三五七、九	四八八、〇
五十六年	三五七、九	四八八、〇
五十七年	三五七、九	四八八、〇
五十八年	三五七、九	四八八、〇
五十九年	三五七、九	四八八、〇
六十年	三五七、九	四八八、〇

◎外國郵便 蓋し我國が外國と郵便物交換の途を開けるは明治六年にして、同年始て米國と郵便交換條約を締結し、明治八年より其實施を見たり。然れども是れ單に外國と通信の道開けたりと云ふに過ぎざる有様にて、他外國の通信は皆米國を經由せざるべからざるが故に、其不便甚しかりしが、明治十年萬國郵便聯合條約の締結せらるゝに及び、我國外郵便の業は全く大成を告げたり、同年六月聯合條約の實施と共に料金の低廉となり、且つ統一を得て、頗る取扱上の利便を受くるに至れり。爾來一方には訂盟國益増加して亞細亞及亞弗利加に於ける幾何の邦國を除くの外、全世界に涉りて此條約の及ばざる所なきに至りたるに如へ、他方には又我國運の發達すると共に對外通信は愈々増加し、三十六年に於ける發信數は八百萬の多きに上り、受信數亦之に譲らざるの盛況見をるに至る即ち左の如し。

種別	三十四年度	三十五年度	三十六年度
書狀	三、四八、八三〇	三、五〇、〇〇〇	三、七六、八〇〇
書	四、〇七、九七〇	三、八六、八〇〇	四、一〇、〇〇〇
葉書	一、一七、七九〇	九、九、九〇〇	一、一〇、〇〇〇
印刷物	一、〇四、六二〇	八、五、三〇〇	一、〇三、三〇〇
業務用	一、八四、〇〇〇	一、〇、五〇〇	一、五、〇〇〇
見本品	一、七〇、〇〇〇	一、八、〇〇〇	一、四、〇〇〇
無料	一、四、〇〇〇	一、〇、〇〇〇	一、〇、〇〇〇
書留	一、六、三三〇	一、二、二二〇	一、九、八八〇
總計	七、一〇、〇六〇	六、八六、五三〇	八、一五、三三〇

其金額を三圓以下となせり。然るに三十二年證書一枚三十圓を五十圓に改め、三十三年には郵便爲替金居宅拂の制を設け、同年郵便法の制定あるに及び現行の郵便爲替法を制定し、振出枚數の制限を廢し、小爲替の制限三圓を五圓となし、又三十四年郵便爲替證書線引讓渡の法を實施せり。今や郵便爲替の利用は愈々増加し、之を去三十七年に見らる振出口數約一千二百萬、金額一億二千萬圓にして、之を二十八年に比し、兩者共に約三倍の増を告げたり。已に三十七年にして斯の如し戦後財界旺盛、事業大に勃興せる今日其増加の著しき、想像に餘あり。左に二十八年以降三十七年に至る發達の狀態を示さん。

◎内國郵便爲替 明治八年郵便爲替の實施せられてより、十五年郵便條例の制定あるに及び、同一の差出入より同一の受取人に宛て同一の郵便局に於て拂渡すべき金額は、一日三十圓と定められたり。又十八年電信爲替小爲替の二種を設け、小爲替は



第一節 四、郵便

◎外國郵便爲替 明治十二年香港と郵便爲替交換條約を締結したるを以て嚆矢とす。其後引續き各國と交換條約を締結したるが、十八年遂に萬國郵便爲替條約に加入したり。蓋し現行の制度は三十年に開設せる萬國郵便聯合大會議に於て、締結せる萬國郵便爲替事務約定によるものなり。又其最初の取扱局は横濱のみならずが次第に増加して、東京、大阪、京都、横濱、神戸、長崎及函館の七局となり、十八年に於ては百二十餘局となり、三十三年十月以來は内國郵便爲替を取扱ふ所は總て外國郵便爲替をも取扱ふに至れり。此の如く取扱局の増加せるは其事務の増加せる結果にして、即ち外國郵便爲替の増加を意味するものなり。詳細は左表の如し。

年次	拂出		拂渡	
	口數	金額	口數	金額
二十八年	三三九	六、六〇〇	一〇、三三六	五、五〇五
二十九年	三五一	六、八〇九	二〇、九七	六、〇〇九
三十年	三九〇	一〇、八八六	三、九五五	六、九八五

◎内國小包郵便 二十五年初て小包郵便法の制定施行あり、全國樞要の地二百餘局にて之を取扱はしめ、通常及價格表記の二種に區別し、遞送里程の遠近と貨物の重量とによりて郵便料を區別し、郵便區の市外に別に料金を追徴せり。二十九年小包郵便料を改正し、里程の階級を減じ其容量を増加し、又市外加徴料を廢したり。同年代金引換小包郵便を開始し、三十二年其代金額制限を改正し、三十三年郵便法の實施に際し、小包郵便法を廢して普通郵便と併せて郵便法中に規定し、全國の局所及受取所に於て之を取扱はしめたり。

從來我國には飛脚業者の後身たる内國通運會社なるものあり、爲に小包郵便の實施後れたるも比較的不便を感ずるを少なかりしが、一度小包郵便の開始せられ、公衆又斯業の確實を認むるや、取

三十一年	四三六	一、二二一	一、五〇六	六、九三〇
三十二年	五三五	一、五七〇	三、〇四五	一、五七三
三十三年	六八三	一、七二四	三、〇〇元	一、六六六
三十四年	六九五	一、八〇九	四、二二九	二、四三六
三十五年	八二七	二、〇五三	五、四〇〇	三、八七〇
三十六年	九六三	二、六〇〇	六、〇〇〇	四、五七〇
三十七年	一、〇〇三	三、〇四四	七、二七〇	四、六三三

取扱大に増加したり蓋し商業の達發し、商取引の繁劇となるや、其増加を來すべき勿論にして、三十四年には引受數九百二十六萬千八百五十箇なりしが、三十七年には一千八百八十六萬餘箇となり三十八年には野戰郵便局及艦船郵便取扱のもの四百一十五萬餘箇を除き一千九百九十二萬餘箇となり。即ち左の如し。

年次	有料		無料		合計
	口數	金額	口數	金額	
三十四年度	八八五、〇二	四、四四四	九、三三六	〇	一〇、二二〇
三十五年度	九六二、七三	五、九八八	一〇、二六六	〇	一六、二五四
三十六年度	一、〇〇三、九三	六、八〇九	一〇、三三六	〇	一七、一四五
三十七年度	一、〇〇三、九三	六、八〇九	一〇、三三六	〇	一七、一四五

◎外國小包郵便 明治十二年香港と交換條約を締結したるを以て嚆矢とす。當時其取扱局は只僅に東京、大阪、横濱、京都、神戸、長崎函館及新潟に過ぎざりしが、次で獨逸、英吉利、佛蘭西、英領加奈太、北米合衆國及暹羅等と交換條約を締結するに至り取扱局も漸次増加し、今日に於ては郵便取扱局は何れも之を取扱ふに至れり。蓋し海外交通の漸く頻繁となり、商取引の盛んなるに従ひ、外國小包郵便の増加するは當然のことに屬せり、去れ

ば二十九年に於ては發送二千七百七十四箇、到着二千七百七十箇なりしもの、三十三年に至り發送五千三百三十九箇到着一萬八千五百五十箇となり、三十七年に於ては發送二萬五千五百五十箇、到着四萬九千九百六十四箇となり、發送、到着共に約二十四倍の増加を告げたることを左に示すが如し。

年次	發送		到着		合計
	口數	金額	口數	金額	
二十九年	二、七〇四	三、二七〇	二、七〇四	三、二七〇	五、四四〇
三十七年度	六、五五五	七、五五五	六、五五五	七、五五五	一三、一一〇

◎日露戦争と郵便 日露戦争に於て戰時通信は殆んど遺憾なく行はれたり。野戰郵便は常に軍隊と進退を共にし、戰地到處我帝國郵便章旗を認めざるなく、而かも少數の局員にて殆ど間然する處なく之を遂行せり。戦争の初期に於て野戰郵便にて取扱ひしは、第一種書狀、第二種郵便葉書、及第三種中の日刊新聞のみに限りしが後ち第一種の信書中に多少の物品を封入することを默許せり、又京城、仁川、開城、馬山及釜山にある者併に我艦船及軍用運送船に宛てたるもの限り、通常郵便物中第三種毎月一回以上刊行する定期刊行物、第四種書籍、印刷物寫眞併に小包郵便物の引受を取扱

第二節 四、郵便

第二 經濟 五、電信

ふことゝなしたり、越へて三十八年となるや、野  
戰郵便局にて軍事郵便の外普通郵便及爲替事務の  
取扱ふの途を開けり、三十七年二月以降三十八年  
三月末まで野戰郵便局及艦船郵便所にて取扱ひた  
る各種郵便物は左の如し。

Table with columns: 普通 (Ordinary), 小包 (Small Packages), 合計 (Total). Rows for 三十年六度 (二日以降), 三十七年度.

普通爲替 小爲替 合計  
三十年六度(二日以降) 六五七五五 六五七五五  
三十七年度 六五七五五 六五七五五  
以て戰時に於ける郵便物の如何に夥多なりしかを  
見るべし。更に又二局所にて取扱へる軍事郵便爲  
替は左の如し。

五、電信

◎電信線 政府は已に明治二年に於て電信の布設に  
着手せるに拘らず、一般人民は未だ此極めて迅速

なる通信機關と利用することを知らず、明治四五  
年の頃までは主として官用通信と傳習用のみ供  
せられ私信の利便は殆ど見るを得ざるの状態にあ  
りしが、文化の發達は遂に利器を使用するの利を  
教へ、商業の發達は迅速なる通信の必要を促し、  
今や我國に於ては全國到る處其布設を見ざるなき  
のみならず、明治十二年萬國電信條約に加盟した  
る以來外國電信は内地電信と相俟て大なる發達を  
呈せり。左に三十八年以來三十七年に至る我電線  
の發達を示さん。

Table with columns: 年次 (Year), 陸上線 (Land Line), 海底線 (Submarine Line). Sub-headers: 線路 (Line), 線條 (Cable), 心線 (Core). Rows for 二十八年, 三十一年, 三十二年, 三十三年, 三十四年, 三十五年, 三十六年, 三十七年.

第二 經濟 六、電話

從ひ電信使用の増加するは固より明かにして、商  
工業の發達は電線の布設を促し、電線の布設は使  
用の度數を多からしむ。即ち二十八年に於て内國  
報發信數九百九萬回、外國報發信數九萬六千回な  
りしもの去三十七年に至り内國報は約二千萬回と  
なり、外國報は三十七萬回となれり。左の如し。

Table with columns: 年次 (Year), 内國報(發信) (Domestic News (Transmissions)), 外國報(發信) (Foreign News (Transmissions)), 前年に對する増加 (Increase over previous year). Rows for 二十八年, 二十九年, 三十年, 三十一年, 三十二年, 三十三年, 三十四年, 三十五年, 三十六年, 三十七年.

六、電話

◎電話加入者數の増加 明治二十六年始めて電話事業を  
開設するや、創業の際なるが故に一般に其必要を

了解するもの少なく、加入者數も多からざりし  
が、其利便の一般に了解せらるゝに至り、其需要  
頗る増加し、一時之に應ずる能はず、二十八年政  
府は七年計畫なるものを立て、事業の擴張を計り  
二十九以降全國樞要の地に漸次電話交換所を新  
設し、又既設線路を増加し三十五年に至り遂に其  
完成を見たりと雖、供給は尙ほ需要に伴はず、未  
だ民間の需要を充すこと能はざりしが故に、更に  
第二回の擴張を見んとしたるも日露戰爭に際會せ  
るが爲めに擴張事業は遷延したるが、三十九年十  
月に至り、第二次擴張計畫を立て、更に七年の繼  
續事業となせり。されば加入者數は非常に増加  
し、三十七年に於ては其數三十五萬六千五百六十  
にして二十八年に比し十三倍以上の増加を示せる  
を見る。即ち左の如し。

Table with columns: 年次 (Year), 加入者 (Addition), 如入申込中の者 (Pending Applications), 通信度數 (Communication Volume), 電話料 (Telephone Fees). Rows for 二十八年, 二十九年, 三十年, 三十一年, 三十二年, 三十三年.

第二編 七、金融

三十四年度 三、八〇三 三、八〇三 一、六八七七  
 三十五年度 三、九〇三 三、九〇三 二、一〇七三  
 三十六年度 三、〇〇三 三、〇〇三 二、五〇四九  
 三十七年度 三、五〇三 三、五〇三 二、七〇九三  
 ◎電話線の延長 民間の需要の旺盛なる已に述べたるが如く、政府は擴張に次ぐに擴張を以てす、線路は勢ひ延長せざるを得ず。左に線路状況を示さん。

架線	線路	三十七年度	三十七年度	三十七年度	三十七年度	三十七年度
	線路	二、五〇三	二、五〇三	二、五〇三	二、五〇三	二、五〇三
架線	線路	一、八二五	一、八二五	一、八二五	一、八二五	一、八二五
	線路	二、七〇三	二、七〇三	二、七〇三	二、七〇三	二、七〇三
架線	線路	七、七〇七	七、七〇七	七、七〇七	七、七〇七	七、七〇七
	線路	七、七〇七	七、七〇七	七、七〇七	七、七〇七	七、七〇七
架線	線路	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三
	線路	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三
架線	線路	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三
	線路	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三
架線	線路	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三
	線路	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三	三、三〇三
架線	線路	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三
	線路	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三	一、九〇三

(備考) 本表は各年度末を示すものとす。

◎郵便及電信電話収入 以上述べ來りたる如く、郵便電信及電話等の發達に伴ひ、之より生ずる政府の收入も著しく増加せり。今其累年比較を見るに左の如し。

自創	收入	支出	收入百圓に對する支出
明治十年度	一、〇七五、三〇〇	一、〇七五、三〇〇	一〇〇
同 十五年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
同 二十年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
同 二十五年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
同 三十年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
同 三十五年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
同 三十六年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
同 三十七年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇
同 三十八年度	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇

七、金融

◎戦後の金融 數十萬の壯丁を戰場に送り、二十億圓の軍費を喫したる日露戦争は、我國の金融界に甚大の打撃を加ふべきは固より當然の事柄ならんと思惟せられたるに拘らず、年來財力の進歩の急速なる我經濟界は爲めに非常の悪影響を被らずして、克く數億の國庫債券に應募し、又巨額の非常特別税を負擔して練々として餘裕ありしは頗る慶賀すべき現象にして、之れ戦捷の餘光により國家の信用を海外に嵩め、低利の外債を募り、又我が

第一編 七、金融

公債及び有價證券の海外に賣れ行けるもの多きと民間に於ける自然的な資輸入の端を開きたるに由るもの也。然り而して戦後第一年に於ける明治三十九年に於ける金融の趨勢如何と言ふに、日露戦争は三十八年秋季に於て結了したるも、ポーツマスの講和條件の不充分なりしより、國民の意氣昂らず、隨て經濟界に於ても見るべき活動なかりしが、政府は戦後引續き巨額の外債を海外に募るあり、且つ戦時以來軍費の内地に散布せる事夥しく、民間資金は頗る潤澤となり、金融は全國の市場を通じて緩慢の形勢を作せり、越へて三十九年に入るや、國民尙容易に警戒の念を去らず、加ふるに前年に於ける東北地方の凶作の慘狀甚しきの事實愈明かになりたるより、一層人氣沈靜し、春季の金融は非常の緩慢に陥り、金利は前年末に比して二三厘方低落し、底意極めて軟弱なるの狀態となれり。而して又軍事費の支拂は春來尙繼續せられ、資金の市場を潤すもの益々多く、又國民一般戦時中より勤儉貯蓄の美風になれ、消費節約に努めたるの結果資金の銀行に預け入れらるゝもの頗る多かりしを以て、全國各銀行は何れも遊金を

抱きて運用の途なく競うて大藏省證券に投資の途を求むる有様となれり。此に於て各地銀行にて於頻りに預金利子引下の議を爲すものあり、遂に大阪、名古屋の各銀行は三月末に至り、預金利子を引下げて殆んど東京と眞の利率を同うするに至れり。同時に政府も又金融市場の大勢に鑑み、二月二十一日に大藏省證券を發行するに當り、日歩二厘方を引下げて一錢七厘となし、次で三月九日に一厘、四月末に一厘を引下げて一錢五厘と爲したり。日本銀行も又三月十二日に貸付、割引共日歩二厘方引下げ、貸付日歩二錢一厘、割引日歩二錢と爲したるに拘らず金融益々緩慢にして、新資金の需要なく預金は日に月に増加するの有様なりしが、一方政府の財政的資金の需要は頗る盛んにして、中央銀行の政府貸上高は一億一千二百萬圓に上り、大藏省證券の發行又一億を算し、金融市場より政府に融通せる資金は實に二億餘圓に達せるも、金融は依然として緩慢の狀態を改めず、日本銀行は斯る形勢を看取し、三月中旬利下げ以來未だ五十日に満たざるに四月下旬に至り更に日歩二厘方引下げ、貸付一錢九厘、割引一錢八厘となし

たり。斯くて六月に入り例年の如く生絲資金、諸會社半季決算資金の需要起りたる爲に、割引歩合に一二厘方の小締りを示したるも、固より緩慢の大勢を動かすに足らざりし也。七月に至り日本銀行は眞の金利制度を改正して本支店の貸出利子を同率とし、又本支店間の爲替打歩を全廢しぬ。而して春來引續きたる非常なる緩慢なる金融はいつまでも經濟界の沈睡を容さず春季末より新企業勃興の端を啓きたりしが、下半季に入り天候適順にして豐作の見込充分なるを傳へてより、人氣回復し、漸を追うて各種の新事業企畫せられ、春來上進の勢を持せし株式は益々高潮を呈し、事業熱俄かに昂騰し來り、應に日清戦後の濫興に駕せんとするの虞あるに至れり。然れども金融の方面より言へば新會社の設立如何に多數なるも、未だ證據金又は第一回の拂込をなすに過ぎず。此等は只個人の預金が新會社の預金と變じたるに止り未だ固定するに達せざるを以て金融の狀況に影響せず。加ふるに政府は八月末一千五百萬圓、九月末四千萬圓の大藏省證券を償還したるより市場は益々資金を増加し、左なきだに狂奔せんとする企業

熱に油を焼き薪を加へたり。而して政府は此の傾向を緩和せんが爲に十一月下旬に至り、翌年六月支拂の長期大藏省證券を發行し遊金を吸収するの手段を探れり。斯くて極月に入れば年末決算の爲め資金の需要多く殊に株式の受渡は十八萬餘株の大數なるが爲め、受渡金高も約二千三百萬圓に上れるより、資金の需用一層繁劇を加へ金利は前月末に比し二三厘方引締り割引日歩最低一錢八厘最高二錢一二厘を唱ふるに至り、從て日本銀行の一般貸出高十二月二十六日に於て九千四百萬圓に上り、兌換券發行高三億一千七百萬圓の巨額に達し五千二百萬圓の制限外兌換券の發行を見る至れり。然れども此等は皆年末取引の一時的の需要に過ぎずして要するに金融は終始緩慢の狀態に於て経過せりと謂ふべし。更に如上の趨勢を明かにせんが爲め左に戦前以來四ヶ年の金利及び日本銀行貸出高の變遷を表示すべし。

日本銀行利子表

自三十七年一月	三三	三三	三三
至同年七月	三三	三三	三三
自三十七年七月	一七	一七	一七
至同年十二月	一七	一七	一七
自三十八年一月	一七	一七	一七
至同年六月	一七	一七	一七
自三十八年六月	一七	一七	一七
至同年十二月	一七	一七	一七
自三十九年一月	一七	一七	一七
至同年六月	一七	一七	一七
自三十九年六月	一七	一七	一七
至同年十二月	一七	一七	一七

東京組合銀行利子表

自三十七年一月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年七月	一七〇	一七〇	一七〇
自三十七年七月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年十二月	一七〇	一七〇	一七〇
自三十八年一月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年六月	一七〇	一七〇	一七〇
自三十八年六月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年十二月	一七〇	一七〇	一七〇
自三十九年一月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年六月	一七〇	一七〇	一七〇
自三十九年六月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年十二月	一七〇	一七〇	一七〇
自四十年一月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年六月	一七〇	一七〇	一七〇
自四十年六月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年十二月	一七〇	一七〇	一七〇
自四十一年一月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年六月	一七〇	一七〇	一七〇
自四十一年六月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年十二月	一七〇	一七〇	一七〇
自四十二年一月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年六月	一七〇	一七〇	一七〇
自四十二年六月	一七〇	一七〇	一七〇
至同年十二月	一七〇	一七〇	一七〇